

## インドネシアの投資環境

2025

国際協力銀行



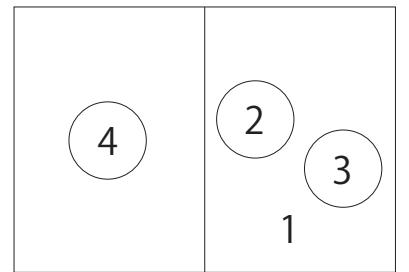
リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）  
に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。  
○リサイクル適正の表示  
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

株式会社国際協力銀行  
JBIC JAPAN BANK FOR INTERNATIONAL COOPERATIONインドネシアの  
投 資 環 境

2025年10月



1. ジャカルタ
2. ボロブドゥール寺院
3. パーム油
4. ワヤック諸島

## はじめに

本資料は、インドネシア向け投資をはじめて検討されている企業の方々を対象に、インドネシアの投資環境について、インドネシア全体と地域毎に整理し、その概要を参考資料として取りまとめたものです。初版を 2008 年 10 月に発行して以降、数次にわたり改訂を実施しております。第 6 版となる本資料は、2023 年 2 月に発行された第 5 版の内容を引き継ぎつつ、最新の情報（2025 年）を反映いたしました。

インドネシアは、アセアン 10 ヶ国の中で人口及び名目 GDP の両面で第 1 位の位置にあり、2025 年 4 月発行の IMF の World Economic Outlook では、2024 年には 5.0% の経済成長を達成する見通しです。このように、インドネシアは、世界第 4 位の人口を背景とした潜在的な大市場や豊富な天然資源を有することから、中長期的な投資国としての人気が高く、国際協力銀行が実施している海外投資アンケート（2024 年度）においても、中期的な事業展開先国として「現地マーケットの今後の成長性」、「安価な労働力」及び「現地マーケットの現状規模」等を理由に、常に上位にランキングしております。一方で、「労働コストの上昇」、「法制の運用が不透明」、「他社との厳しい競争」等の課題も挙げられております。

本資料は、インドネシアの投資環境の全体像を把握するべく、はじめに総論としてインドネシア全体の投資環境のポイントをまとめたうえで、インドネシアの主要な地域について、地域別にその特色などを説明する形式で構成されております。本資料がインドネシア向け投資を検討されている企業の方々のご参考となれば幸いです。

本資料の作成に際しては現地調査を行い、進出日系企業・金融機関、JETRO など多くの方々より貴重な情報をご提供頂き、参考にさせていただきました。また、日本国内でも有識者の方々にお話を伺ったほか、各種文献の情報も参考にさせていただきました。ご協力いただきました各方面の皆様に深く感謝を申し上げます。

なお、本資料は有限責任あずさ監査法人の協力により作成致しました。また、本資料は、インドネシアに対する株式会社国際協力銀行としての評価や公式見解を表明するものではありません。

2025 年 10 月  
株式会社国際協力銀行  
産業ファイナンス部門  
中堅・中小企業ファイナンス室

---

## (1) 目 次

ひとくちメモ一覧	v	11. 国防	21
図表一覧	vi	第3章 経済概況	
略語一覧	xii	1. 経済概観	23
<総論>			
第1章 概観（国土、民族、社会、歴史など）			
1. 正式国名	1	2. 産業構造	26
2. 人口	1	3. 貿易構造	29
3. 国土	2	4. ASEAN の中のインドネシア	37
4. 首都	3	第4章 直接投資受入動向	
5. 気候	4	1. 外国直接投資（FDI）受入動向	42
6. 民族	4	2. 国別受入動向	43
7. 言語	4	3. 業種別受入動向	43
8. 宗教	4	4. 日本からインドネシアへの直接投資	44
9. 教育	5	第5章 日イ経済関係	
10. 通貨	7	1. 日イの経済関係と貿易の概要	46
11. 歴史	7	2. インドネシアにおける日系企業	47
第2章 政治・外交・軍事			
1. 政体	14	3. 日・インドネシア経済連携協定	47
2. 元首	14	第6章 外資導入政策と管轄官庁	
3. 首相	15	1. 管轄官庁	49
4. 内閣	15	2. 外資導入の概要	49
5. 行政組織	15	3. 近年の主要な投資促進・優遇策	50
6. 地方行政制度	16	第7章 主要関連法規	
7. 立法	17	1. 会社法	53
8. 政党	18	2. 投資法	53
9. 司法	19	3. 規制業種リスト	54
10. 外交	20	4. 税法	54
		5. 外国通貨に関する各法令	54
		6. 農業基本法	54
		7. 労働に関する法律	55
		8. 労使紛争解決法	55

---

9. 汚職撲滅法 .....	55	9. その他地方税 .....	82
10. 個人データ保護法 .....	56	10. 日本・インドネシア租税条約 .....	82
11. 日・インドネシア経済連携協定 .....	56	11. 納税と申告期限 .....	82
<b>第8章 投資形態</b>		12. 移転価格税制 .....	83
1. 進出形態 .....	57	13. 新首都「ヌサンタラ」 の税制優遇の決定 .....	84
2. インドネシアの会社形態 .....	57	14. 税務上の問題点と留意点 .....	85
3. 会社再編・清算 .....	58		
<b>第9章 主要投資インセンティブ</b>			
1. 奨励事業 .....	61	<b>第13章 用地取得</b>	
2. 輸入関税免除 .....	62	1. 土地利用の概要 .....	88
3. タックスアローワンス (法人税優遇措置) .....	62	2. 事業者権 (HGU) .....	88
4. タックスホリデー (法人税減免措置) .....	62	3. 建設権 (HGB) .....	88
5. インベストメントアローワンス .....	63	4. 利用権 (HP) .....	89
<b>第10章 外資規制業種</b>			
1. 外資参入規制 .....	64	<b>第14章 知的財産権</b>	
2. 現地調達比率規制 .....	68	1. 知的財産権保護の状況 .....	90
<b>第11章 許認可・進出手続・組織再編・M&amp;A</b>		2. インドネシアで保護される知的財産権 .....	91
1. 株式会社の設立手続と必要書類 .....	70	3. 日・インドネシア経済連携協定 .....	96
2. 組織再編・M&A .....	72		
3. その他の手続 .....	74	<b>第15章 環境規制</b>	
<b>第12章 税制</b>		1. インドネシアの環境問題 .....	98
1. 法人税 .....	75	2. 環境保護の体制 .....	98
2. 付加価値税 .....	78	3. 環境保護の法体系 .....	98
3. 個人所得税 .....	79	4. 環境基準 .....	99
4. 海外支払に対する源泉徴収課税 .....	80	5. 環境影響評価 .....	99
5. 奢侈品販売税 .....	81	6. 最近の環境関連規制の動向 .....	103
6. 物品税 .....	81		
7. 印紙税 .....	81	<b>第16章 貿易管理・為替管理</b>	
8. 土地建物税 .....	81	1. 輸出入規制 .....	105

<b>第17章 金融制度</b>	1. 金融機関（銀行） ..... 115 2. インドネシアの金融市场 ..... 119 3. 資本市場 ..... 120	1. 進出先としての企業の見方 ..... 169 2. 投資先としての優位性 ..... 171 3. 投資にあたっての留意点 ..... 173
<b>第18章 資金調達</b>	1. 日系企業の資金調達の現状 ..... 124 2. 資金調達に係る規制 （外部格付取得義務など） ..... 125 3. 商業銀行からの借入 ..... 126 4. 株式・債券市場からの資金調達 ..... 127	1. インドネシアの主要産業 ..... 176 2. 自動車 ..... 178 3. バイク ..... 183 4. 食品 ..... 185 5. 小売 ..... 193 6. 不動産 ..... 197 7. FTA、EPA の進捗状況 ..... 199
<b>第19章 労働事情</b>	1. 労働法の体系 ..... 130 2. 労働市場と雇用情勢 ..... 130 3. 賃金 ..... 132 4. 雇用関係 ..... 135 5. 労働条件 ..... 137 6. 社会保険 ..... 140 7. 労働組合・労使紛争 ..... 141 8. 労使紛争の種類 ..... 141 9. 外国人就労規制と労働許可の取得 ..... 141	1. インドネシアの脱炭素 ..... 203 2. BRICS への加盟 ..... 205 3. インドネシアにおける電池・EV 生産 ..... 206
<b>第20章 物流・インフラ</b>	1. 主要な国際空港と港湾の位置 ..... 144 2. 港湾 ..... 144 3. 空港 ..... 150 4. 道路 ..... 152 5. 鉄道 ..... 156 6. 電力 ..... 160 7. 水道 ..... 163 8. ガス ..... 164 9. 通信 ..... 164	1. インドネシアの地域分類 ..... 208 2. 地域別の経済動向 ..... 210 3. 地域別の労働人口と所得水準 ..... 213 4. 賃金水準 ..... 215 5. 外国投資が多い地域 ..... 217 6. 【参考】地域別気候 ..... 219
<b>第21章 投資環境の優位性と留意点</b>		1. 地域概要 ..... 220 2. 主要工業団地 ..... 226
<b>第22章 主要産業の動向と FTA の影響</b>		1. 地域概要 ..... 227 2. 主要工業団地 ..... 230
<b>第23章 最近のトピックス</b>		1. 地域概要 ..... 231
<b>第24章 地域ごとの特徴</b>		
<b>第25章 地域編①：ジャカルタ、西ジャワ州</b>		
<b>第26章 地域編②：バンテン州</b>		
<b>第27章 地域編③：中部ジャワ州</b>		

---

2.	主要工業団地	233
第 28 章 地域編④：東ジャワ州		
1.	地域概要	234
2.	主要工業団地	237
第 29 章 地域編⑤：バタム島		
1.	地域概要	238
2.	主要工業団地	242
第 30 章 地域編⑥：スマトラ		
1.	地域概要	243
2.	主要工業団地	246
第 31 章 地域編⑦：カリマンタン		
1.	地域概要	247
2.	主要工業団地	250

第 32 章 地域編⑧：スラウェシ、マルク・パ プア		
1.	地域概要	251
2.	主要工業団地	255
付録 1 進出企業へのアドバイス		256
付録 2 よくある質問（FAQ）		257
付録 3 日本国内での相談窓口		260
付録 4 インドネシア国内での相談窓口		261
1.	日本政府関連機関など	261
2.	金融機関	262
3.	投資行政機関	263

---

## ひとくちメモ一覧

第2章 政治・外交・軍事 .....	14
ひとくちメモ 1： 出馬のための憲法改正 .....	22
第12章 税制 .....	75
ひとくちメモ 2： 税務裁判では勝訴の可能性も十分あり .....	78
ひとくちメモ 3： 税務調査の実態（移転価格のロイヤリティとその他税務リスク） .....	87
第15章 環境規制 .....	98
ひとくちメモ 4： 水素・アンモニアの活用 .....	104
第19章 労働事情 .....	130
ひとくちメモ 5： インドネシアにおける労務管理 .....	143
第20章 物流・インフラ .....	144
ひとくちメモ 6： ヌサンタラへの移転の状況（2025年6月時点） .....	168
第22章 主要産業の動向と FTA の影響 .....	176
ひとくちメモ 7： 借金をしてまで買い物する？可処分所得の高いインドネシア .....	192
第25章 地域編①：ジャカルタ、西ジャワ州 .....	220
ひとくちメモ 8： 地域ごとに異なる「インドネシア料理」 .....	225

---

## 図表一覧

図表 1-1 生産年齢人口（15-64 歳）の総人口比の推移 .....	2
図表 1-2 インドネシア全図 .....	3
図表 1-3 インドネシアの教育制度 .....	6
図表 1-4 インドネシアの代表的な大学 .....	6
図表 1-5 ASEAN 諸国の日本語学習者数上位 5 カ国（2021 年） .....	7
図表 1-6 インドネシア史の主要な出来事 .....	8
図表 2-1 インドネシアの国家機構 .....	14
図表 2-2 インドネシアの行政機構（2025 年 9 月時点） .....	16
図表 2-3 インドネシアの地方行政機構 .....	17
図表 2-4 国民議会における政党勢力分布（2024 年総選挙結果） .....	18
図表 2-5 インドネシアの司法体系 .....	19
図表 3-1 実質経済成長率と 1 人あたり GDP の推移 .....	23
図表 3-2 実質 GDP 成長率と要因分解 .....	24
図表 3-3 主要経済指標 .....	25
図表 3-4 第 1～3 次産業の構成比の推移 .....	27
図表 3-5 産業別 GDP（実質）の構成比 .....	28
図表 3-6 輸出・輸入と貿易収支の推移 .....	30
図表 3-7 主要輸出品目 .....	31
図表 3-8 主要輸入品目 .....	32
図表 3-9 品目別輸出増加額（対主要輸出国：2014→2024 年） .....	33
図表 3-10 品目別輸入増加額（対主要輸入国：2014→2024 年） .....	34
図表 3-11 主要輸出相手国 .....	35
図表 3-12 主要輸入相手国 .....	36
図表 3-13 国別の貿易収支の推移 .....	37
図表 3-14 ASEAN 諸国の比較表（2025 年） .....	38
図表 3-15 ASEAN 諸国間の貿易額の変化（2014 年→2024 年） .....	39
図表 3-16 ASEAN 諸国・インド・中国との賃金コストなどの比較 .....	40
図表 3-17 日本企業の進出が多い地域の最低賃金推移 .....	41

---

図表 4-1 インドネシアの外国直接投資受入状況（国際収支ベース）	42
図表 4-2 インドネシアの直接投資受入状況（国別、実行ベース）	43
図表 4-3 業種別に見た直接投資受入状況（実行ベース）	44
図表 4-4 日本からインドネシアへの直接投資流入推移（実行ベース）	45
図表 5-1 日本の対インドネシア輸出入の推移	46
図表 5-2 日本の対インドネシアの貿易品目構成比（2021年）	47
図表 5-3 看護師・介護士候補受入人数	48
図表 8-1 株主総会の定足数と議決可決に必要な割合	57
図表 8-2 会社再編の手法	58
図表 8-3 清算のフロー	59
図表 9-1 奨励事業の全体像	61
図表 10-1 外資・内資ともに投資が不可能な分野の概要	64
図表 10-2 内資の中小企業や協同組合のために留保されている分野	65
図表 10-3 内資とのパートナーシップが義務づけられる分野	66
図表 10-4 外資の出資比率が制限される業種	67
図表 10-5 特別な条件が課される業種	68
図表 10-6 現地調達比率の向上に係る義務など	69
図表 11-1 税務当局への提出書類（事業者基本番号取得時）	71
図表 11-2 買収の主な手続	73
図表 12-1 損金と益金の主な例	75
図表 12-2 源泉分離課税の対象となる主な収益項目と課税率	76
図表 12-3 源泉徴収税の対象となる主な支払い項目と課税率	76
図表 12-4 有形固定資産の減価償却	77
図表 12-5 個人所得税の累進税率	80
図表 12-6 個人所得税の各種控除制度	80
図表 12-7 各種納税・申告期限	83
図表 14-1 インドネシアが加盟する知的財産権関連の条約・機関	90
図表 14-2 知的財産総局の組織	90
図表 14-3 インドネシアで保護される知的財産権の概要	91
図表 14-4 特許取得手続概要	92

---

图表 14-5 インドネシアの特許・簡易特許の出願と登録件数 .....	92
图表 14-6 国別特許出願件数（上位 4 カ国：2023 年） .....	93
图表 14-7 産業意匠登録手続概要 .....	93
图表 14-8 産業意匠出願数と登録数 .....	94
图表 14-9 国別産業意匠出願件数（上位 4 カ国：2023 年） .....	94
图表 14-10 商標登録手続概要 .....	94
图表 14-11 商標出願件数 .....	95
图表 14-12 国別商標出願件数（上位 4 カ国：2023 年） .....	95
图表 14-13 著作権申請数 .....	96
图表 15-1 インドネシアの主な環境法一覧 .....	99
图表 15-2 環境影響評価が必要な場合 .....	101
图表 16-1 輸入禁止品目と輸入制限品目のリスト .....	106
图表 16-2 インドネシア国家規格（SNI）遵守の対象となる主な品目 .....	107
图表 16-3 輸出禁止品目と輸出制限品目の例 .....	108
图表 16-4 輸出入通関手続に必要な書類 .....	112
图表 16-5 外国為替レートの推移 .....	113
图表 17-1 総資産における商業銀行業態別シェア .....	115
图表 17-2 政策金利と消費者物価（CPI）上昇率の推移 .....	116
图表 17-3 主要商業銀行の勘定残高（2024 年 3 月末） .....	118
图表 17-4 政策金利指標と消費者物価上昇率の推移（再掲） .....	119
图表 17-5 政策金利と貸出・預資金利の推移 .....	120
图表 17-6 時価総額ランキング .....	121
图表 17-7 株価指数（ジャカルタ総合指数）の推移 .....	122
图表 17-8 債券残高の推移 .....	123
图表 18-1 日系銀行の現地拠点リスト .....	125
图表 18-2 インドネシアで株式の上場が確認された日本企業（2025 年 9 月末時点） .....	128
图表 18-3 インドネシアで社債の発行が確認された日本企業（2025 年 9 月末時点） .....	129
图表 19-1 インドネシアの人口構成の変化 .....	131
图表 19-2 就業者の産業別構成（2024 年 2 月） .....	131
图表 19-3 産業別構成比の推移 .....	132

---

図表 19-4 日本企業の進出が多い地域の最低賃金推移（再掲）	133
図表 19-5 主要産業における平均賃金（2025 年 2 月、月額）	134
図表 19-6 周辺諸国との日系企業平均賃金比較（米ドル）	135
図表 19-7 退職金表	137
図表 20-1 インドネシアの主要な国際空港と港湾	144
図表 20-2 港湾運営合弁会社の例	145
図表 20-3 主要港湾の貨物取扱量推移	145
図表 20-4 パティンバン港の建設予定地	147
図表 20-5 タンジュンプリオク港の貨物積荷量・荷揚量の推移	148
図表 20-6 タンジュンペラク港の貨物積荷量・荷揚量の推移	149
図表 20-7 ベラワン港の貨物積荷量・荷揚量の推移	149
図表 20-8 スカルノ・ハッタ港の貨物積荷量・荷揚量の推移	150
図表 20-9 主要な空港の利用者数の推移	150
図表 20-10 輸送貨物量の推移	151
図表 20-11 道路距離と舗装率の推移	153
図表 20-12 インドネシアにおける自動車登録台数の推移	155
図表 20-13 インドネシアのアジアハイウェイ路線網	156
図表 20-14 鉄道利用者数の推移	157
図表 20-15 鉄道輸送貨物量の推移	157
図表 20-16 KRL コミューターラインの路線図	158
図表 20-17 2023 年の発電容量構成（左）と電源別発電量（右）	161
図表 20-18 “RUPTL2025-2034”で開発が計画されている再エネ発電容量（単位：MW）	162
図表 20-19 日系企業の進出が多い地域における SAIFI、SAIDI	163
図表 21-1 中期的に事業展開先として有望とされる国・地域	169
図表 21-2 有望とされる国とその理由（上位 3 項目）	170
図表 21-3 有望国の課題（上位 3 項目）	171
図表 22-1 インドネシアの産業構成比（実質）	177
図表 22-2 自動車（乗用車+商用車）の販売台数の推移	178
図表 22-3 車種別販売台数と構成比の変化	179
図表 22-4 自動車のメーカー別販売シェア（2024 年）	181

---

図表 22-5 所得水準と乗用車普及率 .....	182
図表 22-6 バイクの販売台数の推移 .....	184
図表 22-7 加工食品の市場規模と成長率 .....	186
図表 22-8 加工食品の売上高と構成比（2014年→2024年） .....	188
図表 22-9 ハラル製品保証法に関する運用スケジュール（一部抜粋） .....	190
図表 22-10 加工食品の売上高と構成比（2018年→2023年） .....	191
図表 22-11 小売販売額の推移 .....	193
図表 22-12 業態別販売額構成比（2014年→2024年） .....	194
図表 22-13 小売業店舗の分類 .....	195
図表 22-14 業態別販売構成比（2024年→2029年） .....	197
図表 22-15 日系不動産関連企業のニュース .....	198
図表 22-16 インドネシアの二国間、多国間経済・貿易協定の概要 .....	200
図表 22-17 インドネシアの署名済み・交渉中のFTA・EPAの詳細 .....	201
図表 22-18 インドネシアの発効済みFTA・EPAの詳細 .....	202
図表 23-1 第2次NDCにおける分野ごとの2030年時点の目標（一部抜粋） .....	203
図表 23-2 バッテリーメタルのサプライチェーン .....	206
図表 24-1 インドネシアの地域分類と基本統計（2020年） .....	208
図表 24-2 インドネシアの州・特別州一覧 .....	209
図表 24-3 地域別に見た名目GDPの産業別構成比（全国=100%） .....	210
図表 24-4 地域別に見た名目GDPの産業別構成比（地域=100%） .....	211
図表 24-5 地域別人口（2024年） .....	214
図表 24-6 職種別に見た給与水準（2020年：ジャカルタ、ルピア／月） .....	215
図表 24-7 地域別の最低月額賃金（2024年） .....	216
図表 24-8 主な地域ごとの外国直接投資金額推移 .....	217
図表 24-9 地域別に見た日系進出企業の業種の内訳（2021年） .....	218
図表 24-10 地域別の平均気温と平均降水量 .....	219
図表 25-1 ジャカルタ首都特別州、西ジャワ州（地図） .....	220
図表 26-1 バンテン州（地図） .....	227
図表 27-1 中部ジャワ州（地図） .....	231
図表 28-1 東ジャワ州（地図） .....	234

---

図表 29-1 バタム島（地図） .....	238
図表 30-1 スマトラの位置 .....	243
図表 31-1 カリマンタン（地図） .....	247
図表 32-1 スラウェシ、マルク・パプアの位置 .....	252

## 略語一覧

A	AANZFTA	ASEAN・豪州・ ニュージーランド自由貿易協定	ASEAN Australia New Zealand Free Trade Agreement
	ACFTA	ASEAN・中国自由貿易協定	ASEAN China Free Trade Agreement
	AFTA	アセアン自由貿易地域	ASEAN Free Trade Area
	AIFTA	ASEAN・インド自由貿易協定	ASEAN India Free Trade Agreement
	AKFTA	ASEAN・韓国自由貿易協定	ASEAN Korea Free Trade Agreement
	AMDAL	環境影響評価	Analisis Mengenai Dampak Lingkungan
	API	輸入業者認定番号	Angka Pengenal Importir
	ASEAN	東南アジア諸国連合	Association of Southeast Asian Nations
	ATIGA	ASEAN 物品貿易協定	ASEAN Trade in Goods Agreement
	AWB	航空貨物運送状	Air Waybill
B	B/L	船荷証券	Bill of Lading
	BEPS	税源浸食と利益移転	Base Erosion and Profit Shifting
	BI	インドネシア中央銀行	Bank Indonesia
	BIFZA	バタムフリーゾーン監督庁	Batam Indonesia Free Zone Authority
	BKPM	インドネシア投資調整庁	Badan Koordinasi Penanaman Modal
	BPJPH	ハラル製品保証実施機関	Badan Penyelenggara Jaminan Produk Halal
C	CBU	完成車	Complete Build Up
	CEPT	共通効果特恵関税	Common Effective Preferential Tariff
	CIF	運賃保険料込条件	Cost Insurance and Freight
	CKD	ノックダウン車両	Complete Knock-Down
D	DPD	地方代表議会	Dewan Perwakilan Daerah
	DPR	国民議会	Dewan Perwakilan Rakyat

E	EPA	経済連携協定	Economic Partnership Agreement
	EU	欧州連合	European Union
	EV	電気自動車	Electric Vehicle
F	FASBI	翌日物預金ファシリティー金利	Fasilitas Simpanan Bank Indonesia
	FDI	外国直接投資	Foreign Direct Investment
	FTA	自由貿易協定	Free Trade Agreement
	FTZ	自由貿易地域	Free Trade Zone
G	GDP	国内総生産	Gross Domestic Product
H	HGB	建設権	Hak Guna Bangunan
	HGU	事業者権	Hak Guna Usaha
	HP	利用権	Hak Pakai
I	IBRA	インドネシア銀行再建庁	Indonesia Bank Restructuring Agency
	IDR	インドネシア・ルピア	Indonesian Rupiah
	ILO	国際労働機関	International Labour Organization
	IMF	国際通貨基金	International Monetary Fund
J	JETRO	独立行政法人日本貿易振興機構	Japan External Trade Organization
	JIEPA	日・インドネシア経済連携協定	Japan-Indonesia Economic Partnership
	JJC	ジャカルタ・ジャパン・クラブ	Jakarta Japan Club
K	KAPET	経済統合開発地域	Kawasan Pengembangan Ekonomi Terpadu
	KBLI	インドネシア標準産業分類	Klasifikasi Baku Lapangan Usaha Indonesia
	KLH	環境省	Kementerian Lingkungan Hidup
L	L/C	信用状	Letter of Credit
	LCGC	ローコスト・アンド・グリーンカー	Low Cost Green Car
	LLL	法的貸出限度	Legal Lending Limit
	LRT	軽量軌道交通	Light Rail Transit

M	MPR	国民協議会	Majelis Permusyawaratan Rakyat
	MPV	多目的車	Multi-Purpose Vehicle
	MRT	大量高速輸送	Mass Rapid Transit
N	NIB	事業基本番号	Nomor Induk Berusaha
	NIK	通関基本番号	Nomor Induk Kepabean
	NPWP	納税番号	Nomor Pokok Wajib Pajak
O	OECD	経済協力開発機構	Organization for Economic Co-operation and Development
	OJK	インドネシア金融庁	Otoritas Jasa Keuangan
	OSS	オンライン・シングル・サブミッション	Online Single Submission
P	PCT	特許協力条約	Patent Cooperation Treaty
	PEB	輸出申告書	Pemberitahuan Ekspor Barang
	PIB	輸入申告書	Pemberitahuan Impor Barang
	PLN	インドネシア電力公社	Perusahaan Listrik Negara
	PMA	外国資本企業	Penanaman Modal Asing
	PT	株式会社	Perseroan Terbatas
	PTSP	ワンストップサービス	Pelayanan Terpadu Satu Pintu
R	RPTKA	外国人雇用計画書	Rencana Penggunaan Tenaga Kerja Asing
S	SEZ	経済特区	Special Economic Zone
	SLF	建物機能適正認証	Sertifikat Laik Fungsi
	SNI	インドネシア国家規格	Standar Nasional Indonesia
	SPSI	全インドネシア労働組合総連合	Serikat Pekerja Seluruh Indonesia
T	THR	宗教大祭手当（レバラン手当）	Tunjangan Hari Raya
	TLT	商標法条約	Trademark Law Treaty
	TRIPS 協定	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定	Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights

---

U	UKL-UPL	環境管理とモニタリング計画	Upaya Pemantauan Lingkungan dan Upaya Pengelolaan Lingkungan
	UNCTAD	国際連合貿易開発会議	United Nations Conference on Trade and Development
V	VAT	付加価値税	Value added tax
W	WIPO	世界知的所有権機関	World Intellectual Property Organization

## 第1章 概観（国土、民族、社会、歴史など）

### 1. 正式国名

正式国名は、インドネシア共和国（英語：The Republic of Indonesia、インドネシア語：Republik Indonesia）である。国旗は1945年の独立時に制定された。赤と白は13世紀末以来の伝統的な国民色である。

白色は潔白を、赤色は勇気を表し、この2色の組み合わせで潔白の上に立つ勇気という意味を持つ。また、同時に赤と白は、太陽と月を表している。配色はモナコ国旗と同じだが、インドネシア国旗は縦横比が2対3（モナコ国旗は4対5）である。ポーランド国旗とも似ているが、ポーランド国旗は上が白、下が赤である。

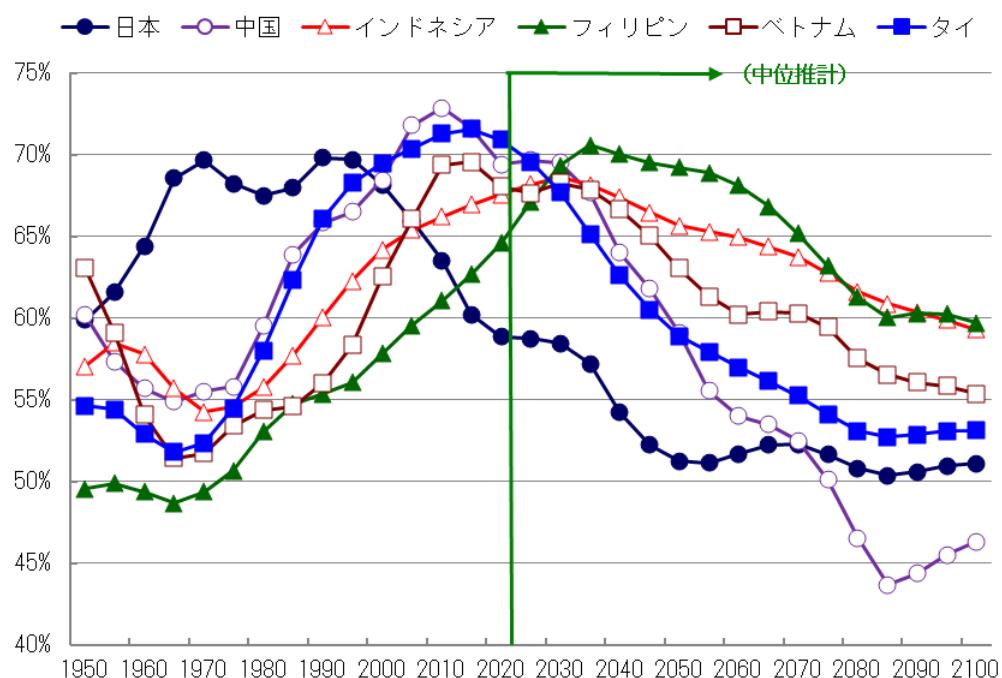


インドネシアの国旗

### 2. 人口

インドネシアの総人口は2億8,160万人（2024年2月時点、国家統計局推計）であり、ASEANの10カ国中で最も多い。また、国際連合によると、2024年の中位年齢は30.1歳であり、フィリピン（25.7歳）よりは高いが、ベトナム（32.9歳）やタイ（40.1歳）に比べると若い国であることが投資環境の魅力の1つに挙げられる。また15歳から64歳までの生産年齢人口の全人口に占める比率の推移を見ると（図表1-1）、タイ及びベトナムでは2015年頃にピークを迎えているが、インドネシアの生産年齢人口は2030年にむけてピークが持続する見込みであり、引き続き若い人口が労働市場に供給される。

図表 1-1 生産年齢人口（15-64 歳）の総人口比の推移



(出所) 国連 “World Population Prospects 2022” より作成

インドネシアではジャカルタを中心としたジャワ島に人口の約 6 割弱が集中している。続いて、約 2 割がスマトラ島に居住し、残る 2 割はカリマンタン島、スラウェシ島など他の島々に分散している。

### 3. 国土

インドネシアは、北緯 6 度から南緯 11 度に南北 1,888 km、東経 95 度から東経 141 度に東西 5,110 km にわたり、大小 1.6 万以上の島々から構成されている。国土面積は約 192 万 km<sup>2</sup> と、日本の約 5 倍にあたる。オランダの植民地時代には、その地形から「オランダ女王の首飾り」と呼ばれていた。

スマトラ、ジャワ、カリマンタン、スラウェシ、ニューギニアの 5 つの大きな島とその他の多くの群島から成り立っている。このため、広大な領域の国土を有しているにも拘らず、陸上で国境線を接しているのは、東ティモール（ティモール島）、マレーシア（カリマンタン島）、パプアニューギニア（ニューギニア島）の 3 国に過ぎない。なお、海を隔てて近接する国としてはフィリピン、シンガポール、マレーシア、オーストラリア、パラオなどがある。

図表 1-2 インドネシア全図



(出所) 各種資料より作成

#### 4. 首都

2025年現在の首都は、ジャワ島西部にあるジャカルタで、その起源は16世紀に名付けられた「ジャヤカルタ」（“偉大な勝利”の意）に由来する。17世紀以降のオランダ支配下ではバタヴィアと名付けられたが、日本軍の占領下で「ジャカルタ」と改称され今日まで続いている。

ジャカルタは首都特別州に指定されており、インドネシアの総人口の約4%、約1,067万人が住んでいる。周辺地域を含めた都市圏（ジャボデタベック）の人口は約3,000万人を上回る。日本との時差はマイナス2時間（日本時間より2時間の遅れ）である。

なお、ヨコ・ウイドド前大統領は2019年4月にジャカルタからの首都移転を発表、同年8月には移転先が東カリマンタン州（カリマンタン島）に決定していた。2022年1月には首都移転のための法案が可決され、新首都名は「ヌサンタラ」（Nusantara）となることが発表された。ヌサンタラは、ジャワ語で「群島国家」を意味する。移転は2022年から2045年にかけて5段階で進められる計画で、第1段階（2022～2024年）では、中央政府機関、オフィス、住宅街の開発を進め、2024年には公務員、軍隊、警察が家族とともに新首都へ移動することとなっていたが、予定されていた公務員約6,000人の移管は、2025年1月時点で未実施と発表されておりスケジュールに遅れが生じている。2024年に就任したプラボウォ大統領は、ヌサンタラ計画を継続する方針を示しており、2029年の次期大統領就任式を新首都で実施することを目指している。ただし、2025年度国家予算においてはヌサンタラ関連支出が前年度比65%減となっており、予算効率化の一環として見直しが進められている。首都移転には最大486兆ルピアの予算計画が立てられているが、国家予算による負担は19%に留まり、残りは企業からの投資や資金提供、官民連携で補う予定となっている。

## 5. 気候

国土が赤道付近に位置するため熱帯性気候であり、季節は乾期（6～9月）と雨期（12～3月）とに分かれる。降水量は、局所的な地形及び気流による影響を受けるため、時期と場所によって大きく異なるが、一般にジャワ島南東部や、同島の東に連なるヌサ・トゥンガラ諸島は降水量が比較的少ない。ジャカルタの場合、2024年の年間平均気温は28.7°Cであった。

## 6. 民族

同国の人団の大部分を占めるのがマレー系民族である。2010年実施の国勢調査によると、主として東部・中部ジャワに居住するジャワ人が40.2%、西部ジャワに居住するスンダ人が15.5%を占めている。この他では、スマトラ北部に居住するバタック人や、マドゥラ島・東部ジャワに居住するマドゥラ人が3%程度で続く。なお、華僑系人口は公式統計上1.2%にとどまるが、実際には約3%程度と推測され、経済面では重要な地位を占めている<sup>1</sup>。

## 7. 言語

インドネシアの国語はインドネシア語（Bahasa Indonesia）である。これは海上交易で広く使われていたマレー語に由来する言語で、独立後に国語とされた。表記は英語と同様アルファベット26文字であり、発音は原則ローマ字式であるため、日本人にとって馴染みやすい。

そのほか、インドネシア各地では今でもその地域の言語（ジャワ語、スンダ語、バリ語など）が存在し、日常的に使われている。

## 8. 宗教

2023年の宗教省の統計によると、インドネシアの総人口の87%はイスラム教徒である。この他、キリスト教徒が全人口の10.4%（この内、プロテstantが7.3%、カトリックが3%）を占め、ヒンドゥー教徒が1.7%、仏教や儒教などのその他信奉者が0.7%となっている。イスラム教徒の人口は2.40億人に達しており、インドネシアは世界最多のイスラム教徒を抱える国である。インドネシアは憲法で信仰の自由を認めており、イスラム教も国教という位置付けにはなっていない。他方、「建国五原則（パンチャシラ）」で唯一神への信仰を規定しているため、無神論は認められていない。

地域による宗教の違いも大きい。人口の大部分を占めるジャワ島ではイスラム教徒の比率が極めて高いものの、例えば、バリ島ではヒンドゥー教が、北スマトラではプロテstant、また、スラウェシ北部、マルク諸島、パプアなどではカトリック・プロテstant両信者の人口が多い。

---

<sup>1</sup> 2022年11月時点で、2020年実施の国勢調査結果としての民族別人口や割合は示されていない。

## 9. 教育

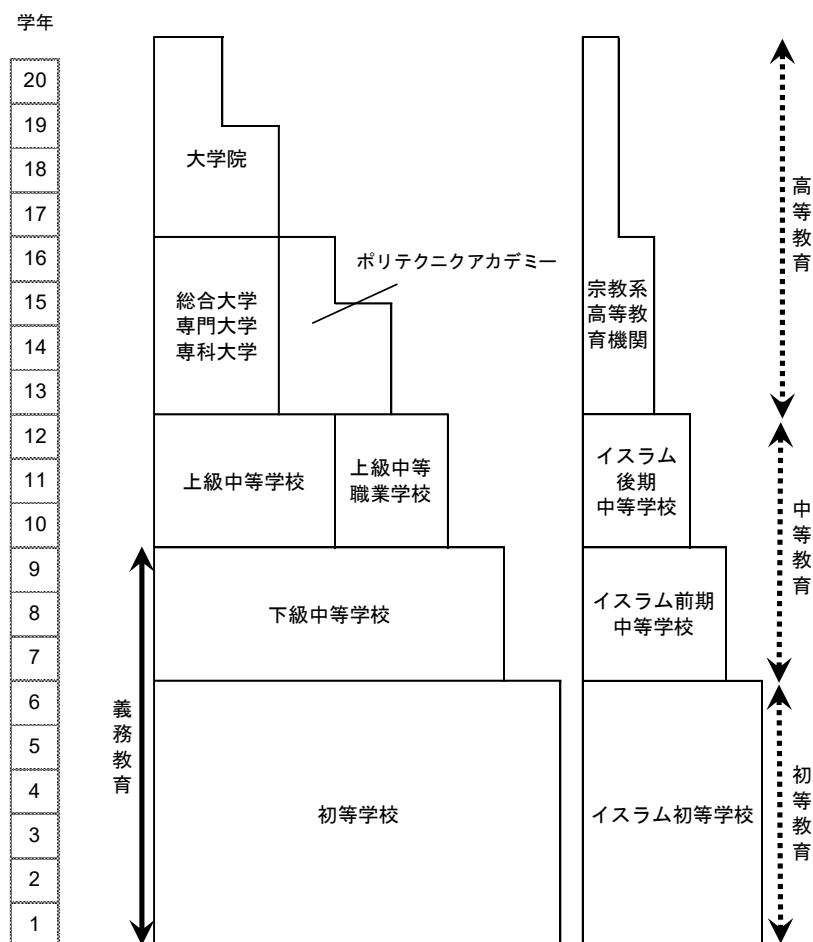
インドネシアの教育制度は、日本と同様に 6-3-3 制をとっており、国家教育省の管轄下に小学校（初等学校）、中学校（下級中等学校）、高等学校（上級中等学校）が存在する。義務教育は小学校 6 年間と中学校 3 年間の合計 9 年間である。この他、宗教省が管轄するイスラム系学校が各教育段階に設けられている。

小学校への入学年齢は原則 6 歳だが、地域や学校によって柔軟な対応がなされている。学校年度は 7 月～翌年 6 月である。2 学期制であり、7～12 月が 1 学期、1～6 月が 2 学期となっている。2023 年の小学校の就学率は 99.16%、中学校の就学率は 96.10% である。ホームスクーリングやインターナショナル校における学習など、学校に通学しない方法で学習している生徒等を対象に、「パケット」と呼ばれる認定試験を設けている。

高等教育機関としては、4 年制の総合大学のほか工科大学、ポリテクニク（技術高専）、アカデミーなどを含めて 4,000 以上存在する。一般的に大学には学士、修士及び博士課程がある。学士課程は通常最低 4 年間で、修士課程は 2 年間、博士課程は 2～3 年となっている。代表的な大学としては、西ジャワ州にあるインドネシア大学（1849 年創立）や、ジャワ島中部南岸に位置するジョグジャカルタ特別州にあるガジャマダ大学（1949 年創立）、バンدون工科大学（1920 年創立）などが挙げられる。

なお、インドネシアでは、日本の高校にあたる上級中等学校で日本語が第 2 外国語に採用されていることもあり、上級中等学校生を中心に、ASEAN 諸国の中では日本語学習者が飛びぬけて多い。

図表 1-3 インドネシアの教育制度



(出所) 各種資料より作成

図表 1-4 インドネシアの代表的な大学

順位	大学名	所在州	英名
1	インドネシア大学	西ジャワ州	University of Indonesia
2	ガジャマダ大学	ジョグジャカルタ特別州	Gadjah Mada University
3	アイルランガ大学	東ジャワ州	Airlangga University
4	ボゴール農科大学	西ジャワ州	IPB University / Bogor Agricultural University
5	バンドン工科大学	西ジャワ州	Bandung Institute of Technology
6	ブラウィジャヤ大学	東ジャワ州	Brawijaya University
7	セプル・ノーペンバー工科大学	東ジャワ州	Institut Technologi Sepuluh Nopember
8	ハサンディン大学	南スラウェシ州	Hasanuddin University
9	ディポネゴロ大学	中部ジャワ州	Diponegoro University
10	スプラス・マレット大学	中部ジャワ州	Sebelas Maret University UNS Surakarta

(出所) 2025 年 7 月時点の UNIRANKS® 2025 University Rankings より作成

図表 1-5 ASEAN 諸国の日本語学習者数上位 5 カ国（2021 年）

(単位：人)	インドネシア	タイ	ベトナム	フィリピン	マレーシア
初等教育	6,786	6,597	3,986	640	17
中等教育	642,605	150,240	30,590	9,220	19,140
高等教育	27,454	19,803	45,752	9,181	13,715
その他	34,887	7,317	89,254	25,416	5,257
合計	711,732	183,957	169,582	44,457	38,129

（出所）国際交流基金『海外の日本語教育の現状 2021 年度日本語教育機関調査』より作成

## 10. 通貨

インドネシアの通貨はルピア (IDR)。2025 年 9 月時点で、1 米ドル = 16,365 ルピア、1 円 = 111.15 ルピアである。桁数が大きいため、市中では「,000」を省略して 10,000 ルピアを「10」と表記する場合もある。

## 11. 歴史

インドネシアは広大な国土を有し、地域によって歴史に差異はあるものの、全土の歴史を簡単にまとめて辿ると次の通りとなる。（図表 1-6）

### （1）先史、古代から中世

ジャワ原人の発掘により、およそ 80 万～100 万年前には既に人類がジャワ島に存在していたことが知られている。紀元前 3 世紀頃には、マレー人が中国やベトナムからインドネシア地域へ移住を始め、紀元前 1 世紀にはインドの貿易商によってヒンドゥー教文化と仏教文化がインドネシアに伝えられた。

図表 1-6 インドネシア史の主要な出来事

時代	年代	出来事
先史	80~100万年前	ジャワ原人の存在
古代	紀元前3世紀	マレー人の移住
	紀元前1世紀	インド人貿易商によるヒンドゥー・仏教文化の伝来
中世	7世紀	シュリーヴィジャヤ王国の興隆 イスラム教の伝来
	8世紀	中部ジャワに、仏教国シャイレンドラ王朝が興り、ボロブドゥール等の有名な仏跡を残す
	9世紀	プランバナン寺院の建設
	1292	マルコポーロがジャワを訪問
	1293	元軍のジャワ侵攻 マジャパヒト王国成立
	13世紀末	初のイスラム王国がスマトラ北部に成立
	1511	ポルトガルがマラッカを占領
	1512	ポルトガルがマルク諸島のアンボンを占領
	1521	マゼランのスペイン船団がマルク諸島に到達
イスラムの拡大とヨーロッパ人の到来	1527	ドウマック王国がポルトガル艦隊を破り、その地を「ジャヤカルタ」と命名
	16世紀	ジャワでイスラム王国が勢力を拡大し、これ以後ジャワにイスラムが浸透
	1596	オランダ船が初めて来航
	1602	オランダが東インド会社設立
	1619	オランダがバタヴィアを建設
	18世紀	パンカ島で錫の採掘が始まる
オランダ支配	1799	オランダ、東インド会社を解散、インドネシアを直接統治下におく
	1830	強制栽培制度の導入
	1883	スマトラの油田で採掘が開始、その後ロイヤル・ダッチ社が開発を継承
	1907	ロイヤル・ダッチ・シェル社が成立
	1942	日本軍によるオランダ領東インドの占領
	1945.8.15	日本が連合国に降伏
日本の占領と独立	1945.8.17	スカルノによる独立宣言
	1949	ハーグ和平協定によりオランダがインドネシアの独立を承認
	1955.4	バンドンで「アジア・アフリカ会議」開催
	1955.9	初の総選挙実施
スカルノ時代	1962-63	西イリアン、マレーシアへの軍事侵攻
	1965	共産党のクーデター未遂事件発生
	1968	スハルトが第2代大統領に就任
	1994	外資への大幅な規制緩和
スハルト時代	1997	アジア通貨危機発生
	1998	アジア通貨危機をきっかけに、ジャカルタを中心に全国で暴動が発生。民主化運動も拡大し、スハルト大統領は辞任。ハビビが第3代大統領に就任
民主化移行期	1999	ワヒドが第4代大統領に就任
	2001	メガワティが第5代大統領に就任
	2001.9	米国同時多発テロ発生
	2004	国民による初の直接大統領選挙でユドヨノが勝利し、第6代大統領に就任
ユドヨノ政権	2004.12	スマトラ大地震及び津波災害の発生
	2005.8	ヘルシンキ和平合意（独立アチエ運動（GAM）との和平成立）
	2005.10	バリ島テロ事件発生
	2008	世界金融危機
	2009	大統領選挙でユドヨノが第7代大統領として再任
	2009.7	ジャカルタで爆弾テロ発生
	2011.11	東アジアサミット
ジョコ政権	2014.10	ジョコが第7代大統領に就任
	2019.10	ジョコ政権の2期目が開始
プラボウォ政権	2024.10	プラボウォが第8代大統領に就任

(出所) 外務省ホームページより作成

7世紀以降になると、スマトラに仏教王国のシュリーヴィジャヤが栄えたほか、ジャワではボロブドゥールやプランパン寺院など、今に残る仏教やヒンドゥー教の壮大な建築物や寺院の多くが建造された。またこの時代に、イスラム商人を介してイスラム教が伝來したと考えられている。

その後 13世紀になると元寇を退けたヒンドゥー王国マジャパヒトがジャワで成立し、以降、200年間インドネシア全域とマレー半島の一部を支配した。同じ頃、現在のアチェ地方に最初のイスラム王国が成立し、以後急速にイスラム化が進む。また、1292年にマルコ・ポーロがヨーロッパ人として初めてジャワを訪れ、その存在はヨーロッパにも知られるようになった。

## (2) イスラムの拡大とヨーロッパ人の到来

16世紀に入るとマジャパヒトが弱体化し、ジャワ北岸にイスラム化した独立王国が成立し始めた。その最初となったドウマック王国はマジャパヒト王国を滅ぼし、1527年には西部ジャワ地方でポルトガル艦隊を打ち破ってその地を“ジャヤカルタ”と名付けた。その後ジャワでは同じイスラム王国であるバンテン王国が西部に、マタラム王国が東部に成立して勢力を広げ、ジャワのイスラム化が進んだ。

この頃、大航海時代を迎えたヨーロッパ人の来訪も活発化する。最初に訪れたポルトガル人は1511年にマラッカを占領、1512年にはマルク諸島に到達し、胡椒の独占貿易を行った。遅れてスペインも1521年に北マルクに到着したが、サラゴサ条約によってマルク諸島をポルトガルに譲り、自らはフィリピン方面への進出に注力することとなる。このポルトガルの影響により、マルク諸島地域にはキリスト教が広まった。

## (3) オランダ支配（1600年代～）

オランダは1596年に初めてインドネシア地域に来航し、1602年には商業団体としての東インド会社を設立した。オランダは競合するポルトガルやイギリスを周辺地域から駆逐して、1619年には現在のジャカルタの地を攻略し、首都バタヴィアを建設した。オランダはその後も支配地域の拡大を続け、太平洋戦争中の日本軍のインドネシア占領まで約300年間、オランダ領東インドと呼ばれるインドネシア地域の支配を続けた。この間オランダは、ジャワ、スマトラを中心にプランテーションを広め、サトウキビやコーヒー、茶、タバコなどを輸出して莫大な利益を上げた。また、プランテーションでの労働力の確保のために、ジャワからの移住政策や中国人労働力の導入も行われた。

鉱物資源の開発もこの時代に進展し、18～19世紀にはバンカ・ビリトン地方で錫の採掘が開始された。19世紀末にはスマトラ東岸でロイヤル・ダッチ社が、カリマンタンではシェル社が石油の採掘許可を獲得し、その後両者は合併してロイヤル・ダッチ・シェル社となってインドネシア地域の石油開発に支配的な影響力を持った。

#### (4) 日本の占領と独立（1940 年代）

1941 年の太平洋戦争勃発とともに日本はオランダに宣戦を布告、翌 1942 年 3 月にはバタヴィアを攻略してオランダ軍は降伏し、オランダ領東インドの全域は日本の支配化に置かれた。当初、日本軍の宣伝を信じたインドネシア民衆は日本に協力的であったが、その後日本軍による強制徵發や宮城遙拝（きゅうじょうようはい）の強制などに反感が高まった。また、欧州という輸出先を失った植民地経済は混乱し、生活必需品などの物資不足から物価が上昇、社会不安が高まった。

その後、日本の敗戦の色が濃くなると、スカルノらインドネシア人指導者は日本側からの譲歩を引き出すことに成功し、インドネシア人の高級職への登用や軍政中枢への参画など独立への準備が進められた。そして日本の降伏直後の 1945 年 8 月 17 日、スカルノがインドネシア共和国の独立を宣言した。

独立宣言から 1949 年まで 4 年間、インドネシアは同国の再植民地化を狙うオランダとの独立戦争に突入する。インドネシア側はゲリラ戦を展開するほか、外交では米国の支持を獲得することで次第にオランダを追い詰め、遂に 1949 年、オランダとの和平協定でオランダからの独立承認の獲得に成功した。ただし、西イリアン地方（ニューギニア島西部）の帰属は未定のままであるなど、後の火種は残ったままであった。

#### (5) スカルノ時代（1950～65 年）

独立後、スカルノの下で政党政治に基盤を置いた 1950 年憲法が発布され、1955 年には初の総選挙が実施された。同年にはアジア・アフリカ会議がインドネシアのバンドンで開催され、冷戦下での第三世界の主導的国家としてインドネシアは国際社会での地位を高めた。

しかし、選挙の結果並立した諸政党の利害が錯綜して議会が機能不全となったこと、イスラム勢力による内乱が頻発したことから、国内は大混乱に陥った。そこでスカルノは大統領に強大な権限を与える 1945 年憲法への復帰を宣言し、大統領への権力の集中を進めた。スカルノは共産党を支持基盤として利用したため米国との関係は悪化し、一方でソ連や中国とは急速に接近することになった。

1960 年代に入ると、スカルノは国内の混乱から国民の目を逸らす目的で西イリアン地方やマレー半島への軍事侵攻を行い、国際社会の批判を招いた。米国をはじめとする国際社会からの援助も失った結果、国内の生産活動は停滞して対外債務も増加した。同時にインフレも昂進し、国家経済は破滅的状態に陥った。

#### (6) スハルト時代（1965～98 年）

1965 年 9 月 30 日、共産党的クーデター未遂事件が勃発し、当時陸軍少将であったスハルトにより鎮圧された。これを契機にスカルノの威信は失墜し、翌年にはスハルトが正式に大統領代行に、1968 年には第 2 代大統領に就任した。スハルトは従来の外交を大転換して西側諸国との関係を改善し、国内では共産党の取り締まりを徹底した。

スハルトは、経済面で西側諸国から多額の援助を受け入れ、1967年に外国投資法を定めて外資優遇措置を導入するなど、外国資本の導入を進めた。この結果、物資の供給が確保され物価が安定し、インフレも沈静化した。この時期日本からも繊維産業などで多くの企業が進出している。スハルト政権は「開発独裁」と称されるように経済発展を政権の中心的課題に据え、1980年代には丸太の輸出を禁じて国内の合板産業を育成するなど国内産業の発展にも注力した。更に、1994年には外資への更なる規制緩和を行い、外資の導入と輸出の拡大も積極的に支援した。

結局、スハルト時代を通じて、インドネシア経済は年率6.7%の高度成長を続けることとなり、貧困層の縮小、農業生産及び工業生産の拡大、乳児死亡率の低下、教育の普及など大きな成果をあげた。その反面、開発に費やされた対外債務は加速度的に増加し、債務返済の圧力が国家経済にのしかかってくることになる。国内社会では、相対的な貧富差や都市と農村の格差はむしろ拡大し、開発用地の土地収用に絡んだ土地紛争が急増した。

#### (7) 民主化移行の混乱期（1998～2004年）

1997年7月にタイで始まったアジア通貨危機は、少し遅れてインドネシアに飛び火し、通貨価値の急落、輸入の困難、物価の急騰、失業率の増加など経済・社会危機が一気に進行した。しかし、スハルトは政治・経済の改革よりも一族の利権を優先する姿勢を示したために国民の不満が高まり、都市での大暴動を誘発した。ここに至ってスハルトは軍からも側近からも見放され、退陣を余儀なくされる。スハルトの後を受けて副大統領から大統領に昇格したハビビは、政治活動の自由化と地方分権を進め、1999年に44年ぶりの自由選挙を実施した。この結果、大統領に選出されたのはイスラム教指導者のワヒドであった。

ワヒドは、経済の再建とともに、国軍改革などスハルト時代の負の遺産の解消に取り組んだ。アチェやパプア（西イrian地方）の分離問題に対してもスハルト時代とは対照的に対話路線で臨み、平和的な解決を模索した。しかし、ワヒドは閣内の利害対立をまとめきれなかった上、政治手法の未熟さもあって諸政党の反発を買い、2001年7月、国会により解任され、副大統領のメガワティが大統領に昇格する。

メガワティはスカルノの娘としてのカリスマを持ち、民主化の旗手としてスハルト体制に不満を持つ層から大きな支持を得ていた。しかし、大統領就任後2カ月で発生した米国での同時多発テロ後の対応で国内イスラム勢力からの不信を買ったことや、翌年にパリ島で発生したテロでも直ちに現場入りしなかったことから、代わって陣頭指揮を執ったユドヨノの存在が大きく国民に印象付けられた。明確な社会改革の成果が挙げられないままにイラク戦争に伴う物価上昇が国民にのしかかった結果、大都市では学生と労働者を中心とした抗議デモが発生した。アチェやパプアでも統一の維持の名目の下で軍事作戦が再開され、ワヒド時代に締結されたアチェ和平合意は崩壊した。

#### (8) ユドヨノ政権（2004～14年）

ユドヨノはワヒド政権で鉱業エネルギー相として初入閣し、2001年6月以降は政治・治安担当相に就任。メガワティ政権でも政治・治安担当相として入閣していた。しかし、2004年3月、大統領のメガワティとの関係が悪化し辞任した。

その後、ユドヨノ支持者を基盤とする民主党の党首として総選挙及び大統領選挙に参加。大統領選の決選投票でメガワティを破り、直接選挙で選ばれた初めてのインドネシア大統領となった。

ユドヨノは、汚職の撲滅、テロ対策、国内の統一、貧困の撲滅などを掲げて政権運営を開始した。このうち国内の統一に関しては、大統領就任直後のスマトラでの大津波災害を機にアチェの独立派勢力との停戦と和平合意に成功、アチェへの広範な自治権付与と引換に独立要求の取下という成果を獲得した。汚職撲滅に関しては汚職撲滅委員会に強力な権限を持たせ、政府高官も検挙を可能にしたほか、大統領自身の親族の逮捕も受け入れるなど、政治家としての範を示した。テロ対策では、テロ犯や過激派の取締や射殺、テロ組織の摘発を進め、2005年以降4年間テロの発生を抑えるなど一定の成果をあげた。政権が国民の高い支持を受けていることや、これらの汚職撲滅の取組から、外国からの投資も回復し、経済も安定成長を続けた。2008年に発生した世界金融危機の際も、内需主導型のインドネシア経済への影響は軽微にとどまり、4.5%の底堅い成長を確保している。このように政治の安定と好調な経済を背景に、2009年の大統領選挙ではユドヨノが圧倒的な支持を得て再選された。政治的な安定を背景に経済は順調に発展し、6%前後の高い経済成長が続いた。

#### (9) ジョコ政権（2014年～24年）

ユドヨノ大統領の任期満了を受けた2014年の選挙で、ジャカルタ首都特別州知事であったジョコ・ウイドド候補が当選、同年より政権を担った。同氏は庶民派・改革派として知られ、政権発足当初は与党内での基盤の弱さ、議会におけるねじれ状況から政権運営の困難も懸念されたものの、2015年8月、2016年7月の内閣改造によって政権基盤を固めたことに加え、2016年5月に最大野党ゴルカル党を連立与党に取り込むなど、国会の多数派工作に成功した。政策面では、就任直後にガソリン補助金の撤廃を断行したが、2018年にはガソリン向け補助金を復活させた。また、鉄道や道路、港湾など、ジャワ島内外におけるインフラ整備を推進するなど、地方開発にも積極的に取り組んできた。マクロ経済ではインフレ率を3%台に抑制しつつ、5%前後の安定的な成長率を持続させており、有権者から一定の評価を得ることができた模様である。

2019年4月に実施された総選挙は、第1期ジョコ政権に対する信任を問う選挙となつたが、ジョコ大統領とマアルフ・アミン副大統領候補のペアが過半数の票を獲得し、ジョコ大統領の再選が確定した。第2期目では、①インフラ開発、②人的資源の開発、③雇用創出法（オムニバス法）の制定、④行政手続の簡素化、⑤国営企業改革の5点を優先課題として取り組むとともに、投資誘致を行つて5.7～6%の経済成長率を達成することを目標とした。

#### (10) プラボウォ政権（2024年～）

2024年2月の大統領選挙で、当時国防大臣（2019年～2024年）でグリンドラ党の党首であるプラボウォ・スピアント氏が当選した。同年10月20日に第8代インドネシア大統領に就任し、副大統領には前大統領ジョコ・ウイドドの長男であるギブラン・ラカブミン・ラカ氏が就任した。プラボウォ氏は過去2回の大統領選でジョコ氏に敗北しており、今回の勝利はギブラン氏とのペアによる「ジョコ路線の継承」アピールが奏功したとされる。政権発足後は「紅白内閣」と呼ばれる大規模な内閣を組閣し、閣僚数は48名と1960年代以来最多となった。2025年8月には、宗

教省から独立する形でイスラム教の巡礼に関する業務を専門に扱う巡礼省が新設された。プラボウォ政権の主要政策は、国家の持続的発展と社会的安定を目指す包括的な方針に基づいている。まず、政府の透明性向上を通じて汚職の根絶を図り、信頼性のある行政運営の確立を目指している。また、食料とエネルギーの自給体制の確立を重要課題と位置付け、これを5年以内に達成することを目指している。経済面では、年8%という高い成長率を目標に掲げ、天然資源の加工・高付加価値化を通じて国内産業の強化を図っている。社会政策においては、無償給食や健康診断の提供、教育施設の整備、貧困対策などを通じて、国民の生活の質の向上と格差の是正を目指している。

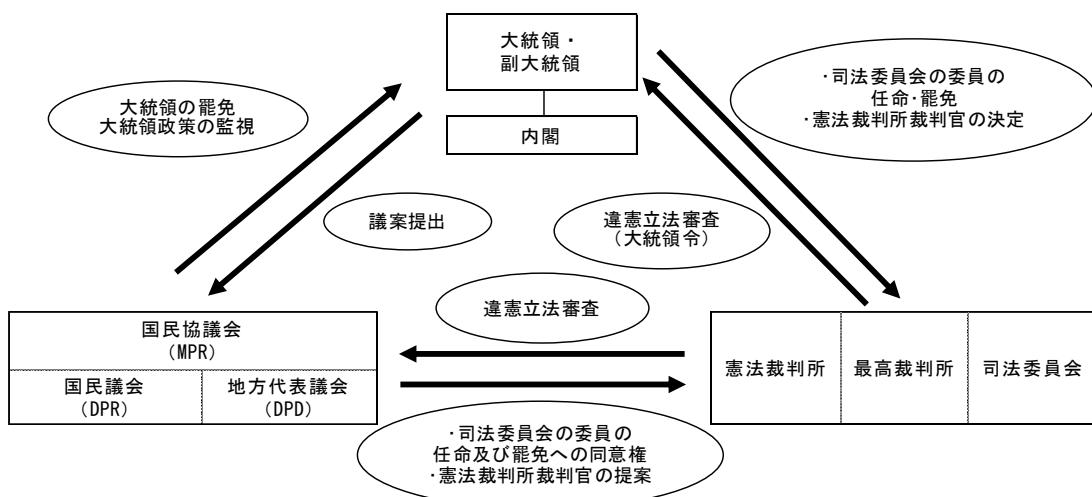
政権発足時点では国会の約8割の議席を与党連合が占めており、安定した政権運営が期待される一方で、民主主義の後退や権限集中への懸念も指摘されている他、プラボウォ氏の過去の人権侵害疑惑も一部で問題視されている声も聞かれる。

## 第2章 政治・外交・軍事

### 1. 政体

インドネシアは共和制の国家である。1945年の独立以来、大統領が元首を務めている。かつては、国民協議会（MPR）が国民議会（立法）、大統領（行政）、最高裁判所（司法）の上に立っていたが、1997年のアジア通貨危機後の民主化運動の中で1999～2001年の間に4次にわたり実施された憲法改正を通じ、現在では立法、行政、司法の三権が分立している。大統領の選任方法も、かつては国民協議会の指名により決定されていたが、2004年以降は国民の直接選挙で選出される。

図表 2-1 インドネシアの国家機構



（出所）JETRO アジア経済研究所「アジア動向年報 2022」、各種資料より作成

### 2. 元首

インドネシアの国家元首は大統領である。大統領は国民による直接選挙で選出され、国民に対して直接責任を負う。立候補者は国民議会に一定比率の議席を有する政党もしくは政党の連合が擁立することと定められていたが、2025年1月大統領候補の擁立要件の最低議席規定が違憲との判決が出たところである。今後の動向が注目される。憲法上の規定により、任期は5年、再選は1度までに制限されている。

大統領は内閣や閣僚ポストを決定する権限を持ち、内閣を構成する大臣、調整大臣、大臣級高級官僚の指名権と解任権を有する。国民議会（国会）に対しては、議案提出権は持つものの、解散権は有しない。国会で承認済の法案に対しては拒否権を持たないが、国会審議段階での承認権限を持つ。また、大統領は内閣を通じて「政令」を発令することができ、独自に「大統領令」を発令することもできる。ただし、法令の序列では法律が政令や大統領令よりも優位であると規定されている。

2025年6月時点の大統領であるプラボウォ・スピアント氏は、1951年10月にジャカルタで誕生する。父は産業貿易大臣や大蔵大臣を歴任したスミトロ・ジョヨハディクスモで、インドネシア有数の名家出身である。インドネシア国軍士官学校を卒業後、インドネシア陸軍に入隊する。1983年にはスハルト大統領の次女と結婚（1998年に離婚）し、軍内部で影響力を持つ。1997年頃に頻発したインドネシア民主化運動活動家の誘拐や暗殺に関わっているとされ、1998年のスハルト大統領辞任後には軍法会議にて軍籍を剥奪された。その後、ヨルダンで亡命生活を送り、帰国後にヌサンタラ・エネルギー・グループを設立して成功を収める。2009年の大統領選では本格的な政界進出を目指してメガワティの副大統領候補として立候補するも落選した。2014年、2019年と大統領選に出馬してともにジョコに敗れるも、2019年の新内閣発足時には国防大臣に起用された。

ジョコの任期満了に伴う2024年の大統領選挙で、ジョコ元大統領の長男を副大統領に指名し、59%の得票により当選した。

### 3. 首相

インドネシアでは首相職が存在しない。大統領が内閣の長となり、続く職責として副大統領が設けられている。

### 4. 内閣

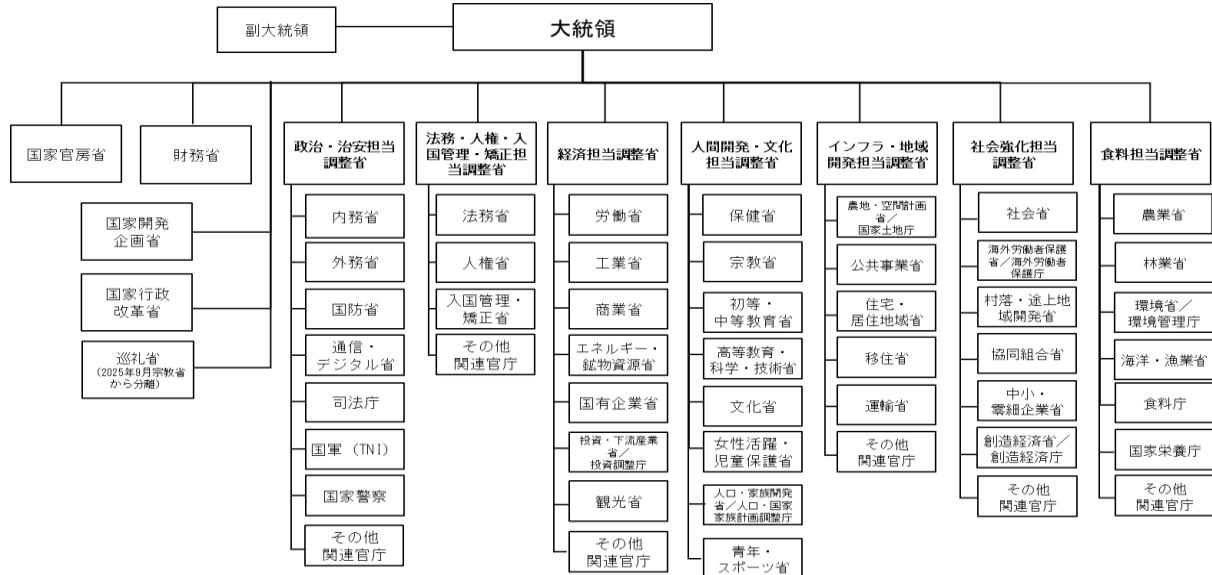
内閣は、直接選挙で選出された大統領・副大統領のほか、大統領によって任命された国家官房長官、内閣官房長官、国務大臣から構成される。関係各省間の調整を担うため、複数官庁を取りまとめる調整省が7つあり、それぞれの調整省に対して大臣が任せられている。ジョコ前政権で設置されていた海事・投資担当調整大臣が廃止され、従来の政治・法務・治安担当調整大臣が政治・治安担当調整大臣及び法務・人権・入国管理・矯正担当調整大臣と役割が分割された。また従来の経済担当調整大臣、人間開発・文化担当調整大臣に加えて、プラボウォ政権においてインフラ・地域開発担当調整大臣、食料担当調整大臣、社会強化担当調整大臣が新設された。これに伴い各調整大臣府が管轄する省も変更された。

### 5. 行政組織

インドネシアの行政機構は、図表2-2の通りである。大統領に国家開発企画省や国家官房などが直属するほか、主要官庁は4つのグループに分かれており、それぞれの調整大臣府に管掌される体制となっている。また、国家人事院、中央統計庁、国家情報庁などは「非省庁政府機関」に区分され、大統領に直属する体制となっている。地方政府は内務省に所管されている。

2024年9月に省庁数を規定する国家省庁法（2008年第39号）の改正案が可決されたことにより、プラボウォ政権で省庁数を増やすことが可能になった。プラボウォ政権発足時の省庁の数は2019年の第2次ジョコ政権発足時の34から48へと増加し、大臣数48、副大臣数56と1960年代のスカルノ元政権下の以来の数となった。

図表 2-2 インドネシアの行政機構（2025 年 9 月時点）



(出所) JETRO 資料等より作成

## 6. 地方行政制度

インドネシアの地方自治体は、①州・特別州、②県・市、③郡・区・村の3段階に分類される（図表 2-3）。

州（Provinsi）は、複数の県・市にまたがる業務、中央政府から委任を受けた任務などを実施する。国全体が特別州を含めて全 38 州に区分されている。同じ「州」であっても、人口が約 5,000 万人に及ぶ西ジャワ州のような巨大な州もあれば、北カリマンタン州のように 100 万人に満たない州も存在する。また、ジャカルタ首都特別州、ジョグジャカルタ特別州、アチェ州、パプア州、西パプア州、中部パプア州、山岳パプア州、南パプア州、南西パプア州の 9 つの州では、その宗教・民族・歴史的な経緯に配慮して、特別な自治権が与えられている。なお、パプア州と西パプア州に特別な自治権を与えるパプア特別自治法は 2021 年に改正された。特別州はもともと 5 州であったが、2022 年のパプア州分割によりパプア州と西パプア州の 2 州だったパプア州が 6 つに分立したことで現在の合計 9 つの特別州となった。

県（Kabupaten）と市（Kota）は、地方自治の主体として自らの行政区域での基礎的行政サービスを実施する。通貨危機後の地方分権の進展により、中央政府が引き続き管轄する外交、国防・治安、司法、国家財政などを除く多くの業務が、県・市を中心とする地方政府に移譲された。このため、県・市の役割は近年大きく増大している。県・市の業務の代表例には、地方税率の決定・徴収や最低賃金の決定などがある。

郡（Kecamatan）は、県・市行政機構の一部として郡レベルの行政施策のほか、地域社会活動や治安維持活動の調整、区・村の行政運営の指導などを行う。郡の設立には 5 つ以上の郡を、市の設立には 4 つ以上の郡を必要とする。

区（Kelurahan）は郡の下に置かれ、住民にとって最も身近な行政単位である。区レベルの行政施策の実施のほか、地域社会活動の強化や治安維持活動が区レベルで推進されている。

村（Desa）とは、地域の固有性や慣習に基づいて地域住民の利益を調整する権限を持つ共同体を指す。主に農村部に存在し、都市部にはほとんど存在しない。村は、村固有の権利に基づく業務、中央政府または州・県・市政府から移譲・委任された業務を主に行う。具体的な例としては、下水路の清掃、植林、礼拝所の整備などが村の担当となる。近年は、財政的な理由から村を廃して区へと移行する動きが進んでいる。

図表 2-3 インドネシアの地方行政機構

州	29	} 第1層
特別州	9	
県	416	} 第2層
市	98	
郡	7,281	} 第3層
区・村	84,048	

（出所）国家統計局資料より作成

## 7. 立法

### (1) 国民協議会

インドネシアの最高立法府は国民協議会（MPR）であり、国民議会（DPR）と地方代表議会（DPD）から構成されている。2025年8月時点の定数は732で、うち国民議会が580、地方代表議会が152である。2024年の選挙後に定員数が変更となり、かつての定数711から増員された。かつては国家の主権行使する地位を与えられていたが、民主化によりその権限は大幅に縮小された。主な機能は、大統領・副大統領の任期中の解任（議員総数の4分の3以上が出席する本会議において、出席議員の3分の2以上の賛成が必要）、憲法の制定・改正（議員総数の過半数の賛成が必要）である。

### (2) 国民議会

国民議会は一般に国会とも称され、法律作成と国家予算の決定、法令の執行などを主たる役割としているほか、大統領の政策の監視を行う。国民議会が大統領によって解散されることはない。

2004年の総選挙から、国民議会は全議席が選挙での選出制になった。2025年8月時点で、選挙は法律2017年第7号によって規定されている。この選挙法は、パプア地域が2州から5州へ再編されたことに伴って2022年12月に改正されており、改正法では国民議会の定数は580、全国84の選挙区から比例代表制で選出することとしている。任期は5年である。

選挙規定では、国会議員選挙で一定以上の支持を得た政党にのみ、次の大統領選挙で正副大統

領候補を擁立する資格が与えられる。このため、国会内の小政党から大統領が選出されることは不可能であるが、大統領所属政党と議会内最大政党とが異なる可能性もある。

### (3) 地方代表議会

国民協議会の中で国民議会と並立するのが地方代表議会である。下位層の声を国政に反映させる目的で 2001 年の第 3 次憲法改正で設置が決まり、2004 年の総選挙を経て発足した。

議員は各州から 4 名ずつ選出されるため、2025 年 8 月時点の総数は 152 名となっている。任期は 5 年である。議員候補者には過去 4 年以内に政党幹部でないことなどの制約がある。

地方代表議会には国民議会に助言を与える役割があり、地方自治などに関する法案を国民議会に提出しその審議に参加する。ただし、提出した法案の議決には加わらない上、その他の案件では法案提出さえ認められないなど、その権限は極めて限定的である。

## 8. 政党

2024 年に実施された国民議会総選挙の結果、プラボウォ氏が率いるグリンドラ党は 86 席を獲得して、前回与党で今回も 110 席を獲得して第 1 党となった闘争民主党、102 席を獲得したゴルカル党に次ぐ第 3 党にとどまった。グリンドラ党は、巨大連立与党を形成することで議席の 8 割を確保した。

与党連合にはグリンドラ党のほかに、ゴルカル党（102 席）、民族覚醒党（68 席）、国民信託党（48 席）、民主主義者党（民主党）（44 席）が参画している。また、大臣・副大臣ポストを得ていないものの、第 4 党のナスデム党（69 席）、第 6 党の福祉正義党（53 席）もプラボウォ政権支持を明確にしている。更に第 1 党である闘争民主党もプラボウォ政権を反対する方向性を見せていないため、実質的に野党不在の「オール与党」状態となるとみられている。

図表 2-4 国民議会における政党勢力分布（2024 年総選挙結果）

政党名	議席数	備考
連立与党	348	
ゴルカル党 (Golkar)	102	世俗系
グリンドラ党 (Gerindra)	86	世俗系
民族覚醒党 (PKB)	68	イスラム系
国民信託党 (PAN)	48	イスラム系
民主主義者党 (PD)	44	世俗系
野党	232	
闘争民主党 (PDIP)	110	世俗系
ナスデム党 (NasDem)	69	世俗系
福祉正義党 (PKS)	53	イスラム系
総計	580	

（出所）国民議会ウェブサイト、列国議会同盟（IPU）などより作成

## 9. 司法

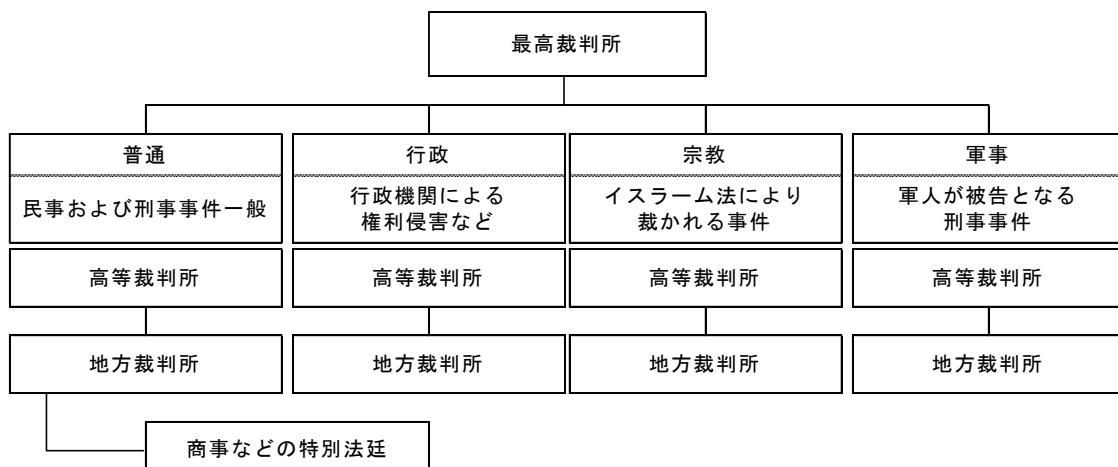
インドネシアの裁判所は憲法裁判所と最高裁判所、下級裁判所に大別される。

憲法裁判所は、法令の憲法違反に関する審査（違憲立法審査）や各国家機関や地方自治体間での権限に関する紛争を解決するために2003年に設置された。大統領、国民議会、最高裁判所がそれぞれ3名ずつ判事を任命し、任期は5年である。憲法裁判所については、2023年10月にジョコ前大統領の義弟が長官を務める憲法裁判所が法律の解釈を変更し、結果として本来であれば立候補できないジョコ氏の長男が大統領選に立候補可能となりプラボウォ政権の副大統領となった。憲法裁の判断には強い批判の声が上がり、当時の憲法裁の長官（ジョコ元大統領の義弟）に対し、憲法裁の評議会が倫理違反を認め、辞任を命じた。2024年8月には、ジョコ前大統領の次男の地方選出馬を可能にするための地方首長選挙法の被選挙年齢の引き下げ要求に対し、憲法裁は「『候補者決定時』に年齢要件を満たす必要がある」と最高裁及び選管の判断を退ける判決を下した。国会が憲法裁判決を無効化する法案を承認する緊急審議が行われたことに対してジャカルタで市民による抗議活動が行われ、最終的には改正案承認は見送られ、憲法裁判決に沿った地方首長選が実施された。

最高裁判所は法律より下位に位置する法令などの法律違反を審査する権限を持つほか、下級裁判所を所管する。従来、下級裁判所の管轄は個別の政府機関や軍に分割されていたが、2004年以降は裁判官人事や予算・管理などの権限が最高裁判所に移譲された。また、最高裁判所の裁判官を任命する独立機関として、司法委員会が設置されている。

最高裁判所が所轄する下級裁判所には、民事・刑事事件一般を扱う普通裁判所、行政機関による権利侵害などを扱う行政裁判所、イスラム教徒の親族・相続を主に扱う宗教裁判所、軍人が刑事事件の被告人となる場合の軍事裁判所の4種があり、それぞれ地方裁判所と高等裁判所が設置されている（図表2-5）。

図表 2-5 インドネシアの司法体系



（出所）法務省「インドネシアの司法制度と司法改革の状況」より作成

## 10. 外交

インドネシアは東南アジア諸国との連携を重視し、独立かつ能動的な全方位外交を外交の基本的理念としている。この基本理念に従い、インドネシアは ASEAN 加盟国として域内諸国との連携・協調を重視すると同時に、米国、中国、日本などの主要国と良好で安定的な関係を築いている。周辺諸国との関係では、ASEAN を基本とした地域外交を重視している。インドネシアは 1967 年の ASEAN 結成時の原加盟国であり、ASEAN 事務局はジャカルタに設置されている。経済面でも ASEAN 諸国との関係緊密化が進展している。先進 ASEAN 諸国は ASEAN 物品貿易協定(ATIGA)を締結しており、2010 年 1 月 1 日より関税が原則撤廃された。加えて、2018 年 1 月 1 日以降は後発 ASEAN 諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）との貿易に係る関税も撤廃された。

インドネシアは、国際的にも存在感を増している。具体的には、1999 年以来 ASEAN 内で唯一 G20 に参加し 2022 年には議長国を務めたほか、バリ民主主義フォーラムの主催や、タイ・カンボジア国境紛争の調停などの課題にも取り組んできた。更に、米中の主導権争いが激化するインド太平洋地域において、ASEAN が中心的役割を果たすことで各国が一致した「インド太平洋構想（2019 年 6 月の ASEAN 首脳会議で採択）」の策定では、インドネシアが主導的役割を果たした。2023 年には ASEAN 議長国として、ASEAN インド太平洋フォーラム（AIPP）を開催した。また、環インド洋連合（IORA）や太平洋諸島フォーラム（PIF）と ASEAN の間で協力覚書を締結した。さらに、湾岸協力会議（GCC）と初の首脳会議を行い、GCC が東南アジア友好協力条約（TAC）に加入した。これにより、ASEAN は東西の隣接地域とのパートナーシップを拡大し、「ASEAN インド太平洋アウトロック（AOIP）」の具体化に成功したと評価されている。このように、ASEAN での指導的役割を積極的に果たそうとする姿勢が見られる。2023 年にはアフリカ諸国を歴訪し、「バンドン精神」を掲げて歴史的な連帯を強調するとともに、BRICS 首脳会議に出席し「グローバルサウスの仲間のリーダー」としての立場を明言するなど、インドネシアは ASEAN だけではなくグローバルサウス諸国と連携を取ろうとしていることが読み取れる。昨今では、世界最大のムスリム人口を有する国としてイスラム世界における存在感を高めている。イスラム協力機構（OIC）加盟国として 2025 年 5 月にはジャカルタで第 19 回 PUIC（OIC 加盟国議会連合）会議を主催した。

対米関係は、左傾化したスカルノ時代の終盤の一時期を除き、1990 年代まで概ね良好であったが、米国が冷戦終結後、人権保護を重視した外交に転ずると、東ティモール問題でのインドネシア国軍の人権侵害をめぐって軍事交流が凍結されるなど一時関係が悪化した。しかし、2001 年のニューヨークでのテロ発生以降、米国は、最大のイスラム教徒人口を有するインドネシアを自陣営に取り込むために態度を軟化させ、2005 年に軍事協力を全面再開した。また、近年、東南アジア進出を強める中国への牽制の意味でも米国にとって対インドネシア外交の重要度は増しつつあり、2010 年の二国間の包括的パートナーシップ協定締結以降、対米関係は緊密化の方向にある。2025 年 7 月には、インドネシアのプラボウオ大統領と米国のトランプ大統領との直接協議を経て、両国間で関税引き下げに関する合意が成立した。これにより、インドネシアからの対米輸出品には一律 19% の関税が適用される一方、米国製品はインドネシア市場に無税で輸出可能となる枠組みが導入された。

中国との関係は、スハルト政権が 1965 年のクーデター未遂事件に中国が関与したとして、1967 年から 1990 年まで中国とは正式な国交を持たなかった。しかし、1990 年に国交を再開して以来、

インドネシアの貿易における中国の存在感は徐々に高まっている。特に2000年以降はASEANを通じたFTAの締結(ACFTA)の影響により貿易額が急増した。2010年には中国からの輸入額が日本からの輸入を上回り、2023年の対中貿易額は1,278億ドルと、対日貿易額373億ドルの3.4倍の規模となった。また、プラボウォ大統領の初の外遊先として中国が選ばれ、インドネシア=中国共同声明では2025年の2+2(外務・防衛閣僚)会合開催を表明している。

経済関係の急速な進展に伴い、欧米諸国への牽制や華人実業家との信頼構築の狙いなどから、政治面でも、中国との関係の深化が進展した。2000年前後には中国より国内分離運動への対応について支持を取り付けた。2005年には中国との「戦略的パートナーシップ」の樹立に合意、調印に至った結果、両国の協力は貿易や投資にとどまらず、ミサイルの共同生産などを含む安全保障や防衛技術にまで及んでいる。ただし、近年では中国が南シナ海への進出姿勢を強める中、インドネシア領のナトゥナ諸島周辺海域での漁業問題を中心に摩擦も生じている。

2024年10月、インドネシアはBRICS加盟を表明し2025年1月にBRICSに正式加盟した。ASEANでBRICS加盟の意向を示したのは、タイ、マレーシアに次ぐ3か国目となる。食料やエネルギーの安全保障を強化する狙いがあるとみられている。プラボウォ大統領が掲げる「全方位外交」の方向性は変わっていないとされており、BRICS加盟と同時にOECDへの加盟を進めている。また、米国主導のインド太平洋経済枠組み(IPEF)にも参加している。なお、ロシアとの関係は、プラボウォ大統領が就任前の2024年7月にロシアを訪問してプーチン大統領と会談を行い、ロシアとの関係を重視していく姿勢を強調した。2024年11月にはインドネシア海軍とロシア海軍が初の合同軍事演習を行った。

日本との関係は、太平洋戦争における日本軍の蘭印(オランダ領東インド)進出を契機に始まった。その後1958年の平和条約と賠償協定を経て両国間の相互訪問は活発化し、以降、経済・貿易・人的交流・地域開発など幅広い分野で友好協力関係が続いている。累計ベースでは日本はインドネシアの最大の援助国であり、鉱物資源などの主要輸出先となっている。またインドネシアへの外国直接投資(Foreign Direct Investment: FDI)では、日本は常に上位に位置するなど、経済的関係は非常に深い。2025年1月にはインドネシアで日・インドネシア首脳会談が開催された。

日本にとっても、インドネシアは重要な資源の輸入元であり、マラッカ海峡をはじめ国際的に重要な海上交通路を擁するなど、貿易のみならず安全保障においても友好関係が不可欠な相手である。2008年には日・インドネシア経済連携協定(JIEPA)が発効され、物品貿易のみならず、投資、政府調達、人的交流など幅広い分野での経済関係の強化が実現している。

## 11. 国防

インドネシアの国防政策は先述の独自外交を反映し、他国に依存することなく、他国とのいかなる防衛条約も結んでいない。その中で、米国との軍事協力はインドネシアだけでなく地域の安全保障上も重要であるとして、近年、軍事教育や装備調達の面で協力関係を強化している。しかし一方では、中国とミサイル生産で協力し、ロシアからも戦闘機を購入するなど、防衛面でも全方位での協力と調達を行っている。日本ともASEAN加盟国との間で初となる外務・防衛閣僚会合を2015年に開催し、続く第2回会合も2021年3月に開催して防衛装備品・技術移転協定を締結している。国防を重要な柱とするプラボウォ政権となり、国防予算の増加や複数国と防衛協力に関する法律の批准を進めるなど国防強化の動きが進んでいる。

インドネシア国軍は陸・海・空の3軍からなっている。大統領がその最高指揮官であり、軍政は国防大臣が、軍令は国軍司令官が直接の責任を持つ。総兵力については正規軍が約40.5万人（陸軍30万人、海軍7.4万人、空軍3万人）であり、兵役は志願制となっている。国軍の主要な役割は、インドネシアの広大な領土と民族構成の複雑さを背景に、外敵からの防衛に加えて国内の治安や国家の統一の維持となっている。

#### ひとくちメモ 1：出馬のための憲法改正

憲法裁判所は、法令の憲法違反に関する審査（違憲立法審査）や各国家機関や地方自治体間での権限に関する紛争を解決するために2003年に設置された。2023年10月、ジョコ元大統領の義弟が長官を務めていた当時の憲法裁判所が、正副大統領立候補可能年齢を40歳以上と定める選挙法に関して、「現職の地方首長または地方首長経験者であれば40歳未満でも立候補可能」との判断を下した。この判断により、ジョコ大統領の長男（当時36歳）のギブラン氏が立候補可能となり、結果としてギブラン氏はプラボウオ政権の副大統領となった。かかる憲法裁の判断には強い批判の声が上がり、当時の憲法裁の長官（ジョコ元大統領の義弟）に対し、憲法裁の評議会が倫理違反を認め、辞任を命じた。

2024年8月、ジョコ氏の次男（当時29歳）による統一地方首長選への出馬が取り沙汰された際、最高裁及び選挙管理委員会は、政党による『候補者決定時』に年齢要件（州知事：30歳以上）を満たす必要があると従来解釈されていた地方首長選挙法について、『就任時』に年齢要件を満たせば良いとの判断を下した。これに対し、憲法裁は「『候補者決定時』に年齢要件を満たす必要がある」と最高裁及び選管の判断を退ける判決を下した。これを受けた国会が憲法裁判決を無効化するような地方首長選挙法改正案を審議しようとしたところ、ジャカルタ含む全国各地で大規模抗議活動が発生。最終的に、改正案の採決は見送られ、憲法裁判決に沿った地方首長選が実施された。

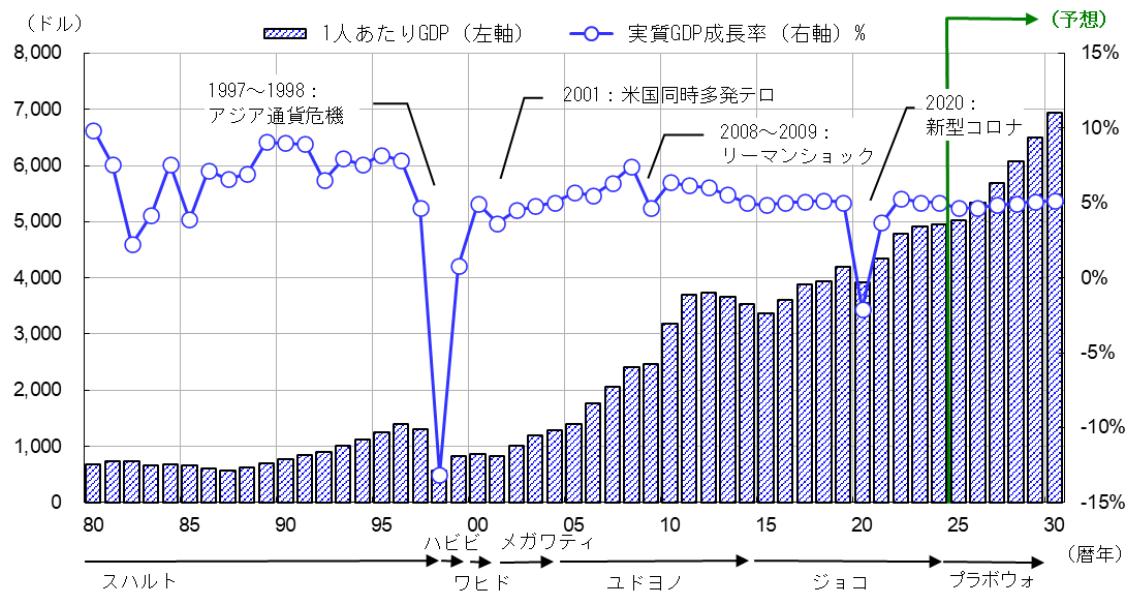
## 第3章 経済概況

### 1. 経済概観

#### (1) インドネシア経済の歩み

1968年のスハルトの大統領就任から今日に至るまで、インドネシアの経済発展を民主化との関係で見ると、「スハルト主導による開発独裁期（1968～1997年）」、「3代の大統領が入れ替わった民主化移行期（1998～2004年）」、「直接選挙で選ばれたユドヨノ～ジョコ～プラボウォ政権期（2005年～）」に分けられる。1965年の共産党クーデター未遂事件を鎮圧したスハルトは、輸出志向型工業化戦略と積極的な外資導入を進めた。大統領就任期間（1968～1997年）の実質GDP成長率は約7%（6.7%：単純平均）の高成長を実現し、アジア通貨危機（1997～1998年）前の1996年には1人あたりGDPが1,394ドルとなった。しかし、アジア通貨危機による経済混乱でスハルトが退陣した後は、改革、民主化、分権化への移行期となり、ハビビ、ワヒド、メガワティの各大統領の就任期間は短く、1人あたりGDPもスハルト時代終期の水準を上回ることはできなかった。しかし、初めての直接選挙で大統領に選出されたユドヨノ政権は10年にわたる安定成長を実現し、2010年には1人あたりGDPが3,000ドルを超え、自動車などの耐久消費財の普及も急伸した。更に、2014年に大統領に就任したジョコ政権においても引き続き5%前後の経済成長が続き、1人あたりGDPは2015年以降増加傾向にある。2020年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実質GDP成長率及び1人あたりGDPはともに落ち込んだが、IMFの予測では以降も堅調な成長が続き、2030年のインドネシアの1人あたりGDPは6,900ドルに達すると予想している（図表3-1）。

図表 3-1 実質経済成長率と1人あたりGDPの推移



（出所）IMFより作成

## (2) 経済成長を牽引する民間消費と建設投資

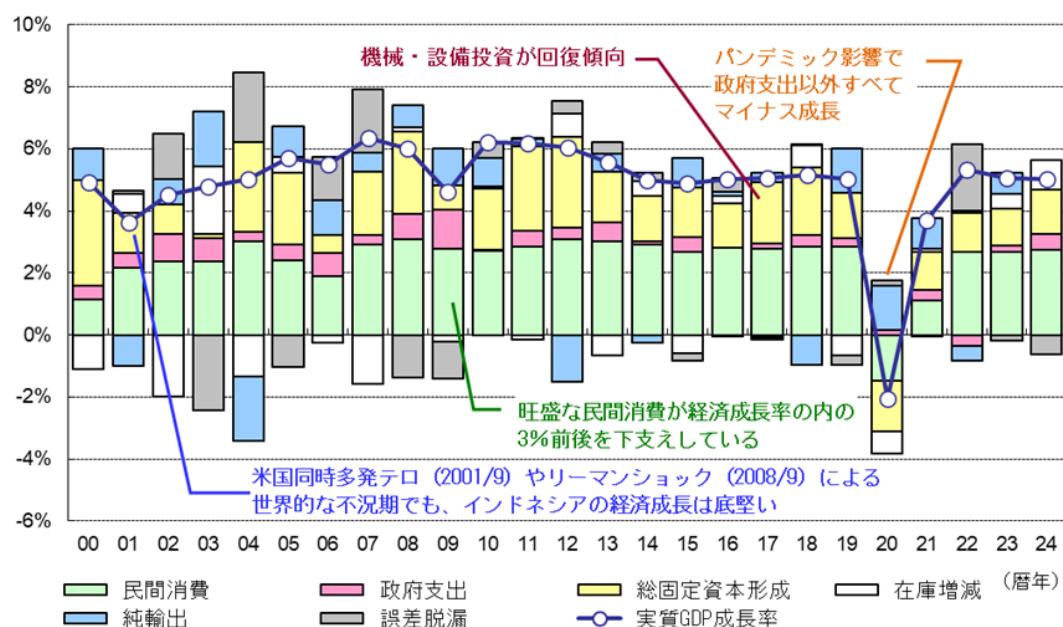
インドネシア経済は、米国同時多発テロが発生した2001年以降、2019年まで18年連続で4.5%以上の成長が続いていた（図表3-2）。2008年のリーマン・ショックによる世界金融不況や国内では2度のバリ島爆弾テロ（2002、2005年）に見舞われたにもかかわらず、底堅い成長を維持していたのは、旺盛な民間消費と総固定資本形成の7割以上を占める建設投資を中心とした堅調な国内投資の寄与が大きい。2002年以降、民間消費と建設投資は実質GDPを毎年3～5%押し上げていた。

2020年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実質GDP成長率▲2.1%であった。他方、デルタ型変異株が流行した2021年6月から8月は活動制限が強化されたものの、その後は経済との両立のために制限が緩和されたことにより企業への影響は限定的であったため、民間消費がプラスに転じた。2021年にはGDP成長率がプラスに転じ、2024年には成長率5.0%となった（図表3-2）。

IMFの「World Economic Outlook」（2025年4月）に基づくと、インドネシアの2013年から2024年にかけての経済成長率は年率4.3%と、比較可能な世界196カ国・地域の中で38番目、また2027年にかけての経済成長率（同4.4%）は同35番目と、国・地域数の上位2割に相当する高い成長が予想されている。

このように経済成長が続く中で、物価動向も落ち着いている。2024年の消費者物価上昇率は1.6%、コインフレ率は2.3%となった（図表3-3）。

図表3-2 実質GDP成長率と要因分解



（出所）国家統計局より作成

図表 3-3 主要経済指標

	単位	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
名目GDP	億ドル	8,609	9,319	10,156	10,423	11,191	10,591	11,865	13,191	13,712	13,963
1人あたりGDP	ドル	3,373	3,605	3,886	3,946	4,193	3,919	4,351	4,784	4,920	4,958
実質GDP成長率	%	4.9	5.0	5.1	5.2	5.0	-2.1	3.7	5.3	5.0	5.0
人口	万人	25,518	25,850	26,136	26,416	26,691	27,020	27,268	27,572	27,870	28,160
消費者物価上昇率	%	3.4	3.0	3.6	3.1	2.7	1.7	1.9	5.5	2.6	1.6
コア・インフレ率	%	4.0	3.1	3.0	3.1	3.0	1.6	1.6	3.4	1.8	2.3
輸出額	億ドル	1,504	1,451	1,688	1,800	1,677	1,632	2,317	2,922	2,595	2,665
輸入額	億ドル	1,427	1,357	1,570	1,887	1,713	1,416	1,962	2,379	2,231	2,352
貿易収支	億ドル	77	95	118	-87	-36	216	355	543	364	313
经常収支	億ドル	-175	-170	-162	-306	-303	-44	35	132	-20	-85
直接投資流入額	億ドル	166	39	206	206	239	186	211	254	215	247
外貨準備高	億ドル	1,059	1,164	1,302	1,207	1,292	1,359	1,449	1,372	1,464	1,557
為替レート（年平均）	ルピア/ドル	13,389	13,308	13,381	14,237	14,148	14,582	14,308	14,850	15,237	15,855

(出所) IMF、国家統計局、インドネシア中央銀行より作成

### (3) プラボウォ政権での優先課題

2024年10月に発足したプラボウォ政権は、ジョコ政権の「黄金のインドネシア 2045」ビジョンを継承しつつ、より積極的な財政支出と産業政策を通じて、インドネシア経済の飛躍的成長を目指している。政権は、実質GDP成長率8%、製造業のGDP比率25%、税収のGDP比率16%という高い目標を掲げている。

2025年8月国会演説にてプラボウォ政権の8つの優先課題が示された。その内訳は、食料安全保障・エネルギー安全保障・無償給食・教育の質向上・国民への質の高い医療の提供・村落協同組合の強化・国防強化・投資貿易の強化である。また、プラボウォ政権は国民生活の質の向上を目的として公共支出の拡大に踏み切った。その象徴的な政策が、2025年から全国で開始された学校給食の無償化である。この政策には年間約500兆ルピア（GDP比2%超）という巨額の予算が充てられており、栄養改善と教育支援の両面で効果が期待される一方、財政赤字の拡大につながる懸念も指摘されている。2025年には国家予算計画の見直しを指示し、総額約300兆ルピア（約3兆円）を確保予定で、そのうち3分の1にあたる約100兆ルピア（約1兆円）を無償給食に対して追加配分予定である。このように低所得者向けの政策に重きが置かれる一方、インフラ整備などの公共政策関連の支出は削減対象とされて、インフラ整備に遅延が生じている。また、教師、軍人、警察官などの公務員の給与引き上げも実施されており、これにより行政能力の向上と汚職の抑制を図る狙いがある。

ジョコ政権から継続されている新首都ヌサンタラの建設は、官民連携（PPP）と海外直接投資（FDI）を活用して進められている。また、2025年6月にはジャワ島北岸の「巨大防潮堤（GSW：Giant Sea Wall）」構想のロードマップ策定が進められていると発表された。これは、同地区がGDPの約20%を担うものの、地盤沈下と高潮の被害が深刻化しており、この構想はその対策でもある。さらに、鉱物資源の国内加工を促進する「下流化（ヒリリサシ）政策」においてニッケル、銅、パーム油、海藻など26品目を対象に高付加価値化を推進している。鉱物資源の下流化については前政権であるジョコ政権でも進められていたが、プラボウォ政権では鉱物資源以外にも品目を広げた幅広い下流化を推進しているほか、EVバッテリー産業の育成も重点分野として位置付けられて

いる。

財政運営においては、プラボウォ政権は財政赤字の GDP 比 3%以内の維持を目標としている。2025 年 9 月には内閣改造の一環でスリ財務大臣が解任され新たにブルバヤ大臣が任命された。2025 年 9 月に成立したインドネシア国家予算は 8 月に提出された案と比較して財政赤字目標の対 GDP 比率が 2.48%から 0.2 ポイント高い 2.68%に緩和された。また、税務・関税部門を統合した歳入機関の新設が予定されており、徴税効率の改善を通じて税収の拡大を図る。インドネシアでは地下経済の規模が大きく、制度改革による徴税強化が急務となっている。2025 年 2 月には経済優先施策として政府系投資ファンド「ダナンタラ」を発足させた。ダナンタラは、国営企業の配当及び資産を財源として活用し、国内産業の競争力強化を目的に、20 以上の国家戦略プロジェクトへの投資を計画している。

外資誘致の分野では、2023 年の FDI 実現額が 503 億ドルに達し、前年比 10.2%の増加を記録した。特に金属加工含むバッテリー関連分野への投資が急増しており、CATL（中国）、フォックスコン（台湾）などの企業が進出している。しかしながら、FDI の GDP 比率は ASEAN 諸国の中でも最も低く、製造業分野における規制緩和やインフラ整備の遅れが課題として残っている。

第 2 期ジョコ政権では雇用創出法（オムニバス法）が制定された。雇用創出法は、インドネシアの複数の投資関連の法規制を 1 つにまとめて改正することで、投資の促進を行うことを目的にしているものである。2020 年 2 月に政府案が国会に提出され、同年 11 月に大統領が署名をして発行された。この雇用創出法（2020 年法律第 11 号）によって 79 の法律が同時に改訂され、その施行細則である 54 の奨励と大統領令によって、最低賃金上昇率の緩和や、合弁義務分野の縮小、外国人就労手続の緩和、最低投資金額の減額などが行われている。

他方、雇用創出法については、2021 年 11 月 25 日にインドネシア憲法裁判所がその立法手続の不備を理由に、判決から 2 年以内に必要な一部法改正が行わなければ違憲であると条件付違憲判決を下した。これを踏まえ、ジョコ元大統領は 2022 年末に雇用創出法の是正に関する緊急政令（2022 年第 2 号）を公布し、是正のプロセスを進めた。緊急政令とは、「緊急の特別な事情」がある際に大統領が法律に代わって公布できる政令であるが、効力を保つためには国会の同意を必要としているため、2023 年 1 月から再開した国会で、その緊急政令の根拠となる「緊急の特別な事情」が妥当であるか集中審議が行われたが、2025 年現在も一部条文（特に労働関連）については違憲性が争われており、法的安定性には課題が残っている。

## 2. 産業構造

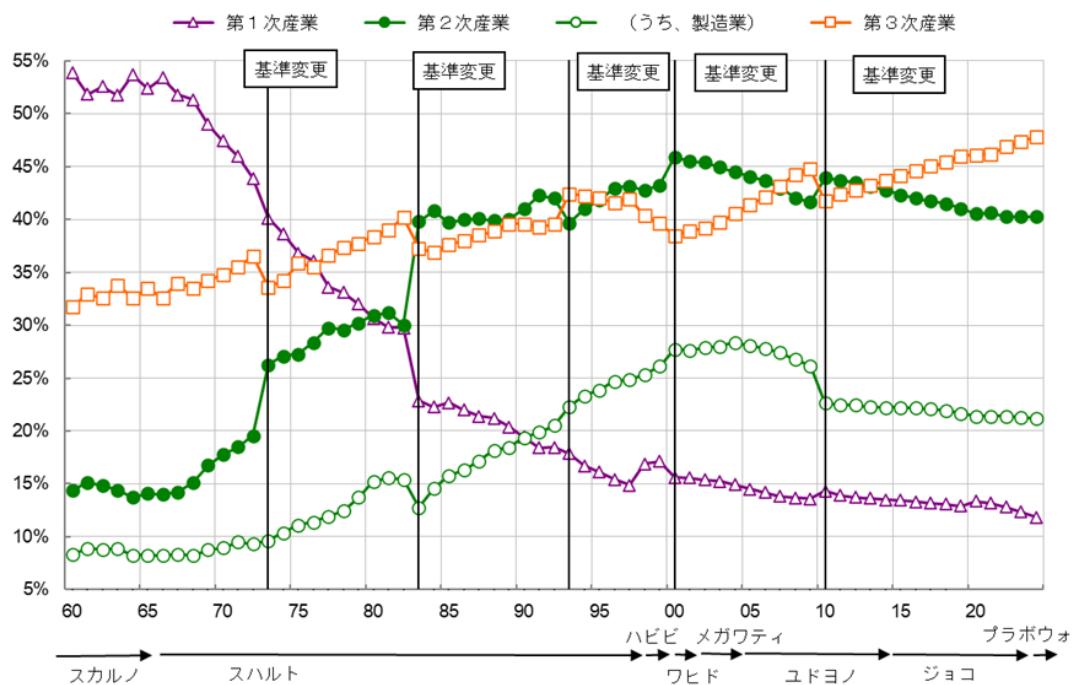
1970 年から 2000 年にかけて、インドネシア経済は、それまでの農業主体から、製造業とサービス業に経済構造がシフトした。2000 年以降は、農業部門の実質 GDP 構成比の低下ペースが鈍化する中、今度はサービス産業が第 2 次産業から GDP シェアを奪取する傾向にある。特に 2000 年から 2010 年までは製造業が、2010 年以降は鉱業・採石業の GDP シェアの低下が大きかった。緩やかながらサービス業主体の第 3 次産業へのシフトが進んだことで、2013 年には第 3 次産業の実質 GDP 構成比が第 2 次産業を逆転し、2024 年には 47.9%となった（図表 3-5）。

実質 GDP の産業別構成比の比較については、算出基準年が変更になる度に産業別 GDP の構成比が変更されることから、厳密にはデータの連続性がない。あくまで参考値であるが、スカルノ

大統領時代（1945～1967）終盤の1966年にはGDPの半分超（53.4%）を占めていた第1次産業は、半世紀以上を経た2024年には11.8%まで40ポイント以上低下した。他方、第2次産業の構成比は26.3ポイント（14.0%→40.3%）、第3次産業では15.3ポイント（32.6%→47.9%）拡大している（図表3-4）。

第2次産業については、2000年代に入ると鉱業部門において拡大スピードが減速し、製造業部門の構成比の拡大も頭打ちとなっている。特に製造業の構成比は、2001年から2010年の10年間で▲5.0ポイント、2014年から2024年の11年間で▲1.0ポイントと、それぞれ低下している（図表3-4）。

図表3-4 第1～3次産業の構成比の推移



（出所）国家統計局より作成

※生産物に課される税から補助金を除した金額を除く

産業別にみると、特に資源関連分野の低下が顕著であり、製造業の中では「石炭、原油、ガス精製業」が2014年から2024年にかけて▲0.8ポイント低下し、また第2次産業に含まれる「鉱業・採石業」も同期間に▲1.9ポイントの低下があった（図表3-5）。

これらに代わり構成比が拡大している業種は、第3次産業に属する「情報・通信業」(+2.2ポイント)と「運輸・倉庫業」(+0.9ポイント)である。また、第2次産業の中でも、「食品・飲料」(+1.1ポイント)や「鉄鋼、同製品」(+0.4ポイント)などの産業は、構成比が拡大している（図表3-5）。

図表 3-5 産業別 GDP（実質）の構成比

	2010年基準価額（兆ルピア）			構成比		
	2014	2024	(年率)	2014	2024	(差分)
<b>全体</b>	<b>8,565</b>	<b>12,920</b>	<b>4.2%</b>	<b>(100.0%)</b>	<b>(100.0%)</b>	-
第1次産業	1,129	1,464	2.6%	(13.2%)	(11.3%)	(-1.8%) ↓
第2次産業	3,576	4,982	3.4%	(41.8%)	(38.6%)	(-3.2%) ↓
鉱業・採石業	794	955	1.9%	(9.3%)	(7.4%)	(-1.9%) ↓
原油・天然ガス	307	248	-2.1%	(3.6%)	(1.9%)	(-1.7%)
石炭・褐炭	251	333	2.8%	(2.9%)	(2.6%)	(-0.4%)
採石	98	180	6.3%	(1.1%)	(1.4%)	(+0.2%)
その他	138	195	3.5%	(1.6%)	(1.5%)	(-0.1%)
製造業	1,854	2,619	3.5%	(21.6%)	(20.3%)	(-1.4%) ↓
石炭、原油、ガス精製	217	222	0.3%	(2.5%)	(1.7%)	(-0.8%) ↓
食品・飲料	503	899	6.0%	(5.9%)	(7.0%)	(+1.1%) ↑
タバコ	79	89	1.2%	(0.9%)	(0.7%)	(-0.2%)
織維、衣料	118	142	1.9%	(1.4%)	(1.1%)	(-0.3%)
革製品、履物	23	33	3.6%	(0.3%)	(0.3%)	(-0.0%)
木材・木製品	62	59	-0.5%	(0.7%)	(0.5%)	(-0.3%)
紙・印刷	71	87	2.1%	(0.8%)	(0.7%)	(-0.2%)
化学・医薬品	153	250	5.0%	(1.8%)	(1.9%)	(+0.1%)
ゴム・プラスチック	73	65	-1.1%	(0.8%)	(0.5%)	(-0.3%)
非鉄金属	63	66	0.5%	(0.7%)	(0.5%)	(-0.2%)
鉄鋼・同製品	72	161	8.4%	(0.8%)	(1.2%)	(+0.4%) ↑
金属製品、電気、光学製造	179	245	3.2%	(2.1%)	(1.9%)	(-0.2%)
一般機械	26	36	3.3%	(0.3%)	(0.3%)	(-0.0%)
輸送機器	178	219	2.1%	(2.1%)	(1.7%)	(-0.4%)
家具	23	29	2.2%	(0.3%)	(0.2%)	(-0.0%)
その他製造業	16	17	0.9%	(0.2%)	(0.1%)	(-0.1%)
公益業	101	146	3.7%	(1.2%)	(1.1%)	(-0.1%)
電気・ガス	94	135	3.6%	(1.1%)	(1.0%)	(-0.1%)
水道・リサイクル	7	11	4.7%	(0.1%)	(0.1%)	(+0.0%)
建設業	827	1,263	4.3%	(9.7%)	(9.8%)	(+0.1%)
第3次産業	3,646	5,918	5.0%	(42.6%)	(45.8%)	(+3.2%) ↑
卸売・小売業	1,177	1,682	3.6%	(13.7%)	(13.0%)	(-0.7%) ↓
自動車・二輪（修繕含）	229	290	2.4%	(2.7%)	(2.2%)	(-0.4%)
その他の卸売・小売業	948	1,392	3.9%	(11.1%)	(10.8%)	(-0.3%)
運輸・倉庫業	327	603	6.3%	(3.8%)	(4.7%)	(+0.9%) ↑
鉄道輸送	3	6	7.5%	(0.0%)	(0.0%)	(+0.0%)
陸上輸送	180	340	6.5%	(2.1%)	(2.6%)	(+0.5%)
海上輸送	29	46	4.6%	(0.3%)	(0.4%)	(+0.0%)
河川輸送	10	21	7.7%	(0.1%)	(0.2%)	(+0.0%)
航空輸送	52	69	2.9%	(0.6%)	(0.5%)	(-0.1%)
倉庫	52	120	8.8%	(0.6%)	(0.9%)	(+0.3%)
ホテル・飲食業	258	415	4.9%	(3.0%)	(3.2%)	(+0.2%)
ホテル	51	82	4.8%	(0.6%)	(0.6%)	(+0.0%)
レストラン	206	333	4.9%	(2.4%)	(2.6%)	(+0.2%)
情報・通信業	384	868	8.5%	(4.5%)	(6.7%)	(+2.2%) ↑
金融業	320	520	5.0%	(3.7%)	(4.0%)	(+0.3%)
金融仲介業	198	334	5.4%	(2.3%)	(2.6%)	(+0.3%)
保険	70	101	3.7%	(0.8%)	(0.8%)	(-0.0%)
その他金融	44	75	5.4%	(0.5%)	(0.6%)	(+0.1%)
ほか	8	10	2.3%	(0.1%)	(0.1%)	(-0.0%)
不動産業	256	352	3.2%	(3.0%)	(2.7%)	(-0.3%)
ビジネスサービス業	138	252	6.2%	(1.6%)	(1.9%)	(+0.3%)
公共サービス業	296	403	3.1%	(3.5%)	(3.1%)	(-0.3%) ↓
教育サービス業	264	372	3.5%	(3.1%)	(2.9%)	(-0.2%)
医療・社会福祉活動	91	183	7.2%	(1.1%)	(1.4%)	(+0.3%)
その他サービス業	134	267	7.1%	(1.6%)	(2.1%)	(+0.5%)
小計	8,351	12,365	4.0%	(97.5%)	(95.7%)	(-1.8%)
生産物に課される税一同補助金	213	556	10.0%	(2.5%)	(4.3%)	(+1.8%)

(出所) 国家統計局より作成

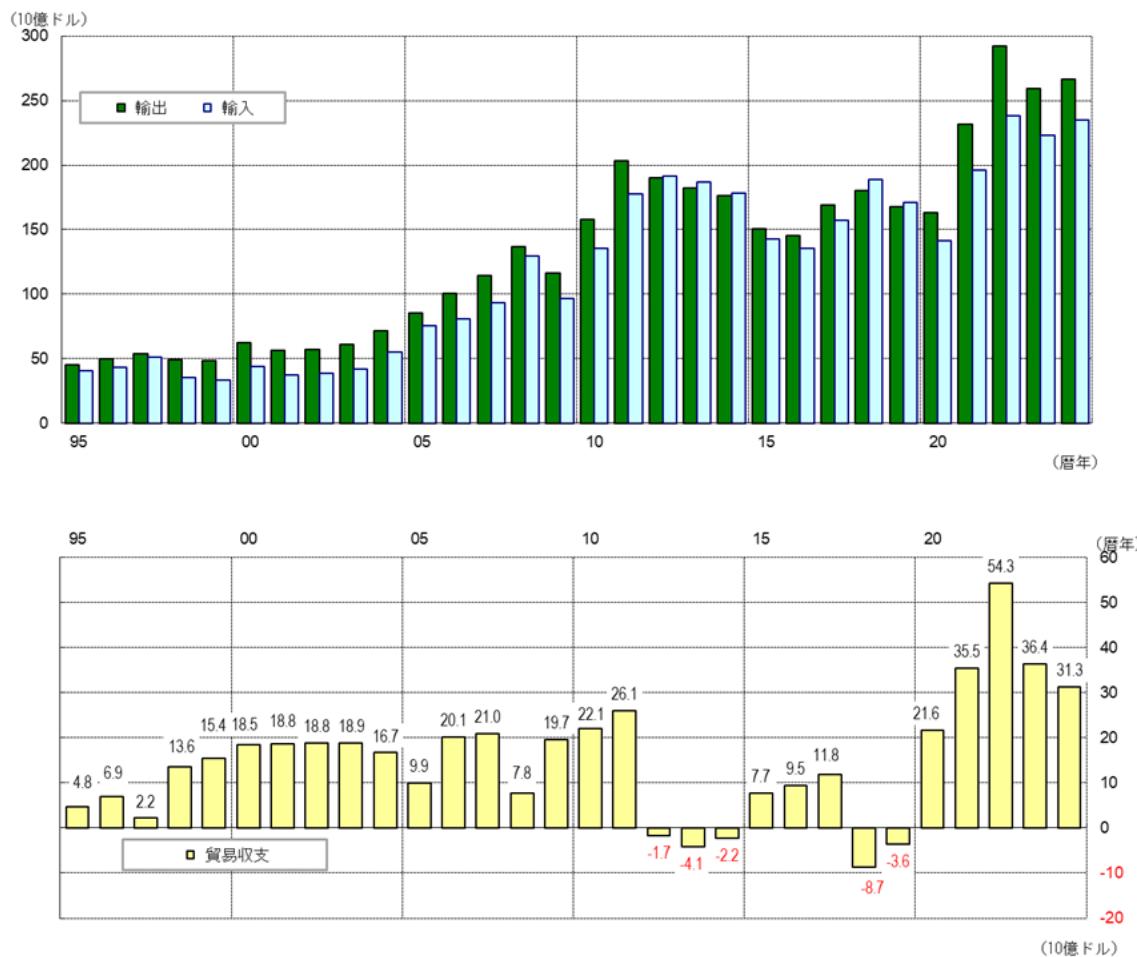
### 3. 貿易構造

#### (1) 輸出・輸入・貿易収支の推移

1969年以降、貿易黒字を維持してきたインドネシアであるが、2012～2014年の3年間と2018～2019年の2年間は貿易赤字に転落した。2012～2014年の貿易赤字の主因は主要輸出品の天然ガスや石炭の落ち込みにあった。特に日本や韓国向けの天然ガスの輸出量減少の影響が大きかった。日本の財務省統計によると、1995～2007年度までインドネシアが日本にとって最大の天然ガスの輸入元であったが、2015年度にはインドネシアはオーストラリア、マレーシア、カタール、ロシアに次ぐ5位にまで順位を落としている。また、2018～2019年の赤字転落の主因は、事務用機器・コンピューター・電気機器の輸入急増であった。

ドル建てで見た輸出入額はルピア安やエネルギー市況の下落で2011～2012年を境に減少したが、輸出・輸入ともに2016年をボトムに反転した。直近2024年の輸出入総額は4,983億ドルで、輸出入ともに過去最高だった2022年を下回った。輸出については、世界的なニッケル需要増加による加工ニッケルの輸出増、パーム油などの国際価格上昇、石炭などインドネシアの主要輸出商品の価格低下、及び中国など主要貿易相手国の景気減速が影響した。輸入については、原材料・補助材料の減少が影響した。また、インドネシア国家統計局の発表によれば、2024年の輸出額は前年比2.3%増の2,646億6,200万ドル、輸入額は前年比5.3%増の2,336億5,900万ドルで、貿易収支は前年比14%減の310億300万ドルの黒字となっている。

図表 3-6 輸出・輸入と貿易収支の推移



(出所) 国家統計局より作成

## (2) 品目別輸出・輸入の動向

国際連合貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development : UNCTAD）の統計によると、2024年の輸出額は2,646億ドルであった。セグメント別に見た主な輸出分野は、①皮革・紙製品・鉄鋼・金属などの素材製造品（構成比：18.8%）、②鉱物性燃料など（同17.2%）、③パーム油などの動植物性油脂（同13.4%）、④機械類・輸送用機器（同13.1%）、⑤衣類などを含む雑製品（同11.2%）で、これら5分野で輸出額全体の73%以上を占めている。

個別分野のうち、輸出額が100億ドル以上だったのは、「石炭・コークス・練炭」（330億ドル）や「鉄鋼」（260億ドル）、「金属鉱・くず」（163億ドル）の資源・素材関連品目と、「植物性油脂」（277億ドル）、「自動車・バイク等」（120億ドル）である。鉄鋼の輸出額増は中国企業によるスラウェシ州の精錬所から中国向けステンレス鋼の輸出本格化などによるものであり、植物性油脂はパーム油の価格が国際的に上昇したことが背景にあると考えられる（図表3-7）。

近年では、工業製品の輸出も増えている。特に、「自動車・バイクなど」（2014年から2024年までの增加額68億ドル）、「はき物」（同27億ドル）、「衣類・同附属品」（同19億ドル）、「電気機器」（同34億ドル）、「家具・部品」（同9億ドル）の5品目は増加基調で推移しており、2014年からの輸出額の増加886億ドルの約2割（約157億ドル）を占めている。

図表 3-7 主要輸出品目

(100万ドル/周年)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
輸出総額	176,036 (100.0%)	150,366 (100.0%)	144,490 (100.0%)	168,828 (100.0%)	180,215 (100.0%)	167,683 (100.0%)	163,192 (100.0%)	231,522 (100.0%)	291,979 (100.0%)	258,774 (100.0%)	264,621 (100.0%)
食料品・動物	12,070 (6.9%)	11,601 (7.7%)	11,638 (8.1%)	12,854 (7.6%)	13,145 (7.3%)	13,263 (7.9%)	14,607 (9.0%)	16,987 (7.3%)	18,988 (6.5%)	17,910 (6.9%)	22,559 (8.5%)
魚介類・同調製品	4,241	3,597	3,856	4,213	4,469	4,493	4,818	5,265	5,499	4,978	5,074
コーヒー・茶・香辛料類	3,407	3,854	3,560	3,565	3,373	3,422	3,491	3,515	3,728	3,436	6,772
飲料・たばこ	1,102 (0.6%)	1,075 (0.7%)	1,140 (0.8%)	1,275 (0.8%)	1,332 (0.7%)	1,332 (0.8%)	1,244 (0.8%)	1,253 (0.5%)	1,449 (0.5%)	1,622 (0.6%)	1,920 (0.7%)
食料に適さない原材料	13,073 (7.4%)	12,766 (8.5%)	12,427 (8.6%)	16,301 (9.7%)	17,588 (9.8%)	14,858 (8.9%)	13,993 (8.6%)	20,461 (8.8%)	29,765 (10.2%)	27,243 (10.5%)	28,584 (10.8%)
金属鉱・くず	4,152	5,083	5,260	6,043	8,236	5,559	5,506	9,553	18,592	17,413	16,344
鉱物性燃料等	51,126 (29.0%)	34,649 (23.0%)	27,871 (19.3%)	36,881 (21.8%)	42,008 (23.3%)	34,103 (20.3%)	25,502 (15.6%)	45,110 (19.5%)	70,995 (24.3%)	59,488 (23.0%)	45,512 (17.2%)
石炭・コークス・練炭	20,837	15,999	14,512	20,473	23,979	21,783	16,527	31,565	54,713	43,356	33,003
石油・同製品	13,109	8,309	6,322	7,661	7,380	4,060	3,577	6,062	6,460	7,356	6,807
天然ガス・製造ガス	17,180	10,341	7,037	8,746	10,649	8,261	5,398	7,483	9,822	8,777	5,702
動植物性油脂	22,122 (12.6%)	19,528 (13.0%)	19,301 (13.4%)	24,966 (14.8%)	22,307 (12.4%)	19,406 (11.6%)	22,626 (13.9%)	36,093 (15.6%)	39,068 (13.4%)	31,126 (12.0%)	35,434 (13.4%)
植物性油脂	19,951	17,766	17,095	21,566	18,960	16,435	19,242	29,564	30,930	24,788	27,722
化学製品	11,246 (6.4%)	8,525 (5.7%)	9,223 (6.4%)	9,712 (5.8%)	11,230 (6.2%)	10,453 (6.2%)	9,743 (6.0%)	13,419 (5.8%)	15,824 (5.4%)	12,741 (4.9%)	15,192 (5.7%)
素材製造品(皮革・紙・鉄鋼等)	22,684 (12.9%)	20,586 (13.7%)	20,103 (13.9%)	22,356 (13.2%)	26,336 (14.6%)	26,409 (15.7%)	28,591 (17.5%)	43,822 (18.9%)	50,923 (17.4%)	47,261 (18.3%)	49,653 (18.8%)
紙類・同製品	3,829	3,652	3,499	3,920	4,609	4,484	4,304	4,323	4,807	4,794	5,232
織物用糸・織維製品	4,725	4,393	4,105	4,038	4,008	3,694	2,867	3,474	3,187	2,687	3,249
鉄鋼	1,993	2,353	2,187	3,738	6,369	7,839	11,222	21,372	28,424	27,561	26,020
非鉄金属	4,055	3,043	2,955	3,914	4,046	3,467	3,484	5,991	5,956	4,805	6,233
機械類・輸送用機器	21,787 (12.4%)	19,787 (13.2%)	20,220 (14.0%)	21,603 (12.8%)	22,627 (12.6%)	23,250 (13.9%)	21,416 (13.1%)	26,981 (11.7%)	33,856 (11.6%)	32,699 (12.6%)	34,582 (13.1%)
事務用機器・コンピュータ	2,160	2,007	1,840	2,424	2,216	1,970	2,096	2,450	2,280	1,935	2,055
通信・音響機器	3,433	2,892	2,564	2,115	2,474	2,733	3,055	3,857	4,628	4,624	4,509
電気機器	6,174	5,597	5,472	6,033	6,218	6,153	6,025	7,582	9,822	9,302	9,567
自動車・バイク等	5,196	5,387	5,805	6,764	7,481	8,105	6,537	8,516	10,846	11,069	11,987
雑製品	19,294 (11.0%)	20,419 (13.6%)	21,118 (14.6%)	20,944 (12.4%)	21,560 (12.0%)	20,978 (12.5%)	19,805 (12.1%)	25,775 (11.1%)	29,954 (10.3%)	27,806 (10.7%)	29,610 (11.2%)
家具・部品	1,807	1,735	1,638	1,657	1,731	1,982	2,209	2,927	2,848	2,190	2,714
衣類・同附属品	7,670	7,593	7,474	8,207	8,928	8,597	7,548	9,351	10,076	8,333	9,589
はき物	4,108	4,507	4,640	4,910	5,113	4,409	4,804	6,165	7,742	6,436	6,811
その他	1,533 (0.9%)	1,430 (1.0%)	1,450 (1.0%)	1,937 (1.1%)	2,081 (1.2%)	3,631 (2.2%)	5,666 (3.5%)	1,620 (0.7%)	1,158 (0.4%)	877 (0.3%)	1,576 (0.6%)

(出所) UNCTAD Stat より作成

一方、2024年の輸入額は2,337億ドルであった。セグメント別の主な輸入分野は、①機械類・輸送用機器（構成比：30.9%）、②皮革・紙製品・鉄鋼・金属などの素材製造品（同15.7%）、③鉱物性燃料など（同14.2%）、④化学製品（同13.8%）、⑤食料品・動物（同11.2%）で、これら5分野で輸入額全体の86%を占める。個別分野のうち、輸入額が100億ドル以上だったのは、「石油・同製品」（275億ドル）、「電気機器」（161億ドル）、「その他産業機械・部品」（137億ドル）、「鉄鋼」（125億ドル）の4品目である（図表3-8）。

なお、輸入額は2012年（1,917億ドル）から2016年にかけて減少したが、新型コロナウイルス感染症の影響を除くと、2016年以降は増加に転じている。2012～2016年の輸入額の減少は、自動車の国内需要の減少に伴って、専門機械などの設備投資需要が減退したことや、2014年7月から2016年1月にかけて原油価格が下落したことが主な要因であった。その後、原油市況が上昇に転じたことや機械・設備投資が回復したことで、石油・同製品や産業機械、自動車・バイクなどや電気機器の輸入が増加している。特に「有機化合物」や「プラスチック（成型前）」といった「化学製品」や、「鉄鋼」は輸入が増加している一方、「原動機」や「自動車・バイクなど」は減少している。

図表 3-8 主要輸入品目

(100万ドル/暦年)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
輸入総額	178,179 (100.0%)	142,695 (100.0%)	135,653 (100.0%)	156,986 (100.0%)	188,711 (100.0%)	171,276 (100.0%)	141,569 (100.0%)	196,190 (100.0%)	237,447 (100.0%)	221,886 (100.0%)	233,659 (100.0%)
食料品・動物	13,605 (7.6%)	11,486 (8.0%)	13,020 (9.6%)	14,134 (9.0%)	15,660 (8.3%)	14,748 (8.6%)	14,498 (10.2%)	18,318 (9.3%)	21,540 (9.1%)	21,736 (9.8%)	26,216 (11.2%)
穀物・同調製品	3,541	3,170	3,011	2,985	3,875	3,132	2,912	3,998	4,490	5,830	5,471
果実・野菜	1,525	1,375	1,735	2,090	2,033	2,329	2,186	2,429	2,468	2,586	3,774
飼料	2,936	2,467	2,349	2,588	2,915	2,518	2,680	3,694	4,350	4,034	5,263
飲料・たばこ	896 (0.5%)	701 (0.5%)	755 (0.6%)	905 (0.6%)	952 (0.5%)	863 (0.5%)	760 (0.5%)	884 (0.5%)	981 (0.4%)	1,130 (0.5%)	1,440 (0.6%)
食料に適さない原材料	8,340 (4.7%)	6,517 (4.6%)	6,632 (4.9%)	8,056 (5.1%)	9,358 (5.0%)	8,324 (4.9%)	7,016 (5.0%)	10,465 (5.3%)	10,978 (4.6%)	9,626 (4.3%)	11,535 (4.9%)
鉱物性燃料等	40,190 (22.6%)	22,096 (15.5%)	17,231 (12.7%)	22,604 (14.4%)	29,023 (15.4%)	22,334 (13.0%)	14,182 (10.0%)	26,869 (13.7%)	42,503 (17.9%)	36,022 (16.2%)	33,271 (14.2%)
石油・同製品	37,483	20,192	15,671	19,765	25,345	18,947	10,886	20,771	34,241	29,601	27,491
動植物性油脂	176 (0.1%)	151 (0.1%)	172 (0.1%)	274 (0.2%)	333 (0.2%)	369 (0.2%)	260 (0.2%)	370 (0.2%)	437 (0.2%)	372 (0.2%)	409 (0.2%)
化学製品	22,319 (12.5%)	19,906 (14.0%)	19,052 (14.0%)	21,873 (13.9%)	25,794 (13.7%)	23,107 (13.5%)	20,503 (14.5%)	31,375 (16.0%)	31,687 (13.3%)	25,888 (11.7%)	32,249 (13.8%)
有機化合物	5,999	4,809	4,246	5,329	6,297	5,270	4,480	6,737	6,907	5,800	6,766
プラスチック（成型前）	5,419	4,629	4,581	5,207	6,196	5,689	4,383	6,775	7,245	5,948	7,136
素材製造品（皮革、紙、鉄鋼等）	26,867 (15.1%)	23,562 (16.5%)	22,448 (16.5%)	26,189 (16.7%)	31,307 (16.6%)	29,987 (17.5%)	23,144 (16.3%)	33,126 (16.9%)	37,937 (16.0%)	33,622 (15.2%)	36,609 (15.7%)
織物用糸・繊維製品	6,147	5,911	6,028	6,468	7,306	7,042	5,464	7,441	8,060	6,730	7,744
鉄鋼	8,631	6,979	6,539	8,151	10,454	10,312	7,361	11,570	13,855	12,079	12,491
非鉄金属	3,125	2,715	2,560	3,531	3,933	3,158	2,445	3,805	3,831	3,349	3,825
金属製品	3,987	3,653	3,289	3,530	4,337	4,330	3,594	4,672	5,543	5,140	5,594
機械類・輸送用機器	53,180 (29.8%)	46,772 (32.8%)	45,385 (33.5%)	50,813 (32.4%)	61,377 (32.5%)	56,900 (33.2%)	48,142 (34.0%)	58,573 (29.9%)	71,078 (29.9%)	72,160 (32.5%)	72,192 (30.9%)
原動機	4,891	3,995	3,815	4,322	6,275	5,629	4,008	4,100	4,906	5,269	5,404
専門機械	7,310	6,415	5,800	6,701	8,159	7,166	5,388	7,377	9,535	9,477	9,681
その他産業機械・部品	10,290	9,088	8,324	8,244	10,177	11,056	9,323	10,578	12,698	13,662	13,739
事務用機器・コンピュータ	3,585	3,240	3,200	6,854	8,492	8,049	7,707	9,046	7,901	6,711	7,738
通信・音響機器	6,975	6,353	6,530	4,371	4,242	3,851	3,669	4,893	6,738	6,583	6,422
電気機器	9,081	8,460	8,517	9,670	11,816	10,619	9,858	12,685	16,553	16,149	16,142
自動車・バイク等	6,783	5,368	5,251	6,672	8,211	6,969	4,168	6,695	9,510	10,080	9,367
雑製品	9,465 (5.3%)	8,340 (5.8%)	8,438 (6.2%)	9,507 (6.1%)	10,638 (5.6%)	11,270 (6.6%)	10,014 (7.1%)	12,047 (6.1%)	14,313 (6.0%)	14,321 (6.5%)	15,730 (6.7%)
その他	3,142 (1.8%)	3,164 (2.2%)	2,518 (1.9%)	2,631 (1.7%)	4,269 (2.3%)	3,374 (2.0%)	3,049 (2.2%)	4,163 (2.1%)	5,992 (2.5%)	7,010 (3.2%)	4,009 (1.7%)

(出所) UNCTAD Stat より作成

### (3) 輸出入の国別動向

2014年から2024年にかけての10年間における国別シェアを見ると、輸出では、①日本に代わって中国が2016年以降の最大の輸出先国となったこと、②米国への輸出割合が伸び中国に次ぐ第2位の輸出先国となったこと、③シンガポールや韓国への輸出割合が下がる一方でフィリピンやベトナムへの輸出は次第に伸びていることが特徴として挙げられる。他方、輸入では、④シンガポールに代わって中国が2010年以降の最大の輸入相手国となったこと、⑤ASEAN諸国内ではシンガポールの比率が低下する一方、ベトナムの比率がわずかだが上昇していること、などが特徴として挙げられる（図表3-11、12）。

2024年の主な輸出相手国は、①中国（構成比：22.1%）、②米国（同9.8%）、③日本（同8.6%）、④インド（同8.6%）、⑤マレーシア（同4.7%）である。中国は2011年時点では2番目の輸出相手国だったが、2016年に日本を逆転した。さらに、米国は2011年時点では4番目の輸出相手国であったが、2015年以降は2018年を除いて2番目の地位を維持している。他方、日本は2014年（13.1%）からの10年で、比率は▲4.5ポイント低下している。上位3カ国以外では、シンガポール（9.5%→4.4%）と韓国（6.0%→3.9%）の低下が顕著である（図表3-11）。

輸入額も輸出額とともに2016年をボトムに増加に転じたが、2024年までの8年間では輸出の増加額の方が大きい。図表3-10では、2014年と2024年の輸出の増減額を、主要輸出国6カ国ごとに表している。これによると、増加額が大きかった資源関連の「石炭・コークス・練炭」(2014年から2024年までの増加額122億ドル)では中国向けが顕著で、素材関連の「鉄鋼」(同240億ドル)でも中国向けが伸びている。同様に輸出額が大きく伸びた植物性油脂(同78億ドル)は、主要輸出相手国の中では中国、米国、インド向けの輸出が伸びた。また、軽工業の「衣類・同附属品」(同19億ドル)と「履物」(同27億ドル)では、増加額の多くは米国向けであった。

図表3-9 品目別輸出増加額(対主要輸出国:2014→2024年)

(分野、億ドル)	中国	米国	日本	インド	マレーシア	シンガポール	小計	全体
全体	408	93	-3	105	27	-51	578	886
鉱物性燃料等	76	-7	-63	9	-6	-38	-29	-56
石炭・コークス・練炭	64	-	11	7	11	-	93	122
動植物性油脂	43	18	2	27	12	-4	97	133
植物性油脂	25	14	1	22	6	-6	63	78
素材製造品	173	8	-0	26	6	-	213	270
鉄鋼	160	1	0	17	4	-	182	240
雑製品	9	48	-	-	-	2	59	103
衣類・同附属品	1	13	-	-	-	1	15	19
履物	6	11	-	-	-	-	17	27

(注) 各国とも増加額が顕著だった項目のみを記載しており、「-」はゼロを表さない

(出所) UNCTAD Statより作成

他方、主な輸入相手国(2024年)は、①中国(構成比:31.0%)、②シンガポール(同9.7%)、③米国(同5.8%)、④日本(同5.6%)、⑤オーストラリア(同4.7%)である。2014年時点では、中国が輸入全体に占める比率は19.1%だった。しかし、年々中国からの輸入は増え、2024年には全体の3割超を占めている。対照的に、シンガポールの構成比は大幅に低下した(17.5%→9.7%)。輸入に占めるASEAN諸国の比率は▲8.6ポイントと大幅に低下したが(30.9%→22.3%)、これはシンガポールの影響が大きい。その一方で、ベトナム(1.7%→2.7%)からの比率は上昇している(図表3-13)。

図表3-11では、2014年から2024年にかけて輸入額の変動が大きかった品目について、輸入額上位6カ国での増減額を示している。これによると、輸入額が大幅に減少した「石油・同製品」(2014年から2024年までの減少額100億ドル)では、主要輸入相手国ではシンガポールからの輸入額減少が大きい。また、「専門機械」(2014年から2024年までの増加額24億ドル)、「その他産業機械・部品」(同34億ドル)、「事務用機器・コンピューター」(42億ドル)及び「電気機器」(71億ドル)では中国からの輸入増の影響が大きかった。

図表 3-10 品目別輸入増加額（対主要輸入国：2014→2024 年）

(分野、億ドル)	中国	シンガポール	米国	日本	オーストラリア	マレーシア	小計	全体
全体	383	-86	56	-24	60	1	390	555
鉱物性燃料等	2	-67	20	0	19	-1	-28	-69
石油・同製品	-5	-66	4	0	5	-2	-64	-100
素材製造品	73	-6	-	-3	0	1	65	97
鉄鋼	16	-3	-	-0	-	1	13	39
機械類	180	-8	-	-16	1	-1	156	190
専門機械	28	-4	-	-2	-	-0	22	24
その他産業機械・部品	41	-5	-	-	-	-0	36	34
事務用機器・コンピュータ	34	-	-	-	0	0	34	42
通信・音響機器	4	2	1	-0	0	-2	6	-6
電気機器	42	4	-	-2	1	1	46	71
自動車・バイク等	16	-	1	4	-	-	20	26

(注) 各国とも増加額が顕著だった項目のみを記載しており、「-」はゼロを表さない。

(出所) UNCTAD Stat より作成

国別の貿易統計を基に、貿易額の大きい国や地域（ASEAN、EU など）とインドネシアとの貿易収支の関係を見ると、米国（2024年：124億ドル）、日本（同99億ドル）、インド（同173億ドル）、欧州（EU、同58億ドル）に対しては輸出超過（貿易黒字）で、中国は2023年には21億ドルの輸出超過（貿易黒字）となったもののそれ以外の年は輸入超過（貿易赤字）となっている。ASEAN も同様に輸入超過（貿易赤字）が続いていたものの、2019年からは貿易黒字に転じており、2024年は21億ドルの輸出超過（貿易黒字）となった（図表 3-14）。また、ASEAN 主要国の中では、傾向としてフィリピンに対しては輸出超過となっている一方で、タイに対しては輸入超過である。さらに、ベトナムに対しては2017年以降、マレーシアに対しては2018年以降に輸出超過となっている。

貿易総額では、ASEAN 諸国が全体の2割強を占めているが、二国間では中国が最大の貿易相手国である（2024年：26.2%）。2012年までは日本が最大の貿易相手国だったが、日本向けの輸出が減少したため、2013年に中国に逆転されて以降、両国の差は徐々に広がっている（2024年の日本の比率は7.2%）。

図表 3-11 主要輸出相手国

(単位：100万ドル/暦年)		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
輸出		176,036 100.0%	150,366 100.0%	144,490 100.0%	168,828 100.0%	180,215 100.0%	167,683 100.0%	163,192 100.0%	231,522 100.0%	291,979 100.0%	258,774 100.0%	264,621 100.0%
先進国	日本	23,127 13.1%	18,021 12.0%	16,102 11.1%	17,799 10.5%	19,480 10.8%	16,003 9.5%	13,665 8.4%	17,855 7.7%	24,845 8.5%	20,786 8.0%	22,865 8.6%
	韓国	10,606 6.0%	7,664 5.1%	7,008 4.8%	8,200 4.9%	9,533 5.3%	7,234 4.3%	6,508 4.0%	8,980 3.9%	12,814 4.4%	10,301 4.0%	10,249 3.9%
	台湾	6,425 3.6%	5,044 3.4%	3,653 2.5%	4,229 2.5%	4,701 2.6%	4,035 2.4%	4,097 2.5%	6,961 3.0%	8,703 3.0%	6,704 2.6%	7,399 2.8%
	香港	2,778 1.6%	2,067 1.4%	2,145 1.5%	2,406 1.4%	2,559 1.5%	2,502 1.5%	2,035 1.2%	2,063 0.9%	2,953 1.0%	2,651 1.0%	2,778 1.0%
	シンガポール	16,752 9.5%	12,633 8.4%	11,246 7.8%	12,725 7.5%	12,992 7.2%	12,917 7.7%	10,662 6.5%	11,634 5.0%	14,396 4.9%	12,607 4.9%	11,613 4.4%
	米国	16,560 9.4%	16,268 10.8%	16,171 11.2%	17,818 10.6%	18,472 10.2%	17,874 10.7%	18,669 11.4%	25,820 11.2%	28,240 9.7%	23,285 9.0%	25,845 9.8%
	英国	1,659 0.9%	1,527 1.0%	1,590 1.1%	1,406 0.8%	1,466 0.8%	1,351 0.8%	1,283 0.8%	1,476 0.6%	1,664 0.6%	1,522 0.6%	1,769 0.7%
	ドイツ	2,822 1.6%	2,664 1.8%	2,639 1.8%	2,668 1.6%	2,710 1.5%	2,406 1.4%	2,456 1.5%	2,910 1.3%	3,216 1.1%	2,524 1.0%	2,684 1.0%
	オーストラリア	4,962 2.8%	3,702 2.5%	3,199 2.2%	2,524 1.5%	2,800 1.6%	2,329 1.4%	2,506 1.5%	3,223 1.4%	3,470 1.2%	3,178 1.2%	4,819 1.8%
	発展途上国	124,496 70.7%	103,637 68.9%	98,114 67.9%	119,358 70.7%	129,837 72.0%	121,449 72.4%	114,686 70.3%	165,595 71.5%	217,892 74.6%	195,319 75.5%	196,318 74.2%
アジア	中国	17,806 10.0%	15,046 10.0%	16,786 11.6%	23,083 13.7%	27,127 15.1%	27,962 16.7%	31,782 19.5%	53,782 23.2%	65,924 22.6%	64,935 25.1%	58,372 22.1%
	ベトナム	2,451 1.4%	2,740 1.8%	3,045 2.1%	3,587 2.1%	4,584 2.5%	5,153 3.1%	4,941 3.0%	6,851 3.0%	8,286 2.8%	7,537 2.9%	10,100 3.8%
	マレーシア	9,732 5.5%	7,631 5.1%	7,112 4.9%	8,441 5.0%	9,437 5.2%	8,802 5.2%	8,099 5.0%	12,006 5.2%	15,452 5.3%	12,460 4.8%	12,397 4.7%
	タイ	5,785 3.3%	5,507 3.7%	5,392 3.7%	6,474 3.8%	6,819 3.8%	6,218 3.7%	5,110 3.1%	7,090 3.1%	8,169 2.8%	7,223 2.8%	7,810 3.0%
	フィリピン	3,888 2.2%	3,922 2.6%	5,271 3.6%	6,630 3.9%	6,825 3.8%	6,770 4.0%	5,901 3.6%	8,604 3.7%	12,903 4.4%	11,040 4.3%	10,420 3.9%
	インド	12,249 7.0%	11,731 7.8%	10,094 7.0%	14,084 8.3%	13,726 7.6%	11,823 7.1%	10,394 6.4%	13,289 5.7%	23,379 8.0%	20,289 7.8%	22,751 8.6%
	中東	U A E	2,503 1.4%	1,926 1.3%	1,612 1.1%	1,626 1.0%	1,461 0.8%	1,471 0.9%	1,244 0.8%	1,893 0.8%	2,300 0.8%	2,649 1.0%
南米	サウジアラビア	2,156 1.2%	2,061 1.4%	1,333 0.9%	1,378 0.8%	1,222 0.7%	1,503 0.9%	1,339 0.8%	1,584 0.7%	2,019 0.7%	2,079 0.7%	2,214 0.8%
	サブサハラ・アフリカ	4,449 2.5%	3,116 2.1%	2,706 1.9%	3,191 1.9%	3,280 1.8%	3,137 1.9%	3,124 1.9%	4,817 2.1%	5,341 1.8%	4,793 1.9%	3,543 1.3%
	メキシコ	851 0.5%	824 0.5%	815 0.6%	987 0.6%	906 0.5%	939 0.6%	936 0.6%	1,302 0.6%	1,703 0.6%	2,161 0.8%	2,319 0.9%
	ブラジル	1,498 0.9%	1,166 0.8%	1,102 0.8%	1,225 0.7%	1,146 0.6%	1,003 0.6%	1,015 0.6%	1,510 0.7%	1,487 0.7%	1,277 0.5%	1,707 0.6%

## 【参考】

ASEAN	39,695 22.5%	33,577 22.3%	33,203 23.0%	39,266 23.3%	42,148 23.4%	41,465 24.7%	36,420 22.3%	48,058 20.8%	61,166 20.9%	52,733 20.4%	53,874 20.4%
EU (27か国)	15,288 8.7%	13,346 8.9%	12,883 8.9%	14,958 8.9%	15,655 8.7%	13,303 7.9%	13,109 8.0%	18,007 7.8%	21,532 7.4%	16,691 6.5%	18,720 7.1%

(出所) "Direction of Trade Statistics"、IMF、UNCTAD Stat より作成

図表 3-12 主要輸入相手国

(単位：100万ドル/暦年)		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
輸入		178,179	142,695	135,653	156,986	188,711	171,276	141,569	196,190	237,447	221,886	233,659
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
先進国	日本	15,514	12,167	12,002	14,550	17,316	14,926	10,007	13,964	16,112	15,401	13,090
		8.7%	8.5%	8.8%	9.3%	9.2%	8.7%	7.1%	7.1%	6.8%	6.9%	5.6%
	韓国	11,351	7,995	6,546	8,342	9,195	8,089	6,642	8,973	10,970	9,788	8,994
		6.4%	5.6%	4.8%	5.3%	4.9%	4.7%	4.7%	4.6%	4.6%	4.4%	3.8%
	台湾	3,696	3,068	2,807	3,290	3,569	3,480	3,171	3,920	4,036	3,617	4,248
		2.1%	2.1%	2.1%	2.1%	1.9%	2.0%	2.2%	2.0%	1.7%	1.6%	1.8%
	香港	2,194	2,452	2,327	2,712	2,987	3,568	3,014	3,476	3,279	2,804	2,551
		1.2%	1.7%	1.7%	1.7%	1.6%	2.1%	2.1%	1.8%	1.4%	1.3%	1.1%
	シンガポール	31,120	23,192	20,123	21,109	27,908	22,635	15,902	22,075	28,347	26,836	22,558
		17.5%	16.3%	14.8%	13.4%	14.8%	13.2%	11.2%	11.3%	11.9%	12.1%	9.7%
	米国	8,047	7,229	6,589	7,629	9,427	8,591	8,085	10,352	10,791	10,590	13,600
		4.5%	5.1%	4.9%	4.9%	5.0%	5.0%	5.7%	5.3%	4.5%	4.8%	5.8%
	英国	883	739	795	1,043	1,102	967	871	1,039	1,004	1,114	1,096
		0.5%	0.5%	0.6%	0.7%	0.6%	0.6%	0.6%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%
	ドイツ	3,913	3,149	2,885	3,348	3,776	3,315	2,738	3,057	3,518	4,145	3,857
		2.2%	2.2%	2.1%	2.1%	2.0%	1.9%	1.9%	1.6%	1.5%	1.9%	1.7%
新興国・ 発展途上国	フランス	1,732	1,918	2,209	1,849	1,648	1,625	1,272	1,173	1,119	1,510	1,197
		1.0%	1.3%	1.6%	1.2%	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%	0.6%	0.5%	0.5%
	イタリア	1,615	1,272	1,315	1,451	1,675	1,659	1,401	1,470	1,300	1,690	1,777
		0.9%	0.9%	1.0%	0.9%	0.9%	1.0%	1.0%	0.7%	0.5%	0.8%	0.8%
	スペイン	523	470	451	510	618	589	431	572	525	573	639
		0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%
	オーストラリア	4,979	4,190	4,578	5,605	5,320	4,757	4,139	8,300	8,996	8,416	10,957
		2.8%	2.9%	3.4%	3.6%	2.8%	2.8%	2.9%	4.2%	3.8%	3.8%	4.7%
	オランダ	892	780	885	1,034	1,139	895	822	944	957	1,177	872
		0.5%	0.5%	0.7%	0.7%	0.6%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	0.5%	0.4%
新興国・ 発展途上国	アジア	137,652	108,844	102,230	118,722	144,821	131,737	107,041	150,014	182,814	166,949	168,999
		77.3%	76.3%	75.4%	75.6%	76.7%	76.9%	75.6%	76.5%	77.0%	75.2%	72.3%
	中国	34,044	31,278	31,232	35,866	45,543	45,613	40,653	58,151	69,585	63,908	72,367
		19.1%	21.9%	23.0%	22.8%	24.1%	26.6%	28.7%	29.6%	29.3%	28.8%	31.0%
	ベトナム	3,082	2,948	2,886	3,093	3,758	3,634	3,003	4,064	4,681	5,162	6,284
		1.7%	2.1%	2.1%	2.0%	2.0%	2.1%	2.1%	2.1%	2.0%	2.3%	2.7%
	マレーシア	10,047	7,849	6,845	8,547	8,458	7,692	7,041	9,439	12,581	10,908	10,159
		5.6%	5.5%	5.0%	5.4%	4.5%	4.5%	5.0%	4.8%	5.3%	4.9%	4.3%
	タイ	9,399	7,774	8,301	9,205	10,804	9,347	7,089	8,967	10,639	10,089	10,081
		5.3%	5.4%	6.1%	5.9%	5.7%	5.5%	5.0%	4.6%	4.5%	4.5%	4.3%
	フィリピン	712	643	698	799	936	831	531	1,067	1,098	1,114	1,597
		0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	0.5%	0.5%	0.7%
	カンボジア	14	19	23	25	30	36	43	43	54	90	237
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
	ラオス	29	0	4	6	14	17	44	24	85	42	91
		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	インド	4,104	2,773	2,966	3,969	5,029	4,437	4,098	7,865	9,606	7,017	5,511
		2.3%	1.9%	2.2%	2.5%	2.7%	2.6%	2.9%	4.0%	4.0%	3.2%	2.4%
中東	U A E	1,310	1,026	1,032	1,652	1,504	1,800	1,346	1,733	2,235	1,927	1,348
		0.7%	0.7%	0.8%	1.1%	0.8%	1.1%	1.0%	0.9%	0.9%	0.9%	0.6%
	サウジアラビア	4,427	2,382	2,008	2,397	3,542	2,750	2,054	3,044	4,178	3,933	3,488
		2.5%	1.7%	1.5%	1.5%	1.9%	1.6%	1.5%	1.6%	1.8%	1.8%	1.5%
南米	サブサハラ・アフリカ	5,095	3,090	2,571	3,438	5,434	3,427	1,963	4,777	8,003	8,127	8,931
		2.9%	2.2%	1.9%	2.2%	2.9%	2.0%	1.4%	2.4%	3.4%	3.7%	3.8%
	メキシコ	143	139	119	242	221	185	203	209	229	237	344
		0.1%	0.1%	0.1%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
南米	ブラジル	2,346	2,261	2,275	1,898	1,688	1,834	2,380	2,335	3,502	4,466	5,237
		1.3%	1.6%	1.7%	1.2%	0.9%	1.1%	1.7%	1.2%	1.5%	2.0%	2.2%

## 【参考】

ASEAN	55,105	42,686	39,078	42,960	52,081	44,399	33,906	45,996	58,234	54,708	52,021
	30.9%	29.9%	28.8%	27.4%	27.6%	25.9%	24.0%	23.4%	24.5%	24.7%	22.3%
EU (27か国)	11,456	10,128	10,091	11,010	11,925	10,978	9,246	10,125	10,581	13,061	13,019
	6.4%	7.1%	7.4%	7.0%	6.3%	6.4%	6.5%	5.2%	4.5%	5.9%	5.6%

(出所) “Direction of Trade Statistics”、IMF、UNCTAD Stat より作成

図表 3-13 国別の貿易収支の推移

(単位：100万ドル/暦年)		2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	
貿易収支		-1,743	7,705	9,654	11,860	-8,461	-3,496	21,670	35,392	71,089	36,980	31,347	
先進国	日本	6,158	4,751	3,114	2,559	1,503	341	2,993	3,211	7,669	4,269	9,897	
	韓国	-1,226	-777	334	78	444	-1,187	-342	-447	1,096	-224	1,311	
	台湾	2,667	1,865	766	973	1,144	314	525	2,611	4,250	2,756	2,246	
	香港	929	242	371	568	-75	-724	-712	-815	-23	124	244	
	シンガポール	-8,379	-5,390	-2,687	-4,164	-8,448	-4,673	-1,679	-3,818	-5,014	-5,803	-10,879	
	米国	8,372	8,650	8,853	9,668	8,259	8,554	10,027	14,512	16,557	11,947	12,355	
	英国	764	708	697	356	254	303	324	385	624	353	681	
	ドイツ	-1,270	-808	-521	-870	-1,263	-1,071	-568	-278	-606	-2,124	-1,161	
	オーストラリア	-614	-1,136	-2,047	-3,484	-3,025	-3,187	-2,141	-6,202	-6,394	-6,122	-6,115	
新興国・ 発展途上国	アジア	-5,174	-3,120	-3,065	3,531	-2,729	-701	9,225	18,723	32,891	31,731	20,086	
	中国	-13,018	-14,366	-14,010	-12,684	-18,411	-16,969	-7,853	-2,445	-1,800	2,054	-13,707	
	ベトナム	-967	-421	-183	358	789	1,305	1,811	2,638	3,468	2,237	3,873	
	マレーシア	-1,096	-904	-79	-417	834	1,027	1,166	2,555	2,977	1,699	2,304	
	タイ	-3,951	-2,576	-3,273	-2,808	-4,134	-3,251	-1,373	-2,056	-2,820	-3,030	-2,223	
	フィリピン	3,188	3,238	4,449	5,770	5,867	5,948	5,309	7,330	11,409	9,548	8,868	
	カンボジア	397	409	402	486	492	576	494	482	663	751	665	
	インド	8,297	8,972	7,231	10,036	8,709	7,528	6,630	5,621	14,049	13,588	17,348	
	中東	U A E	749	570	296	-454	-401	-712	-439	-250	-460	297	1,548
	サウジアラビア	-4,360	-1,361	-1,392	-1,789	-3,688	-2,065	-1,275	-2,383	-3,472	-1,988	-1,250	
	サブサハラ・アフリカ	-799	-319	-279	-547	-2,532	-605	680	-1,415	-4,369	-4,823	-5,695	
	南米	メキシコ	663	626	638	767	618	674	667	995	1,365	1,790	1,986
			-1,055	-1,259	-1,300	-733	-657	-938	-1,546	-1,112	-2,413	-3,579	-3,511

【参考】

ASEAN	-10,904	-5,223	-867	-78	-3,831	1,673	6,587	8,107	10,981	5,862	2,140
EU	3,478	2,863	3,034	3,496	2,711	1,841	2,923	6,910	9,864	2,568	5,790

(出所) “Direction of Trade Statistics”、IMF、UNCTAD Stat より作成

#### 4. ASEAN の中のインドネシア

##### (1) ASEAN の中に最大の規模を誇るインドネシア

1967年に5カ国（インドネシア、マレーシア、タイ、フィリピン、シンガポール）で発足したASEANは、1984年にブルネイ、1995年にベトナム、1997年にラオスとミャンマー、1999年にカンボジアが加盟し、現在、10カ国で構成されている。IMFの統計によると、2025年の総人口は約6億8,855万人、名目GDPは約3.8兆ドルである（図表3-14）。なお、2025年10月には東ティモールの加盟が予定されている。

インドネシアは、規模の点ではASEAN10カ国の中で最も大きい国である。人口は2億8,119万人（2位フィリピン：1億1,489万人）、国土面積は189万km<sup>2</sup>（同ミャンマー：65.3万km<sup>2</sup>）、名目GDPは1兆3,700億ドル（同タイ：5,150億ドル）と、それぞれ2位の国の倍以上の規模であ

る。他方、1人あたりGDPは4,876ドルと5番目だが、過去のアジア諸国の経験と同様に、同国でも1人あたりGDPが3,000ドルを超えてから、自動車の普及率が急伸する傾向が見られる。また、社会のモータリゼーションと並行して家計の消費パターンの変化も進み始めている（詳細は「第22章 主要産業の動向とFTAの影響」参照）。

図表 3-14 ASEAN 諸国の比較表（2025年）

	人口 万人	面積 1,000 km <sup>2</sup>	名目GDP 億ドル	1人あたりGDP ドル
シンガポール	592 (9)	0.7 (10)	5,014 (3)	84,734 (1)
ブルネイ	46 (10)	5 (9)	151 (9)	32,962 (2)
マレーシア	3,513 (6)	328 (5)	3,997 (5)	11,379 (3)
タイ	7,170 (4)	511 (3)	5,150 (2)	7,182 (4)
インドネシア	28,119 (1)	1,893 (1)	13,700 (1)	4,876 (5)
ベトナム	10,035 (3)	313 (4)	4,297 (6)	4,282 (6)
フィリピン	11,489 (2)	298 (6)	4,371 (4)	3,804 (7)
ラオス	766 (8)	230 (7)	158 (10)	2,066 (8)
カンボジア	1,742 (7)	176 (8)	423 (8)	2,430 (9)
ミャンマー	5,413 (5)	653 (2)	667 (7)	1,233 (10)
合計	68,885	4,408	37,928	154,948
【参考】				
日本	12,451	365	42,000	33,766
米国	33,491	9,147	277,200	82,769
中国	141,000	9,388	177,900	12,614
インド	144,000	2,973	35,700	2,480
E U 28	51,687	4,374	219,680	42,962
E U 28（除く英国）	44,852	4,132	185,871	42,721
U S M C A（3ヵ国）	50,475	19,880	316,516	49,997

(注) 面積のみ2020年のデータ。

(出所) IMF、“World Economic Outlook(2024/10)”、国際連合資料より作成

## (2) ASEAN 域内での貿易額の変化

ASEAN域内での関税率撤廃の動きや各国の経済成長に伴い、ASEAN諸国内での貿易額は年々増加している。2024年のASEAN諸国の域内向け輸出総額は4,323億ドルと、2014年（3,287億ドル）の1.32倍に拡大した（図表3-16）。

インドネシアは、この間にASEAN諸国向け輸出額を143億ドル増やしている（図表を縦方向に合計）。一方、各国からのインドネシア向け輸出（図表を横方向に合計）は75億ドルの増加となっている。つまり、インドネシアは、当該10年間でASEAN諸国からの輸出先となる以上に、域内への輸出を増加させていたことになる（143億ドル-75億ドル=67億ドル）。2000年と2010年との比較ではASEAN諸国からの輸出額が超過していたが、2010年代に入って以降はインドネ

シアの ASEAN 諸国内での輸出競争力が相対的に向上している。なお、2024 年までの 10 年間の全体的な変化では、相対的に経済規模の大きいインドネシア、シンガポール、マレーシアでは域内輸出の方が大きく増えた一方、ラオス、ブルネイ、ミャンマーの増加規模はこれら 3 カ国と比べると小さく、その他 4 カ国（タイ、フィリピン、ベトナム、カンボジア）では輸出先としての金額の方が増えている。

図表 3-15 ASEAN 諸国間の貿易額の変化（2014 年→2024 年）

輸出元国												
輸出先国	年	インドネシア	タイ	シンガポール	マレーシア	フィリピン	ベトナム	ミャンマー	カンボジア	ラオス	ブルネイ	ASEAN10
インドネシア	2014	9,409	38,560	9,718	759	2,891	73	9	0	645	62,063	
	2024	9,423	39,888	11,922	1,051	6,183	514	41	4	578	69,603	
	Diff	13	1,328	2,204	292	3,292	440	32	4	-67	7,539	
タイ	2014	5,830	15,048	12,315	2,352	3,476	3,826	50	782	552	44,230	
	2024	7,845	21,931	12,906	2,954	5,236	2,904	845	2,227	410	57,256	
	Diff	2,015	6,883	591	602	1,760	-922	795	1,445	-142	13,026	
シンガポール	2014	16,807	10,338	33,292	4,454	2,933	461	71	0	346	68,701	
	2024	11,662	10,308	50,530	2,935	5,091	127	9	43	1,719	82,425	
	Diff	-5,145	-30	17,238	-1,519	2,158	-334	-62	43	1,373	13,724	
マレーシア	2014	9,759	12,631	49,041	1,161	3,931	294	124	3	373	77,317	
	2024	12,450	12,282	52,467	2,214	5,044	238	126	6	773	85,600	
	Diff	2,691	-349	3,426		1,052	1,114	-56	2	3	400	8,284
フィリピン	2014	3,888	5,803	6,867	3,689	2,321	6	7	1	77	22,659	
	2024	10,465	7,740	10,153	6,081	6,179	262	0	0	320	41,200	
	Diff	6,577	1,936	3,286	2,392	3,858	256	-7	-1	243	18,541	
ベトナム	2014	2,451	7,801	12,991	4,379	375		77	97	479	101	28,750
	2024	10,148	11,720	17,288	11,740	1,655		238	3,616	2,521	169	59,094
	Diff	7,697	3,919	4,297	7,361	1,280		162	3,519	2,042	68	30,344
ミャンマー	2014	567	4,195	2,398	806	19	346		1	0	0	8,332
	2024	388	4,150	2,311	686	51	282		0	6	0	7,873
	Diff	-179	-45	-88	-120	32	-64		-1	6	-0	-459
カンボジア	2014	416	4,477	1,105	243	83	2,667	0		15	0	9,005
	2024	902	9,192	3,194	666	43	5,233	41		37	23	19,332
	Diff	487	4,715	2,089	423	-40	2,567	41		23	23	10,326
ラオス	2014	5	3,991	119	25	0	477	1	0		0	4,618
	2024	18	4,899	63	15	3	755	0	0		0	5,753
	Diff	14	908	-56	-10	3	278	-1	-0		-0	1,136
ブルネイ	2014	100	141	1,897	860	10	50	0	3	0		3,061
	2024	231	112	2,354	1,235	84	143	0	0	0		4,158
	Diff	131	-29	457	374	74	93	-0	-3	0		1,098
ASEAN10	2014	39,822	58,786	128,027	65,326	9,211	19,090	4,738	362	1,280	2,093	328,736
	2024	54,110	69,825	149,648	95,779	10,988	34,146	4,324	4,637	4,845	3,992	432,294
	Diff	14,288	11,039	21,621	30,454	1,777	15,056	-414	4,275	3,565	1,899	103,558
輸出増一輸入増 (注)		+6,748	-1,987	+7,897	+22,170	-16,764	-15,288		+45	-6,052	+2,429	+802

（注）統計誤差などのため、輸出から見た上記図表 3-16 は、輸入から見た数値とは必ずしも一致しない。

（出所）IMF 資料より作成

### (3) 賃金コストで比較したインドネシアの位置付け

図表 3-17 は、JETRO の投資コスト比較調査（2024 年）を基に、製造業、非製造業のそれぞれの主要職位ごとに、「月間基本給」（上段）と残業代や賞与などの年間支給分から求められた「実質月額給与」（下段）を表している。日系企業の進出数が多い他の ASEAN 諸国（タイ、マレーシア、フィリピン、ベトナム）と実質月額給与を比較すると、ジャカルタの場合、製造業の「エンジニア」、「中間管理職」それそれぞれにおいて、相対的に高いタイやマレーシアの 6~8 割の水準となっており、フィリピンやベトナム（5~7 割）に比べて高いことが窺える。しかし、製造業の「ワーカー」ではタイやマレーシアと変わらない水準となっている。

図表 3-16 ASEAN 諸国・インド・中国との賃金コストなどの比較

国名 1人あたりGDP	都市名 人口	製造業			非製造業	
		ワーカー	エンジニア	中間管理職	スタッフ	マネージャー
シンガポール 84,734 ドル	シンガポール 591 万人	2,195 (2,708)	3,108 (3,990)	4,909 (6,331)	3,094 (4,069)	5,585 (7,343)
マレーシア 11,379 ドル	クアラルンプール 198 万人	490 (699)	917 (1,246)	1,773 (2,427)	1,023 (1,363)	2,179 (2,945)
タイ 7,182 ドル	バンコク 844 万人	437 (644)	781 (1,112)	1,622 (2,173)	844 (1,098)	1,709 (2,276)
インドネシア 4,876 ドル	ジャカルタ 1,056 万人	475 (695)	600 (841)	1,295 (1,966)	545 (848)	1,289 (1,744)
	バタム 16 万人	318 (468)	432 (646)	955 (1,160)	380 (1,847)	1,456 (1,847)
フィリピン 3,804 ドル	マニラ 184 万人	314 (382)	478 (594)	1,042 (1,343)	567 (779)	1,472 (2,040)
	セブ 96 万人	243 (315)	380 (478)	873 (1,092)	633 (867)	1,366 (1,649)
ベトナム 4,282 ドル	ハノイ 858 万人	278 (383)	520 (693)	1,121 (1,491)	797 (988)	1,688 (2,174)
	ダナン 124 万人	301 (392)	450 (619)	666 (869)	523 (749)	1,240 (1,819)
	ホーチミン 945 万人	329 (457)	619 (839)	1,215 (1,644)	759 (983)	1,537 (1,997)
	ラオス 2,066 ドル	ビエンチャン 98 万人	115 (175)	203 (277)	672 (739)	336 (334)
カンボジア 2,430 ドル	プノンペン 250 万人	243 (300)	453 (557)	1,049 (1,267)	656 (759)	1,398 (1,622)
ミャンマー 1,233 ドル	ヤンゴン 521 万人	148 (180)	351 (454)	713 (849)	508 (600)	1,381 (1,682)
中国 12,614 ドル	北京 1,879 万人	970 (1,440)	1,119 (1,661)	1,946 (2,770)	1,455 (2,156)	2,855 (4,087)
	上海 2,480 万人	832 (1,512)	1,434 (2,016)	2,217 (3,008)	1,291 (1,911)	2,625 (3,907)
	広州 1,897 万人	721 (1,324)	1,013 (1,786)	1,662 (2,621)	1,246 (1,867)	2,888 (4,452)

(注) 各都市の上段は正規雇用者の月額基本給（ドル）、下段は、「基本給、諸手当、社会保障、残業代、賞与などを含む年間総支給額」を12カ月で割った実質月間コスト（ドル）。

(出所) IMF、JETRO、DEMOGRAPHIA より作成

また、中国（北京、上海、広州）との比較では、インドネシアは「ワーカー」と「エンジニア」では中国の約4割、「中間管理職」では約6割の水準となっている。

インドネシア国内での比較では、ジャカルタよりもバタムの方が賃金水準は低い。バタムの賃金水準は、製造業の「ワーカー」ではジャカルタの約67%、「エンジニア」では約72%、「中間管理職」では約74%となっている。従来からジャカルタはバタムに比べて実質的な賃金水準が高いが、政府が定める最低賃金の差に鑑みると、ジャカルタでの日系企業が最低賃金での採用が難しくなっていることが推察される。

図表3-17は、インドネシア政府が定める最低賃金を、日本企業が多く進出している主要州・県・市ごとに推移を表している。これに基づくと、西ジャワ州のブカシ市・県やカラワン県の最低賃金はジャカルタ首都特別州よりも高い。他方、図表3-18に示す地域の中では、バンドゥン市の最

低賃金は他の都市よりも比較的低くなっている。

なお、2025年の最低賃金は2024年12月4日発表されたものである。第2期ジョコ政権の主要施策である雇用創出法が制定された当初は、その細則の2021年政令第36号を基に最低賃金を計算することとしていたが、労働者からの反発があったため、新たに2022年11月に「2023年の最低賃金に関する労相規定」を公布、施行している。2025年最低賃金は、2024年の最低賃金から6.5%引き上げた金額を下回らないようにというプラボウォ大統領の指示の下、「2025年最低賃金の決定に関する労働大臣令2024年第16号」により定められ、この政府方針に基づき、各州が業種別最低賃金を決定している。

図表 3-17 日本企業の進出が多い地域の最低賃金推移

(単位：1,000 ルピア)	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
ジャカルタ首都特別州	4,276	4,416	4,473	4,902	5,067	5,397
西ジャワ州	1,810	1,810	1,841	1,987	2,057	2,191
ブカシ市	4,590	4,783	4,817	5,158	5,343	5,691
ブカシ県	4,499	4,792	4,792	5,137	5,219	5,559
カラワン県	4,594	4,798	4,798	5,176	5,258	5,600
プレワカルタ県	4,039	4,174	4,174	4,465	4,500	4,792
デポック市	4,202	4,340	4,377	4,694	4,879	5,196
ボゴール市	4,170	4,170	4,330	4,639	4,814	5,127
ボゴール県	4,084	4,217	4,217	4,520	4,580	4,877
バンドゥン市	3,624	3,742	3,775	4,048	4,209	4,483

(出所) JETRO 資料等より作成

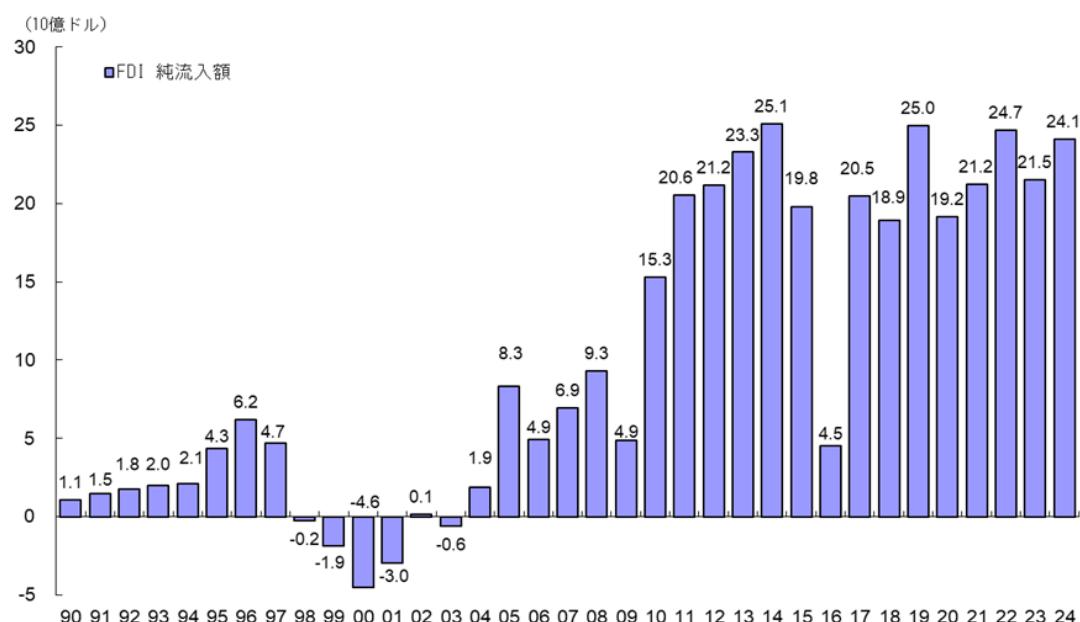
## 第4章 直接投資受入動向

### 1. 外国直接投資（FDI）受入動向

アジア通貨危機から民主化への移行にかけての 1998 年から 2004 年の期間、インドネシアへの外国直接投資（FDI）は低迷していた。しかし、その後の政治の安定化や堅調な経済成長、FTA 推進に象徴される対外開放政策への期待を反映し、自動車や電気電子分野を中心に FDI は増加に転じた。2008 年の世界金融危機の影響などにより一時的な落ち込みは発生しているものの、2023 年は 215 億ドル、2024 年も 241 億ドルと好調を維持している。

なお、図表 4-1 の外国直接投資受入状況の統計値は図表 4-3 の「業種別に見た直接投資受入状況（実行ベース）」の投資額と異なっているが、これは図表 4-1 がインドネシアからの投資の引き上げを相殺したネットベース（純流入）のデータであるのに対し、図表 4-3 はインドネシアへの直接投資のグロスベースの統計であるためである。

図表 4-1 インドネシアの外国直接投資受入状況（国際収支ベース）



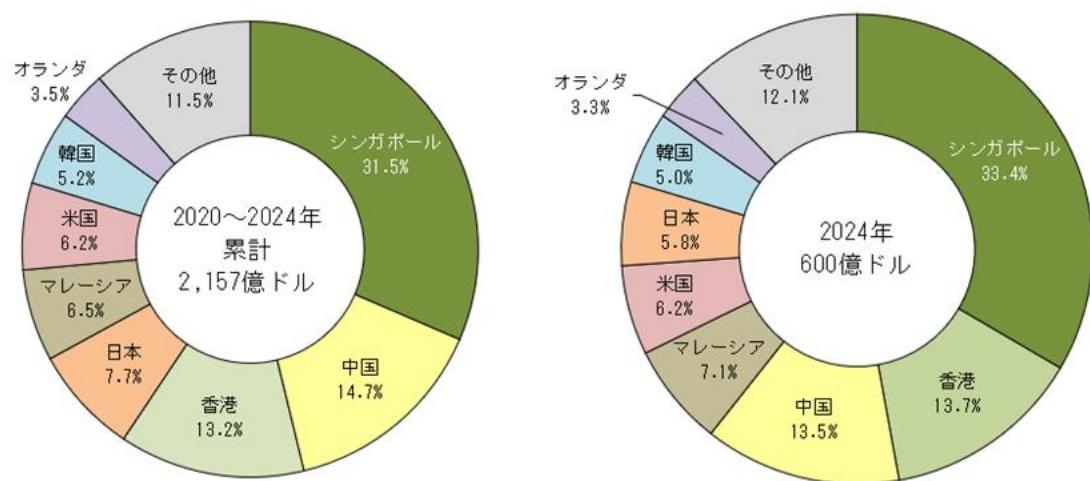
（出所）世界銀行、インドネシア中央銀行より作成

## 2. 国別受入動向

インドネシア投資調整庁（BKPM）の統計に基づき、海外からインドネシアへの外国直接投資額（実行ベース）を投資国別に見ると、2024年の最大投資国はシンガポール（33.4%）で、次いで香港（13.7%）、中国（13.5%）、マレーシア（7.1%）、米国（6.2%）の順となっている（図表4-2）。日本は輸送機器（四輪・二輪・同部品）分野を中心に2013年の最大投資国であったが、2014年以降は同分野の投資一巡を受け、最大投資国の座を他国に譲っている。

過去5年間（2020年から2024年）の累計投資額は、2,157億ドルに達している。このうち日本からの投資額は165億ドルであり、全体の7.7%を占め、投資国別内訳ではシンガポール、中国、香港に次ぐ第4位である。シンガポールからの投資の多くはインドネシア資本の資金還流や、日系や中国系を含む各企業の在シンガポールアジア統括拠点を経由したインドネシアへの投資と考えられている。これらを勘案し、実質的には中国がインドネシアへの最大の投資国であるとする報道もある。

図表4-2 インドネシアの直接投資受入状況（国別、実行ベース）

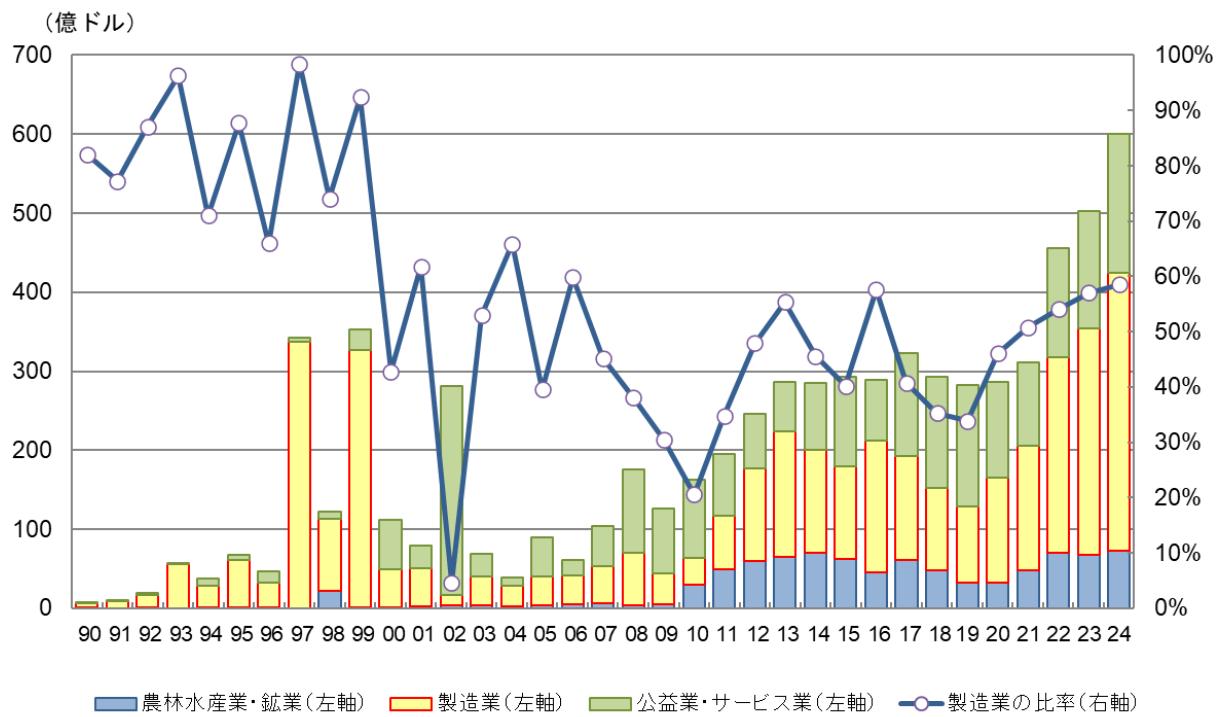


（出所）インドネシア投資調整庁（BKPM）より作成

## 3. 業種別受入動向

BKPM統計による1990年以降のインドネシアへの外国直接投資の業種別内訳の推移は図表4-3の通りである。長期的に見ると製造業の割合が減少傾向にあり、公益業・サービス業の割合が増加傾向にある。2023年単年では、製造業が全体の57%を占めており、業種別では金属製品・非機械及び器具への投資が23%を占め、次いで、運輸・倉庫・通信の11%、化学・製薬の9.6%となっている。

図表 4-3 業種別に見た直接投資受入状況（実行ベース）

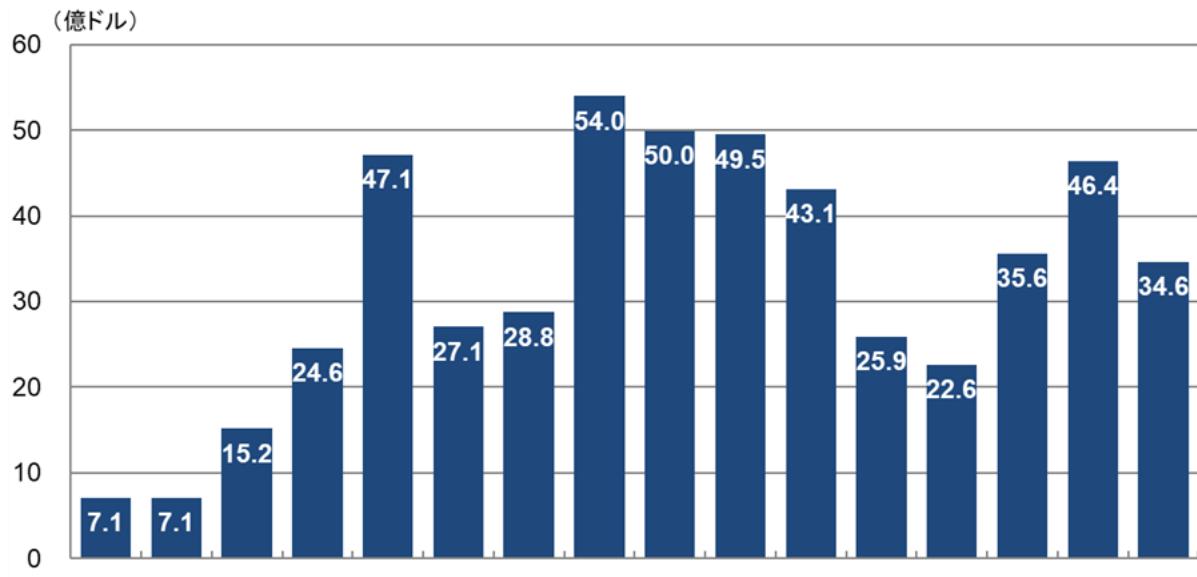


#### 4. 日本からインドネシアへの直接投資

日本企業のインドネシア進出が本格化したのは 1960 年代に入ってからである。1960～1970 年代は繊維と家電メーカーの進出が多く、1967 年の外国投資法で外資への優遇措置が規定された後、進出に拍車がかかった。プラザ合意後の 1980 年代半ば以降は、インドネシア国内向けの自動車や輸出向けの家電など製造業を中心に幅広い分野で直接投資が積極的に行われた。さらに 1994 年には外資規制が緩和されたことを契機に日系資本 100%での進出が増加した。しかし、1998 年のアジア通貨危機時にはインドネシア向け投資が引き揚げられ、2004 年までインドネシアへの純投資はマイナスで推移した。

一方、2009 年以降の直接投資（実行ベース）の推移をみると、2009～2010 年は世界金融危機の影響で年間の投資金額は 10 億ドル未満であったが、インドネシア経済の底堅い成長を背景に日本からの投資は増え、2012～2015 年は年間 25 億ドル程度となった（2013 年は 47 億ドル）。更に 2016 以降は堅調に推移していたものの、新型コロナウイルスの影響により、2020 年、2021 年は大幅に落ち込んだ。2022 年以降は徐々に回復し、2024 年には 34.6 億ドルとなった。（図表 4-4）。

図表 4-4 日本からインドネシアへの直接投資流入推移（実行ベース）



(出所) インドネシア投資調整庁（BKPM）より作成

2024年12月に国際協力銀行が発表した『わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告—2024年度海外直接投資アンケート調査結果（第36回）』では、インドネシアは、インド、ベトナム、米国に続いて中期的（今後3年程度）な有望事業展開先国・地域の第4位（得票率25.4%）にランクされている。また、長期的（今後10年程度）有望事業展開先国・地域としては、インド、ベトナムに続いて、第3位（得票率21.1%）にランクされている。

2024年度調査でインドネシアを支持する回答企業の約7割（74.7%）が有望理由として「現地マーケットの今後の成長性」を挙げており、引き続きインドネシアのマーケットが大きな魅力と捉えられていることが分かる。また第2位が「安価な労働力」（48.3%）と、他のASEAN諸国と比較すると安価な労働力への評価が比較的高い。他方、インドネシアにおける課題として最も多かったのは「労働コストの上昇」であり、得票率は36.64%であった。また、第2位には「法制の運用が不透明」（35.4%）が続く。日系企業のインドネシアに対する関心は、依然として高いといえる。

## 第5章 日イ経済関係

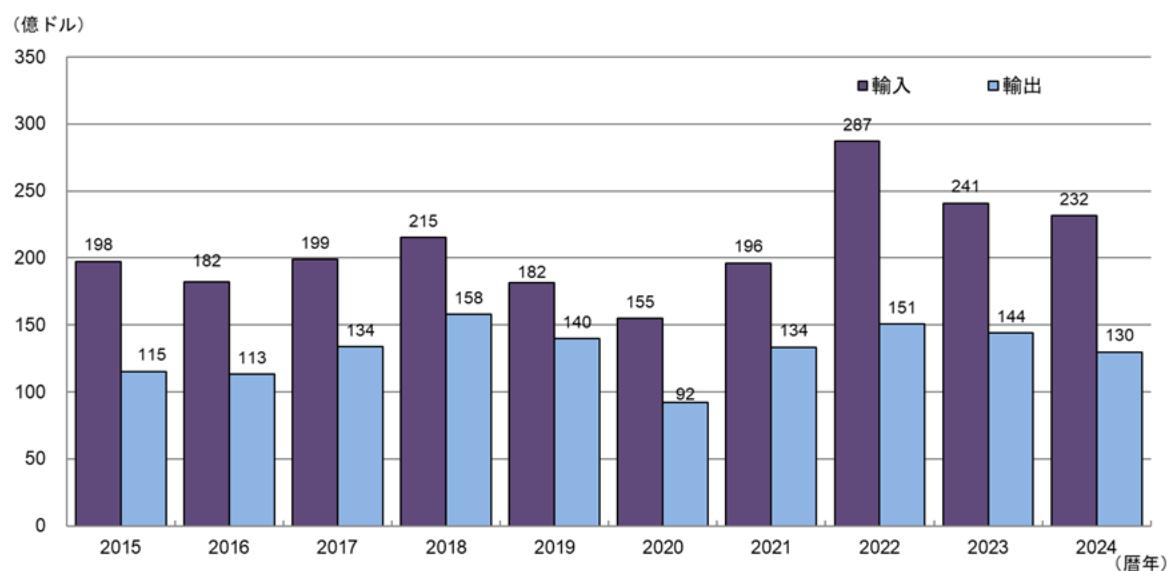
### 1. 日イの経済関係と貿易の概要

2024年時点で、インドネシアは日本にとって11番目に大きな貿易相手国である。2024年の日本の対インドネシア貿易額は輸出が130億ドル、輸入が232億ドルである（図表5-1）。2015年から2024年の10年間の輸出入の推移を見ると、輸入では2015～2019年は200億ドル前後で推移しているが、2020年に期間中最小の155億ドルとなった。2021年に再び増加し、2022年は287億ドルとピークに達したが、2023年、2024年と再び減少に転じている。輸出も同様の動きで、2020年に期間中最小の92億ドルとなったものの、2021年には増加し、2023年から再び減少に転じている。

他方、インドネシア側から見た場合、日本は輸入相手国としては中国、シンガポール、米国に次ぐ第4位、輸出相手国としては中国と米国に次いで第3位と、重要な貿易相手国となっている（2024年）。また、日本の化石燃料需要が大きいこともあり、対日貿易収支は黒字が続いている。

日インドネシア両国間の経済交流は、1958年に両国間での正式な外交関係が成立して以来、拡大を続けている。公的部門では、日本は多額の経済協力をに行っており、インドネシアにとっての最大の援助国であった。また、民間部門では1980年代後半から円高の進展もあり、日本企業のインドネシア進出と同国での工業団地造成が活発化した。1997年のアジア通貨危機の際は一時的に日本企業の撤退や貿易額の減少が見られたものの、政治が安定し経済が回復した2000年代半ばにはその国内市場の潜在力やインフラ需要、豊富な天然資源に再び注目が集まった。なお、図表5-1では2022年以降の輸出が減少傾向にあるが、これは日本の輸入量推移と同じ傾向を示している。

図表 5-1 日本の対インドネシア輸出入の推移

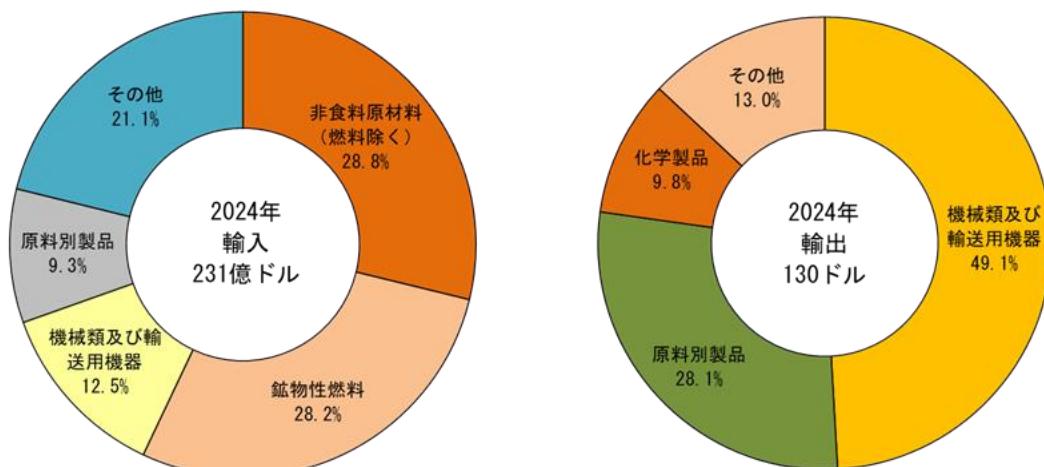


（出所）UNCTAD 統計より作成

UNCTAD 統計によると、2024年の日本のインドネシア向け輸出については、機械類及び輸送用機器が49.1%、原料別製品が28.1%と、資本財や原材料が大きな割合を占める（図表5-2右）。また、時系列で見ても輸出品の構成比はあまり大きく変化していない。

一方、日本のインドネシアからの輸入では、鉱物資源などの非食料原材料が28.8%を、鉱物性燃料が28.2%を占めている。鉱物性燃料のインドネシアからの輸入全体に占める割合は、東日本大震災後の2012年に53.6%まで高まったが、足元では3割弱まで低下している。また、1990年代までは化石燃料や鉱物資源、木材、魚介類などの1次産品が主であったが、2000年代以降は工業化の進展に伴い、機械・電機製品とその部品などの工業製品の占める割合もやや高まっており、2024年の電気機器などを含む機械類及び輸送用機器が輸入に占める割合は12.5%である。（図表5-2左）。

図表5-2 日本の対インドネシアの貿易品目構成比（2021年）



（出所）UNCTAD統計より作成

## 2. インドネシアにおける日系企業

外務省による海外進出日系企業拠点数調査（2024年10月1日時点）によると、インドネシア内の日系企業総数（拠点数）は2,409拠点である。地域別の正確な企業数は不明であるが、インドネシア内の5つの在外公館の管轄内拠点数は、在インドネシア大使館管内が2,147拠点で全体の89.1%、在スラバヤ総領事館管内が158拠点で6.6%、在デンパサール総領事館管内が55拠点で2.3%、在メダン総領事館管内が39拠点で1.6%、在マカッサル領事事務所管内が10拠点で0.4%である。また、ジャカルタにあるジャカルタ・ジャパン・クラブの法人部会（商工会議所）の法人会員数は681社である（2025年6月30日時点）。

## 3. 日・インドネシア経済連携協定

2003年6月、日本とインドネシアの首脳間で、経済連携協定に関する実務者レベルの予備協議開始が合意された。2005年6月には首脳間で2国間交渉の開始に合意し、6度の交渉を経て2006

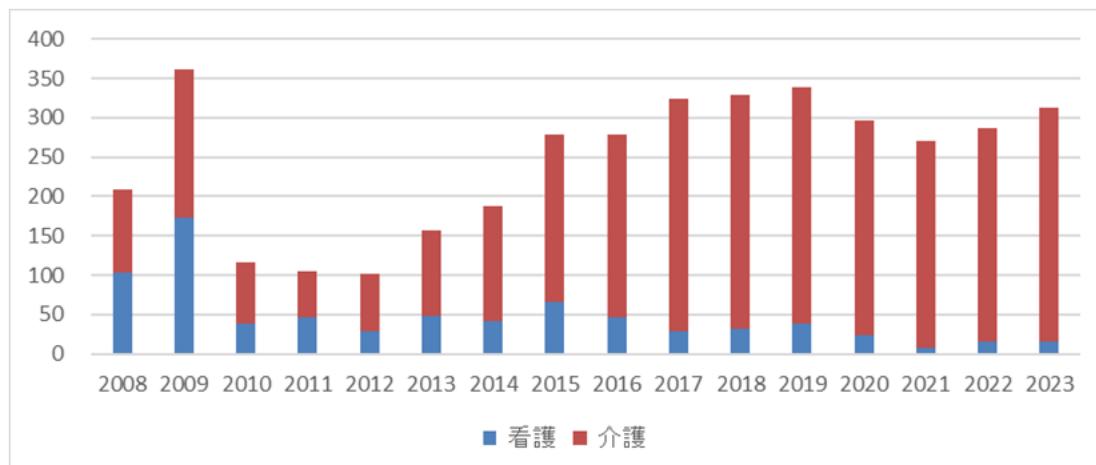
年 11 月に大筋での合意に至った。この結果、日・インドネシア経済連携協定（JIEPA）は 2007 年 8 月に署名がなされ、2008 年 7 月 1 日に発効となった。協定発効後 15 年を経て、初の包括的な見直し交渉が行われた。2024 年 8 月に改正議定書が署名された。改正内容には、電子商取引章の新設や、原産地規則の簡素化、関税撤廃品目の拡大などが含まれる。

この経済連携協定の内容は、物品の貿易の他、サービス、投資、エネルギー、鉱物資源、人的交流、税関手続、知的財産などの分野が含まれる。例えば、インドネシアの自動車・同部品、鉄鋼、電気、電子機器の分野や、日本の熱帯果実分野などの関税を引き下げることで市場アクセスの改善を促し、最終的に両国の往復貿易額の約 92% が無関税となることが決定した。また、人的交流の観点では日本の看護師・介護福祉士不足から、2008 年以降毎年インドネシア人看護師及び介護福祉士候補者が来日しており、2023 年度は 312 名の受入実績がある。

また、インドネシアから日本への技能実習生数は約 68,000 人（2023 年 10 月時点）、特定技能 1 号は 44,298 人（2024 年 6 月時点）が在留しており、特定技能ではベトナムに次いで第 2 位の送り出し国となっている。特定技能制度の拡大に伴い、インドネシア政府は今後 5 年間で 25 万人の労働者を日本に送り出す目標を掲げている。

なお、2022 年 7 月に行われた日・インドネシア首脳会談においては、同年 11 月にインドネシアのバリ島で開催される G20 サミットに合わせて JIEPA の改正議定書に署名し、製造業などの貿易における関係を深める意向が示されていたが、同サミットでは当該改訂議定書の署名は行われなかった。

図表 5-3 看護師・介護士候補受入人数



（出所）国際厚生事業団「2025 年度受入れ版 EPA に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者受入れパンフレット」より作成

## 第6章 外資導入政策と管轄官庁

### 1. 管轄官庁

インドネシアにおける外資誘致の担当機関は、投資・下流化省／投資調整庁（Kementerian Investasi dan Hilirisasi/Badan Koordinasi Penanaman Modal (BKPM)、英語では Ministry of Investment and Downstream Industry/BKPM）である。投資・下流化省／BKPMは、金融を除いた分野での投資案件の許認可権限を有している。また、外資の便宜を図るため、外資進出に係る様々な手続を担当する政府機関の職員を BKPM 事務所内に駐在させ、外資系企業の設立手続の受付窓口としている。なお、従前のインドネシア投資調整庁 (BKPM) は 1973 年に大統領直轄機関として設立され、2021 年に投資・下流化省／BKPM に格上げとなった。

各地方政府が BKPM の方針に基づき、地方投資調整事務所を設置している。また、投資・下流化省／BKPM は東京を含め海外にも事務所を有し、インドネシアへの投資に興味を持つ外国企業に対し投資手続に関する助言や投資申請書式の提供などを行っている。

### 2. 外資導入の概要

インドネシアの外資導入は 1967 年の外国投資法（1967 年法律第 1 号）の制定で端緒が開かれた。外国投資法は、外国資本による経営を認めてその資本を保護すること、輸入関税免除などの優遇措置を認めること、利益送金や外国人技術者の雇用などについて規定していた。1994 年には政令によって外資に対する規制が緩和され、外国資本 100%による法人設立が認められた。

2007 年には、それまでの外国投資法及び内国投資法（1968 年法律第 6 号）に代わり内外からの投資全体を包含する投資法（2007 年法律第 25 号）が制定された。

2019 年、ジョコ元大統領 が「中国企業 33 社が海外へ移転。そのうち 23 社がベトナムへ、10 社が タイ、マレーシア、カンボジアへ。インドネシアはゼロ」、「経済成長のため投資誘致促進」「問題は我々の中にある」と言及したことをきっかけに、政府内で雇用創出法の制定に向け、検討が始まった。全国各地で抗議デモが起きるなど雇用創出法制定に対する反発もあったが、2020 年 11 月 2 日にジョコ元大統領は「雇用創出法」（2020 年法律第 11 号）に署名し、正式に発効された。雇用創出法の発効により、投資法の改正については、大統領令 2021 年 10 号及び 49 号が制定され、外資規制が大きく緩和された。従前の大統領令 2016 年 44 号（ネガティブリスト）は投資禁止・規制業種が中心であったのに対し、大統領令 2021 年 10 号及び 49 号は、投資禁止・規制業種も定められているものの、主に優先業種リストのほか、投資が開放されている業種を規定するものとなっており、政府としては海外から投資を呼び込むことで雇用を創出したいという目的が表れている。

なお、雇用創出法をめぐっては、2021 年 11 月 25 日にインドネシア憲法裁判所が、立法手続に多くの不備があったとして、違憲判決を下し、今後 2 年以内に必要な改正が行われなければ違憲であるという「条件付違憲判決」を行った。これを受けた政府は、2022 年 12 月 30 日に「法律代行政令（Perppu 2/2022）」を発布し、2023 年 3 月には国会で承認され、同年法律第 6 号として正式に法律化された。（2020 年法律第 11 号と総称して「オムニバス法」という。）

### 3. 近年の主要な投資促進・優遇策

近年では、内資や外資の別を問わず、投資促進・優遇策が導入されている。詳細は「第9章 主要投資インセンティブ」を参照のこと。以下では、手続面の改善を中心に説明する。

#### (1) ワンストップサービス (PTSP)

ワンストップサービス (Pelayanan Terpadu Satu Pintu : PTSP) は、投資に関連する各省庁の許認可権限を投資・下流化省／BKPM に委譲・集中させ、各種申請から許認可取得までのプロセスを一ヵ所に集約する政策である。22 の省庁/関連機関が権限を委譲して、中央政府レベルのサービスが 2015 年 1 月に正式にスタートした。外国資本企業 (PMA) の工業許可、外国投資を含む商業関係の許認可などを取り扱っている。地方政府 (州・県・市) レベルでの各種許認可についてもワンストップサービスが導入されている。

現在では、投資関連の許認可申請は原則として OSS-RBA を通じて行われており、PTSP は補助的な役割にとどまっている。

#### (2) オンライン・シングル・サブミッション (OSS) の改善

従来のインドネシアでは、会社登記から事業を操業開始するまでには、複数の省庁において、それぞれの許認可を取得する必要があった。この複雑な手続のために、外国投資の機会を逃していると考えたジョコ・ウидドド政権は海外からの投資を呼び込みやすくするために、これまでに投資手続の簡素化を行ってきた。その 1 つとして、オンライン上で投資関連の申請受付、ライセンスの発行などを一元的に行うオンライン・シングル・サブミッション (OSS) が 2018 年 7 月に導入された。しかし、許認可権限を持っている中央省庁、地方の関係官庁との連携を再構築することは容易ではなく、OSS で会社登記や取得できる許可の手續が完了していても、事業内容別に追加の許認可取得手續が必要となっていた。

2020 年 11 月に制定された雇用創出法では、更なる投資手続きの簡素化を図り、各企業が横一線で取得する許認可ベースからリスクベースへ変更することが定められた。従来の許認可ベースでは、事業内容や業種を問わず全事業において操業するために必要な許認可取得が横一線で義務付けられていたため、煩雑な手續や確認・プロセスに長い時間がかかっていた。それに対し、新たに定められたリスクベースでは、事業のリスク度合いにより事業運営において操業を行うために必要最低限な登録手續や許認可取得のみを行い、必要な手續を大幅に簡素化した。さらに、従来は OSS 上での事業基本番号 (NIB) の登録手續が完了した後に、事業許可、環境許可、営業許可などの取得が必要だった手續が、雇用創出法により OSS 上での NIB 登録のみ手續を行えば操業が開始できるようになった。

2021 年 8 月には、OSS は「OSS-RBA (Risk-Based Approach)」にアップグレードされ、事業のリスクレベル (低・中・高) に応じて必要な手續が分類されるようになった。たとえば、低リスク事業では NIB (事業基本番号) の取得のみで操業が可能となっている。また、OSS-RBA では、事業規模 (資本金や従業員数) や業種 (KBLI コード) に応じたスタンダード証明書 (Sertifikat Standar) の取得が求められる場合もあるが、これもオンラインで完結可能となっている。さらに、2020 年

以降 BKPM 規則において、OSS 上での事業許可、営業許可、環境許可などの取得プロセスが明確化され、外国投資家にとっての透明性と予見可能性が向上した。

2021 年 8 月には、OSS は「OSS-RBA (Risk-Based Approach)」にアップグレードされ、事業のリスクレベル（低・中・高）に応じて必要な手続が分類されるようになった。たとえば、低リスク事業では NIB（事業基本番号）の取得のみで操業が可能となっている。また、OSS-RBA では、事業規模（資本金や従業員数）や業種（KBLI コード）に応じたスタンダード証明書（Sertifikat Standar）の取得が求められる場合もあるが、これもオンラインで完結可能となっている。さらに、2020 年以降 BKPM 規則において、OSS 上での事業許可、営業許可、環境許可などの取得プロセスが明確化され、外国投資家にとっての透明性と予見可能性が向上した。2025 年には、「みなし承認（Fiktif Positif）」とよばれる、OSS を通じて申請された許認可が、規定期間内に処理されない場合、自動的に承認されたものとみなす制度が導入された。

### (3) 保税地域（Bonded Zone）と自由貿易地域（FTZ: Free Trade Zone）

保税地域とは輸出加工区のことで、保税地域内の企業に対しては製造設備や原材料などの輸入関税、付加価値税などの諸税が免除される。国内向け販売については、2022 年 7 月施行の財務大臣規定第 96 号により、前年の輸出実績額の 50% を上限とする販売が認められているが、コロナ禍における一時的な緩和措置は撤廃され、販売上限の算出方法や報告義務が厳格化されている。

自由貿易地域とは国が自ら指定して開発した保税地域のことで、制度上の扱いは通常の保税地域と変わらない。2025 年 7 月時点では、シンガポール対岸にあるバタム島、ビンタン島、カリムン島、サバン島が自由貿易地域の指定を受けており、それぞれに監督庁が設置されている。日系を含む輸出向け製造企業が多数進出している。

### (4) 特定の投資、特定業種・地域に対する優遇

タックスホリデー（税減免）として、パイオニア産業 18 分野（基礎金属・石油ガス・無機基礎化学など）に対する 1,000 億ルピア以上の投資に対して、商業生産開始から 5 年～20 年にわたり、法人税が 50～100% 減免される制度が継続中である。

また、タックスアローワンス（税控除）として、全国統一 166 業種と特定地域の 17 分野については、投資額の一部の課税所得控除、減価償却期間の短縮といった法人所得税上の便宜が供与される。

### (5) 経済特区（SEZ）及び経済統合開発地域（KAPET）

インドネシアは首都圏への集中是正と地方の経済発展を謳い、首都圏外の産業発展のために経済特区（Special Economic Zone : SEZ）をテコに地方開発を促進している。税制特典の付与はあくまでも既存のタックスホリデー（税減免）、タックスアローワンス（税控除）制度をベースに行われるが、非税制面では外国投資ネガティブリスト規定が適用されないという大きな特徴がある。このため、SEZ 内への投資は、認可次第で全業種において外資 100% 出資が可能となる。

2025 年現在、インドネシアには 20 以上の SEZ が運営されており、2024 年には新たに 6 カ所の

SEZ が追加指定され、1 カ所が拡張された。新設された SEZ には、EV バッテリー、半導体、ハラル製品、再生可能エネルギー、観光・医療などの分野に特化したものが含まれている。

また、経済統合開発地域（Integrated Economic Development Zone : KAPET）への進出企業は、保税地区と同等レベルの税制面の優遇を受けることができ、機械設備の耐用年数を短縮できる、加速度償却が認められている。

## 第7章 主要関連法規

### 1. 会社法

会社法（株式会社に関する法律 2007 年 40 号）は、会社の形態、ガバナンス、組織再編などについて定めている。インドネシアでは、独立後もオランダの会社法制が適用されていたが、1995 年に独自の会社法が制定された。更に 2007 年に新たな会社法が制定され、1995 年制定の会社法は廃止された。2007 年の会社法では、取締役やコミサリスの責任などコーポレートガバナンスに関する規定の改正のほか、株式取得に伴う支配権の移転や会社分割などの組織再編に関する規定も改定されている。また、天然資源に関する事業を営む会社については、環境や社会に関する責任も新たに課されることになった。

2020 年に制定された雇用創出法（法律第 11 号）により、会社法の一部が改正された。さらに、2022 年には憲法裁判所の違憲判決を受けて、代替政令第 2 号/2022 が施行され、会社法の修正が正式に確定した。主な改正点として最低資本金規定の撤廃があり、従来は 5,000 万ルピアの最低資本金が必要だったが、現在は設立者が任意に決定可能となった。ただし、外国資本企業（PMA 企業）については BKPM 規則により、最低 25 億ルピアの払込資本金が求められる。

### 2. 投資法

投資法（2007 年制定）は外国投資や内国投資に係る諸事項に対して施行されていた個別の政令、大統領令、大臣令（各省）、投資調整庁長官令などに代わるものとして 2007 年に制定された。外国投資と内国投資を含む投資全体を包含しており、インドネシア共和国域内の全ての産業分野への投資に対して適用される。税制、入国管理、輸入許可などに関する投資インセンティブを定めるほか、国内投資家と外国投資家に同等の待遇を与えること、投資に関する政策担当機関の明確化など投資に関する基本的事項を定めている。税制に関する投資インセンティブについては、特定業種・地域に関する税額控除やバイオニア産業の新規進出に関する法人税減免（タックスホリデー）を内容とする法令が制定されている。この大枠は、2020 年の雇用創出法及び 2022 年の代替政令第 2 号による投資法の改正後も維持されている。

雇用創出法によって改正された内容を大きく分けると、投資禁止業種・投資制限業種に関するものと、零細・中小企業の保護に関するものである。旧投資法では、「投資禁止業種または投資制限業種を除き、全ての事業分野への投資が開放されている」と規定され、下位法である大統領令によって禁止・制限業種のリスト、いわゆる「投資ネガティブリスト」が定められていた。今回の改正によって、「投資禁止業種と、中央政府のみが行うことができる活動を除き、全ての事業分野への投資が開放されなければならない」と規定され、投資禁止業種の数が大幅に減少した。また、禁止・制限業種のリストではなく、新たに大統領令に基づく「投資プライオリティリスト」が導入された点も新しい。さらに、2021 年 5 月の大統領令第 49 号により一部業種の外資規制が緩和・修正され、郵便・ラジオ・テレビ業などでは外資 100% 出資が可能となった一方、防衛産業などでは外資出資比率が 49% に制限されるなど、業種ごとの規制が明確化された。なお、投資インセンティブの詳細については、「第 9 章 主要投資インセンティブ」参照。

### 3. 規制業種リスト

2021 年以前において、ネガティブリスト（2016 年大統領令第 44 号）が投資法に基づく大統領令において定められ、インドネシア標準産業分類（KBLI）ごとに外国投資が制限される事業と、その制限態様の詳細が定められていた。ネガティブリストに掲載されている事業については、外国人が自由に投資することができなかった。雇用創出法が施行されたことにより、従前のネガティブリストは、優先業種リストや投資が開放されている業種も規定する大統領令 2021 年 10 号及び 49 号に取って代わられた。

外資規制の詳細は、「第 10 章 外資規制業種」参照。

### 4. 税法

国税通則法、所得税法、付加価値税・奢侈品販売税法、印紙税法など税務に関する法規や通達などが多数制定されている。内容の詳細については、「第 12 章 税制」参照。

### 5. 外国通貨に関する各法令

インドネシアの法定通貨であるインドネシア・ルピアの減価が経済に悪影響を与えることを回避するため、インドネシア中央銀行（BI）は、2014 年にインドネシア国外の当事者に対して外貨建て債務を負う銀行以外の者に対して、ヘッジ義務や格付け取得義務などを課す規則を制定している（詳細は「第 18 章 資金調達」参照）。更に 2015 年、BI はインドネシア国内の取引について、原則としてインドネシア・ルピアを利用するなどを定める規則や裏付取引のないスポットでの外貨購入につき限度額を 1 カ月あたり 25,000 米ドルに引き下げる規制も導入している。

2023 年には、政府規制 2023 年第 36 号が施行され、天然資源輸出による外貨収益（DHE）について、25 万米ドル以上の外貨は、国内の外為銀行またはインドネシア輸出金融機関（LPEI）の専用口座に、輸出通関申告後 3 カ月以内に入金することが義務付けられた。

2023 年第 36 号は 2025 年政令第 8 号により改正・強化され、対象業種（鉱業〔石油・ガスを除く〕、プランテーション、林業、水産業）においては、DHE SDA の 100%を、最低 12 カ月間、インドネシア国内の指定金融機関に留保することが義務化された。また、25 万米ドル未満の輸出者に対する任意預入制度は廃止され、全ての対象輸出者に対して 100%の預入が求められることとなった。

また、2024 年の BI 規則第 6 号（PBI No.6/2024）において、国内外でのルピア使用に関する規制をより強化する方針が示されている。

### 6. 農業基本法

農業基本法（通称：土地基本法、1960 年制定）は森林以外の土地に関する基本法であり、土地に関する権利や登記などについて定めている。この法律に基づき、土地に関する多数の政令、大統領令などが定められているが、1997 年に政令第 24 号で土地権利確定手続の簡素化が図られた。インドネシアの土地所有権は、インドネシア国民やインドネシア政府が指定した法人にのみ認め

られている。外資系を含むインドネシアの株式会社については、これに代わるものとして、建設権（HGB：期間30年、延長可能）、あるいは利用権（HP：期間30年、延長可能）が認められており、これらの権利を得た上で、特定の土地で操業することができる。

## 7. 労働に関する法律

インドネシアでは、1990年代後半から労働関連法の整備が進められており、1997年に改正労働法が制定された。しかし、労使双方からの反対により施行が凍結され、2002年に廃止された。これに代わる法律として2003年に労働に関する法律が制定された。労働に関する法律は、就業規定、年少労働者の保護、労働時間・休暇、賃金、時間外労働、解雇補償金などを定めている。

インドネシアの労働法は、労働者保護に手厚いと考えられる中、2020年に制定された雇用創出法により、全体的には使用者寄りの改正が行われたといえる。雇用主寄りに改正することで、外国企業の誘致も含め、インドネシア国内で企業の設立・事業継続を促進し、結果的に、雇用の創出、つまり、労働者の雇用確保につなげることが今回の改正の狙いとされている。

## 8. 労使紛争解決法

労使紛争解決法（2004年制定）は、労使関係の紛争、従業員の解雇、労働組合間の紛争などの解決手続を定めている。係る紛争の解決手段として、調停、和解、仲裁、特別裁判所である産業関係裁判所における裁判を定めている。雇用創出法が制定される前は、解雇について労使間の協議がまとまらなかった場合、労働者を解雇するには、原則、労働裁判所の決定を得なければならなかつた。労働裁判所の決定を経ずに行われる解雇は無効とされていた。今回の改正によって、この要件が撤廃され、労働者を解雇する際に、労働裁判所の決定は不要になった。

しかし、2024年10月にインドネシア憲法裁判所が改正雇用創出法（改正オムニバス法）の一部について違憲無効とする判決（判決番号168/PUU-XXI/2023）を下し、労使紛争に関する規定の一部が見直された。この判決により、労使紛争が継続している間、雇用者は労働者に対して給与支払いなどの義務を継続する必要があることが明確化された。また、労働者による労働裁判所への訴訟提起の期限は、従来通り解雇日から1年以内とされているが、紛争解決までの賃金支払義務の上限（従来は6カ月分）については、憲法裁判所の判断により柔軟な運用が求められる可能性がある。さらに、憲法裁判所は国会に対し、2年以内に新たな労働法を制定するよう命じており、2025年現在、政府と労働組合による協議が進められている。

## 9. 汚職撲滅法

汚職撲滅法（1999年制定、2001年、2019年改定）は、贈収賄に加えて、公務員による職権濫用や国営財産の毀損などに対して、重い刑罰を科すことでこれらの違法行為の抑止を図っている。インドネシアでは公務員の汚職が絶えないものの、汚職撲滅委員会（KPK）が積極的に同法に基づく贈収賄の摘発を行っている。KPKは依然として汚職撲滅の象徴的機関として活動している一方で、捜査の実効性や政治的中立性に対する懸念が持たれている。

2024年12月には「国家汚職防止戦略2025-2026」が発表され、企業・官庁・市民社会との連携

強化を図る新たな枠組みが導入された。

## 10. 個人データ保護法

2022年9月20日、インドネシア国会において、8年以上にわたり審議されてきた個人データ保護法案が可決された。同法案は官報にて公布され、同年10月17日に「個人データ保護法（Personal Data Protection Law、以下「PDP法」）」として施行された。同法には2年間の猶予期間が設けられているため、インドネシアで事業を行っている企業は、2024年10月17日までに同法を遵守するための法令対応作業を実施する必要があった。

PDP法は、EUの一般データ保護規則（GDPR）を参考に策定されており、個人データの取得、収集、保存、更新、修正、削除など、あらゆる形態のデータ処理を対象とする包括的な規制を導入している。従来のインドネシアにおける個人データ保護制度は、分野別に異なる規制が存在し、統一性に欠ける状況であったが、PDP法の施行により、全産業分野に対して一貫性のある基準が示され、インドネシアのデータ保護法制の基盤として機能することが期待されている。

## 11. 日・インドネシア経済連携協定

日本とインドネシアの両国政府は、2007年に物品やサービスの貿易の自由化と円滑化、投資の保護、自然人の移動、エネルギー・鉱物資源分野における投資環境の整備、知的財産の保護、政府調達分野における協力の拡大などについて日・インドネシア経済連携協定を締結し、2008年7月1日に発効した。日・インドネシア経済連携協定の発効により、物品の貿易に関して両国間の往復貿易額の約97%（日本からの輸出額の約99%、インドネシアからの輸入額の約94%）の関税がこの協定の発効から10年以内に撤廃された。2024年には、両国間でJIEPAの改正議定書が署名され、2025年2月に日本の国会で承認された。改正議定書では、物品貿易の関税撤廃・削減の拡大などの内容が追加・変更された。日・インドネシア経済連携協定の詳細については、「第5章日イ経済関係」参照。

## 第8章 投資形態

### 1. 進出形態

外国企業がインドネシアへ投資する事業形態としては、①駐在員事務所の設立、②現地法人の設立、の2つに限られる。金融機関などの一部業種を除き、支店での進出は認められていない。また、駐在員事務所は、建設駐在員事務所以外は営業活動が禁止されていることや投資優遇措置が限定されることから、外資企業による進出の多くは現地法人の設立である。

内資100%でない限り、現地法人は、外国資本企業（PMA：Penanaman Modal Asing）に分類され、株式会社（Perseroan Terbatas：PT）であることが必要となる。外国資本企業設立には、原則として1つの事業分野及び事業場所ごとに最低投資金額として100億ルピア超の投資が必要であり、最低資本金として100億ルピア（約9,000万円）の払込資本金が求められる。また、原則として1つの事業分野及び事業場所ごとに土地建物を除く投資額の合計が100億ルピア（約9,000万円）超を満たす必要がある。

### 2. インドネシアの会社形態

外資により設立される現地法人は、株式会社（PT）であることが義務付けられる。

株式会社の機関としては、株主総会が最高意思決定機関として会社の重要事項の決定を行う。定款で別途定めない限り、株主総会の定足数と決議可決のために必要な割合は次の通りである。なお、議決権の計算は、株主総会で投票された議決権数を基準として計算される。また、株主総会の定足数が充たされなかった場合、株式会社は、2回目の株主総会を開催することができる。この場合、定款において別途定めていない限り、定足数が当初の割合よりも引き下げられる。

図表 8-1 株主総会の定足数と議決可決に必要な割合

	定足数	議決権	決議事項
普通決議	過半数	過半数	取締役およびコミサリスの選任および解任、年次報告書の承認、配当決議、授権資本の変更を伴わない増資
特別決議	3分の2超	3分の2超	定款変更、授権資本増額、減資
特殊決議	4分の3超	4分の3超	合併、買収、解散、会社分割

（出所）西村あさひ法律事務所作成

株主総会の招集は、通常取締役会が決定するが、1人または他の株主と共同で議決権を有する株式総数の10分の1以上を保有する株主及びコミサリス会が株主総会の招集を要請した場合にも開催される。株主総会の招集が決定された場合、取締役会は、株主総会の開催日から14日以上前に、書留郵便または新聞公告により、株主に対して株主総会の日時、場所、議題を通知する。株主全員の同意がある場合、株主総会の決議を書面決議で行うことも可能であり、この場合招集通知は省略される。

株式会社の業務執行に関する決定は、取締役会が行う。取締役が2名以上いる場合、定款で別

途定めない限り、各取締役が株式会社を代表する権限を有する。

株式会社には、取締役会による会社経営を監督するために、コミサリス会という機関が設けられる。コミサリス会の具体的な権限は定款で定めることができる。コミサリスは、日本の監査役に類似しているが、定款で別途定めない限り、株主総会で委任を受けた場合の取締役の報酬決定権限や中間配当への同意権など、日本の監査役よりも大きな権限を有している。定款に規定がない場合のコミサリスの権限は以下の通りである。

- ・ 株主総会決議により、取締役の報酬を決定
- ・ 取締役の全員が会社の利益と対立する場合に会社を代表
- ・ 取締役の業務執行の一時停止
- ・ 年次報告書への署名
- ・ 期中の配当の承認
- ・ 株主総会の開催請求
- ・ 会社が作成する合併計画などの承認
- ・ 株主総会に会社の解散議案を提案
- ・ 株主総会からの授権により増資を承認

### 3. 会社再編・清算

#### (1) 会社再編

インドネシアにおける会社再編の手法としては、以下のものがある。

図表 8-2 会社再編の手法

会社再編の手法	意義
買収 (Pengambilalihan)	支配権の移転が生じる株式の取得。株主からの既発行株式の取得と対象会社からの新株発行の引受けの双方が含まれる(会社法125条1項)。
事業譲渡	会社の行う事業に属する資産及び負債の全部又は一部を他の会社に個別に移転する行為。
合併 (Penggabungan)、統合 (Peleburan)	消滅会社の資産及び負債の全てを他の会社に承継させる行為。合併当事会社の一社が存続する吸収合併と合併当事会社全てが消滅し新たに会社が設立される新設合併の双方が可能である。
会社分割 (Pemisahan)	会社の行う事業の全部又は一部を他の会社に承継させる行為。会社分割の結果新会社が設立される新設分割と既存の会社に事業を承継させる吸収分割の双方が含まれる。

(出所) 西村あさひ法律事務所作成

上記のうち、実務上は会社再編の手法として買収と事業譲渡が利用されている。

会社分割については、上述のように会社法に規定が設けられている。しかし、会社法で、会社

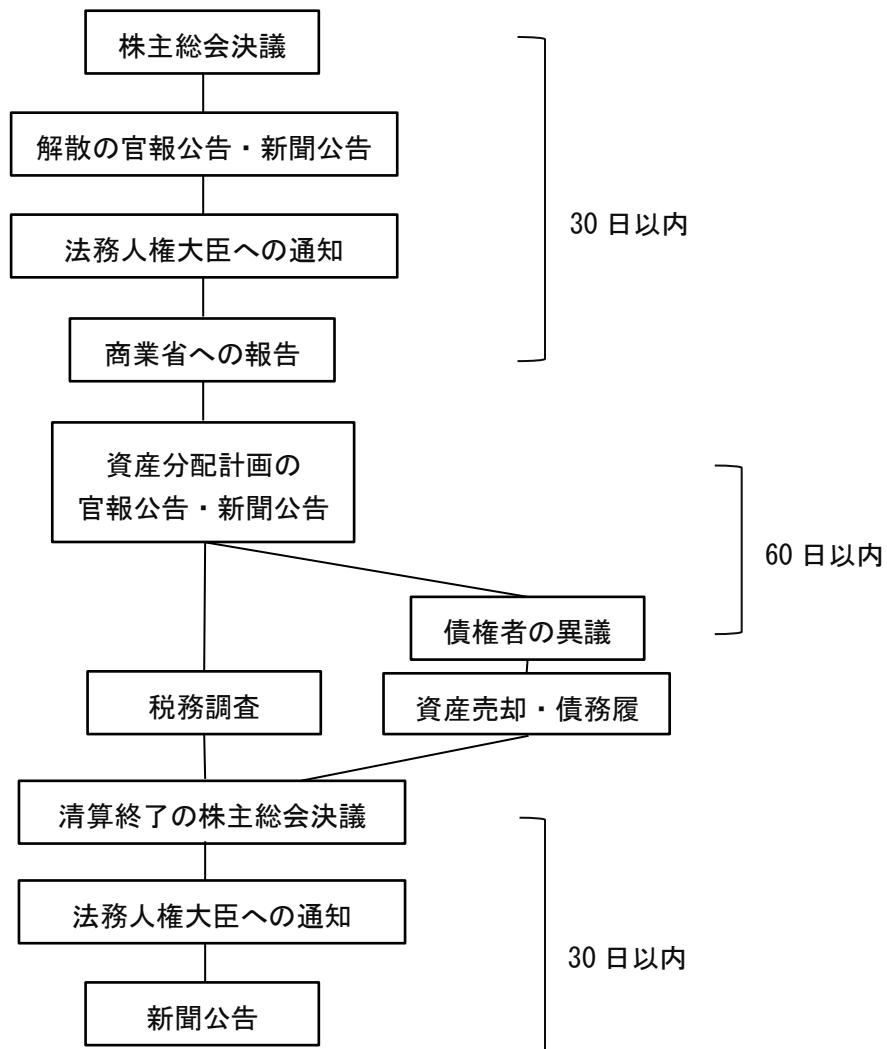
分割に関する具体的な手続などは別途制定する規則により定めると規定されているが、この規則は未だ制定されておらず、会社分割には法的に不明確な点が多く残されたままとなっている。このため、実務上は会社再編の手法として利用されていない。

なお、株式交換や株式移転に相当する一定の手続を経た上で、株主が保有する株式を強制的に譲渡させる制度は、インドネシアには存在しない。

## (2) 会社清算

会社は、株主総会の特別決議により解散する。会社が解散した場合、会社は清算人または管財人により清算手続に入る。清算手続の概要は以下の通りである。

図表 8-3 清算のフロー



(出所) 西村あさひ法律事務所作成

### ①清算時の税務問題

会社清算が完了すると、未払いの租税債務があったとしても、税務当局が租税債務を履行させることが实际上困難となる。そのため会社の清算時には執拗な税務調査が行われることが多く、清算手続の完了までに長期間を要することがある。また、この税務調査は過年度に遡って行われるので、多額の追徴課税が行われる可能性もある。

### ②会社再編時の従業員への退職金支払い

会社再編に反対する従業員は、会社を退職することができる。2025年現在、会社再編に反対して退職する従業員には、政令2021年第35号に基づき、退職金は最大1倍、功労金は1倍、その他補償金が加算される。会社都合退職とみなされるものの、必ずしも退職金は高額とはならない。従業員が多数にのぼる製造業などの場合、退職金の負担が多額になり得ることに留意が必要となる。

### ③清算時の従業員の解雇

会社が解散する場合、使用者は従業員を解雇することができる。この場合、使用者は従業員に対して退職金を支払う必要があるが、事業終了の理由が二年連続で損失を計上したことや不可抗力である場合に支払われるべき退職金の額は、それ以外の合理化により事業を終了する場合に比べると低額とされている。

従業員を解雇する場合、実務上、以下の方法がとられることが多い。

- (i) 使用者と従業員との間で雇用関係の終了に関する合意書（Joint Agreement）を作成して労働裁判所に登録する方法。なお、登録に際して、裁判所による承認は必要としない。
- (ii) 交渉を行い従業員から退職届を提出させる方法（自主退職）。この場合、労働裁判所からの承認取得や登録の手続は不要となる。

## 第9章 主要投資インセンティブ

インドネシアにおける優遇施策の主な所管官庁は投資調整庁と財務省である。主な優遇制度は以下の通りである。

### 1. 奨励事業

インドネシア政府は、2020年11月2日に2020年第11号雇用創出法（オムニバス法）を制定した。雇用創出法は、これまでの投資やビジネスに関する様々な法令を見直し、手続を簡素化することによりインドネシア国内外からの投資誘致や新規事業を促し、更なる雇用創出をさせることを主な目的としている。

投資、労働などを含む11分野が改定の対象であり、その雇用創出法において、新たな投資奨励事業及び各種優遇措置が定められている。奨励事業の対象として、次の条件を1つでも満たす事業を奨励するとされている。大きくはインドネシアの全ての地域にて対象となる特定の事業分野と特定の地域内に限り優遇措置の対象となる事業分野に区分できる。

その後、2021年11月にインドネシア憲法裁判所が立法手続の不備を理由に「条件付き違憲判決」を下したことを受け、政府は2022年12月に「法律代行政令」を発布した。これが2023年3月に国会で承認され、2023年に法律第6号として正式に再制定された。しかし、2024年10月には憲法裁判所が雇用創出法の一部、特に労働関連条項について違憲無効とする判決を下し、政府は再度の法改正を迫られている。

図表 9-1 奨励事業の全体像

奨励事業の区分	具体的な事業例
インドネシアの全ての地域において優遇の対象となる事業分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多くの労働者を雇用</li> <li>・ 優先分野に含まれる事業</li> <li>・ インフラ開発への投資</li> <li>・ 技術移転の実施</li> <li>・ 先駆的な事業の実施</li> <li>・ 自然環境保護の維持</li> <li>・ 研究開発、イノベーションの創出活動</li> <li>・ 零細・中小企業または協同組合とパートナーシップを締結して行う事業</li> <li>・ 国産の資本財、機械または設備を利用</li> <li>・ 観光事業の拡張</li> </ul>
特定の地域内に限り優遇の対象となる事業分野	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 辺境地、後進地、境界地域またはその他必要とみなされる地域への投資</li> </ul>

(出所) JETRO の情報を基に作成

## 2. 輸入関税免除

新規事業や事業拡張（30%以上の生産能力の拡張）に係る 2 年分の生産のための設備機器・部品・原料については、2 年間（投資金額の 30%以上国産機械を使用する企業の場合は 4 年間）輸入関税を免除する。関税免除期間は、1 年間延長できる。

また、輸入関税免除となる設備機器・部品・原料の条件は、産業分野を所管する大臣または指定された当局が、その産業分野に関連する技術的な助言機関と協議の上で決定する。例えば①インドネシア国内で生産されていない物、②インドネシアで生産されているもののスペックが合わない物、または③インドネシアで生産されているものの数量が足りない物でなければならない、などとなっている。大統領令 2021 年 10 号（大統領令 2021 年第 49 号で改訂）にて投資優先事業分野に指定された 246 分野が対象となる。

## 3. タックスアローワンス（法人税優遇措置）

投資優先事業分野に指定された分野のうち 183 分野について、特定の事業分野、特定の地域への既存の投資に対し法人税に優遇措置がある。優遇内容は以下の通りである。

- ① 総投資金額の 30%に相当する額を課税所得から控除（各年総投資金額の 5%を最長 6 年間）
- ② 加速度償却
- ③ 欠損繰越期間を最長 10 年間に延長
- ④ 非居住者に対して支払われる配当に関する源泉徴収税を 10%に軽減（該当する租税条約により低い税率が定められている場合には、租税条約における税率が優先される）

## 4. タックスホリデー（法人税減免措置）

以下の 18 分野のパイオニア産業については、その投資規模に応じて、商業生産を開始してから 5 年から 20 年間、50%から 100%の法人税の減免が認められている。最初の法人税減免期間終了後も 2 年間は 25%から 50%の法人税の軽減が認められている。

- ① 金属上流産業（鉄鋼・非鉄鋼、関連製品を含む）
- ② 石油・ガス精製産業（関連製品を含む）
- ③ 石油・天然ガス・石炭を利用した有機基礎化学産業（関連製品を含む）
- ④ 農林産物を利用した基礎化学産業（関連製品を含む）
- ⑤ 無機基礎化学産業（関連製品を含む）
- ⑥ 医薬品原材料産業（関連製品を含む）
- ⑦ 電子機器・情報通信機器の主要部品製造産業
- ⑧ 放射線・エレクトロメディカル・エレクトロセラピー機器製造産業
- ⑨ 機械・機械主要部品製造産業

- ⑩ 製造機械製造産業を支援するロボティック部品製造産業
- ⑪ 発電機主要部品製造産業
- ⑫ 自動車及び自動車主要部品製造産業
- ⑬ 船舶主要部品製造産業
- ⑭ 鉄道主要部品製造産業
- ⑮ 航空機主要部品製造産業及び航空宇宙支援産業
- ⑯ パルプ製造加工産業（農林産物由来、関連製品を含む）
- ⑰ 経済インフラ
- ⑱ デジタル経済（データ処理、ホスティング、関連活動を含む）

## 5. インベストメントアローワンス

大統領令 2021 年 10 号（大統領令 2021 年第 49 号で改訂）にて投資優先事業分野に指定された分野のうち 45 分野には、労働集約型産業向けの法人税軽減の優遇措置が適用される。優遇内容は、商業生産開始時の税務年度から 6 年間、年 10% のペースで、メインストリームの事業活動に使用される土地を含む有形固定資産の投資額の 60% までネット所得を軽減する形で法人税軽減措置がある。なお、インドネシア人労働者を少なくとも 300 人雇用することが条件となっている。また、労働訓練、実習、及び学習の活動に支出されたコスト総額の最大 200% 相当のグロス所得の軽減が認められている。

## 第10章 外資規制業種

### 1. 外資参入規制

インドネシア大統領による、雇用創出法の施行細則の1つとして、投資に関する新たな規制である大統領規程2021年第10号が制定され、2021年3月4日に施行された。これにより、外資の参入禁止分野や参入規制分野が定められていた2016年大統領令第44号（ネガティブリスト）は失効し、外資規制が大幅に緩和された。以前は外資上限67%以上としていた卸売業などが100%解放された。中小企業・協同組合に留保される事業分野及びパートナーシップが義務付けられる事業分野は145業種から89業種に削減され、また、外資比率規制など特定の要件を持つ事業分野は350業種から46業種に大幅に削減された。本章では、大統領規程2021年第10号（大統領規程2021年第49号で改訂）に基づく、規制対象となる主な事業分野と規制内容の概要を紹介する。

#### (1) 外資の参入が禁止される分野

外資の参入が規制される分野は、①外資・内資ともに参入が禁止される分野、②外資の参入が禁止される分野に分かれる。

#### ①外資・内資ともに参入が禁止される分野

人体や環境を害するおそれのある分野をはじめとして、以下の分野が規定されている。（図表10-1）

図表 10-1 外資・内資ともに投資が不可能な分野の概要

分野	主な対象
農業	特定の麻薬の栽培と製造
	ワシントン条約で指定された魚類の捕獲
海洋・漁業	サンゴの採取や利用、および建材／石灰／カルシウム、水族館、および土産物／装飾に使用する目的での天然サンゴ、ならびに生きたサンゴ礁、天然よりの死んだばかりのサンゴ礁の採取や利用
製造業	アルコール飲料、ワイン飲料、モルト含有飲料の製造
	化学兵器の製造
	工業化学原料とオゾン層破壊原料の製造
国防関連活動	中央政府によってのみ実施ができる活動（国防・安全にかかる活動、公共サービス的な活動）

（出所）大統領規程2021年第49号より作成

## ②外資の参入が禁止される分野

外資参入が禁止される分野は、内資の中小企業や協同組合への影響が懸念される 60 業種とされている（図表 10-2）。基準となっているのが、①テクノロジーを使用しない、または簡易なテクノロジーしか使用しない事業活動、②工程がユニーク、労働集約的、かつ伝統的な文化遺産を有する事業活動である。これらの基準のほかに、土地建物を除く資本が 100 億ルピアを超えない事業活動は外国投資には認められない。

図表 10-2 内資の中小企業や協同組合のために留保されている分野

分野	主な対象
農業	米・トウモロコシ・大豆、落花生、グリーンビーンズ等
林業	シナモン等の森林プランテーション事業、ユーカリ、竹事業、養蜂業、ラタン加工一次産業等
製造業	手描きのバティック製造、特定の文化遺産や芸術的価値を有する手工芸産業（刺繍産業、ラタン・竹の編み細工産業等）、家庭用の粘土製品（特に陶磁器）産業、二輪車の修理・メンテナンス産業等
建設事業	電気の供給または利用のための設置に伴う電力設備の検査および試験等
ヘルスケア	プライマリークリニック私立産院、伝統医療ビジネス等
サービス業	ゲストハウス、オフィスサポート、インターネットカフェ等

（出所）大統領規程 2021 年第 49 号より作成

## ③特定の業種を内資 100% の企業に限定している分野

地理的表示を得たコーヒー加工、バティック（チャップ）、木製建築資材、伝統化粧品、ヒト向け伝統生薬とその原材料、伝統造船、メッカ巡礼旅行代理店、芸能団といった分野も、外資の参入が禁止されている。

### (2) 条件付きで外資が参入可能な分野

次に、条件付きで外資が参入可能な分野は、以下のように分けられる。ジェトロによれば、①については、政府や業界団体が作成した中小・零細事業者のリストからパートナーを選定することが推奨されている。大規模事業者は、協業の対象となる作業の種類、推定金額、実施時期などを記載したパートナーシップ・コミットメントを作成し、事業許認可の申請時に OSS（オンライン・シングル・サブミッション）システムを通じて提出しなければならない。

① 内資とのパートナーシップが義務づけられるもの（図表 10-3）

② 外資の出資比率が制限されるもの（図表 10-4）

## (3) 特別な条件が課されるもの（図表 10-5）

図表 10-3 内資とのパートナーシップが義務づけられる分野

分野	主な対象
農業	鶏の飼育
林業	年間生産量2000M3以下の製材業等
海洋・漁業	魚の養殖業（海水、汽水、淡水）、水産物加工業、水産物販売・流通業等
製造業	ココナッツ、砂糖、塩、精油、石灰・セメント業、各種部品（釘、ナット、ボルト等）製造業等
建設事業	簡素な技術を利用した橋梁・高架橋の建築やオフィス・産業ビルの建築工事等
商業	郵便およびインターネットを通じた小売り

（出所）大統領規程 2021 年第 49 号より作成

図表 10-4 外資の出資比率が制限される業種

主な対象事業	外資比率 上限
旅客用定期及び不定期国内海上輸送	外資 49%
観光用国内海上輸送	外資 49%
旅客用国内パイオニア海上輸送	外資 49%
貨物用定期及び不定期国内海上輸送	外資 49%
特殊貨物用国内海上輸送	外資 49%
貨物用国内パイオニア海上輸送	外資 49%
伝統的海運による(pelayaran rakyat)国内海上輸送	外資 49%
貨物用定期及び不定期海外海上輸送	外資 49%
特殊貨物用海外海上輸送	外資 49%
州間一般連絡輸送	外資 49%
州間パイオニア連絡輸送	外資 49%
県/市間一般連絡輸送	外資 49%
県/市間パイオニア連絡輸送	外資 49%
県/市内一般連絡輸送	外資 49%
定期路線による旅客用河川及び湖輸送	外資 49%
不定期路線による旅客用河川及び湖輸送	外資 49%
不定期路線による観光用河川及び湖輸送	外資 49%
一般貨物及び/又は家畜用河川及び湖輸送	外資 49%
特殊貨物用河川及び湖輸送	外資 49%
危険物用河川及び湖輸送	外資 49%
クーリエ活動	外資 49%
定期商用航空輸送	外資は 49%まで及び国内資本保有者は外国資本所有者全体を上回っていること (single majority)
国内不定期商用航空輸送	外資は 49%まで及び国内資本保有者は外国資本所有者全体を上回っていること (single majority)
航空輸送活動	外資は 49%まで及び国内資本保有者は外国資本所有者全体を上回っていること (single majority)
新聞、雑誌、ニュースレターの発行（プレス）	設立の枠組みにおいては内資 100%、事業追加又は開発の枠組みにおいては（資本市場を通じて）外資 40%まで
民間放送機関	設立の場合は内資 100%、事業追加又は開発の場合は外資 20%まで
サブスクリプション放送機関	設立の場合は内資 100%、事業追加又は開発の場合は外資 20%まで

(出所) 大統領規程 2021 年第 49 号より作成

図表 10-5 特別な条件が課される業種

主な対象事業	必要な条件
<b>主要設備産業：</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・武器・弾薬産業</li> <li>・戦車産業</li> <li>・武装システム用防衛レーダー産業</li> <li>・戦艦産業</li> <li>・軍用機産業</li> </ul>	外資 49%まで、又は戦略的利害がある場合、防衛大臣の承認に基づき外資が49%を超えることが可能

(出所) 統領規程 2021 年第 49 号より作成

## 2. 現地調達比率規制

2018年から政令 2018 年第 29 号（政令 2021 年第 28 号により改正）の下、国産品優先（P3DN）政策が実施されている。インドネシア産の原材料・部品の利用を積極的に促進することで、産業の競争力強化を狙った政策である。これまでにもインドネシア政府は現地調達率の引き上げに関して、政府調達などを対象に規定の制定や規制を課すことを行ってきたが、2018 年にはロードマップを示し、国産品の購入・使用を推進し、インドネシア製造業の成長と投資家利益の双方を図ることを目的とした「国産品優先政策」を本格的に開始した。政令で政府調達品は、現地調達率 40% 以上の製品である「国産品」の使用を義務化した他、特定の商品の国産化率が定められている。これまでに、携帯電話、太陽光発電関連機器、バッテリー電気自動車などで、個別商品ごとに国産化率の算出規定が定められている。2024 年 8 月にエネルギー鉱物資源省より発表された大臣令 2024 年第 11 号では、電力インフラ開発における現地調達比率の基準が引き下げられたほか、外国融資が 50%以上を占める電力インフラプロジェクトについては、現地調達比率の適用対象外とする旨が定められている。2025 年 4 月に公布された大統領令第 46 号では、政府調達における国産品使用義務の条件が再定義され、国産化率が 25%以上でも企業の社会的貢献度との合算で条件を満たせば調達可能となるなど、柔軟性が加えられている。

図表 10-6 現地調達比率の向上に係る義務など

区分	現地調達比率に係る義務
政府調達品	<p>中央政府、地方政府及び国営・公営企業（例：国立病院、国営企業の PLN、プルタミナ）などの公共事業体による購入・調達の場合は、国産化比率と会社貢献比重の合計が40%以上と義務付けられている。（上記の記述通り例外あり）</p> <p>具体的には以下が該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内外のローンまたは無償支援を含め、国家予算、地方予算を財源とする物品・サービス調達</li> <li>・ 資金調達が国家予算または地方予算に由来する事業</li> <li>・ 中央政府及び／または地方政府と事業体との協力を通じて実施される工事</li> <li>・ 国家が占有する資源の事業化</li> </ul>
工業省が定める特定の商品	携帯電話、太陽光発電関連機器、バッテリー電気自動車などが対象であり、個別商品ごとに国産化率が定められている。
輸入品	一般的な規制はないが、輸入が必要である理由・国際代替品の有無・国産化に切り換える予定の有無を確認され、回答内容によっては許可される輸入量や許可期間が削減されるケースがある。

(出所) JETRO より作成

## 第11章 許認可・進出手続・組織再編・M&A

### 1. 株式会社の設立手続と必要書類

インドネシアに進出し操業を開始するまでの通常の手続として、従前は OSS (Online Single Submission - 事業許認可電子サービス) のオンラインシステムにて、NIB (事業者番号) と事業許可が自動的に発行されてはいたものの、許可条件が実現するまで事業許可は下りず、手続や基準が不透明で、監視の標準化・適正化ができていないという声が聞かれた。2020年11月に施行された「雇用創出法」によって、リスクベースの事業許可制度が導入され、KBLI と呼ばれる5桁の事業分類コードごとに各事業のリスクを低・中の低・中の高・高の4段階に分けた上で、事業許可が必要とされるものは高リスクに分類される事業に限定された。それ以外はNIBの取得及びスタンダード証明書だけで事業許可は不要になった。また、OSSのオンライン上で完結できる事業分野も増加した。手続の簡素化により、全体のプロセスが随分と短縮化され分かりやすくなった。

#### (1) 会社の設立登記

まず、登記前には以下の準備を行う必要がある。

- a. 会社名を決定
- b. 公証人の下で定款を作成
- c. 会社が入居するオフィスビル管理会社などから会社が所在する旨の証明書を取得
- d. 納税番号 (NPWP) を税務署から取得
- e. 銀行口座の開設 (資本金の払込。銀行から資本金払込証明を取得)

そして、公証人が一般法務総局 (AHU) のオンライン・システム (SABH) を通じて会社設立登記を行うこととなっているが、会社設立が認められると同時に NPWP の番号も割り振られるシステムになっているため、NPWP 取得の前に、会社設立の登記を行うこともある。

#### (2) NIB の取得

外国資本企業は、事業ライセンスを取得する上で、OSS システムに登録を行った上、事業者基本番号 (通称 NIB) を取得しなければならない。NIB 取得のために必要な書類は以下の通り。

図表 11-1 税務当局への提出書類（事業者基本番号取得時）

資料	注釈
定款及び法務人権省の承認書	—
株式会社の担当者の身分証明書	担当者は株式会社の取締役であることが多い。
株式会社の納税者番号	—
その他 OSS システムにより求められる書類	—

(出所) 各種資料より作成

NIB は、従来別々に取得されてきた輸入業者認定番号 (API)、通関アクセス権、国家社会保障への登録、最初の労務報告としても機能するため、一部の事業を除き、これらの別途取得は不要である。

### (3) 事業ライセンスの取得

NIB が発行される際、事業活動の内容により OSS システムが、該当事業活動のリスクレベルを判定する。このリスクレベルにより、取得すべき事業許認可が異なる。リスクレベルは、低、中の低、中の高、高リスクの 4 段階に分けられる。

リスクレベル低は NIB の取得のみで 事業運営が可能となる。なお、同じ KBLI 番号であったとしても、企業規模によりリスクレベルが異なってくる。一律に大事業とみなされる外国資本企業の多くが該当することが予想される中の高リスクレベルではスタンダード証明書、高リスクレベルは許可が必要となる。

### (4) 銀行口座開設及び資本金入金

外国投資の資本金などに係る規制は「インドネシア投資調整庁長官規程 2021 年第 4 号」に定められている。当該規程第 12 条 6 項及び 7 項によると、外国投資は製造業や非製造業の区別なく、払込資本金が 100 億ルピア以上 (約 9,000 万円)、さらに原則として 1 つの事業分野及び事業場所ごとに土地建物を除く投資額の合計が 100 億ルピア (約 9,000 万円) 超を満たす必要がある。また、各株主の出資金額は、1,000 万ルピア (約 9 万円) 以上としなくてはならない。

### (5) 関連許認可の取得

事業内容に応じて、以下のような関連ライセンスの取得が必要になってくる。

1. 土地を取得する予定である場合、立地許可 (Izin Lokasi) を取得する。
2. 建物または工場を建設する必要がある場合、建物建築承認 (通称 PGB) を取得する。
3. 建物または工場を使用するにあたっては、建物機能適正認証 (通称 SLF) を取得する。
4. 事業内容に応じて、環境許可 (Izin Lingkungan) を取得する。

- i. 環境に与える影響の大きさに応じて、環境影響査定（Analisis Mengenai Dampak Lingkungan、通称 AMDAL）または環境管理監督活動（Upaya Pemantauan Lingkungan dan Upaya Pengelolaan Lingkungan、通称 UKL-UPL）を、それぞれ実施する。
- ii. 環境に与える影響がない場合には、環境管理証明レターを当局に提出する。

上記の内容は、事業を行う各地方の地方政府によって修正される可能性がある点に留意すべきである。外国資本企業は、上記の補助ライセンスの取得を完了し、事業許可が効力を発生した後で、事業を開始することができる。現地ヒアリングでは、インドネシア人が代表になることで外国資本による規制を回避できる可能性がある旨の意見も聞かれた。

## 2. 組織再編・M&A

### (1) 組織再編・M&A の概要

インドネシアにおけるM&Aの手法としては、買収、事業譲渡、合併、会社分割があるが、実務上の利用頻度が高いのは、買収と事業譲渡である。

合併は、会社法上は可能であるが、日本企業による買収ではあまり利用されていない。会社分割については、会社法に規定が設けられているものの、具体的な手続などを定める規則が未だ制定されておらず、実務上はM&Aの手法として利用できない。

なお、株式交換や株式移転に相当する一定の手続を経た上で、株主が保有する株式を強制的に譲渡させる制度は、インドネシアには存在しない。

### (2) 買収

インドネシアの会社法では、支配権の移転が生じるような株式の取得は「買収」として、合併などと同じ組織再編行為の一種として扱われ、特別な手続きが要求されている。

買収に該当した場合には一定の手続が必要となるが、どのような場合が支配権の移転に該当するかは明確ではない。会社法には「支配権」の定義は設けられていない。少なくとも過半数の株式を新たに取得することは支配権の移転に該当するということは明確であるが、50%以下の株式しか有していない株主であっても、株主間契約などにおいて取締役の指名権などを有している場合には、支配権を有しているとみなされる可能性がある。買収に該当するにもかかわらず、会社法が定める必要な手続を取らなかった場合、株式取得は無効となり、いつでも、誰でも無効を主張することができる。

買収に該当するかどうかは支配権の移転の有無で判断されるため、グループ会社間で株式を移転する場合には、支配権の移転はなく買収に該当しないと解釈することは可能である。ただし、支配権の移転の有無は、対象となっているインドネシア法人の直接の株主レベルで判断するとの考え方もあり、最終的に支配権を保有している法人に変更がない場合であっても買収に該当する可能性もあることに留意する必要がある。

図表 11-2 買収の主な手続

手続	概要
株式譲渡契約締結	買収者と譲渡者との間における株式譲渡契約を締結する。
債権者に対する公告	買収を承認する株主総会開催日の 30 日以上前に、対象会社は、インドネシアの日刊新聞紙で買収を行う旨の公告を行う。この 30 日という期間は短縮することができない。
従業員への通知	買収を承認する株主総会開催日の 30 日以上前に、対象会社は、対象会社の従業員に対して買収が行われる旨の通知を行う。この 30 日という期間は短縮することができない。
株主総会決議	対象会社は、買収の承認に関する株主総会を開催し、対象会社の株主がこれを承認する。
公正証書の作成	買収者と譲渡者との間で株式譲渡に関する公正証書を作成し、公証人がこれを公証する。
法務人権省への株主変更の通知	対象会社は、公証人を通じて、法務人権省に株主変更が行われた旨を通知する。
OSS-RBA システムの更新	対象会社は、公証人を通じて、OSS-RBA システムにおける会社の株主情報その他のアップデートを行う。
買収結果の公告	対象会社は、買収の効力が生じた日から 30 日以内に、買収が完了した旨の公告をインドネシアの日刊新聞紙にて行う。

(出所) 各種資料より作成

### (3) 事業譲渡

会社法上、事業譲渡については規定されていない。そのため、事業譲渡の手続は法定されておらず、買収の場合よりも自由にスケジュールを決定することができる。

事業譲渡に際しては、日本における事業譲渡の場合と同様に、資産、負債、契約、従業員などを個別に譲受会社に承継させる手続を履行する必要がある。資産の中では不動産の承継に費用と時間がかかることに注意する必要がある。また、譲渡会社が保有していた許認可も、原則として譲受会社で新たに取得する必要がある。従業員の承継に関しては、労働法上事業譲渡に関する規定は存在しないが、実務上、承継に係る従業員の同意を取り付けるために一定のインセンティブが支払われる場合、買収の場合の法定の退職金の水準がベンチマークとなるケースもある。

### (4) 合併

日本企業による M&Aにおいて合併を利用する機会は限られているが、既にインドネシアに現地法人や子会社が存在する場合には、合併が選択肢に入り得る。しかしながら、合併の場合、対象会社が負担している偶発債務を全て承継することになるため、合併を選択することには慎重になるべきと考えられる。

合併に際しても、債権者保護手続や従業員通知など、買収の場合とほぼ同様の手続を履行する必要がある。

### 3. その他の手続

#### (1) 資本財（設備・機械）、原材料の輸入関税免除申請

生産設備などの資本財、及び当初の生産に必要な原材料・物品の輸入に係る関税の免除便宜を申請することができる。対象分野は計 246 分野であり、OSS-RBA システムを通じて申請を行う。

#### (2) 外国人雇用計画書承認の取得

外国資本企業は、原則としてインドネシア人労働者を雇用する義務があり、インドネシア人では遂行できない管理職や専門職に限り、外国人の雇用が認められている（人事担当責任者を除く）。これは、インドネシアの駐在員に関わる規制でもある。

外国資本企業が外国人を雇用するに際して、外国人雇用計画書（RPTKA）の承認が必要となる。RPTKA は、外国人駐在員が入管当局から取得する滞在許可の根拠書類となる。承認手続及び必要書類の概要を記す。

##### 【外国人雇用計画書（RPTKA）の承認】

- ・外国資本企業は、まず外国人雇用計画書に以下のものを添付して、労働省にオンラインで提出する必要がある。
  - ①外国資本企業と外国人との間の雇用契約のドラフト
  - ②インドネシア人見習いの任命状及び見習いプログラム計画
  - ③インドネシア人労働者の職業訓練実施に関する書面
  - ④事業許可
  - ⑤NPWP
  - ⑥労働報告
  - ⑦会社組織表
- ・RPTKA は、書類が労働省に正しく受理されてから、遅くとも 2 営業日以内に承認される。

## 第12章 税制

インドネシアの税体系は、国税と地方税に大別される。主な国税は法人税、個人所得税、付加価値税、奢侈品販売税、源泉徴収税、印紙税などで、主な地方税には土地建物税、自動車税、ホテル・レストラン税などがある。国税一般の徴収や申告は国税通則法で規定されており、各税目に関して法律とその細則となる政令及び関連大臣令が発布されている。

国税の納税方式は申告納税制度に基づくが、地方税の納税方式は税目により異なる。また、課税年度は通常は暦年が採用されるが、事業年度が暦年と異なる場合は暦年でなくても良い。

### 1. 法人税

法人税率は、原則 22%である。居住者としての課税対象者は、インドネシアで設立登記された法人や、外国法人でインドネシア国内に保有する駐在員事務所などの「恒久的施設」を通じて事業を実施する法人である。また、インドネシアでは事業を営まないが同国源泉の所得を得ている非居住法人にも、支払時の源泉徴収を通じて課税が行われる。

課税所得は、所定の益金、損金の総額を計算し、益金総額から損金総額を差し引いて算出する(図表 12-1)。預金利子所得、上場株式の売却金額、不動産賃貸料など源泉分離課税の対象になるものについては、受取側の益金には算入しない(図表 12-2)。また、非居住者への配当や権利使用料、各種サービスの対価は源泉徴収税の対象となり、確定申告上の調整(法人税額から税額控除として処理)が必要となる。これらは支払側が所定の税率にて源泉徴収し、原則として翌月の 15 日までに納付しなければならない(図表 12-3)。

また、物品の輸入にあたっては、一般的に CIF 価格の 2.5~10% の範囲で「輸入前払税」を納付する必要がある。この金額は法人税の前払いと見なされ、上記源泉徴収税と合わせて確定申告時に法人税から控除することとなる。

図表 12-1 損金と益金の主な例

益金の例	損金の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業収益</li> <li>・事業/資産譲渡益</li> <li>・受取利息</li> <li>・権利使用料収入</li> <li>・賃貸料収入</li> <li>・為替差益</li> <li>・保険料収入</li> <li>・配当金収入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料購入費</li> <li>・給与、賞与、諸手当</li> <li>・借入利子</li> <li>・賃借料、ロイヤリティ</li> <li>・交通費、旅費</li> <li>・支払保険料</li> <li>・減価償却費</li> <li>・研修、実習費用</li> <li>・為替差損</li> <li>・インドネシアで実施する研究開発の費用</li> <li>・一定の条件を満たす回収不能の債権</li> </ul>

(注) 最終課税(Final Tax)の対象となる源泉分離課税は除く

(出所) 税務規定調和法(2021年法律第7号) 第4条、第6条より作成

図表 12-2 源泉分離課税の対象となる主な収益項目と課税率

源泉分離課税（最終課税）	税率（%）
上場株式売却収入（取引価額に対して）	0.1
預金金利	20
債券金利	10
建設施工・計画・監督料	1.75～6
土地・建物賃貸料	10
土地・建物権利譲渡収入	2.5
国際海運・空運	2.64

(出所) 稅務規定調和法（2021年法律第7号）第4条より作成

図表 12-3 源泉徴収税の対象となる主な支払い項目と課税率

源泉徴収税（総合課税対象）	税率（%）	
	居住者向け	非居住者向け
借入利子		
配当	15	
権利使用料		
賞金、表彰金		20
賃借料（土地・建物を除く）		
各種サービス（全62種）への対価	2	

(注1) 非居住者向けについては、二国間租税条約が存在する場合、軽減税率の適用が可能な場合がある。

(注2) 居住者の事業法人（PT）などが居住者法人から受領する配当は、配当が法的要件を満たした場合に源泉徴収税が免除される。

(出所) 稅務規定調和法（2021年法律第7号）第23条、第26条より作成

通常の事業経費や減価償却費は損金への算入が認められる。贈与や現物支給などは損金へ算入するには要件を満たす必要がある。借入に係る支払利息は損金に算入されるが、負債資本比率の上限が4:1と定められており、資本（会計上の純資産に加え関係会社からの無利息借入を含む）の金額の4倍を超えた債務から生じる支払利息は損金算入が認められない。また、貸倒引当金（銀行・金融リース会社を除く）、退職給付引当金、固定資産やのれんの減損損失、棚卸資産評価損など、会計上要求される引当金や評価損については、税務上、損金算入ができない。交際費及び広告宣伝費については、日付、場所、氏名、職位などを記載したリストを確定申告時に添付することを条件に損金算入可能となっている。

なお、関連当事者からの資産購入、役務提供に係る対価の支払や、関連者借入金の利息支払などは、市場価格と大幅な乖離がある場合、後に税務調査を受ける際に問題となる可能性が高いので注意を要する。その他、資産の譲渡、役務の提供などの益金についても同様の考え方が適用される。有形固定資産は、定められた分類（耐用年数4、8、16、20年）に基づき、定率法または定額法を適用し償却することが求められる。各分類に含まれる品目の詳細は、財務大臣令にて示されている。なお、建物については10年または20年の定額法で償却する（図表12-4）。ただし、

2023年7月に施行された財務大臣令により、耐用年数が20年以上の恒久的な建物を所有する場合、2022年より以前に所有し、使用されている建物については、税務当局の承認を得ることで会計上の耐用年数に従って償却することが可能となった。

図表 12-4 有形固定資産の減価償却

分類	耐用年数（年）	定率法	定額法	対象資産（例）
第1分類	4	50%	25%	木製家具、コンピュータ、オフィス機器（電子機器含む）、バイク、自転車、キッチン器具、通信機器（電話、FAX、携帯電話）等
第2分類	8	25%	12.50%	金属製家具、エアコン・扇風機、自動車、コンテナ、建設機械、運輸・倉庫設備、タバコ切断機等
第3分類	16	12.50%	6.25%	採掘用機械（石油・天然ガス以外）、工業用の機械、重機、他の分類に含まれていないその他の資産
第4分類	20	10%	5%	機関車、鉄道車両、船舶、建設用重機等
建物類	10	/		非常設建物
	20	/		常設建物

（出所）財務省令（2009年）、財務省令（2023年）より作成

インドネシアの納税については、前年度実績（ただし一時的な収益や損失を除外）に基づき「予納」しなければならない。具体的には、課税対象者は、前年度に実際に支払った法人税額を毎月（12回）に分けて納付する。納付期限は毎月15日である。納付遅延に対しては、財務省の決定する利率（MIR）が適用された遅延利息が課されるので注意が必要である（2025年2月の場合は月利1.01%）。MIRは、財務大臣令によって定期的に規定される年間利率であり、納税者への制裁金額などへの計算に利用される。

年度確定申告は決算日から4カ月目の末日までに行う必要がある。確定税額が納付済みの税額を上回る場合には、不足分となる差額を申告時までに納付しなければならない。一方、逆の場合（確定税額が納付済み税額を下回る）には、翌年度の納税分と相殺することはできないが、還付申請を行うことができる。還付申請をすると、税務調査が実施され、その結果、還付が認められた場合に限り還付となるため、還付には相応の時間（最長12カ月）を要する。実際に、現地企業へのヒアリングによると、税務担当官との見解の相違などから、還付手続がスムーズに進まないケースも多いようである。

この還付を受けるために税務調査を受けて初めて認められる制度が企業にとって大きな負担となっている。インドネシアの特徴として、輸入の都度、法人税を前払する制度がある。輸入量が多い場合は還付のポジションとなるケースが多く、長い時間と労力を要する税務調査を経る必要が出てくる。税務調査から係争に持ち込んだ場合には一般的に4~5年程かかるといわれており、この間に必要となってくるコンサルタント費用や管理費用も軽視できない額となる。なお、10億ルピア以下の還付請求の場合は、特定の納税者を対象に税務調査を経ない暫定還付が例外的に認められている。

税務上の欠損金については翌5事業年度に限り繰り越すことが認められており、当該期間の課税所得と相殺することができる。ただし、欠損金の繰戻しは認められない。

年間売上額が 500 億ルピア以下の小企業については、48 億ルピアまでの売上に比例する課税所得に対しては税率が半減される。年間売上額が 48 億ルピア以下の企業については、最長 3 年間売上に対して 0.5% の最終課税（源泉分離課税）が行われる。政府が「パイオニア産業」として定める業種については、投資規模に応じて法人税の減免が認められている（「第 9 章 主要投資インセンティブ」参照）。

なお、2022 年以後法人税率は 20% に引き下げられる予定であったが、2021 年 10 月 29 日に公布された改正税制により、2025 年 8 月現在も 22% が維持されている。

#### ひとくちメモ 2：税務裁判では勝訴の可能性も十分あり

インドネシアに進出している日系企業の多くは税務調査対応に悩みを抱えている。税務調査に関するヒアリングでは、「税務当局の徴税目標達成に向けて初めから徴税ありきの姿勢で臨んで来る為、合理的、理論的な議論を出来ず税務調査結果については到底納得出来ないケースが多い」、「指摘事項に対して十分な反論をする場が確保されずいきなり最終結果を通知される」「指摘事項に対する法的根拠などが希薄であり理不尽であり、その為に日本本社への説明に苦慮する」などの声が聞かれる。この様な税務調査の結果を受けて、税務裁判へ進む日系企業も少なくない。

日本では、税務裁判において納税者が勝訴する事は極めて難しい為、本社側の判断として「インドネシアでも税務裁判で勝つのは難しいのではないか」と言う見方が生じやすい。

しかし、インドネシアにおける税務裁判に関しては、納税者側が勝訴する割合が 6 割を超えると言われており、理不尽な税務調査結果については税務裁判へ持ち込む日系企業も多いのが実情である。

この様に納税者側が勝訴する割合が高いのは、いかに税務調査の結果が非合理的で法的根拠が乏しい事を示唆している。これは、税務調査では強引な追徴課税が行われる一方、税務裁判段階では確証や法的根拠に基づいて合理的な判断を下される事からと考えられる。

もっとも、税務裁判へ持ち込む前に、税務当局に対して税務調査結果に対する異議申立てを行う必要があり、その審理には 1 年を要し、その後税務裁判所へ提訴してから判決に至る迄に 1 年～2 年、その後最高裁判所における法的審査を経て最終判決を取得する迄には税務調査より 4 年～5 年を要するのが一般的である事には留意が必要である。

インドネシアでは、異議申立ての段階で係争額を一旦全額納付する必要がある為、その後裁判へ進む場合も資金が長期間拘束される事になる。一方で、全額を納付せずに争う事も可能であるが、敗訴した場合には追加課徴金や延滞利息が課せられ資金負担はさらに大きくなる。その為、不合理な税務調査結果を受けた場合、税務裁判へ持ち込むのかどうか、資金繰りや長期間における専門家サポートのコスト、人的負担などを考慮の上戦略的に税務裁判へ踏み切るか否かを決断する必要がある。

また、税務裁判に限った話ではないが、インドネシアの裁判所には賄賂リスクが存在し、特に地裁では賄賂を求められるケースが多いという意見も現地ヒアリングでは聞かれた。ただし、地裁で賄賂を払わず、不利な判決を受けた場合でも、高裁では信頼性の高い裁判官が多いため、論理的に正しければ勝てる可能性があるとのことである。

## 2. 付加価値税

付加価値税（VAT : Value Added Tax）は日本の消費税に相当する間接税で、税率は 12% である。ただし、課税標準を取引価格の 11/12 として計算する仕組みが導入されているため、実質は 11% の税率での課税となる。課税対象はインドネシア関税地域内における物品の販売、サービスの提

供、輸入などであり、一部 VAT が免除される物品、サービスがある<sup>2</sup>。輸入品に対しては CIF 價格に基づき課税される。また、輸出品に対してはゼロ税率が適用される。

現行の VAT 制度は 2021 年における税務規定調和法（2021 年法律第 7 号）に基づいている。なお、2024 年 12 月に公布され、2025 年 1 月から施行された財務大臣令により、奢侈税の課税対象の高級品（自動車や飛行機など）に対しては、12% の税率で課税されている。

VAT の負担者は最終消費者だが、企業にその徴収と納税義務が課せられている。このため、企業は予め税務当局で課税事業者登録を行う必要がある。VAT 納税企業は、取引ごとの税務伝票（Tax Invoice：インドネシア語では Faktur Pajak）を用いて、販売時に受け取った VAT（アウトプット VAT）と仕入れ時に支払った VAT（インプット VAT）<sup>3</sup>との差額を積算して月次で納税する。具体的には、納付後に申告を行う形で翌月末までに手続を行う。インプット VAT の金額の方が多い場合は、企業はその超過分を将来のアウトプット VAT に充当する形で無期限に繰越すか、申告時に還付申請を行うこともできる。ただし、暫定還付制度を適用できる特定の納税者を除き、通常の還付申請の場合は税務調査の実施後に還付となるため、還付には相応の時間（最長 12 カ月）を要する。なお、VAT 課税対象物品及びサービスの年間売上額が 48 億ルピア未満の小企業は、VAT の課税事業者登録及び申告納付義務を免除される。

物品やサービスの輸入の際、非居住者たる売り手は VAT の税務伝票を発行することができないため、それらの買い手に該当するインドネシア居住者が物品購入時には輸入 VAT を、サービス購入時には自己申告による VAT を非居住者の代理で納付する義務を負う。また、政府や国営企業など、VAT 徴収主体（VAT Collector）への物品・サービス販売に際してはアウトプット VAT を受け取ることができないため、これら VAT Collector と取引を行う事業体は基本的に VAT 過払いのポジションとなり、還付請求または繰越し処理の必要が生じる。

### 3. 個人所得税

個人所得税は、年間 183 日以上インドネシアに滞在する居住者と、インドネシア国内で源泉所得のある非居住者に課される。居住者の場合は国内所得と国外の源泉所得を合わせた全世界所得が、非居住者の場合は国内の源泉所得が課税対象となる。

居住者の国内所得の例として、給与・諸手当、賞与、資産譲渡益、利子、配当、賃貸料、現物支給などが挙げられる。総所得金額から、各種控除金額（図表 12-6）を差し引いた金額が、課税所得となる。個人所得税の税率は、5～35%までの累進税率となっている（図表 12-5）。課税年度は一律に暦年である。個人所得税の申告に際しては、課税所得の申告に加え、資産及び負債の開示も義務付けられている。居住者の場合、国内外全ての資産及び負債が開示の対象となる。また、インドネシアでも日本と同様に給与所得に関する源泉徴収制度があり、企業は各個人の月給から毎月の個人所得税額を算出し、給与から天引きして納税する義務を負う。この場合、企業は給与

<sup>2</sup> 原油や天然ガスなどの鉱物資源、米や大豆などの生活必需品、ホテルやレストランで提供される飲食物が非課税となっている。また、医療・福祉・金融・保険・教育サービスなども非課税である。

<sup>3</sup> 税務伝票（Tax Invoice）を紛失した場合や正しく記入されていない場合などは、インプット VAT 額を控除してもらえないもので、注意する必要がある。

支払い月の翌月 15 日までに納付する必要がある。給与所得者が納税者番号を未取得の場合は、「通常税率 + 20%」の税率で源泉徴収がなされる。なお、源泉徴収対象以外の収入（親会社からの給与・賞与受取や留守宅の家賃収入など）がある場合は、法人税と同様に前年度実績に基づき翌月 15 日までに納付する必要がある。

また、個人所得税に関する規定が改正され、2024 年 1 月より「配偶者と扶養家族の有無」に基づいた実効税率が導入されている。

図表 12-5 個人所得税の累進税率

控除適用後の課税対象所得額	税率 (%)
6,000万ルピア以下	5
6,000万ルピア超～2.5億ルピア以下	15
2.5億ルピア超～5億ルピア以下	25
5億ルピア超～50億ルピア以下	30
50億ルピア超	35

（出所）税務規定調和法（2021 年法律第 7 号）より作成

図表 12-6 個人所得税の各種控除制度

控除種別	控除対象	控除額	備考
基礎控除・扶養控除	納税者本人	5,400万ルピア	—
	配偶者	450万ルピア	—
	その他の扶養家族	450万ルピア	3人まで
勤労控除	納税者本人	固定給の5%	月額上限 50万ルピア 年額上限 600万ルピア
政府認可の年金基金への掛け金	納税者本人	固定給の1%	月額上限 10万5,474ルピア 年額上限 126万5,688ルピア
老齢貯蓄預金への拠出金	納税者本人	固定給の2%	毎月

（出所）税務規定調和法（2021 年法律第 7 号）、財務大臣令（2016 年）より作成

#### 4. 海外支払に対する源泉徴収課税

インドネシアの居住者が、非居住者に対して先出の図表 12-3 の総合課税対象に示した項目などについて支払（送金）を行う場合、原則税率 20% の源泉徴収が要求され、支払日または帳簿に計上した日のいずれか早い日の属する月の翌月の 15 日までに納付する必要がある。

なお、日本への支払にあたっては日本・インドネシア租税条約の適用を受けることができる。各種サービスへの対価については二重課税防止の観点からインドネシアでの課税が免除される他、配当・支払利息・権利使用料などへの課税も軽減される（「本章 10. 日本・インドネシア租税条約」参照）。日本・インドネシア租税条約の適用にあたっては、居住者証明書に相当する Form DGT を

提出するなど、事務手続要件を満たす必要がある。

## 5. 奢侈品販売税

奢侈品販売税は、インドネシアの課税地域で奢侈品を製造する企業が完成品を引き渡した時、または奢侈品を輸入した時の1回に限り課税される。税率は政令により10~200%の範囲で政府が決定するが、現状では二輪・四輪自動車や高級不動産などに10~95%の税率が設定されている（2025年5月時点）。ジョコ政権による景気浮揚策の一環として、2015年に多くの家電製品・香水・家具・宝飾品が奢侈品販売税の対象品目から除外された。なお、輸出にあたってはVATと同様ゼロ税率が適用される。また、2025年5月時点の情報では、インドネシアでは、電気自動車とハイブリッド車について、奢侈品販売税の優遇措置が2025年末まで導入されることとなっている。

## 6. 物品税

物品税は、輸入品を含め、主に酒類とタバコに対して課せられている。課税方法は税率ではなく、酒類ではアルコールの度数に応じて1リットルあたりの課税額が、タバコではその原材料と製法に応じて一本あたりの税額が指定されている。

## 7. 印紙税

印紙税は、10,000ルピアが設定されている。

## 8. 土地建物税

土地建物税は、土地または建物の所有者に課税される。県・市の管轄する地方税であり、地方政府により発行される納税義務通知書に従って毎年納付が必要となる。課税標準は不動産課税評価額（NJOP）に対して地方政府規則に基づく一定の割合（20%から100%の範囲内）を乗じた金額となり、それに最大0.5%の課税率を乗じて計算される。また、県・市ごとに非課税枠（最低1,000万ルピア）が設定されており、その額をNJOPから控除することができる。また、土地建物の権利譲渡にあたっては、みなし利益に関して所得税が発生する。簡易アパートなどを除いては、原則として譲渡総額またはNJOPのいずれか高い方を課税ベースとしてその2.5%を納付（源泉分離課税）する必要がある（参考：「本章 1. 法人税」図表12-2）。この税金が全額納付されるまで、権利移転証書に公証署名を得ることが出来ない。

同時に、権利を取得した側には、地方税である土地建物権利取得税が発生する。課税ベースは、上記所得税同様に「譲渡総額またはNJOPのいずれか高い方」を定めることが多い。各地方政府が定める課税免除額（最低6,000万ルピア）を控除した上で、最大5%の金額を納付しなければならない。この支払が行われるまで、権利移転証書に公証署名を得ることができない。

また、ジャカルタ特別州政府は、NJOPが一定額以下であるなどの条件を満たした場合に、2025年の土地建物税を免除する優遇措置を導入しており、このような優遇措置の動向にも注視が必要

である。

## 9. その他地方税

地方税は州税と県・市税に分けられる。

州税には自動車税、自動車名義変更税、自動車燃料税、表層水税、タバコ税などの数多くの種類があり、各州が独自にその税率を決定する。県・市税にはホテル税、レストラン税、広告税、駐車場税などのほか、上述の土地建物税と土地建物権利取得税を含めてこちらも多くの種類がある。

各税目には徴税主体別、徴収金法別に税率の上限や下限が定められており、各地方政府はその範囲内で税率設定を行っている。また、同法で定めのない税目を独自に設けることは禁止されている。ただし、2025年1月より、自動車税や自動車名義変更税などに対し、地方政府が法令で定められた範囲内でOpsen（特定の地方税に対する割増税）を課すことができるようになった。この制度は、従来州政府が徴収し分配していた税収を、直接地方政府の独自財源とするための仕組みであり、税収の確保と徴税効率の向上を目的としている。

## 10. 日本・インドネシア租税条約

インドネシアは、日本と二重課税の回避、租税回避の防止のために、1982年に日イ租税条約を締結していたが、2020年のMLI（多国間条約）合意に基づき改正され、2021年1月1日から施行されている。この条約の対象となっている租税は、日本側の課す所得税と法人税、インドネシア側の課す法人税、個人所得税、及び利子・配当・権利使用料に対する税である。当該条約ではこれらの税に関し、どのような場合にどちらの国が課税するかといった課税分担を定めている。また、この条約では、①インドネシア側で課税された税額は日本で納付すべき法人税額から控除される、という二重課税排除規定のほかにも、②日本企業がインドネシア法人から配当を得る場合や貸付や預金から利子を得る場合には軽減税率（各10%。ただし、議決権比率が25%未満の法人からの配当所得の場合は15%。インドネシア国内法上ではいずれも20%）が適用されること、③インドネシアでの勤務に対する給与所得であっても一定の条件下では日本側に課税権があること、などを規定している。

## 11. 納税と申告期限

納税義務者は、指定された納税受付銀行（Bank Persepsi）を通じて税金を納付し、その後税務当局に納税申告書を提出する必要がある。対象となる税目に応じて月次・年次での対応が必要である。図表12-7は各種税金ごとの納税期限、申告書提出期限をまとめたものである。

図表 12-7 各種納税・申告期限

月次税務申告	納税期限	申告書提出期限
法人税、個人所得稅月次前払（第25条所得稅）	翌月15日	
従業員所得稅（第21条所得稅）		
源泉徵収稅（第23/26条所得稅）		
源泉分離課稅（最終課稅：第4条2項所得稅）		
付加価値稅（VAT）、奢侈品販売稅（LST）	申告書提出前	翌月末日

年次税務申告	納税期限	申告書提出期限
法人税	事業年度末から4ヵ月目 (ただし申告書提出前)	事業年度末から4ヵ月目の末日
個人所得稅	暦年末から3ヵ月目 (ただし申告書提出前)	暦年末から3ヵ月目の末日
土地建物稅	税額通知書受領日から6ヵ月	

（出所）国税通則法、財務大臣令、付加価値税法、地方税・徵収金法より作成

## 12. 移転価格税制

経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development : OECD）が主導してきた移転価格文書の大幅な見直しに基づき、インドネシアでは 2015 年に共通報告様式に関する BEPS（Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転）アクションプラン 13 が公表された。

この対応として、インドネシア財務省は 2016 年 12 月 30 日に「インドネシア財務大臣令第 213 号」（PMK.213/2016）を公布・施行し、2023 年 12 月 19 日には、新たな規則である「インドネシア財務大臣令第 172 号」（PMK.172/2023）が施行された。当該規則では、①グループの全体像に関する情報を表す「マスターファイル」、②インドネシアでの事業活動に関する特定の情報を表す「ローカルファイル」、③グループを構成する各社の詳細な財務などの情報を表す「国別報告書」の 3 つの文書の作成が、関連当事者取引について要求されている。なお、直接的か間接的かを問わず異なる主体の間に支配関係がある場合に、関連者の定義に当てはまるときとされており、具体的なケースがこの規則において規定されている。

上記の①マスターファイルと②ローカルファイルを作成しなければならない企業は、(1) 関連当事者間取引があり、前年度の売上総額が 500 億ルピア（約 4.5 億円）超、(2) 有形資産の関連当事者間取引（原材料や物品の売買など）金額が 200 億ルピア（約 1.8 億円）超、(3) 無形資産の関連当事者間取引（利息、ロイヤリティ、サービスなど）金額が 50 億ルピア（約 4,500 万円）超、(4) 当年度にインドネシアの現行の法人税率である 22% よりも低い法人税率の国や地域に所在する関連当事者との取引がある場合、のいずれかに該当する企業である。

また、①マスターファイルと②ローカルファイルの作成は、会計年度末から 4 カ月以内に、インドネシア語か英語で作成し、提出可能な状態になっていなければならない。英語での作成は英語での会計帳簿が許可されている場合であるが、その際もインドネシア語の翻訳を添付する必要がある。なお、マスターファイルとローカルファイルは提出準備が完了した旨を法人税申告書に記載することが求められるが、インドネシア税務当局への提出を義務付けられるものではない。

ただし、税務当局から提出を求められた場合 1 ヶ月以内の提出が必須となる。

上記③の国別報告書を作成しなければならない企業は、(1) インドネシア法人の前会計年度の連結売上高が 11 兆ルピア超、(2) 親会社が所在地国で国別報告書の作成が必要とされていない、(3) 親会社の所在地国がインドネシアとの間で情報交換規定を締結していない、(4) 親会社の所在地国の税務当局から、インドネシア税務当局が情報交換規定を通じて国別報告書を入手できない、のいずれかに該当する企業である。また③国別報告書は会計年度の終了から 12 カ月以内に作成しなければならず、翌会計年度の法人税申告書に添付して提出する必要がある。

実際には、マスターファイルとローカルファイルの作成要件の 1 つである「関連当事者間取引があり、前年度の売上総額が 500 億ルピア) 超」に該当するという理由から、多くの日系企業がこれらの移転価格文書を準備している。

また、BEPS（税源浸食と利益移転を指す用語であり、多国籍企業の租税回避を防止するため、OECD と G20 が立ち上げた国際課税ルール）が、デジタル経済の台頭や多国籍企業の利益移転手法の高度化に対応しきれなくなったことなどを受け、2021 年に BEPS2.0 という枠組みが OECD 及び G20 で合意された。BEPS2.0 は、Pillar1（課税権の新たな配分ルール）と Pillar2（グローバル・ミニマム課税）の二本の柱で構成されている。インドネシアでも、この国際動向に沿って、2025 年 1 月より Pillar2 の主要施策である「国内ミニマム課税 (QDMTT)」と「所得合算ルール (IIR)」が施行された。QDMTT はインドネシア国内の多国籍企業グループ構成企業が実効税率 15%未満の場合に差額分を追加課税する仕組みであり、IIR はインドネシア企業が最終親会社となっている場合に、海外子会社の低税率所得に対し、インドネシア企業の親会社に課税するルールである。対象となるのは直近 4 年間のうち 2 年間の連結売上高が 7 億 5,000 万ユーロ以上である多国籍企業である。一方、Pillar1 に関しては、2025 年 4 月時点では、インドネシアの法整備は進んでいない。なお、Pillar1 としては、全世界の売上高が 200 億ユーロを超え、調整後税引前利益率が 10% を超える多国籍企業を対象に、利益率が 10%を超える企業の利益の 25%を各国に配分する仕組みの構築が想定されている。Pillar1 についても、今後導入される可能性があるため、注視が必要である。

### 13. 新首都「ヌサンタラ」の税制優遇の決定

インドネシア政府は、新首都ヌサンタラの建設と開発を国家的な重点プロジェクトとして位置付けており、2023 年政府規則第 12 号や 2024 年財務大臣令第 28 号により、様々な税制優遇措置が設定されている。

特に、法人税に関する優遇措置が大きく、ヌサンタラ及び関連地域でインフラ整備などを目的とする新規投資に対して、法人税を最長 30 年間免除することとなっている。ただし、最低投資額として 100 億ルピア以上という条件が設定されている。また、公益的な施設（例：教育施設）の建設費用として、金銭などを寄付した場合、その額の最大 250%が控除されることとなっている。さらに、ヌサンタラでの産業施設の建設や開発に必要な資材や物品の輸入にあたっては、関税が免除される。

税制上の優遇は土地建物税にも及んでいる。ヌサンタラの土地や建物の所有権移転に伴って通常かかる所得税は 100%免除されることとなっており、不動産取引が活性化しやすい環境がつくら

れている。加えて、戸建て住宅やアパートといった建物の譲渡に対するVATも免除されている。

## 14. 税務上の問題点と留意点

インドネシアへの投資に関して、インフラの問題と並んで常に主要な問題に挙げられるのが法運用の恣意性・不透明性である。税法の運用はその代表例であり、税務当局に税収目標が課されている中で外国企業が徴税ターゲットとなりやすい状況である。インドネシアでは各税目に関してはそれぞれに法律が存在し、その細則となる政令及び関連大臣令が発布されている。しかし、法律の記載が曖昧な部分も多く、現地進出企業の中には、税務当局の裁量で運用されていると指摘する声もある。以下に、現地進出企業が直面する4つの主要な税務問題の概要を紹介する。

### (1) 税務調査

インドネシアでは、税の還付請求が行われた場合、税務調査に入る。インドネシアの法人税納付は前年実績に基づく月割予納制度を採用しており、例えば前年比で利益（課税所得）が減少すると年度末に還付申請をすることとなるが、それに伴って税務調査を受けることになる。加えて、物品輸入時にも輸入額の2.5～10%を前払法人税として予納する必要があるが、この制度も年度末の還付原因となりやすい。

税務調査自体が長期化する例も多く、それに対する準備と対応は現地企業側にとって大きな負担となっている。税務調査官によって事例の解釈が異なることもしばしばであり、前回まで問題なかった処理が新たに問題となることもある。

申告に対する税務当局側の否認理由も不明確であることが少なくない。回答期限を定めた膨大な質問状と確認要求を送りつけられ、結局時間切れとなって納税せざるを得なくなるケースや十分な議論をする場を与えられずに一方的な調査結果となる例も多く報告されている。税務調査に伴う資料の要求が税務当局からあった場合は、その要求から1ヶ月以内に当該資料を提出する必要があり、税務調査期間中に提出できなかった書類は、その後の係争にて考慮されないことが最高裁判所通達で規定されている。

インドネシア政府は、2022年1月より、一定の条件を満たす「低リスク納税者」の資格を定め、その資格保有法人に対しては付加価値税の暫定還付を認める制度を打ち出した。しかしこれも暫定還付に過ぎず、後の調査で追徴となる可能性は消えないため、実際にこの暫定還付制度の利用例は多くないとの声がある。

また、インドネシアでは、税務調査を簡素化することを目的として、2025年2月より、「インドネシア財務大臣令第15号」(PMK.15/2025)を発効した。この規則により、税務調査にて従う必要のある手順が明確となった。例として、税務調査の種類には、「包括的税務調査」「重点的税務調査」「特定税務調査」の3種類が明確に規定されている。本規則により、税務調査期間も変更になっており、税務調査のテスト期間が最大6ヶ月から最大5ヶ月に短縮されている。さらに、暫定調査結果に関する議論が正式化され、税務調査官が暫定的な調査結果の話し合いを行うことが義務付けられており、納税者は補足資料の提出や専門家等の同席を求めることが可能となっている。

## (2) -異議申立てと税務裁判

追徴課税などの措置に不服な場合は、国税総局に対して異議申立てを行うことができる。税務調査の結果発行される税務査定書に不服がある場合、発行日から3ヵ月以内に異議申立てが必要である。国税総局は異議申立ての受領から12ヵ月以内に決定を下す義務があり、決定が下されない場合には申立てが認められたものとみなされる。ただし、当局の判断となるため却下されることが多い。また、同判断を受け入れ、異議申立て前に未払税金を納付していない場合には未払税金に対して30%の追加課徴金が課される。

異議申立てに対する決定に不服がある場合は、未払税金と異議申立てで生じた追加課徴金の支払を行わずに税務裁判所への提訴（税務裁判）が可能である。提訴を行う場合、異議申立ての審査決定から3ヵ月以内に実施しなければならない。近年では税務裁判に訴えるケースも増え、多くの日系企業が何らかの税務裁判を抱えている状況である。

しかし、インドネシアでの税務裁判の実態として、勝訴実績のある論法で同様な裁判を起こしても勝訴できるとは限らないことには留意が必要である。また、税務裁判での決着に至るには係争の発生から3年程度を要することも少なくない。

異議申立てから税務裁判に臨むにあたっては、係争対象の税額を納付した上で争うか、未納付状態で争うかによってリスクも異なる。納付した状態であれば納税分の資金が固定化される一方、敗訴しても追加課徴金は発生しない。他方、未納付状態で敗訴した場合には、60%の追徴課徴金に加えて延滞利息も課されるため、当初の係争額を大きく上回る金額を納めることになる点、留意が必要である。

## (3) 外国企業に対する厳しい徵稅姿勢

外国企業は、税務当局の徵稅目標を達成するために狙い撃ちにされやすく、税務調査も追徴ありきで進められ厳しい税務調査となる傾向がある。従って税務調査においては論理的な議論が成立せず、根拠が不明確な強引な課稅処分が行われることも少なくない。こうした状況は、納稅者に立証責任を課しているインドネシア税法の制度とも相まって、外国企業に不利に働きやすい。

例えば、移転価格に関しては、企業は類似の比較対象企業を用いて算定した利益率レンジと照らし合わせ、自らの取引条件が独立企業間価格として妥当であることを説明している。しかし税務調査では、税務当局が比較対象企業を恣意的に選定し、比較対象の利益率レンジを引き上げることで、本来問題のない企業の利益率を「不適切」と判定し一方的に調整することがある。

このように、企業は妥当な申告をしていても当局により一方的に修正を余儀なくされ、結果として課稅所得が増額されるケースは少なくない。こうした不透明な調査に対しては、用意周到に適切な反論を準備しておくことが不可欠であり、必要に応じて専門家のサポートを得る事が必要である。

#### (4) 移転価格税制を巡る問題

移転価格税制への対応に頭を悩ませていると答える日系企業が多く見られた。税務当局は規定と異なる指摘を行い、追加納税を求められる事例がある。例えば、比較対象企業の複数年の財務諸表を用いて、独立企業間レンジを算出するのがOECDガイドラインでも規定されているが、単年度で検討をすべきという指摘があつたりする。また、比較対象企業のレンジを用いるのではなく、最大値と比較すべきという、あまりにも国際的な移転価格ルールを無視した指摘をしてくるケースもある。ただ、こうした指摘は、税務調査官が移転価格税制を理解していないことが理由ではなく、多くの場合、政府の徴税目標を達成するために恣意的に比較対象企業の利益率を高く設定されている模様である。

##### ひとくちメモ3：税務調査の実態（移転価格のロイヤリティとその他税務リスク）

移転価格税制はルールがあいまいで、税務調査において指摘されやすいとの意見が、2022年12月に実施した現地調査にて各社から上がった。特にインドネシア子会社から日本の親会社に無形資産の対価として支払われるロイヤリティへの指摘が多い。税務当局からは、「既に長期間にわたってインドネシアで製造しており、技術はインドネシアに移転されているはずであるため、ロイヤリティの支払いの必要はない。」との指摘がされることもある。このような指摘を日本本社側に報告しても、理解を得るのが難しく、現地側の担当者は苦労しているケースが多い。

国外へのロイヤリティ支払いはVATの課税対象取引であり、インドネシア法人は国外の事業者に代わってVATを納付する。その一方で同額を仕入VATとして控除できるが、税務調査で法人税法上の損金算入が否認された場合、仕入VATの控除も認められず、同額のペナルティも課されるリスクがある。

こうしたリスクを軽減するため、税務コンサルタントなど専門家のアドバイスを得ながら、法令に準拠した移転価格文書化を行うことが重要である。

移転価格文書の準備期限は会計年度末から4ヶ月以内とされており、ソフトコピーで提出する場合であっても、ドキュメントプロパティに記録される最終更新日をチェックされることもある。必要な文書を準備していたとしても指摘を受ける場合があるため、事前に根拠資料や裏付けデータを準備し、調査対応に備えることが重要である。なお、移転価格の対象には、インドネシア国内の関連当事者間の取引も対象となっていることにも注意が必要である。

2025年6月に実施した現地調査では、移転価格以外の税務リスクについても高いとの意見が多く寄せられた。具体的には、新しい法令が施行されても現場の税務職員が十分に理解していない場合があること、また徴税目標（ノルマ）の存在から、徴税可能と判断した企業に重点的に課税を行う傾向があることが挙げられた。特に、輸入時に支払った法人税の前払いが確定申告時の還付申請につながり、その結果として、税務調査が実施される際には、企業から見て合理性を欠く指摘を受けることが多いようである。税務裁判を起こした場合、納税者側の勝訴率はおおむね6割程度とされており、このような場合には、日系企業も税務裁判を起こすという姿勢が必要との意見が多く聞かれた。

## 第13章 用地取得

### 1. 土地利用の概要

インドネシアの土地法制は、土地の自由保有権という概念を認めていない。その代わりに、土地に関する多様な権利が様々な名称の基に細かく定められている。土地に関する権利には、所有権、事業者権、建設権、利用権、区分所有権、開発権などがある。農地基本法（1960 年法律第 5 号）では国有森林地域以外でのさまざまな土地利用権を認めている。一方、国有森林地域に対しては林業基本法（1967 年法律第 5 号）が適用される。インドネシアにおける土地所有権は、インドネシア国民とインドネシア政府により指定された法人にのみ認められている。外国人投資家にとって重要な権利として、国内投資家と同様に事業者権（HGU : Hak Guna Usaha）、建設権（HGB : Hak Guna Bangunan）、利用権（HP : Hak Pakai）の 3 つがある。これらの権利は特定の方法での土地の使用を認めるものである。その違いは、主に有効期間、利用の性格、抵当方法（資産または担保としての利用に関する）、権利所有の証明方式の違いにある。インドネシアの土地法制は、慣習法（adat）と法令が交錯する複雑な分野であり、また土地の登記がなされておらず権利関係が不明確な土地も多い。不動産に関する権利を取得する前には慎重な検討が必要である。

### 2. 事業者権（HGU）

事業者権は、プランテーションや漁業、牧畜を含む農業目的で国有地を使用する権利である。この権利の期間は法律で最大 35 年まで認められているが、土地の使用管理が適切に行われている場合は最大 25 年延長することが可能である。当該延長期間満了時には、更に最大 35 年間延長することができる。この権利はインドネシア人、または外国資本企業（PMA）を含めたインドネシア内の法人に与えられ、政府の認可を受けて抵当に入れることや他人に譲渡することができる。譲渡に際しては、譲渡証書を公証人のもとで作成した上で、土地管理局に登記を行う必要がある。

なお、インドネシア政府は、ヌサンタラへの首都の移転にあたっての投資家へのインセンティブとして、HGU の付与・延長・更新の区別なく、最大 95 年と一括で認める新制度を 2023 年より導入している。この制度においては、事業主体が HGU の基準を満たした場合には、ヌサンタラ首都府の評価に基づき、第 2 サイクルとして、追加で最大 95 年まで延長できることとなっている。

### 3. 建設権（HGB）

建設権は、土地の上に建物を建てて所有する権利である。この権利は、インドネシア人またはインドネシア内の外国資本企業（PMA）を含めた法人に対して最大 30 年間与えられ、最大で 20 年延長することができる。当該延長期間満了時には、更に最大 30 年間延長することができる。また、抵当に入れることや他人に譲渡することもできる。譲渡に際しては、譲渡証書を公証人のもとで作成した上で、土地管理局に登記を行う必要がある。この権利は、工業団地の賃借人に対しても適用されており、通常は認可される。

HGU と同様に、インドネシア政府は、ヌサンタラへの首都の移転にあたっての投資家へのイン

センティブとして、HGB の付与・延長・更新の区別なく、最大 80 年と一括で認める新制度を 2023 年より導入している。この制度においては、事業主体が HGB の基準を満たした場合には、ヌサンタラ首都府の評価に基づき、第 2 サイクルとして、追加で最大 80 年まで延長できることとなっている。

#### 4. 利用権 (HP)

地上利用権は、特定の目的のために土地を利用する権利で、30 年の期限で与えられる旨が 2021 年の法改正で規定された。更に、当該の土地が特定の（通常の）目的に使用されている限り、最大 20 年の延長が可能である。当該延長期間満了時には、更に最大 30 年間延長することができる。この権利は、抵当に入れることもでき、政府の認可を得て他人に譲渡することもできる。

譲渡に際しては、譲渡証書を公証人のもとで作成した上、土地管理局に登記を行う必要がある。他人が所有権を有する土地上に利用権が設定されている場合、利用権の譲渡前に土地所有者の承諾を取得しなければならない。

なお、雇用創出法（オムニバス法）により、法令の規定に従った許可を持つ外国人もコンドミニアムの所有権を取得することができるようになった。新型コロナウイルスの影響を受け、居住許可を有する外国人が帰国し、コンドミニアムの買い手がいなくなったことが背景の 1 つと言われている。

HGU と同様に、インドネシア政府は、ヌサンタラへの首都の移転にあたっての投資家へのインセンティブとして、HP の付与・延長・更新の区別なく、最大 80 年と一括で認める新制度を 2023 年より導入している。この制度においては、事業主体が HP の基準を満たした場合には、ヌサンタラ首都府の評価に基づき、第 2 サイクルとして、追加で最大 80 年まで延長できることとなっている。

## 第14章 知的財産権

### 1. 知的財産権保護の状況

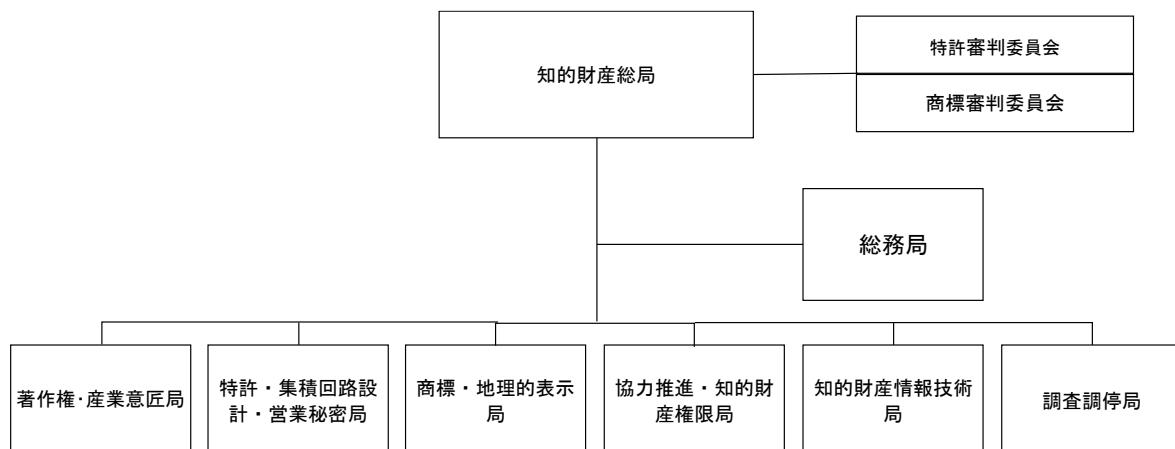
インドネシアは、工業所有権の国際的保護を目的とするパリ条約や、複数の国々での特許取得簡素化を図る特許協力条約（Patent Cooperation Treaty : PCT）、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）などの国際条約を批准し、特許や商標など知的財産権の保護に取り組んでいる（図表 14-1）。インドネシアの知的財産権の所管は法務・人権省知的財産総局（図表 14-2）である。ただし、植物新品種に関する知的財産権は、農業省植物品種保護センターが所管している。

図表 14-1 インドネシアが加盟する知的財産権関連の条約・機関

加盟条約・国際機関	加盟日
パリ条約	1950 年 12 月
ハーグ条約 ロンドンアクト	1950 年 12 月
世界知的所有権機関（WIPO）	1979 年 12 月
世界貿易機関（WTO）	1995 年 1 月
ベルヌ条約	1997 年 9 月
商標法条約（TLT）	1997 年 9 月
WIPO 著作権条約	2002 年 3 月
WIPO 実演・レコード条約	2005 年 2 月
マドリッドプロトコル	2018 年 1 月

（出所）特許庁（日本）、JETRO「模倣対策マニュアル」より作成

図表 14-2 知的財産総局の組織



（出所）知的財産総局より作成

## 2. インドネシアで保護される知的財産権

インドネシアの現行の知的財産権関連の法律と保護される対象は図表14-3の通りである。

図表 14-3 インドネシアで保護される知的財産権の概要

	法律（施行）	所管	登録要件/保護対象	保護期間
特許	改正 特許法 (2024/10/28)	法務省 知的財産総局	新規性、進歩性、産業上利用性	出願から20年
簡易特許 (実用新案)	改正 特許法 (2024/10/28)	法務省 知的財産総局	形状、形態、構造またはそれらの組み合わせにより実用的価値を有する物品の発明で新規なもの	出願から10年
産業意匠	産業意匠に関する法律第31号 (2000/12/20)	法務省 知的財産総局	新規性	出願から20年
商標	商標及び地理的表示に関する法律第8号 (2016/11/25)	法務省 知的財産総局	商品またはサービスに使用する商標および地理的表示・原産地表示	出願から10年 (10年毎に更新可)
著作権	改正 著作権に関する法律第19号 (2014/10/16)	法務省 知的財産総局	文字/口頭で表現された著作物、視覚教材、あらゆる芸術作品等、翻訳、ビデオゲーム、隣接権（実演家、製作者、放送業者）	最初の公表から70年
集積回路配置	集積回路配置設計に関する法律第32号 (2000/12/20)	法務省 知的財産総局	新規性	最初の商業使用または出願日の早い方から10年間
植物新品種	植物品種保護法 (2000/12/20)	農業省植物品種保護センター	種苗、収穫物	出願から20年 (樹木は25年)
営業秘密	営業秘密に関する法律第30号 (2000/12/20)	法務省 知的財産総局	秘密性を有し、経済的価値があり、当然取られるべき方法で秘密性が維持されている情報	—

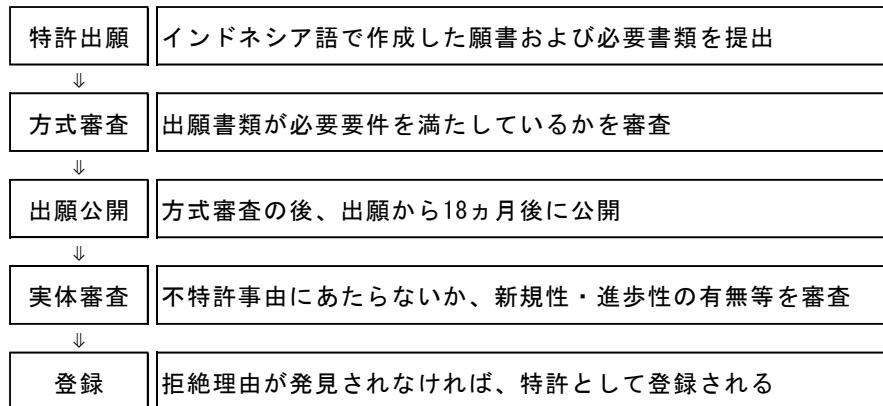
（出所）JETRO「模倣対策マニュアル」を基に作成

### (1) 特許

インドネシアにおいて特許は、2024年制定の改正特許法により保護される。特許の保護期間は出願から20年間であり、法律や宗教規範・公序良俗に反する場合や、生物（微生物を除く）などは特許の対象とは認められない。ただし、遺伝的資源に係る発明は特許の対象として認められる。

また、インドネシアは特許協力条約（PCT）に加盟しているため、国際出願を行うことが可能である。インドネシアの特許取得手続概要は図表14-4の通りである。

図表 14-4 特許取得手続概要



(出所) 各種資料より作成

特許法では、特許のほかに「簡易特許」の保護も規定されており、2020年には公開時期や実態審査期間が変更されている。「簡易特許」は、形状、形態、構造またはその組み合わせにより実用的価値を有し、新規で実用的なものを対象とする。

特許との主な相違点は以下の通り。

- ・ 保護期間は出願から10年（※特許では20年）
- ・ 公開時期は出願から14営業日以内（※特許では18ヵ月後）
- ・ 実体審査期間は出願から6ヵ月以内（※特許では30ヵ月以内）

知的財産総局により公表されている特許及び簡易特許に関する情報を図表14-5に示す。2023年の特許の出願件数総数を国別で見ると、米国が最も多く、インドネシアは3位であった（図表14-6）。

図表 14-5 インドネシアの特許・簡易特許の出願と登録件数

出願年	特許	
	出願	登録
2019	11,524	10,532
2020	8,205	8,005
2021	8,847	6,870
2022	10,024	9,993
2023	10,598	6,447

(出所) World Intellectual Property Organization より作成

図表 14-6 国別特許出願件数（上位 4 カ国：2023 年）

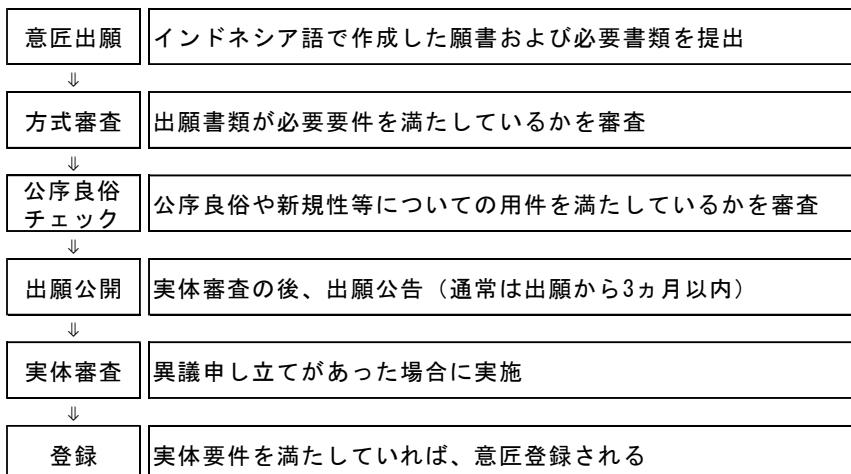
順位	国名	件数
1	米国	2,040
2	日本	2,009
3	インドネシア	1,682
4	中国	1,288
-	その他	3,535

(出所) World Intellectual Property Organization より作成

## (2) 産業意匠

インドネシアでは 2000 年 12 月 20 日より第 31 号産業意匠法が施行されている。産業意匠の保護期間は 10 年間で、延長はされない。出願後、書類の不備などのチェックを行う方式審査を経て、公共の秩序、宗教・道徳に反しないことがチェックされた後、出願が公開される。規定上は、異議申立がなければ実体審査は行われないとされているが、運用上の問題もあり、実際には全て審査が行われている模様である（手続きについては図表 14-7 参照）。知的財産総局により公表されている産業意匠に関する情報を図表 14-8 及び図表 14-9 に示す。

図表 14-7 産業意匠登録手続概要



(出所) 各種資料より作成

図表 14-8 産業意匠出願数と登録数

出願年	出願件数	登録件数
2019	2,755	4,140
2020	3,558	1,061
2021	4,400	2,306
2022	4,926	1,997
2023	6,476	4,726

(出所) World Intellectual Property Organization より作成

図表 14-9 国別産業意匠出願件数（上位 4 カ国：2023 年）

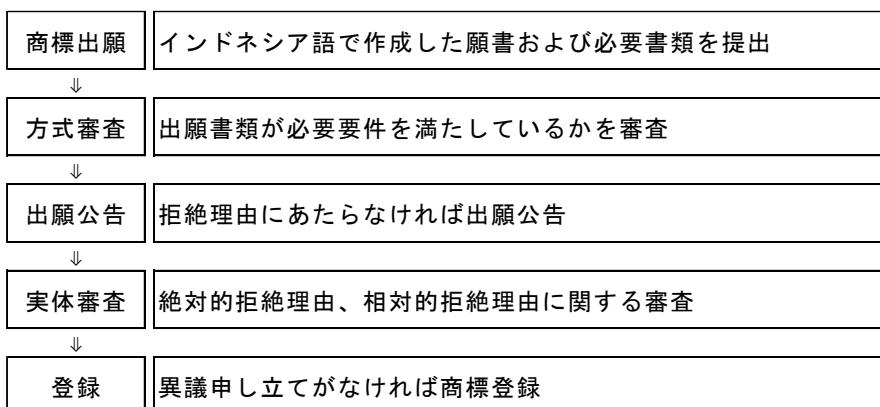
順位	国名	件数
1	インドネシア	4,795
2	中国	438
3	米国	265
4	日本	258
-	その他	570

(出所) World Intellectual Property Organization より作成

### (3) 商標

インドネシアでは、2016 年 11 月 25 日施行の商標及び地理的表示に関する法律により、商標権は保護される。保護される期間は 10 年間で、10 年ごとに更新が可能である。法律や宗教規範・公序良俗に反する標章や、識別性がなく既に公共財産となっているような標章などは登録の対象とならない。商標登録手続の概要は図表 14-10 参照のこと。

図表 14-10 商標登録手続概要



(出所) 各種資料より作成

知的財産総局により公表されている商標に関する情報を図表 14-11 及び図表 14-12 に示す。

図表 14-11 商標出願件数

出願年	出願件数	登録件数
2019	92,685	49,330
2020	127,081	220,859
2021	130,221	177,854
2022	142,681	127,671
2023	155,450	130,832

(出所) World Intellectual Property Organization より作成

図表 14-12 国別商標出願件数（上位 4 カ国：2023 年）

順位	国名	件数
1	インドネシア	112,330
2	中国	6,758
3	米国	2,634
4	シンガポール	1,923
-	その他	10,170

(出所) World Intellectual Property Organization より作成

#### (4) 著作権

インドネシアの著作権は、2014 年 10 月 16 日施行の改正著作権法に規定される。権利発生自体には特段の手続は必要ないものの、権利を行使するにあたっては登録した方が良いといわれる。

保護の対象は、以下の①～⑧である。

- ① 文字で書かれた著作物
- ② 講演など口頭での著作物
- ③ 視覚教材
- ④ 歌、音楽、演劇、絵画、映画、写真などの芸術作品
- ⑤ 翻訳
- ⑥ 創作またはデータの集積（デジタルフォーマットを含む）
- ⑦ 伝統的表現の集積
- ⑧ ビデオゲームなど

出願にあたっての書類は、インドネシア語で作成する必要がある。著作物の見本とともに願書を知的財産総局に提出する。知的財産総局が公表する著作権に関する情報を図表 14-13 に示す。

図表 14-13 著作権申請数

出願年	国内	国外
2019	42,172	82
2020	58,042	73
2021	83,041	87
2022	116,986	137
2023	141,847	情報なし

(出所) 知的財産総局 (2023 Annual Report)

### (5) 集積回路配置

インドネシアでは 2000 年 12 月 20 日施行の集積回路配置設計に関する法律により、集積回路配置の保護が規定されている。保護期間は、最初の商標使用日または出願日のいずれか早い方から 10 年間であり、実体審査は行われない。

## 3. 日・インドネシア経済連携協定

2008 年 7 月 1 日、貿易・投資の自由化、円滑化の推進や、互恵的経済連携構築により経済の活性化を図ることを目的に、「日・インドネシア経済連携協定 (JIEPA)」が発効された。JIEPA には、両国での知的財産権保護に関する項目が盛り込まれている。その後、2024 年 8 月に、「日・インドネシア経済連携協定 (JIEPA) 改正議定書」が発効され、自動車及び鉄鋼製品の関税撤廃や引下げ等の市場アクセスの改善に関する事項も定められた。

JIEPA に盛り込まれている知的財産権保護に関する内容は以下の通りとなっている。

### 【総論】

- ・ 知的財産（特許、意匠、商標、著作権及び関連する権利、植物の新品種、不正競争の防止など）の十分、効果的かつ無差別的な保護の確保（内国民待遇・最惠国待遇の原則に基づく知的財産の保護）
- ・ 知的財産分野での協力及び協議メカニズム

### 【各論】

- ・ 知的財産関連手続の簡素化・透明化
  - ① 公証義務の原則禁止
  - ② 包括委任状制度の導入など
- ・ 知的財産の保護の強化
  - ① 特許審査・審判結果の提供に基づく早期審査制度の導入
  - ② 部分意匠保護制度の導入
  - ③ 外国周知商標保護制度の導入
  - ④ 不正競争行為の禁止など

- ・ 権利行使の強化
  - ① 税関差止め対象を輸出品に拡大
  - ② 著作権侵害物品の積み戻し禁止対象化など

## 第15章 環境規制

### 1. インドネシアの環境問題

インドネシアでは水質汚濁、大気汚染の他、廃棄物処理が環境問題の中心となっている。水質面において、河川では一部工場から未処理排水が流れ込んでしまっている上、生活排水の下水処理が整備されていないことから上水・地下水でも衛生問題が生じている。

大気汚染については、急激な都市化と渋滞により首都圏の排ガス汚染が問題となっているほか、農村部では野焼きや森林火災による煙害が生じ、現状、隣国マレーシア・シンガポールを巻き込んだ国際問題となっている。

また、経済成長に伴い、廃棄物が増加しており、その適切な処理が課題となっている。インドネシア環境林業省（2024年10月から環境省と林業省に改変）によれば、2023年の国内のごみ総排出量5,663万トンのうち、適切に処理されたのは39%に留まっている。廃棄物の多くは分別されることなくトラックで処分場に運ばれ、そのまま埋め立てられている状況にある。ジョコ元大統領からはごみ問題を早急に解決するように指示が出ており、廃棄物処理に関して自治体の役割が高まっているとともに、企業による廃棄物処理の事業化を後押ししていく方針を出している。

### 2. 環境保護の体制

インドネシアの環境行政は環境省（Kementerian Lingkungan Hidup : KLH）が主管している。同省内に公害・気候変動・有害廃棄物などの課題に対応する各部局が置かれ、環境汚染を含めた広範な分野を監督している。

他方、工業活動及び製品に関する問題は工業省（Kementerian Perindustrian）が所轄しており、有害化学物質の規制や同取扱いについては同省が担当となる。

各地での環境政策の施行は、地方環境局が中心に担っている。なお、環境行政及び監視に係る権限は中央政府から県・市レベルの自治体へと大幅に委譲されている。各自治体は国の定める水準よりも厳しい基準を設定する権限を有しており、独自の規則を規定することも可能である。また、2024年11月には、環境承認プロセスの権限の一部（新規の承認や承認の修正、排水・排ガスの技術基準に関する技事業許可の実施）を支援するための、中央政府の権限下における環境認可プロセスを州及び地方（県・市）に移譲することに関する2024年政令第22号が環境省から発行されており、県・市レベルの自治体が持つ権限は強まっている。

上記の分権体制から、環境行政の執行状況は地方自治体ごとの実務執行能力によってばらつきが見られる。さらに、人材や資金の多寡に加えて、一部では環境法規制の執行が罰金の負担能力を考慮して外国企業や大手企業に偏ったり、担当者の利権の源泉となっていたりする事例もあるとのことである。

### 3. 環境保護の法体系

インドネシア憲法は、何人も適正かつ健康な環境を得る権利を基本的人権の1つとして定める

とともに、国民経済を環境へ配慮しながら運営することも定めている。このインドネシア憲法や環境破壊・地球温暖化などの諸問題に対処する必要性に基づき、環境保護及び管理に関する法律（2009年法律第32号）が制定され、環境保護に関する基本原則を規定している。環境保護に関しては、各種法令が制定されているが、そのうちで主要な法律は次の図表15-1の通りである。

図表 15-1 インドネシアの主な環境法一覧

1	環境保護及び管理に関する2009年法律第32号	環境分野の基本法
2	環境保護及び管理に関する2021年政令第22号	環境影響評価(AMDAL)などに関する規制
3	水質基準に関する2014年環境林業大臣規則第5号 (2018年、2019年環境林業大臣規則による一部改正を含む。)	排水に関する環境ライセンスに関する規制
4	森林法	森林保護区などにおける伐採、植林など規制
5	鉱業法	鉱業開発・運営などにおける規制

（出所）各法律より作成

#### 4. 環境基準

環境保護法に基づき、危険有害廃棄物や大気汚染などに関する2021年政令22号や水質基準に関する2014年環境林業大臣規則第5号が施行され、その中で、廃棄物や水質処理基準について規定している。

廃棄物の排出者は、政令が定めるリストに廃棄物が掲載されているか否かを確認しなければならない。廃棄物リストに掲載されている場合、法令に定められた手続に従って、廃棄物を処理する。排出者は、まず環境汚染を緩和し、緊急事態に対処できる施設で廃棄物を貯蔵する。そして、排出者または排出者が委託した第三者が環境大臣の許可を得た方法で廃棄物を処理する。また、処理された廃棄物の廃棄に際しても、環境大臣からライセンスを取得する必要がある。廃棄物を処理する者は、廃棄物処理に関するライセンス取得前に、研究所で環境林業大臣規則が定める基準を充足しているかに関する試験を受けるものとされている。

排水処理の基準は、地方政府により決定される。排水基準の調査のため、5年に1回科学的調査が行われ、汚染レベルが環境容量を超えない場合、2014年環境林業大臣規則第5号が定める排水基準が適用される。他方、汚染レベルが環境容量を超えるとの調査結果が出た場合、地方政府は、より厳しい排水処理の基準を定めなければならない。なお、2014年環境林業大臣規則第5号が定める排水基準の一部は、2018年及び2019年に改正が行われており、既存の繊維産業への基準などに改正が加えられている。

#### 5. 環境影響評価

環境保護と管理に関する法令により環境許可取得に際して環境影響評価(AMDAL)取得が必要となるのは、図表15-2に掲げられた場合である。環境影響評価が必要とならない場合であっても、環境許可取得に際して、環境管理とモニタリング計画(UKL-UPL)の審査が必要となる場合があ

る。環境管理とモニタリング計画（UKL-UPL）の審査が不要とされた事業主は、環境管理計画書（SPPL）を作成する必要はあるが、環境に関する審査を受ける必要はない。2025年9月時点で、環境分影響評価に関しては、2021年政府規則22号が適用されている。

図表 15-2 環境影響評価が必要な場合

分野	活動の種類	分野	活動の種類
複数セクターにまたがる分野	海岸地域及び小島の埋立て	公共事業	ダム/貯水池、その他の貯水施設の建設
	丘の掘削及び土地埋立て		灌漑施設の建設
	湖、川、泉又はその他の水源からの淡水取得		湿地開発、灌漑のための湿地浚渫
	地下水採取（浅井戸・深井戸）		海岸保安施設および河口改善施設の設置
	建物建設		分路を含む水路正常化および洪水対策用運河設置
	海軍基地建設		道路用地外の土地取得を必要とする有料道路建設および改修
	空軍基地		道路用地外の土地取得を必要とする道路建設および改修
	訓練場建設		地下鉄、地下通路、トンネル、高架道路、橋の建設
	食品作物の栽培（加工場の有無を問わない）		家庭廃棄物処理のための管理型最終処分場/衛生埋立施設設置、運搬施設建設、統合水処理施設建設、焼却炉・堆肥化施設設置
	園芸作物の栽培（加工場の有無を問わない）		汚水処理施設（IPLT）、家庭廃棄物の排水処理施設（IPAL）、液体廃棄物配管システムの建設
農業	プランテーションによる食品作物栽培		一次的・二次的排水パイプライン建設
	中・高レベルの技術による魚/エビの養殖（加工施設の有無を問わない）		大都市における浄水ネットワーク
	水上養殖		居住・定住地域
水産・漁業	自然林における木材利用	エネルギー・鉱物資源	居住および定住地域の建設
	人工林における木材利用		鉱物資源、石炭、金属資源、非金属資源、岩石、放射性鉱物の採掘
交通	鉄道建設（駅の有無を問わない）		金属資源、非金属資源、岩石、石炭、放射性鉱物の精製、加工
	乗客ターミナルおよび陸上貨物輸送		洋上の鉱業
	ターミナルの建設		海中への尾鉱投棄
	新規浚渫による浚渫		石油・天然ガス
	岩石（珊瑚を含まない）掘削の新規浚渫による川および/または海の浚渫		生産開発を含む石油および天然ガスの採掘
	浚渫物の海洋廃棄		洋上の石油、ガスおよび燃料パイプライン設置
	港湾建設		精製所建設
	空港および施設建設		液化天然ガス再ガス化ターミナル
	衛星通信		石油精製所建設
	衛星通信施設の建設および運営		生産井の掘削、生産施設および周辺施設の開発、生産運営活動並びに運営後の活動を含む、探鉱および生産段階の炭層メタン層の開発
工業	ロケット発射施設の建設	電力	送電ネットワーク建設
	ロケット推進薬製造施設の建設		発電所開発
	ロケット製造		
	静止試験施設の建設		
	クリンカ製法によるセメント製造		
	人工林と一体となったパルプ製造		
	または製紙業		
	上流石油化学産業		
	工業団地		
	乾ドックにおける造船		

分野	活動の種類	分野	活動の種類
再生可能エネルギー	探鉱段階の地熱発電	原子力	原子炉の設置および運営
	バイオ燃料精製所建設		核物質濃縮、核物質転換および核物質精製施設、使用済み核燃料の再処理施設、使用事務核燃料の一次的保管施設、最終処理場を含む原子炉以外の各施設の建設および運営
観光	観光業、レクリエーション/パーク		中・低レベル放射性廃棄物の処理、中・低レベル放射性廃棄物の貯蔵を含む放射性廃棄物処理施設の建設・運営
	ゴルフ場（ゴルフ練習場を除く）		放射性同位体生産
危険・有害廃棄物処理	利用、加工および/または埋立を含む危険および有害廃棄物処理業		

(注) 規模要件の記載は省略。

(出所) 各種資料より作成

上記の活動のうち、一定の規模以上の事業について環境影響評価が必要となる。なお、環境影響評価が必要な場所は下記の通りである。

1. 保護林区域
2. 泥炭地域
3. 給水地域
4. 海岸
5. 河口
6. 湖または貯水池周辺地域
7. 野生生物保護及び海洋生物保護地域
8. 保護地域及び海洋保護地域
9. マングローブ林
10. 国立公園及び国立海洋公園
11. 森林公園
12. ネイチャーツーリズム及び海洋生物ツアー公園
13. 文化及び科学遺産地域
14. 地質保護地域
15. 地下水供給地域
16. 泉周辺地域
17. 遺伝資源保護地域
18. 野生生物避難所
19. 珊瑚礁
20. 動物及び海洋生物相保護のための回廊

なお、雇用創出法（オムニバス法）の環境分野に関する施行規則である「環境保護・管理に関する政府規則 2021 年第 22 号」（以下「2021 年政府規則 22 号」）の制定によって、環境分野で必要とされる許認可やほかの手続が簡素化され、環境許可証に関する従来の 2012 年政府規則 27 号は廃止された。雇用創出法（オムニバス法）の制定以前は、企業が事業ライセンスを取得するための前に、環境許可証を取得することが求められていた。雇用創出法（オムニバス法）による 2021 年政府規則 22 号のもとでは、別の環境許可証を取得する必要がなくなり、環境許可証は企業の事業ライセンスに統合された。これにより、企業は事業ライセンスを取得する前に、上述した環境影響調査に関する書類を作成するだけで良いことになった。

## 6. 最近の環境関連規制の動向

2019 年、インドネシア政府は、生産者における廃棄物の削減に向けたロードマップを策定し、一部の製造業、飲食サービス業、小売業について、ごみの 3 割削減に向けたロードマップを作成し、22 年末までに環境・林業省に提出することを規定した。具体的には、2029 年までの 10 年間に発生する、プラスチック、紙、ガラス、アルミニウムでできた商品や包装容器のごみの数量予測を算出した上で、29 年にその 3 割を削減することを定めた内容となっている。企業は、3 割削減の目標達成に向けて毎年実施する行動計画などをロードマップに盛り込まなければならない。また、ペットボトルによく使用されるポリエチレンテレフタレート（PET）の発生を抑制する方策としては、飲料用ボトル容器に使用する場合は容量を 1 リットル以上とすることと規定しており、伝統的な小規模商店「ワルン」で販売されている小袋入りのシャンプーや菓子、飲料などは全て製造できなくなる。この関連規制は、一部包装資材の使用禁止など、企業への影響が甚大であるという声も上がっており、代替できるような包装資材の調達は難しく、企業にとって悩みの種となっている事例もある。また、2024 年には、インドネシアの環境林業省は、環境省と林業省に分割され、環境関連規制は環境省に所管されることとなったため、今後の動きにも注視が必要である。

2023 年、インドネシア証券取引所が運営する IDX Carbon Exchange（IDCCarbon）が開始され、インドネシアの排出権取引市場は本格化した。2021 年大統領令第 98 号によって炭素取引や支払い方法などの具体的な枠組みが創設され、金融サービス庁が市場の監督を行っている。2025 年には、初の国際取引も行われ、初日には 4 万トン以上の排出権が取引された。インドネシア政府は、2050 年までに CO<sub>2</sub> 排出量を実質ゼロとするという目標を掲げているため、今後、排出権取引が活性化するものと思われる。なお、2022 年の市場開設初日の取引高は約 460 トンとなり、2025 年 4 月時点での対象プロジェクトは 8 つとなっている。しかし、カーボンクレジットの供給が豊富である一方で、需要が不足していることが要因となり、近年の取引は低調であるとされている。

#### ひとくちメモ 4： 水素・アンモニアの活用

経済産業省は2023年3月3日、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）の官民投資フォーラムを東京都内で開催し、同フォーラムに合わせてインドネシアを含むアジア諸国との連携を強化するための28件の覚書が新たに発表された。

三菱重工業は、インドネシアの国営電力会社PLNグループのヌサンタラ・パワーと調印し、同国の火力発電所において、化石燃料や水素、アンモニア、バイオマスの混焼を検証する技術検討を開始することとなった。ジャカルタ近郊のムアラカラーン発電所では、水素とアンモニアを燃料として混焼する可能性が評価されており、石炭利用が主流のパイトン発電所ではバイオマス混焼技術の導入が進められる予定である。

東京電力ホールディングスも、インドネシアの国営石油会社プルタミナグループの企業と連携し、地熱を活用したグリーン水素やグリーンアンモニアの製造・輸送・販売事業を進める計画を発表した。インドネシアは地熱エネルギーの埋蔵量が世界でもトップクラスであり、この資源を最大限に活用することで、持続可能な社会への貢献を目指している。これにより、同国産の水素・アンモニアが国内需要を満たし、将来的には輸出市場の開拓も視野に入れられる。

## 第16章 貿易管理・為替管理

### 1. 輸出入規制

インドネシアの貿易管理は、①工業省、②商業省、③財務省（関税総局）、④農業検疫庁が管轄している。それぞれの役割は、①工業省では産業全般に係る大臣令の発令などを、②商業省では通商・貿易を含む大臣令の発令などを、③関税総局では関税業務一般や物品税の免除・還付などを、④農業検疫庁では動植物・水産物の輸入に際しての検疫制度を担当している。

輸出入の規制内容は国内及び世界経済や産業の状況に応じてしばしば変更されるため、常に最新法令を注視しておくことが肝心である。

#### (1) 輸入規制

##### ①輸入地域規制

現状、輸入元として禁じられている地域・国は存在しない。ただし、国連によって貿易取引禁止の制裁を受けている国からの輸入は、禁止されている。

##### ②輸入品目規制

輸入規制対象品目は、輸入禁止品目と輸入制限品目に分けられている。輸入禁止品目には、危険・有毒原料廃棄物や中古車などがあり、近年特定の魚や農具・農園用具が追加された（詳細は図表 16-1 参照）。

また制限品目には各種食料品・石油・ガス・化学品など多数の品目が該当するが、品目によって要求内容は異なる。これらの輸入にあたっては、通常の輸入業者登録に加えて、当局の輸入承認、特定港を通じた輸入、各種業者認定の取得、荷物検査などが義務付けられる。輸入品は新品であることが原則ではあるが、商業大臣の許可の下、中古で輸入可能な品目もある。なお、複数の義務が課されている品目も多く、例えば危険原料の輸入においては業者認定取得と荷物検査が必須となり、加えて特定港（空港または 6 つの海港）での輸入が求められている。

輸入規制の品目リストは 1997 年の工業・商業大臣決定がベースになっており、対象品目は 8 桁の HS コードで延べ 3,677 品目にのぼる。品目ごとの随時改正や改定が行われている。

図表 16-1 輸入禁止品目と輸入制限品目のリスト

輸入禁止品目	品目数	管轄省庁
特定の種類の砂糖	6品目	商業省
特定の種類のコメ	8品目	商業省
オゾン層破壊物質	6品目	商業省
中古の布袋や衣料	3品目	商業省
CFCやHCFC-22ベースの冷蔵システム	室温調節機、冷蔵／冷凍庫、コンテナ63品目	商業省
医薬品と食品の特定原料	炭化水素よりのハロゲン化合物など3品目	商業省
有毒危険物質	炭化水素よりのハロゲン化合物など24品目	商業省
有毒危険廃棄物と登録された非有毒危険廃棄物	金属や化学産業よりの残留物質や金属スクラップなど45品目	商業省
農具や農園用具	スコップや鍬・鋤、斧、園芸ばさみなど6品目	商業省
水銀を含有する医療機器	手動の血圧計や体温計など3品目	商業省
エビ	2品目	商業省と海洋水産省
モツアレラチーズ	1品目	農業省畜産総局
特定の魚	危険、有毒、寄生の性質から市民、養殖、水産物資源とその環境、人の健康を脅かす可能性のある魚75種	海洋水産省
医薬・食品の原料	医薬食品の原料としてのカリソプロドール、シブトラミンHCl水和物、シブトラミン、リンデンの4品目	国家食品医薬監督庁

制限・要求内容の例	主な対象例
当局の輸入承認の取得	米、水産物、砂糖、塩、家畜・家畜製品、林業製品、石油・ガス、バティックの織維・織維製品、カラーコピー機、中古資本財など
輸入港の限定	水産物、アルコール飲料、オゾン層破壊原料、危険原料など
製造輸入業者または登録輸入業者等の認定取得	アルコール飲料、家畜・家畜製品、石油・ガス、携帯電話・タブレット、潤滑油、鉄鋼、織維・織維製品、真珠、廃棄物、一部化学物質、オゾン層破壊原料、危険原料、中古資本財など
荷物検査の義務付け	一般食料・飲料品、砂糖、塩、伝統生薬、電子・電気製品、衣料、玩具、履物、織維・織維製品、真珠、廃棄物、陶磁器、カラーコピー機、ガラスシート、危険原料など

(出所) JETRO 資料より作成

### ③輸入業者登録

輸入業務を行う者は原則、輸入内容に応じて商業省など対応する政府関係機関に申請して認可を受け、登録番号を取得する必要がある。以下、登録番号ごとに対象となる企業と申請先機関について説明する。

#### (A) 輸入業者認定番号 (API)

一般の輸入業務を行う場合は一般輸入業者用登録番号 (API-U) を、製造業者が原料を輸入する場合は製造業者用の登録番号 (API-P) を取得しなければならない。外国資本企業 (PMA) の API はいずれも投資・下流化省／BKPM にて申請・取得を行う。

従前 API-U 保有企業が輸入可能な品目は、特別の証明を取得しない限り、企業ごとに関税率表の 1 セクション (1 bagian) の範囲内とされていた。2015 年 9 月の商業大臣規定第 70 号にて同規定が削除されたため、以後は個社による多様な品目の輸入が可能となった。

また、2015 年 12 月の商業大臣規定第 118 号により、API-P 企業による事業開発・投資目的での製品輸入が認められ、国内で生産できない製品のテストマーケティング目的での輸入やアフター セールス関連物品の輸入も可能となった。

### (B) 事業基本番号 (NIB)

NIB とは、インドネシアで事業活動全般（輸入業務に限らない）を行うための識別番号である。政令 2021 年第 5 号（現在は政令 2025 年第 28 号）により、NIB は API としても機能することが規定されている。これにより、従来別々に管理されていた NIB と API が統合された。ただし、NIB の取得によって、自動的に API が取得できるわけではなく、NIB の申請時に API の取得も求める必要がある。また、様々な輸入事業ライセンス（登録輸入者ライセンス、製造業輸入者ライセンス、輸入承認など）が NIB を基盤として統合的に管理されることとなった。事業者が NIB を取得するためには、税務登録を完了し、インドネシア国家単一窓口システム（INSW : Indonesia National Single Window System）を通じて関連書類を提出する必要がある。

### ④インドネシア国家規格の遵守義務

インドネシア国家規格（SNI: Standar Nasional Indonesia）の遵守が義務付けられた製品については、輸入業者が SNI 証明（SPPT-SNI）を取得することが義務付けられている。この証明は、国家認証委員会の認めた製品認証機関による試験・検査の上、発行される。SNI 取得義務の対象となる主な品目は図表 16-2 の通りである。SNI 取得義務となる品目は、2020 年 3 月時点で 205 品目であったが、2025 年 1 月時点で 321 品目となっており、大幅に増加している。これは、消費者保護のための製品登録義務である「K3L 登録制度」の対象製品の一部が SNI に移行されたことが要因である。

図表 16-2 インドネシア国家規格（SNI）遵守の対象となる主な品目

SNI 基準遵守の対象品目	
・セメント	・LPGガスコンロ/ポンベ/関連部品
・鉄鋼製品	・上水メーター
・自動二輪車用ヘルメット	・タイヤ
・食品原料用小麦粉	・一次無機肥料
・一次電池	・LPGガス・コンロ
・ガラス	・ミネラルウォーター
・ライター	・陶製テーブルウェア
・水ポンプ	・照明
・電気アイロン	・玩具
・鋼材	・エアコン・冷蔵庫・洗濯機
・建設用鉄線	・建設用ガラスブロック
・ケーブル	・木材梱包

（出所）JETRO 資料などより作成

### (2) 輸出規制

#### ①輸出地域規制

輸入の場合と同様に、国連から貿易禁止の制裁を受けている国への輸出は禁止されている。しかし現状、輸出先として禁じられている地域・国は存在しない。

## ②輸出品目規制

基本的には自由に輸出を行えるものの、一部に輸出規制対象品目があり輸出禁止品目と輸出制限品目に分けられている。輸出禁止品目には、SIR（インドネシア標準ゴム）規格外の天然ゴムなど、2025年商業大臣令第9号にて7分類にわたり規定がなされている（詳細は図表16-3参照）。また制限品目には、コーヒー・石油・ガス、鉱物製品など多品目があり、品目によって要求内容は異なる。例えば、コーヒーであれば登録輸出業者認定の取得が必要である。

また、インドネシア政府は、鉱業分野の川下化政策の一環として、国内で資源の加工を進めることで高付加価値産業の育成を図っており、ニッケル鉱石の未加工状態での輸出を2020年に禁止した。その後、2023年にはボーキサイト、2024年には銅や鉄鉱石、亜鉛、鉛も対象に加えた。この政策は、天然資源に依存した経済構造から転換し、国内での製錬や加工を強化することで、外資誘致や国内産業の発展を目指すためのものである。この結果、インドネシア国内で、ニッケルの精錬所が新設され、ニッケル加工品の輸出額も増加しているという報道もある。一方で、ボーキサイトや銅の市場シェアは限定的であり禁輸による外資誘致が困難であるという指摘もあり、国内製錬能力の不足により複数の鉱山が減産や閉山に追い込まれるという懸念もある。実際に、ボーキサイト・鉄鉱石生産者協会は、国内製錬所の能力不足を指摘している。また、一部報道では、インドネシアのニッケル精錬を担う企業の多くの株主が中国企業であり、インドネシアのニッケル精錬能力の約75%を中国企業が支配しているとされている。なお、米国のトランプ大統領との協議の結果、米国に対しては、ニッケルや銅などの重要な鉱物に関する輸出規制が適用されないことが、2025年7月に決定した。

## ③輸出許可

インドネシアで輸出業務を実施するためには、財務大臣規定2014年第59号により、関税総局へ登録の上、通関基本番号（NIK）を取得することが義務付けられている。

図表 16-3 輸出禁止品目と輸出制限品目の例

輸出禁止品目分類	主な対象例
農産物	ゴム、イモ類など34品目
林産物	木材、枕木、ラタンなど34品目
政府補助付き肥料	3102.10.00とex 3105.10.90の2品目
工業製品	金属スクラップなど6品目
鉱業製品	203品目。さらにラテライト鉄精鉱や銅精鉱、鉛精鉱、亜鉛精鉱、アノードスライムは、2025年1月1日から輸出禁止。
水産物	特定の観賞魚とエビ
文化財類	骨董品など8品目

制限・要求内容の例	主な対象例
登録輸出業者としての認定の取得	農園作物、スズ塊、鉱物製品、コーヒー、特定の石油・ガス品目、石炭、ツバメの巣、医薬品等の前駆体など
当局の輸出承認の取得	米、一部の家畜・家畜加工品、野生動植物、一部鉱物製品、特定の石油・ガス品目など
船積み前検査の義務付け	鉱物製品、特定の石油・ガス品目、石炭など

（出所）商業大臣令などより作成

#### ④インドネシア国家規格（SNI）遵守義務

輸出されるインドネシア技術明細付き天然ゴム(SIR)には、該当するインドネシア国家規格(SNI)に従うことが義務付けられている。加えて、そのSIRは商業省発行の製造者認証(TPP)を有する天然ゴム製造業者が供給したものでなくてはならない。

#### ⑤輸出のための原産地証明の発行

国際協定や貿易協定などに基づいた、特定の国への輸出にあたっての関税減免措置を利用するため、原産地証明の発行が必要となる場合がある。原産地証明は、特恵原産地証明と非特恵原産地証明に分かれ、電子プロセスで発行される。申請には、証明書発行申請書に加えて、関税局査閲済の物品輸出通知書、輸出許可証、船荷証券(B/L)、航空貨物運送状(AWB)、輸出荷物の明細などを添付する。発行はオンラインで行われている。

#### ⑥輸出標準価格

輸出価格安定のため、パーム油ほかパーム関連品目、木材類、カカオ豆などの輸出には輸出標準価格が設定されており、輸出にあたって売値の事前審査を受ける必要がある。輸出標準価格は定期的に商業省令により発表される。

## 2. 関税制度

### (1) 関税一般

インドネシアでは、かつては、国内産業保護のために輸入品に対して高い関税を課していたが、近年では、国際的な貿易自由化の流れを反映して、関税の引き下げや関税区分の簡素化、国内産業、とりわけ中小企業の競争力強化に配慮した原材料や生産財の関税率引き下げなどが図られ、2025年には、「インドネシア財務大臣規則第4号」(PMK.4/2025)により、最恵国待遇の関税率が0% (書籍)・15% (化粧品や鉄鋼、時計)・25% (バッグや繊維製品、履物、自転車) の3つのグループに分けられることとなった。

ASEAN域内からの輸入の場合には、1992年に合意されたASEAN自由貿易地域(AFTA)への参加(インドネシアは原加盟国)に伴い、2010年1月1日より撤廃が開始された。また、日本からの輸入の場合には、2008年7月に日・インドネシア経済連携協定(JIEPA)が発効したことでの両国の往復貿易額(2004年5月～2005年4月貿易実績)の約92%が無税となった。この他、インドネシアはASEAN加盟国として、中国、インドとのFTAが発効済みとなっている。

関税には輸入関税と輸出関税がある。この内、輸入関税については関税率が2国間、多国間協定によって異なっている。これらの例として、①基本輸入税率(BM)、②ASEAN域内共通効果特恵関税(CEPT)税率、③ASEAN物品貿易協定(ATIGA)税率、④WTO情報技術協定(ITA)、⑤ASEAN中国自由貿易協定(ACFTA)による特恵関税、⑥ASEAN韓国自由貿易協定(AKFTA)による特恵関税、⑦日・インドネシア経済連携協定(JIEPA)、⑧ASEAN豪州・ニュージーランド自由貿易協定(AANZFTA)、⑨ASEANインド自由貿易協定(AIFTA)、⑩インドネシア・パキスタン特恵貿易協定、⑪日本ASEAN包括的経済連携(CEP)協定、⑫パレスチナからの特定製品のた

めの貿易便宜についての相互理解覚書がある。

基本輸入税率（BM）では、品目ごとに最必需品には0～10%、贅沢品には200%までの税率が設定されており、協定や特例が存在しない相手国・品目についてはこれらが適用される。ASEAN域内からの輸入は、2010年1月より②のCEPTに代わって③のATIGAが発効し、域内原産割合40%以上または関税番号変更4桁レベルでATIGA特恵関税が適用されている。④のITAでは、情報・通信機器の輸入関税が撤廃された。⑤のACFTAでは、中国からの輸入において対象品目の9割で関税が撤廃された（2010年1月時点）。⑥のAKFTAでは、2007年より韓国からの輸入における税率引き下げが始まっている。⑦のJIEPAは上述した通りである。⑧のAANZFTA、⑨のAIFTAはインドネシアではそれぞれ2012年、2010年に発効している。

⑩のインドネシア・パキスタン特恵貿易協定はFTAではないものの、2013年の財務大臣規定により220品目について関税が軽減された。⑪のCEP協定は、2018年3月に発効、⑫のパレスチナからの特定製品のための貿易便宜は、2018年4月に批准されている。

また、2025年8月時点では発効にいたっていないが、2025年7月にはEUとの包括的経済連携協定が政策合意に達し、2025年8月にはペルーとの包括的経済連携協定に署名がされている。

なお、商品輸入及びサービス輸入に対しては、関税のほかに付加価値税11%（高級品は12%）が課せられるほか、一部については物品税も課せられる（「第12章 税制」参照）。ただし、①新規事業及び拡張事業に係る設備機器・部品に係る輸入関税は免除、②保税区内の企業の資本財・設備・原材料の輸入税は免除、③経済開発統合地域に立地する企業の資本財・原材料・その他機器の輸入税が免除、などの免税措置がある。これらの特典を受けずに輸出製品製造用の機器や原材料を輸入する場合でも、後で還付請求を行うことが可能である。

## （2）トランプ関税の妥結内容

2025年7月、米国とインドネシアの貿易協定の内容が発表された。ホワイトハウスの公表情報によれば、関税率が19%となったほか、以下に示す主な合意内容により、米国の製造業・農業・IT部門に大きな進歩がもたらされることである。

- ・ 農産物や健康製品、魚介類、情報通信技術、自動車製品、化学製品などの、インドネシアに輸出される米国製品の99%以上に対する関税障壁の撤廃
- ・ 米国企業及び原産品の現地調達要件の適用除外や米国連邦自動車安全・排ガス基準に適合した車両の受け入れ、化粧品・医療機器・その他の製造品の米国輸出に対する煩雑な認証及び表示要件の免除などの、一部の非関税障壁の撤廃
- ・ 米国食品及び農産物をインドネシアの全ての輸入ライセンス制度から除外することや肉類やチーズを含む地理的表示の透明性・公平性を確保し、米国の全ての肉類・鶏肉・乳製品施設の米国規制当局が発行する証明書の受入などの米国農産物に対する非関税障壁の撤廃
- ・ 協定による利益が第三国ではなく米国とインドネシアに帰属することを保証する促進的な原産地規則について交渉する、原産地規則の強化
- ・ 双方は、協定の利益が米国とインドネシアに帰属し第三国に流出しないよう「円滑化さ

れた原産地規則」を策定・交渉することを明記している。

- ・ 「無形製品」に関する既存の高関税品目（HTS）を撤廃し、輸入申告における関連要件の停止、WTOにおける電子的送信に対する関税の恒久的なモラトリアムを即時かつ無条件に支持することなどの、デジタル貿易における障壁の撤廃
- ・ 鉄鋼の過剰供給問題への対応の約束や重要鉱物を含む全ての工業製品の対米輸出制限の撤廃などの、経済安全保障における連携
- ・ 強制労働で生産された製品の輸入禁止の導入や団結権・団体交渉権を制限する規定の撤廃といった、労働基準の改善

### 3. 通関手続

#### (1) 輸入通関手続

輸入の許可申請や通関の流れは、①輸入関税の納付、②輸入申告、③書類審査、④現物検査、⑤搬出許可、の順に行われている。必要となる書類は、輸入申告書（PIB）、輸入関税納付書（SSP）、船積書類一式（インボイス、パッキングリスト、船荷証券など）、そのほか原産地証明など必要に応じて提出する書類などである。

①輸入関税の納付に際しては、輸入者が輸入品のHSコードと原産地から計算された税額を銀行などで納付する。②の輸入申告では、輸入申告書をインボイス、パッキングリスト、輸入業者登録証、納税者番号などの添付書類とともに税関に提出し、申告書登録番号を受ける。③の書類審査で、申告内容や添付書類、輸入関税の計算などがチェックされる。この際、レッドラインに判定された輸入品は、④の現物検査の対象となる。これらを経て、税関からの搬出許可が出た後、輸入品を引き取ることができる。

#### (2) 輸出通関手続

輸出の許可申請や通関の流れは輸入の流れとほぼ同じで、①輸出関税の納付、②輸出申告、③書類審査、④現物検査、⑤船積み、の順に行われている。必要となる書類は、輸出申告書（PEB）、船積書類一式（インボイス、パッキングリスト、船荷証券など）、そのほか原産地証明や輸出関税納付証明など必要に応じて提出する書類などである。ただし、小口貨物（30kg以下）の輸出通関手続については、「インドネシア財務大臣規則第4号」（PMK.4/2025）により、従来の輸出申告書（PEB）に代わり貨物運送状（CN）による申告が可能となり、手続きに必要な労力の軽減が図られている。

①輸出関税が課される輸出品の場合は輸出関税を納付する。②の輸出申告では、輸出申告書をインボイス、パッキングリスト、事業許可書、納税者番号などの添付書類とともに税関に提出し、申告書登録番号を受ける。③の書類審査で、申告内容や添付書類、輸出関税の計算などがチェックされる。この際、レッドラインに判定された輸出品は、④の現物検査の対象となる。これらを経て、税関からの搬出許可が出た後、輸出品を引き取ることができる。

図表 16-4 輸出入通関手続に必要な書類

書類名	内容・解説
申告書	輸入の場合：輸入申告書（PIB） 輸出の場合：輸出申告書（PEB）
インボイス	発送者の名称と住所、発送地と発送日、荷受人の名称と住所、荷物の内容・数量・重量等が記載されたもの
梱包品明細書	法律で明記はされていないが、手続きの迅速化のために通常は要求される
船荷証券（B/L） または航空貨物運送状（AWB）	発送者の名称と住所、発送地と発送日、荷受人の名称と住所、目的地、荷物の内容等が記載されたもの。インボイスの内容と整合していくなくてはならない
関税等の納付証明書	輸出入に関わる各種税金の納付証明（SSPCPなど）
保険証書	積荷にかけられた海上保険等の証書
その他	関連政府機関からの輸出入許可、原産地証明等

（出所）関税総局ホームページなどより作成

#### 4. 為替制度

インドネシアでは、基本的に外国為替取引を行うことができる。外国為替管理法にあたる基本法ではなく、インドネシア中央銀行による「外国為替取引施行細則」及び大統領令、財務省令、中銀通達などで個別の規制が行われている。

現在、インドネシアの外国為替制度は変動相場制が採用されている。これまでのインドネシアの為替制度の歴史を見ると、まず 1970 年 4 月に複数為替相場制から単一為替相場制（固定相場制）に移行。その後、1978 年 11 月にドルペッグ制からバスケット制を採用し、管理フロート制に移行した。以後、1983 年、1986 年、1993 年にルピアはドルに対して大幅に切り下げられていったが、アジア通貨危機の影響により、1997 年 8 月に変動相場制へと移行した。

直近ではドル高、円安傾向にあり、2025 年 9 月 19 日時点での為替レート（終値）は 1 ドル = 16,568 ルピア、1 円 = 111 ルピアとなっている。

図表 16-5 外国為替レートの推移



(出所) Euromonitor より作成

## 5. 外国為替管理と外貨交換制度

日本を含む特定 62 カ国との輸入取引では、一般的な取引決済である L/C (ユーザンスを含む)、支払時書類渡し、引受時書類渡し、前払金、委託販売方式などが可能である。62 カ国以外の国との取引については、前払金または L/C (ユーザンスを含む) による決済が原則とされる。期限付き払いの L/C の場合、支払い留保期間は関係者の合意に基づく。

輸出取引においては、米ドルの他、日本円や中国元を含めた全 25 の指定受領通貨のいずれかで代金を回収する必要がある。また、2014 年 5 月付中銀総裁規則により国内の外国為替銀行を通じ

た受領が義務付けられている。

資本取引においては、外貨の持込、持出は、通貨、金額にかかわらず自由であるが、非居住者との受払及び国内での外貨の受払いのうち取引額が1万ドル以上となる場合は、中央銀行への報告が必要である。

ルピア現金の海外への持出及び海外からの持込についても自由であるが、1億ルピア以上の場合、それぞれ中央銀行の許可、税関での真偽検査が必要である。また、2008年以降ルピアによる多額の外貨購入にも制限が加えられており、1ヵ月間に1顧客あたり10万ドル相当を超える外貨の購入には輸入取引などの必要性証明書類を準備しなければならない。また、投機目的とみなされる外貨購入は認められていない。

## 6. ルピア使用義務

ここで進出日系企業に影響を与える施策として、ルピア使用義務を挙げる。インドネシア中銀は2015年3月末にインドネシア国内で行われる全ての商取引について原則としてルピアの使用を義務付ける規定を公表した（中銀規定 No.17/3/PBI/2015）。現金決済については2015年3月31日から、送金などの非現金決済については2015年7月1日から、ルピア使用が義務となった。ただし、貿易取引や銀行預金などの一部取引は対象外であり、2015年7月1日以前に契約された書面に基づく取引については、契約終了時までは米ドルなどの外貨建て決済が認められる。

このように、一部例外はあるものの、現在、インドネシア国内における取引決済はルピアでの価格表示・決済が義務付けられている。これは、現金/非現金決済を問わず適用されており、日本企業現地法人間の取引であってもドル建価格表示などは認められなくなった点には留意が必要である。このため、従来、米ドル建て販売比率が高い企業は、売掛債権などの資産がルピア建てとなるため、外貨建て債務または外貨建て借入（親子ローンや国内銀行借入）に係る為替リスクへのヘッジ対応が必要になる点、留意が必要である。

## 第17章 金融制度

### 1. 金融機関（銀行）

インドネシアの金融機関（銀行）は、商業銀行（国営銀行、民間銀行、地方開発銀行、外国銀行）と地方銀行に大別されている。両者の違いとして、地方銀行は営業地域が限られることや、支店数や取扱商品に制限が課せられている点が挙げられる。2025年3月時点、インドネシアには、商業銀行が105行、地方銀行が1,345行存在する。金融機関全体の総資産のうち商業銀行が全体の98.4%を占めるなど、商業銀行は規模の面で地方銀行を圧倒している（図表17-1）。

商業銀行105行の内訳は、国営銀行4行、民間銀行67行、地方開発銀行27行、外国銀行7行となっている。また、商業銀行は、コア資本の規模別に4段階（BUKU1～BUKU4）に分類されており、分類に応じた業務内容の制約がある。コア資本が50兆ルピア（約31億ドル）以上の商業銀行は制約が最も少なく、2025年3月時点では34行ある。

図表 17-1 総資産における商業銀行業態別シェア

	銀行数	コア資本の規模別銀行数（金額の単位は兆ルピア）				支店数	総資産	
		1,000億以上 1兆未満 (BUKU1)	1兆以上 10兆未満 (BUKU2)	10兆以上 50兆未満 (BUKU3)	50兆以上 (BUKU4)		兆ルピア	構成比
全体	1,450					29,661	12,931	100.0%
商業銀行	105	-	11	60	34	23,734	12,727	98.4%
	国営銀行	4	-	-	-	4	12,116	5,419
	民間銀行	67	-	9	37	21	7,602	5,697
	地方開発銀行	27	-	2	21	4	3,997	1,004
	外国銀行	7	-	-	2	5	19	606
地方銀行	1,345					5,927	204	1.6%

（注） 数値は2025年3月時点

（出所）OJK、“Indonesia Banking Statistic – March 2025”より作成

#### （1）中央銀行

インドネシア中央銀行（Bank Indonesia : BI）は、1945年のインドネシア憲法に基づき、政府から独立した組織として設立された。当初は金融（貨幣供給）、銀行、決済システムが主な担当分野であった。しかし、アジア通貨危機に見舞われたことで1999年に新中央銀行法が施行され、中央銀行の役割は自国通貨ルピアの価値安定となった。インドネシア・ルピアは1970年から1978年までは固定相場制をとり、1978年から1997年の管理フロート制を経て、アジア通貨危機に見舞われた1997年8月以降、変動相場制に移行している。

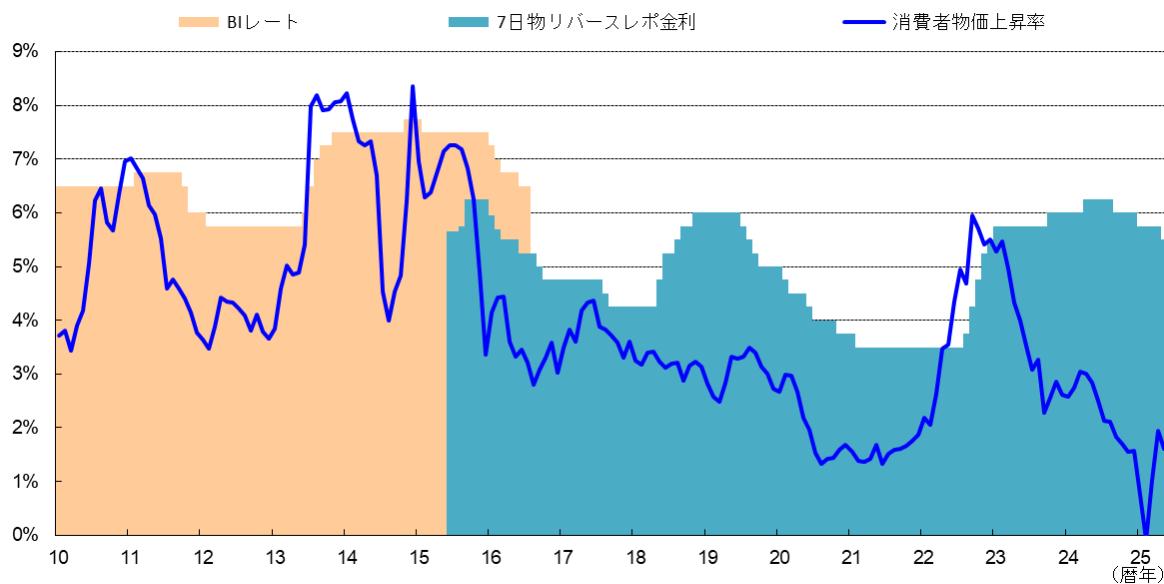
その後、2004年の中央銀行法の改訂ではガバナンスの強化を、世界的な金融危機に直面した2008年の改訂では、国内の銀行の回復力を強化するために、中央銀行による短期資金の供給などが規定されるなど、機能の強化が図られてきている。

現在のインドネシア中央銀行は、通貨の発行、外国為替管理、金融機関の監督業務などを行い、

公開市場操作や金利操作（政策金利の変更）、預金準備率操作を手段に金融政策を実施し、経済の安定成長が維持できるよう努めている。2005年には金融政策のターゲットとして、それまでの貨幣供給量（ベースマネー）からインフレ・ターゲットに変更した。また、政策金利の指標レートは2016年8月まで12カ月の金融オペレーションを基準とするBIレートが用いられたが、市中金利水準からの乖離を踏まえ、7日物リバースレポ金利へと変更された。

なお、2025年6月末時点での7日物リバースレポ金利誘導目標は5.50%である（図表17-2）。

図表 17-2 政策金利と消費者物価（CPI）上昇率の推移



（注1）2016年8月からBIレートは政策金利指標ではなくなったため、以後記載せず。

（出所）Bank Indonesia 資料より作成

## (2) 商業銀行

### ①新規参入と淘汰の歴史

1988年、インドネシア政府は、競争環境の整備による効率的な資金配分の実現を目指す金融改革を実施した。この規制緩和により、1968年以降厳しく規制されていた銀行の新設が解禁され、1989年初めに106行だった銀行数は、アジア通貨危機前の1997年7月には237行に急増した。なお、銀行数が最大であったのは1995年10月の241行である。しかし、競争の激化による収益性の低下とアジア通貨危機により、多くの銀行で不良債権が急増したため、政府はIMFの支援を受けて金融制度改革を進めた。具体的には1998年1月に「金融制度再建プログラム」を発表し、金融機関の再編（経営不振銀行の監視と資産管理を担当）を推進するインドネシア銀行再建庁（IBRA）を設立した。

このIBRAは、監視下に置いた54行の営業停止・合併（1998年8月）を断行し、民間銀行への公的資金の注入（1999年3月）などの措置を講じ、2000年10月には資本注入を完了した。なお、IBRAは2004年2月に解散し、接収した資産は新設される譲渡専門機関に移管された。またIBRA

解散時のインドネシアの銀行数は138行と、アジア通貨危機前に比べてほぼ100行減少した。

## ②最近のインドネシア銀行業界の再編

近年は、邦銀が絡む銀行部門の合併・買収などもあり、銀行業界の淘汰・再編が進んでいる。

2018年8月には、三井住友銀行が、同行子会社のインドネシア三井住友銀行と同行が40%を出資している地場商業銀行バンク・タブンガン・ベンシウナン・ナショナル（PT Bank Tabungan Pensiunan Nasional Tbk : BTPN）との合併計画を発表し、翌2019年2月にBTPNを存続会社として合併した（PT. Bank SMBC Indonesia Tbk）。三井住友銀行の持株比率は合併当初は97.34%だったが、2024年9月時点では91.05%となっている。

また、三菱UFJ銀行は、2019年1月、同行が40%分の株式を保有するバンクダナモン（PT Bank Danamon Indonesia Tbk）と、三菱UFJフィナンシャル・グループ傘下のアコムが67.59%分の株式を保有するバンク・ヌサンタラ・パラヒヤガン（PT Bank Nusantara Parahyangan : BNP）との合併計画を発表し、同年5月にバンクダナモンを存続会社として合併した。2024年12月時点三菱UFJ銀行の持株比率は92.47%となっている。

2018年10月、りそな銀行は、インドネシア子会社りそなプルダニア銀行（PT Bank Resona Perdania）の株主として、横浜銀行と大同生命を加え、りそなプルダニア銀行の株主構成は、りそな銀行が48.44%、横浜銀行が30.00%、大同生命が14.90%となったことを発表した<sup>4</sup>。

## ③総資産ランキングと邦銀の位置付け

2014年3月時点の商業銀行の総資産を比較すると、国営銀行5行（PT Bank Mandiri Persero : 総資産1位、PT Bank Rakyat Indonesia Persero : 同2位、PT Bank Negara Indonesia Persero Tbk : 同4位、PT Bank Tabungan Negara Persero : 同5位、Bank Syariah Indonesia : 同6位）がいずれも上位にあり、国営銀行の存在感は大きい（図表17-3）。

また、邦銀では、三井住友銀行の総資産が200兆ルピア、みずほ銀行（合併銀行）が55兆ルピア、りそな銀行（合併銀行）が82兆ルピアとなっている。なお、第6位にランクされているBank Syariah Indonesiaは、2021年2月、Bank Syariah Mandiri、BNI Syariah、BRI Syariahの3つの銀行の統合により誕生したシャリア銀行（イスラム銀行）である。

<sup>4</sup> [https://www.resonabank.co.jp/about/newsrelease/detail/20181029\\_899.html](https://www.resonabank.co.jp/about/newsrelease/detail/20181029_899.html)

図表 17-3 主要商業銀行の勘定残高（2024 年 3 月末）

	銀行名	分類	総資産
			兆ルピア
1	PT Bank Mandiri Persero	国営銀行	2,163.78
2	PT Bank Rakyat Indonesia Persero (BRI)	国営銀行	1,989.07
3	PT Bank Central Asia Tbk (BCA)	民間銀行	1,444
4	PT Bank Negara Indonesia Persero Tbk (BNI)	国営銀行	1,066.71
5	PT Bank Tabungan Negara Persero (BTN)	国営銀行	454.02
6	Bank Syariah Indonesia	国営銀行	357.90
7	PT Bank CIMB Niaga Tbk	民間銀行	332.99
8	PT Bank Permata Tbk	民間銀行	252.84
9	PT Bank OCBC NISP Tbk	民間銀行	252.41
10	PT Bank Pan Indonesia Tbk	民間銀行	221.99
-	PT Bank SMBC Indonesia Tbk	合弁銀行	200
-	PT Bank Mizuho Indonesia	合弁銀行	82
-	PT Bank Resona Perdania	合弁銀行	17

(出所) [finansial.bisnis.com](http://finansial.bisnis.com)、PT Bank SMBC Indonesia Tbk、PT Bank Mizuho Indonesia、PT Bank Resona Perdania より作成

#### ④国営銀行

国営銀行は、1968 年特別法に基づき政策金融機関として特定産業向け金融を担っていた。しかし、その後、業務としての実態は通常の商業銀行と差がなくなり、1992 年の新銀行法により各設置法が廃止され、現在は通常の銀行と同じ業務を行っている。現存する 4 行（図表 17-1 の 4 行と同じ）については、業務効率化と国際競争力向上の観点から、同一の持株会社への移管を通じた統合が検討されており、2025 年 3 月時点の支店数は 12,116 店と、インドネシア全体の 5 割以上を占めている。

#### ⑤民間商業銀行

民間商業銀行は、1988 年 10 月の金融規制緩和以降、63 行から 166 行へと大幅に増加したが、アジア通貨危機後の IBRA 主導による再編・淘汰で 2005 年には 70 行へと大幅減少した。民間商業銀行は、有力企業グループの経理機能から発展したものが多く、一部を除けば小規模な銀行が多い。なお、このうち小規模な銀行については、外為取引が禁止されている（民間非外為商業銀行）。2025 年 3 月時点の民間商業銀行数は 67 行、支店数は 7,602 店。

#### ⑥地方開発銀行

地方開発銀行は、ほぼ全ての州に設置され、地域経済の振興のための中小企業向け融資を主業

務としている。かつては長期金融専門機関と位置付けられていたが、1992年の新銀行法によって商業銀行に変更され、一般顧客からの預金も受け入れている。2025年3月時点の地方開発銀行数は27行、支店数は3,997店。

## ⑦外国銀行支店

インドネシアでは、外国銀行の支店に銀行免許を交付するにあたっては、全世界で総資産規模上位200行以内の銀行であることなどの要件が求められる。新規の免許交付は長らく行われておらず、邦銀では三菱UFJ銀行が1968年に支店形態で進出している。2025年3月時点、インドネシアに支店で進出している外国銀行は7行である。インドネシアに進出している日系銀行としては、三菱UFJ銀行や三井住友銀行、みずほ銀行、りそな銀行等が確認されている。

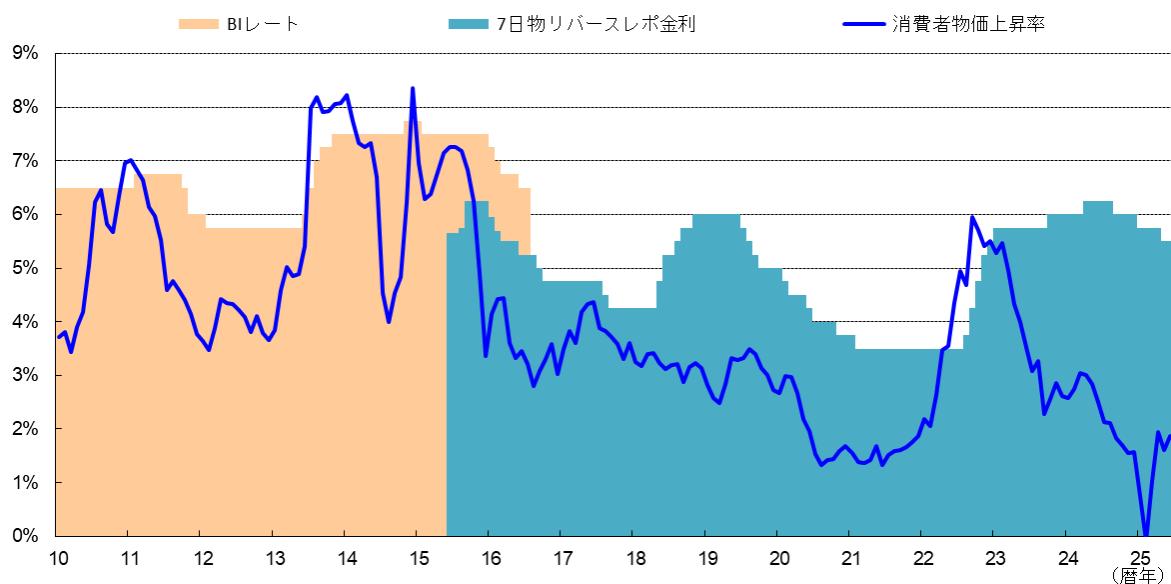
## 2. インドネシアの金融市場

### (1) 金融政策の変化と金利動向

インドネシアの金融政策決定会合は、大幅な外部環境などの変化がある場合を除き、毎月中旬に開催される。インドネシア中央銀行は基本的に金利調節で物価の安定を図っており、政策金利はCPI上昇率を上回るよう調整されている（図表17-4）。

政策金利の指標レートは、かつては中央銀行の貸出レート（BIレート）が用いられていたが、BIレートを参照した国内資金取引は限定的であり、市中金利への波及効果を期待しにくくなってきたことから、2016年8月に7日物リバースレポ金利（当時5.25%）へと変更された。

図表 17-4 政策金利指標と消費者物価上昇率の推移（再掲）



（注1）2016年8月からBIレートは政策金利指標ではなくなったため、以後記載せず。

（出所）Bank Indonesia 資料より作成

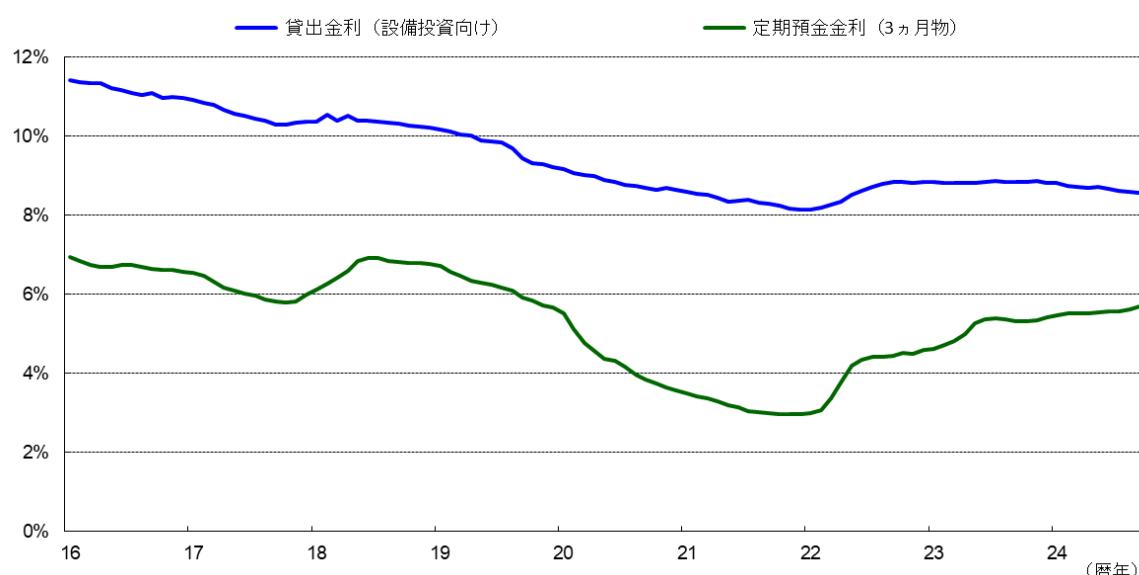
## (2) 金融市場の構造

商業銀行の貸出金利や預本金利は、いずれも商業銀行が自由に設定している。基本は両金利とも政策金利の影響を受けるが、金利の変化幅や方向性は必ずしも政策金利のとは一致しておらず、特に貸出金利は他行との競争もあり、従前に比べて政策金利の変動の影響が現れにくい状態である。

例えば、政策金利が7日物リバースレポ金利となった2016年8月から2018年4月までは政策金利の変動幅(▲1.00%)と同程度に、預本金利(商業銀行、3ヵ月物、▲1.10%)と貸出金利(商業銀行、設備投資向け、▲1.12%)は低下している。しかし、利上げ局面となった同年5月から12月までは政策金利が1.75%分引き上げられたのに対し、預本金利の上昇分が1.01%、貸出金利が同0.08%と限定的な動きを見せている。

このような状況の下、金融機関の利ザヤとなる貸出金利と預本金利の差は、2020年以降から拡大基調にあったが、2022年以降からは縮小しており、足下、設備投資向け貸出金利と定期預本金利(3ヵ月物)の差は約2.9%と、2019年末の約3.6%から縮小している(図表17-5)。

図表 17-5 政策金利と貸出・預本金利の推移



(出所) Bank Indonesia より作成

## 3. 資本市場

インドネシアの資本市場の設立は古く、1912年に同国最初の証券取引所(The Batavia Stock Exchange)がオランダ・東インド会社(The Dutch East Indies)によって設立された。この証券取引所は第一次世界大戦の影響で閉鎖され、同戦争終了後に一時再開されるが、第二次世界大戦により再び閉鎖された。

第二次世界大戦後、1952年に再び証券取引所が復活するが、当時の取引は株式の売買は活性化せず、インドネシア国債のみの売買に留まり、1988年時点においても上場企業は24社に留まっていた。

1988年の銀行部門や資本市場の規制緩和を契機に外国人投資家の関心が高まる中、インドネシアの上場企業数も1989年末には56社、翌90年末には122社へと増加に転じた。上場企業数が増加する一方、国内の証券取引所の統合も進み、1995年にはIndonesia Pararel Bourseがスラバヤ証券取引所に合併され、そのスラバヤ証券取引所も2007年にはジャカルタ証券取引所に合併され、合併後の取引所名はインドネシア証券取引所に改められた。

### (1) 株式市場

インドネシア証券取引所には株式、債券、株価指数先物、オプションなどが上場し、取引されている。上場会社に民営化した国営企業が多いことや、時価総額や取引において上位銘柄への集中度が高い点がインドネシアの株式市場の特徴となっている。

従来、インドネシアでは少数のファミリーが上場企業の株式を集中して保有していることから、海外投資家などより、ガバナンス面で透明性が低く、ディスクロージャーや少数株主保護が不十分であるとの指摘がされていた。このため、監督官庁OJK（インドネシア金融庁）やインドネシア証券取引所は、これらの解決を最優先の課題として取り組んでいる。

2025年6月時点、時価総額が最も大きい企業は、民間商業銀行最大手のバンク・セントラル・アジアで、時価総額は1,059兆ルピアとなっている（図表17-6）。また、国営銀行のバンク・ラヤット・インドネシア（561兆ルピア）やバンク・マンディリ（451兆ルピア）が時価総額の上位に入るなど、全般的に銀行の時価総額比率は高い。過去には時価総額上位10銘柄には外資系企業が入っていたものの、2025年6月時点では外資系企業は含まれていない。

図表 17-6 時価総額ランキング

	会社名	産業分類	時価総額 (兆ルピア)
1	バンク・セントラル・アジア	銀行	1,059
2	チャンドラ・アスリ・ペトロケミカル	化学	854
3	バリト・リニューアブルズ・エナジー	電力会社	786
4	バヤン・リソーシズ	エネルギー	660
5	アマン・ミネラル・インターナショナル	金属・鉱業	613
6	バンク・ラヤット・インドネシア	銀行	561
7	バンク・マンディリ	銀行	451
8	ディアン・スワスタティカ・セントーサ	エネルギー	413
9	DCI インドネシア	ソフトウェア・ITサービス	362
10	テレコム・インドネシア	通信	275

（注1）2025年6月末時点

（出所）Indonesia Stock Exchange より作成

株式市場の値動きを表す代表的指標として、ジャカルタ総合指数とジャカルタLQ-45種がある。前者はインドネシア証券取引所に上場する全銘柄から構成される時価総額加重平均指数で、1982年8月10日を基準日とし、その日の時価総額を100として算出される。

後者は同取引所で最も流動性が高い45銘柄から構成される時価総額加重平均指数である。上場

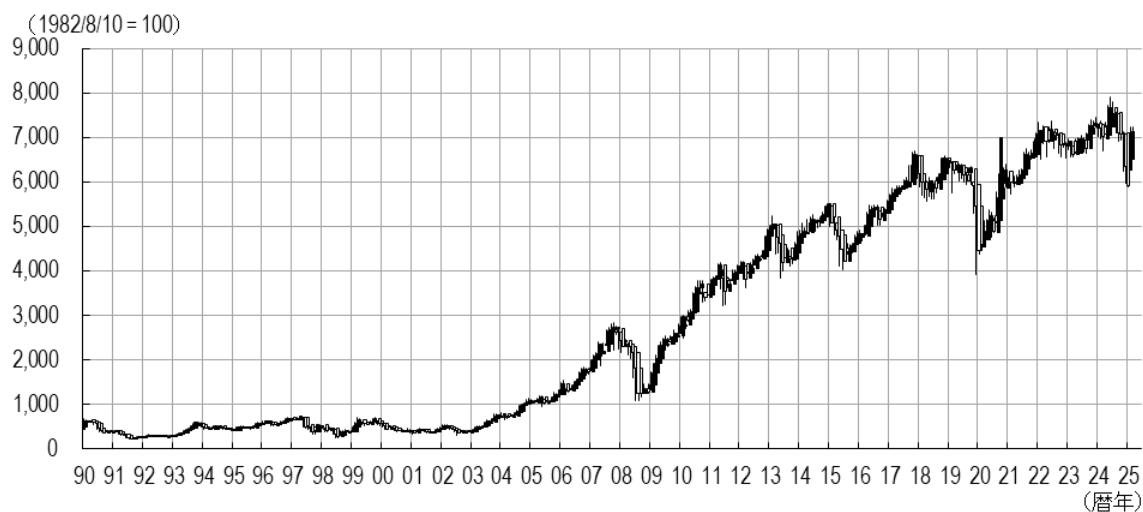
銘柄全体の時価総額と売買高それぞれの 70%以上をカバーするよう銘柄が調整されている。後者は 1994 年 7 月 13 日を基準日とし、その日の時価総額を 100 として算出されている。よって、株式市場全体の値動きを見るには、ジャカルタ総合指数の方が適している。

ジャカルタ総合指数の 1990 年以降の推移を見ると、2003 年までは 500 ポイント前後で推移していたが、2003 年からは世界的な株高を反映して同指数も上昇に転じた。2008 年 1 月には一時 2,838.48 ポイントと、2003 年 1 月の終値（388.44 ポイント）に比べ 5 年間で約 7 倍の水準に高騰した。その後、リーマン・ショックの影響を受けてジャカルタ総合指数も大幅に下落し、2008 年 10 月には一時 1,089.34 ポイントまで低下した。

しかし、内需主導の安定成長の期待が高いこともあり、インドネシア株式市場は、他の ASEAN 諸国との比較してリーマン・ショックからの回復は早かった。ジャカルタ総合指数は 2010 年にはリーマン・ショック前の高値を更新している。

右肩上がりで推移していた中で 2020 年は新型コロナウイルスの影響により、大幅な落ち込みを見せた。一時的に総合指数は 3,911.72 ポイントまで下落したものの、2020 年末には新型コロナウイルス前の水準まで回復しており、以降も堅調に上昇を続け、2025 年 6 月のジャカルタ総合指数は 6,927.68 ポイントまで上昇している（図表 17-7）。

図表 17-7 株価指数（ジャカルタ総合指数）の推移



（注） 1982 年 8 月 10 日を基準日とし、その日の時価総額を 100 として算出

（出所） MarketWatch.com より作成

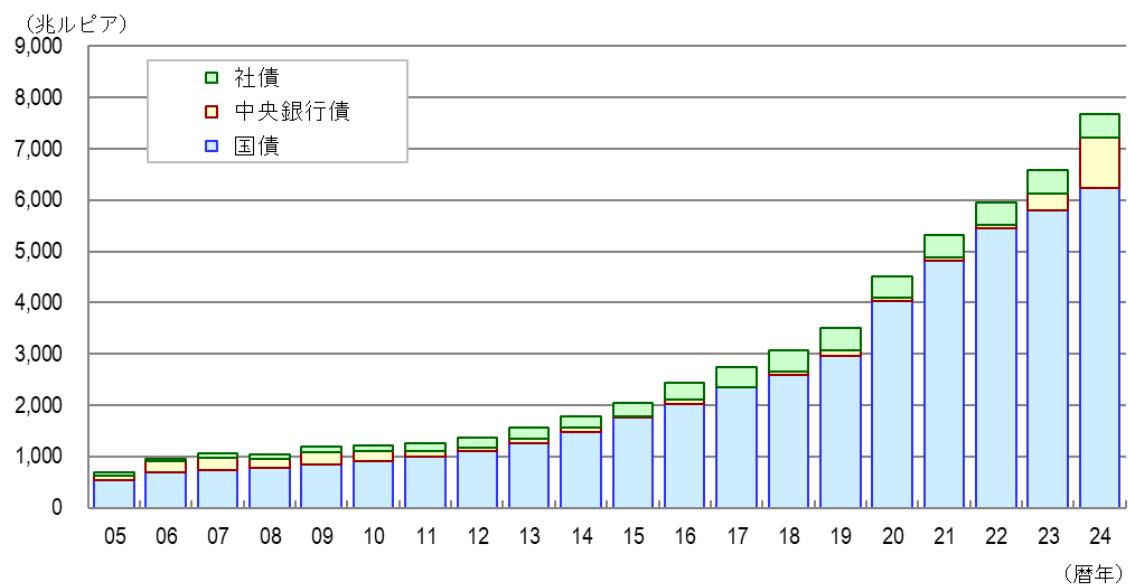
## （2）債券市場

インドネシアの債券市場は年々拡大している。ルピア建ての債券（国債、中央銀行債、社債）の発行残高は 2005 年末の 682 兆ルピアから 2024 年末には 7,688 兆ルピアと、当該 19 年間で市場規模は約 11 倍、年率平均 13.6% のペースで拡大している。

債券市場では、インドネシア国債のシェアが最も大きい。インドネシア政府は 2002 年の国債法制定後、国債を定期的に発行している。ちなみに 2006 年からは個人向け国債を、2008 年にはシャ

リア（イスラム法）国債も発行している。なお、インドネシアでは外貨建債権も多く発行されており、2024年12月時点の外貨建債券発行残高は1,486億ドルであり、内訳は外貨建て国債951億ドル、同社債は534億ドルとなっている。（図表17-8）。

図表 17-8 債券残高の推移



（出所）Asian Bonds Online より作成

## 第18章 資金調達

### 1. 日系企業の資金調達の現状

現地に進出している日系企業は現地通貨（ルピア）または外貨（ドル、円）を民間地場銀行、国営商業銀行、外国銀行支店、外資系合弁銀行などから借り入れることができる。2019年6月及び2022年12月に実施した現地ヒアリングでは、親会社からの出資（増資など）や親会社またはグループ会社からの借入（親子ローン、CMS）が主な資金調達先となっているが、一方、インドネシアはオフショアからの借入規制を踏まえ、グループ間の資金融通が難しいことから地場銀行からの借入を行っている日系企業もある。インドネシアでは2014年10月に一般事業法人の外貨建て対外債務規制に関する通達が発出されており、一定基準に該当する場合はインドネシア中央銀行への報告と外貨建て債務のヘッジなどを義務付けられることとなっている（詳細は次頁「2. 資金調達に係る規制」参照）。

株式公開（株式上場）での資金調達に関しては、日系企業の上場企業数自体は増加傾向にあるものの、現地パートナーである既上場企業の子会社化などのケースが多くを占めており、資金調達目的の上場はわずかである。また、社債での資金調達については、一部の金融機関、ノンバンク企業を除けば実施されていない。

邦銀による地場銀行やノンバンクへの出資・買収の動向としては、2019年2月には、インドネシア三井住友銀行がPT Bank Tabungan Pensiunan Nasional Tbk（BTPN）と合併、同年4月には、三菱UFJ銀行がPT Bank Danamon Indonesia Tbkと合併している。邦銀現地拠点は図表18-1を参照のこと。

図表 18-1 日系銀行の現地拠点リスト

邦銀名	銀行名	拠点名	都市圏
三菱 UFJ 銀行	MUFG Bank, Ltd.	ジャカルタ支店	ジャカルタ
		バンدون出張所	
		ブカシ出張所	
		MM2100 出張所	
		カラワン出張所	
		スンテル出張所	
		チェンカレン出張所	
		チカンベック出張所	
		デルタマス出張所	
		スルヤチブタ工業団地出張所	
		スラバヤ出張所	スラバヤ
三井住友銀行	PT Bank SMBC Indonesia Tbk	SBCS インドネシアなど 796 拠点	各都市圏
みずほ銀行	PT BANK MIZUHO INDONESIA	インドネシアみずほ銀行	ジャカルタ
りそな銀行・横浜銀行	PT BANK RESONA PERDANIA	ジャカルタ本店	ジャカルタ
		チカラム出張所	
		カラワン出張所	
		MM2100 出張所	
		デルタマス出張所	
		バンدون支店	バンدون
		スルヤチブタ出張所	スルヤチブタ
		スラバヤ支店	スラバヤ
		りそな・インドネシア・ファイナンス	ジャカルタ

(出所) 各行ウェブサイトより作成

## 2. 資金調達に係る規制（外部格付取得義務など）

アジア通貨危機の際、ルピア下落により対外債務の返済負担が大幅に増大した苦い経験を踏まえ、インドネシア政府は急増する外貨建て債務の規制を強化した。具体的には、2014年10月インドネシア中央銀行が、一般事業法人に対する外貨建て対外債務に関する規制（中銀通達16/20/PBI/2014）を、同年12月に、この規制を一部改訂した規制（中銀通達16/21/PBI/2014）と詳細を定めた Circular Letter（16/24/DKEM）を発表した。

これによると、外貨建て対外債務（外貨建てオフショアローン）を保有する一般事業法人は、①ヘッジ比率規制、②流動性比率規制、③外部格付取得義務の3つの規制の対象となる。①ヘッジ比率規制では、四半期末時点で（1）3ヶ月以内、（2）3ヶ月超6ヶ月以内に期日の到来する外貨建て債務が外貨建て債権を10万米ドル以上超過する場合、この超過部分の少なくとも25%をヘッジすること、②流動性比率規制では、四半期末時点で3ヶ月以内に期日が到来する外貨建て債務残高に対し、その残高の70%にあたる外貨建て債権残高保有が義務付けられること、③外部格付取得義務では、外貨建て対外調達を行う場合、事前に「BB-」以上の外部格付取得が義務付けられること、である。

外貨建て債務とは、基準となる四半期末から（1）3ヶ月以内、（2）3ヶ月超6ヶ月以内に決済期日の到来する外貨建債務で、外貨建調達の元利金、外貨建て買掛金、外貨売ルピア買為替予約、スワップ、オプション取引などが含まれる。

一方、外貨建て債権とは、現金、当座預金、普通預金、定期預金、市場売買可能な証券、基準と

なる四半期末から（1）3カ月以内、（2）3カ月超6カ月以内に決済期日の到来する外貨建債権、基準となる四半期より前に約定され、四半期末から（1）3カ月以内、（2）3カ月超6カ月以内に決済期日の到来する外貨買ルピア売為替予約、スワップ、オプション取引などが該当する。更に、過去1暦年における輸出比率が売上高の50%を超える輸出企業については、在庫も算入が可能となる。その場合、算入可能となるのは完成品では100%、仕掛品では50%、原材料では25%となり、治具や付属品は計算に含まれない。

①ヘッジ比率規制によると、ヘッジはインドネシア国内の銀行（邦銀の在インドネシア支店を含む）と行わなければならない。インドネシア国外の銀行とヘッジ取引を行った場合は外貨建て資産と認識せず、ヘッジ比率や流動性比率の計算にも含めない。

また、③外部格付取得義務では、格付有効期限は取得日から2年間とされている。格付会社はインドネシア国内の格付機関（PEFINDO、ICRAなど）も国外の格付機関（JCR、R&I、Moody's、S&P、Fitchなど）も同等に扱われる。ただし、新規格付取得には1件あたり100万円以上の費用が必要とされ、格付維持にも費用が生じるだけでなく、BB-以上の格付取得は多くの中堅・中小企業にとって困難でもある。したがって、③外部格付取得義務は、本邦中堅・中小企業のインドネシア子会社のオフショアローンの調達に大きな制約となることが懸念される。国際協力銀行はこれに対し、国際機関などの保証が付与された債務の借入は外部格付取得義務の例外とされる条項を利用して、中堅・中小企業向けに、外貨建てオフショアローンによる長期資金調達を可能とする保証付借入スキームを提供している。このような国際機関の保証付の債務以外にも、親会社からの債務、または親会社の保証付の債務には親会社の格付を使用可能であり、新設会社の場合、商業活動開始後3年以内は親会社（合弁の場合は最大株主）の格付を使用可能などの例外も存在している。

このほか、「同一グループ向けの貸出は資本金の25%以内、同一企業向けでは同20%以内」とする銀行の1企業グループあたりの法的貸出限度（Legal Lending Limit：LLL）も導入されている。

### 3. 商業銀行からの借入

日系企業の場合、材料の調達や設備投資をドルで行う企業を中心に、ドル建ての借入が多いが、ルピア建ての借入をしている企業も存在する。ルピア建ての借入は、運転資金やバイクの販売金融会社などでニーズが高い。ルピア建てであっても設備投資向けに最長7年の借入が可能だが、多くの場合3~5年となっている。

インドネシアの借入期間は総じて短い。売掛金も買掛金もサイトが1カ月程度であるため、借入期間も7日から1カ月の運転資金のニーズが多く、6カ月を超える資金ニーズはない。設備導入に伴う長期借入に関しても、5年以下が多いようである。2025年6月の現地調査では、設備導入に伴う長期借入については、以前は3年程度の期間が設定されることが多かったが、景気後退の影響により、5年程度の期間が設定されることが多いという意見もあった。

インドネシアでは、銀行の貸出金利の実質的な下限として、オーバーナイト資金の吸収オペに用いられるFASBI（Fasilitas Simpanan Bank Indonesia）レートが参照されている。企業が短期借入をする際には、FASBIレートが基準となり、信用力に応じてスプレッドが上乗せされる。従来、中銀の貸出利率であるBIレートも参考されたが、2011年頃からインターバンク金利がFASBIと

の連動を強め、BI レートから乖離する傾向が目立ってきた。インドネシアでは、コロナ禍の始まった 2020 年 3 月から利下げを開始、段階的に政策金利を引き下げ、その後は長い間政策金利は据え置きとされた。直近では、世界金融市場の不確実性や国内経済の堅調な動きを踏まえ、また、インフレ率上昇のリスクを軽減するために、2022 年 8 月に政策金利の引き上げが実施され、その後も金利の引き上げが続いた。引き上げ以前は 2.50% であった FASBI は、2025 年 2 月現在において 5.7% まで上昇している。

各銀行が公表する最優遇貸出金利（Prime Lending Rate）を確認すると、邦銀の金利水準は、地場商業銀行と比べて低い（2025 年 6 月末時点でのインドネシア金融庁のウェブサイトを確認したところ、PT Bank Rakyat、PT Bank Mandiri、PT Bank Central Asia のインドネシア上位三行の法人向け最優遇貸出金利が 7.82%～8.50% であるのに対し、三菱 UFJ 銀行、三井住友銀行、みずほ銀行の邦銀三行の同金利は 6.10%～7.95% であった）。これは、規模の小さい地場銀行が、預金獲得のため預資金利を高めに設定した上、マージンを確保するため、貸出金利を高めに設定したことによるようだ。ただし、実態の貸出金利を商業銀行間で比較すると、ドル・ルピアとともに邦銀と地場銀行との差が縮小しており、必ずしも邦銀の金利が低いわけではない、との情報もある。

#### 4. 株式・債券市場からの資金調達

インドネシアでは、外国企業の現地法人であっても株式市場や債券市場からの資金調達が可能であるが、実際に資金調達の場としてこれらの資本市場を利用している日系企業は少ない。特に株式公開については、日本の親会社が現地子会社の経営の主導権を保持したいと考えたり、株式公開では上場審査のほかに上場後も財務諸表の提出や開示などの義務が課せられたりすることが、資金調達の手段として選択されにくい主な理由のようだ。

##### (1) 株式上場による資金調達

インドネシア証券取引所に上場している日系企業の例を挙げると、1993 年にはマンダム（化粧品などの製造・販売）が新規公開し、1994 年には住友電工（電力ケーブルの製造・販売）が既上場企業に資本参加する形で、インドネシア子会社が上場している。2015 年には、地場シナルマスグループとの合併で GIIC 工業団地を開発する双日の関連会社が新規に上場した。

また、ユニ・チャーム（ベビー用品、女性用品、ヘルスケア用品の製造・販売）は 2019 年 12 月 20 日に上場した。

2019 年以降は、日系金融機関がパートナー企業の株式取得などを進めるることにより、結果的に上場企業の最終親会社となるケースが目立つ。2019 年 2 月には三井住友銀行の現地法人であるインドネシア三井住友銀行と Bank Tabungan Pensiunan Nasional が合併して Bank BTPN が発足し、三井住友銀行の上場子会社となった（図表 18-2 の No. 2 の Bank Tabungan Pensiunan Nasional Syariah は上記 Bank BTPN のイスラム金融子会社）。また、同年 5 月には三菱 UFJ 銀行が Bank Danamon Indonesia を子会社化している。三井住友海上火災保険は同年 7 月に Asuransi Jiwa Sinarmas MSIG への出資比率を 80% にまで引き上げ、同時に上場した。

また、最近のニュースでは、インドネシアで日本人が創業した、従業員向け福利厚生・短期ローンを提供するスタートアップ VENTENY が 2022 年 12 月にインドネシア証券取引所で上場し

た。日本人が創業したスタートアップの、東南アジアでの上場は初めてとなる。

図表 18-2 インドネシアで株式の上場が確認された日本企業（2025年9月末時点）

会社名	最終親会社
PT Bank Danamon Indonesia Tbk	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
PT Bank BTPN Syariah Tbk	三井住友フィナンシャル・グループ
PT Bank SMBC Indonesia Tbk	三井住友フィナンシャル・グループ
PT Asahimas Flat Glass Tbk	AGC
PT Adira Dinamika Multi Finance Tbk	三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
PT Hexindo Adiperkasa Tbk	日立建機
PT Uni-Charm Indonesia Tbk	ユニ・チャーム
PT MSIG Life Insurance Indonesia Tbk	MS&AD インシュアラ NS グループホールディングス
PT Bank JTrust Indonesia Tbk	J トラスト
PT Mandom Indonesia Tbk	マンダム
PT Mizuho Leasing Indonesia Tbk	みずほリース
PT Champion Pacific Indonesia Tbk	藤森工業
PT Sumi Indo Kabel Tbk	住友電気工業
PT Century Textile Industry Tbk	東レ、兼松、東海染工
PT Tembaga Mulia Semanan Tbk	古河電気工業株式会社
PT Hexindo Adiperkasa Tbk	日立建機株式会社

（出所）各種公表情報より作成

## (2) 社債の発行による資金調達

債券市場についても、流動性が低いことやルピア建ての調達金利が高いために、これまでの活用例は少なかった。

ただし、2011年12月に Fitch がインドネシアの格付けを BB+から BBB-へ、Moody's が Ba1 から Baa3 へ、2017年5月に S&P が BB+から BBB-へと、いずれも投資適格に引き上げたことが、現地債券発行に追い風となった。（各機関ともその後格付けを 1 ノッチずつ引き上げており、2025年6月時点の格付けは Fitch が BBB、Moody's が Baa2、S&P も BBB となっている。現在、現地商業銀行が積極的に手掛けていない中長期（5～10年）の資金ニーズに対し、社債がその資金調達手段として検討されるケースも出てきている。

2022年11月時点における日系企業の社債（Bond 及び Islamic Sukuk）の発行状況については、Bank BTPN（三井住友銀行）が2件でおよそ64百万米ドル、Bussan Auto Finance（三井物産）が11件でおよそ264百万米ドル、Mitra Pinasthika Mustika Finance（ジャックス）が6件でおよそ64百万米ドル、Bank Danamon Indonesia の子会社で消費者金融サービスを提供する Adira Dinamika Multi Finance が19件でおよそ356百万米ドルの社債を発行している。2024年にも、Bank BTPN

が2件でおよそ85百万米ドル、Adira Dinamika Multi Financeが3件でおよそ165百万米ドルの社債を発行するなどの動きを見せてている。

年限は主に1・3・5年の3種、クーポンレートは3.500～9.750%で、総額748百万米ドルを調達している。インドネシアの上場債券のプライシングは、基本、国債のイールド・カーブを基に信用力に応じたスプレッドが考慮されて決まる。ただし、流通市場における流動性は依然として低い。

図表 18-3 インドネシアで社債の発行が確認された日本企業（2025年9月末時点）

会社名	最終親会社
PT Adira Dinamika Multi Finance Tbk	三菱UFJフィナンシャル・グループ
PT Bank BTPN Tbk	三井住友フィナンシャル・グループ
PT Bussan Auto Finance	三井物産
PT JACCS Mitra Pinasthika Mustika Finance Indonesia	ジャックス
PT Toyota Astra Financial Services	トヨタ

（出所）各種公表情報より作成

## 第19章 労働事情

### 1. 労働法の体系

インドネシアの主な労働法制として、雇用関係については 2003 年制定の労働に関する法律及び 2000 年制定の労働組合に関する法律があり、社会保険関係については 2011 年制定の社会保障団体に関する法律及び 1992 年制定の年金基金に関する法律、労働紛争関係については 2004 年制定の労使紛争解決法がある。

2019 年 10 月、ジョコ元大統領は、外国直接投資を誘致、経済成長を促し、雇用機会を創出することを主な目的として、新たな雇用創出法の草案を提案した。この新たな雇用創出は、オムニバス法<sup>5</sup>と呼ばれ、ビジネスライセンスの簡素化、投資条件、雇用などの 11 のポイントから成り立っている。インドネシアの労働法は以前から労働者有利な内容となっていたが、雇用創出法（オムニバス法）が運用されれば、解雇や最低賃金上昇率の計算方法などの面で企業側に有利な改正が行われることとなる。そのため、草案提出以降、労働組合や学生団体から反発の声が上がっている。他方、コロナ禍からの経済回復を優先した政権は、2020 年 10 月に雇用創出法（オムニバス法）を国会で採決し、以降、雇用創出法（オムニバス法）に基づき、既存の労働法を改正する幾つかの政令が発出されている。しかし、2021 年 11 月には、憲法裁判所が政府に対して、雇用創出法（オムニバス法）の立法手順に欠陥があったと指摘、2 年以内の一部法改定を命じ、改定がなされなければ雇用創出法（オムニバス法）は違憲となるとの判決がなされ、2022 年にインドネシアにおける雇用創出法に関する法律代行政令 2022 年第 2 号が発出、2023 年に批准された。2025 年現在、国会では労働法など複数の法律改正が優先議題として検討されており、流動的な部分が残っているものの、本章では、雇用創出法（オムニバス法）に基づく主要な変更ポイントについても併せて記載する。

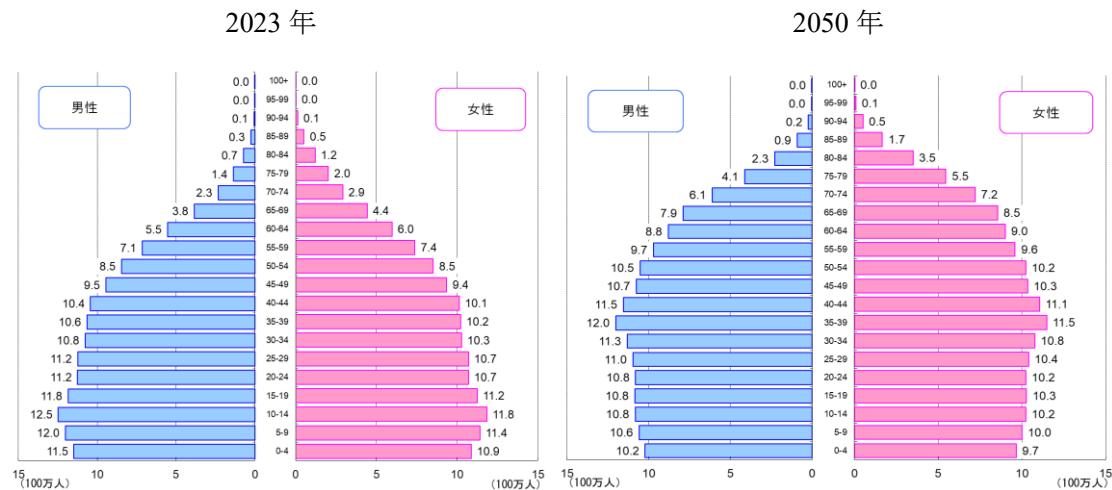
### 2. 労働市場と雇用情勢

#### (1) インドネシアの労働市場

図表 19-1 は、インドネシアの人口構成を 2023 年と 2050 年で比較したものである。2023 年の総人口は約 2.81 億人で、そのうち、15 歳から 64 歳までの労働人口は約 1.91 億人と、総人口の 68% を占める。人口ピラミッドは富士山型を示している。一方、2050 年の推計では、人口ピラミッドは釣鐘型に変化している。総人口は約 3.21 億人に増加し、労働人口も 2.11 億人まで増加する。2050 年の総人口に占める労働人口の比率は 66% と、2023 年よりも 2% ポイント低下するものの、依然として労働力は豊富である。

<sup>5</sup> オムニバス法とは、幾つかの法定の規制を正式に 1 つの新しい法律としてまとめる（改正する）ことといわれる。

図表 19-1 インドネシアの人口構成の変化

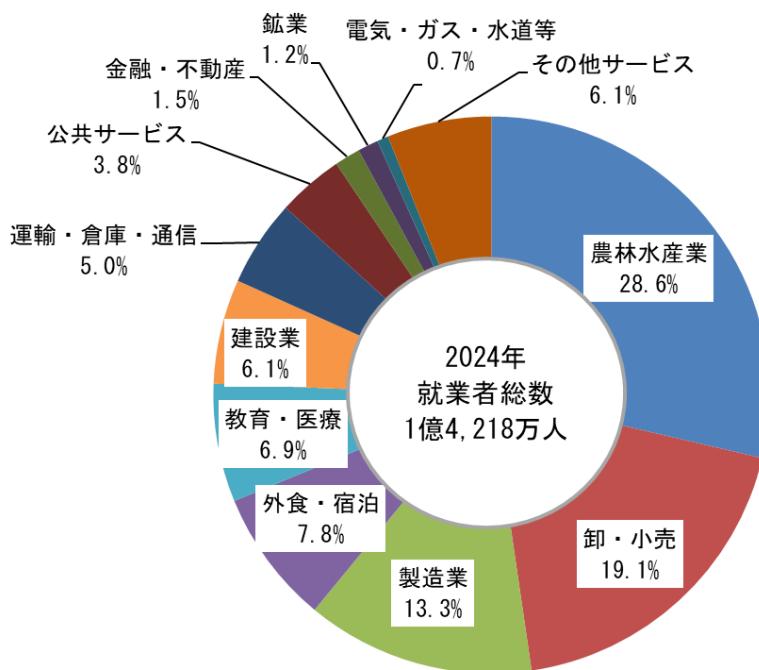


(出所) 国際連合「World Population Prospects 2024」より作成

## (2) インドネシアの就業構造

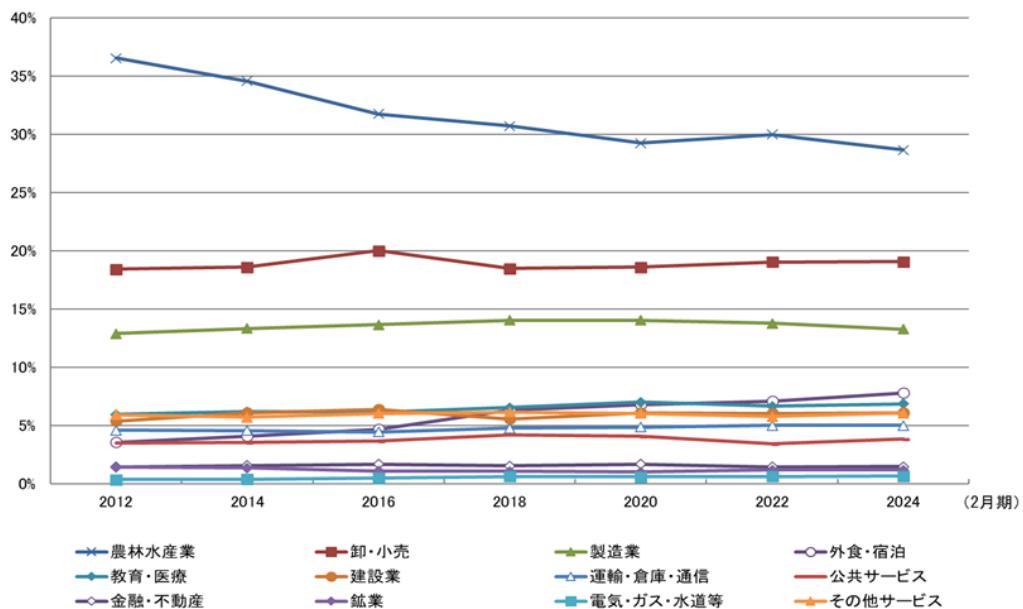
就業者の産業別構成比（2024年）を見ると、農林水産業従事者が全就業者の28.6%を占め、構成比では最大となっている。以下、構成比が大きい順に、卸・小売（19.1%）、製造業（13.3%）が続く（図表19-2）。また、時系列で見ると、2012年から2024年にかけて、農林水産業従事者の構成比が低下（△7.9%）し、外食・宿泊業の割合が上昇（+4.2%）していることが窺える（図表19-3）。

図表 19-2 就業者の産業別構成（2024年2月）



(出所) インドネシア中央統計庁より作成

図表 19-3 産業別構成比の推移



(注) 2023 年度の値は異常値と思われる値が存在しているため、除外

(出所) インドネシア中央統計庁より作成

### (3) インドネシアの雇用情勢

インドネシアは、労働人口が多い。このため、どちらかと言えば労働者の「質」よりも「量」が求められる一般ワーカーの採用では、企業の「買い手市場」にあり、「量を確保する」という点ではあまり問題にならないようである。

実際に一般ワーカーの採用は容易との意見がよく聞かれる。一方、優秀なエンジニアやスタッフの採用は、専門的な知識や技術を有する人材が少ないとことなどから、それほど容易ではない。現地ではインターンとして受け入れた学生を採用する事例なども聞かれている。また、将来的には現地スタッフに権限を委ねることを目的に、次期幹部候補となり得る、日本語のできる優秀なインドネシアの人材採用を積極的に行う企業なども存在する。2025 年 6 月の現地日系企業インタビューにおいては、若くて優秀な IT 系の人材が定着しにくいという傾向がある一方で、ジャカルタでは、求人数に対して応募者数が上回っており、問題になっているという意見が聞かれた。

## 3. 賃金

### (1) 賃金に関する法制度

賃金に関する法令には、労働法（2003 年第 13 号）の他、時間外労働と時間外労働手当に関する労働移住大臣令 2004 年 102 号、最低賃金の決定方法を定めた同大臣令 2024 年 16 号、最低生活費について定めた労働大臣令 2020 年 18 号などがある。

賃金は解雇時の解雇手当及び退職金の算出の基準となり、基本給以外に、家族手当、交通費、食事手当、残業代などを含む。また、賃金のうち 75% 以上が基本給でなくてはならないことが労働法で定められている。また、雇用創出法（オムニバス法）では「同一労働同賃金」の原則が、労

働法に明記されることとなった。

## (2) 最低賃金

「賃金に関する政令 2015 年 78 号」では、最低賃金の上昇率がインフレ率と経済成長率を足し合わせた水準と定められていた。従来、インドネシアでは、アジア通貨危機後の民主化と地方分権の流れを反映し、最低賃金は地方別に決定されることが法令で規定され、更にこの地方別最低賃金に基づいて地方ごとに産業分野別の最低賃金が決定されることとなっていた。2025 年の最低賃金については、「最低賃金の決定方法を定めた労働大臣令 2024 年 16 号」により、前年比 6.5% の引上げが義務付けられ、州知事はこれを踏まえ州の最低賃金や業種別最低賃金を設定した。ジャカルタにおいては、ジャカルタ首都特別州知事決定 2024 年第 832 号（2025 年第 145 号により改正）により、業種別の最低賃金も規定されている。なお、政令 2021 年第 36 号（政令 2023 年第 51 号により改正）に基づき、零細・小企業（外資企業は該当せず）については、最低賃金を下回る賃金設定も可能となつたが、雇用主と従業員の合意に従い少なくとも州の平均消費額の 50% 又は貧困ラインの 25% 以上の賃金を支払わなければならないとされている。

最低賃金は進出する地域や業種によって異なる。日本企業の進出が多いジャカルタ特別州、西ジャワ州地域の最低賃金を見ると、工業団地の多い西ジャワ州のブカシ県やブカシ市、カラワン県の最低賃金が首都のジャカルタ特別州の最低賃金を上回っている（図表 19-4）。

図表 19-4 日本企業の進出が多い地域の最低賃金推移（再掲）

（単位：1,000 ルピア）	2020 年	2021 年	2022 年	2023 年	2024 年
ジャカルタ首都特別州	4,276	4,416	4,473	4,902	5,067
西ジャワ州	1,810	1,810	1,841	1,987	2,057
ブカシ市	4,590	4,783	4,817	5,158	5,343
ブカシ県	4,499	4,792	4,792	5,137	5,219
カラワン県	4,594	4,798	4,798	5,176	5,257
ブルワカルタ県	4,039	4,174	4,174	4,465	4,499
デポック市	4,202	4,340	4,377	4,694	4,878
ボゴール市	4,170	4,170	4,330	4,639	4,813
ボゴール県	4,084	4,217	4,217	4,520	4,579
バンドゥン市	3,624	3,742	3,775	4,048	4,209

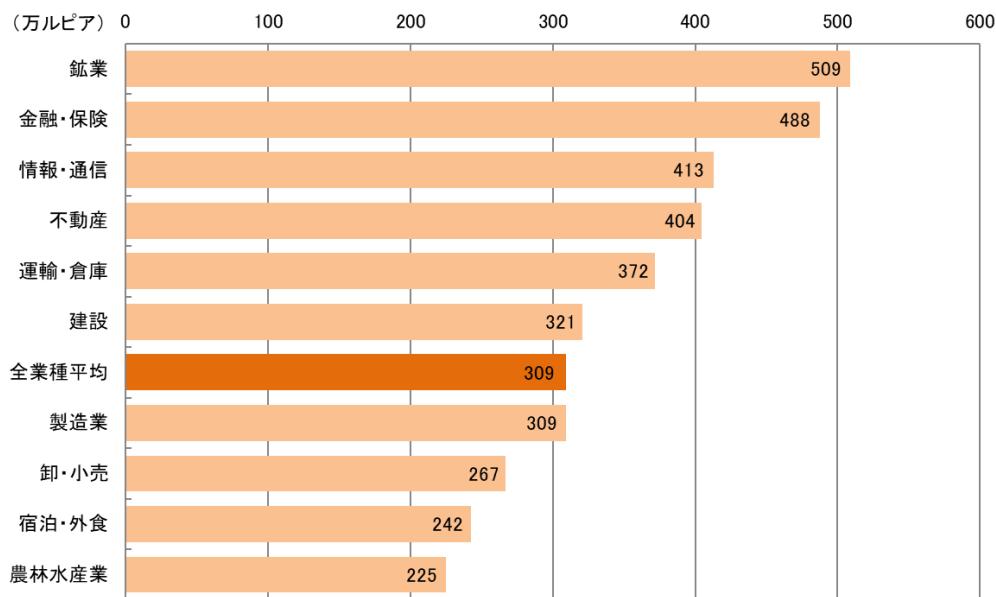
（出所）JETRO 資料より作成

## (3) 平均的な賃金水準

インドネシアの 2025 年の全産業平均の賃金水準は月額 309 万ルピアであり、ほぼ全産業セクターで上昇傾向にある。主要産業について見ると、鉱業（509 万ルピア）、金融・保険（488 万ルピア）や情報・通信（413 万ルピア）などでは賃金水準が平均を大きく上回る一方、製造業（309 万

ルピア)、卸・小売 (267 万ルピア)、農林水産業 (225 万ルピア)、宿泊・外食 (242 万ルピア) の賃金水準は平均を下回る水準であり、産業間で大きな格差が生じている (図表 19-5)。

図表 19-5 主要産業における平均賃金 (2025 年 2 月、月額)



(出所) インドネシア国家統計局より作成

#### (4) 周辺諸国との賃金比較

ジャカルタの日系企業の従業員賃金を周辺諸国的主要都市と比較すると、ジャカルタはビエンチャン (ラオス)、プノンペン (カンボジア)、マニラ (フィリピン) より高く、上海 (中国) やクアラルンプール (マレーシア) よりも低い (図表 19-6)。2024 年の賃金上昇率は 3.38% (ジャカルタ)、4.10% (バタム) となっている。なお、日系企業が多く進出しているバタム島においては、ワーカー、エンジニア、中間管理職などの賃金もジャカルタよりも低い水準となっている。

図表 19-6 周辺諸国との日系企業平均賃金比較（米ドル）

	香港	シンガポール	上海	バンコク	マニラ
ワーカー（一般工職）	2,138	2,195	832	437	314
エンジニア（中堅技術者）	3,536	3,108	1,434	781	478
中間管理職（課長クラス）	4,889	4,909	2,217	1,622	1,042
『企業名目賃金上昇率	2021年：1.5% 2022年：2.3% 2023年：3.0%	2021年：3.9% 2022年：6.5% 2023年：5.2%	2020年：7.9% 2021年：10.2% 2022年：6.9%	2021年：0.92% 2022年：4.36% 2023年：0.45%	2022年：6.15～6.60% 2023年：7.02～7.50% 2024年：5.74～6.11%

	クアラルンプール	ムンバイ	ジャカルタ	バトム	ホーチミン
ワーカー（一般工職）	490	337	475	318	329
エンジニア（中堅技術者）	917	543	600	432	619
中間管理職（課長クラス）	1,773	1,490	1,295	955	1,215
『企業名目賃金上昇率	2021年：4.43% 2022年：5.35% 2023年：5.56% (非管理職)	2021年：8.0% 2022年：5.0% 2023年：25.0%	2022年：3.57% 2023年：7.17% 2024年：3.38%	2022年：0.85% 2023年：7.50% 2024年：4.10%	n. a.

	ビエンチャン	プノンペン	ダッカ	ヤンゴン
ワーカー（一般工職）	115	243	95	148
エンジニア（中堅技術者）	203	453	241	351
中間管理職（課長クラス）	672	1,049	567	713
『企業名目賃金上昇率	n. a.	n. a.	2020/2021年度：6.12% 2021/2022年度：6.06% 2022/2023年度：7.04%	n. a.

(出所) JETRO「投資コスト比較」より作成

また、インドネシア（ジャカルタ）の中間管理職の賃金はベトナム（ホーチミン）やカンボジア（プノンペン）をやや上回る程度であるが、インドネシアのワーカーの賃金は継続的な最低賃金引き上げによりカンボジアとの差は相対的に大きく、2024年11月時点では、インドネシアのワーカー賃金はカンボジアの2倍近い水準となっている。

## 4. 雇用関係

### (1) 労働規制の概要

インドネシアでは、1990年代後半から労働関連法の整備が進められている。1997年10月に制定された改正労働法は、労使双方からの反対により施行が凍結され、2002年9月に廃止された。それに代わる法律として2003年3月に新たに労働法が公布され、2004年には労使紛争解決法も制定された。

2003年3月の労働法は労働民主化と評され、雇用、賃金、ストライキ、解雇、退職金などを規定し、労働関連各法規の基本法と位置付けられている。労働者保護に重点を置いた内容となつたことから、企業にとって労務管理が大きな課題となっている。特に、経営側による一方的な労使関係の終了（解雇）は原則として産業関係紛争解決機関による決定が必要とされることが特徴である。労働規制に関する事項は、雇用創出法（オムニバス法）が改正した労働法でも規定されていたが、2024年に、これらのうち、賃金や解雇などの労働者保護に関する複数の規定について、インドネシア憲法裁判所が違憲と判断しており、今後改正が行われるものと推測される。

### (2) 従業員の採用

一般ワーカーの採用は、新聞広告・自社ホームページ・工場門扉での求人掲載や、人材会社の

利用、学校での求人など様々な方法で募集が行われている。採用形態では、当初は期間に定めがある契約社員として採用した後、優秀な人材を社員として採用するケースが多い。なお、契約社員としての契約期間は最長 5 年間である（更新を含む）。

一方、スタッフやエンジニアについては、当初から期間の定めのない正社員として採用する企業が多い。採用にあたっては、人材会社や自社ホームページなどの募集に加え、既存スタッフ社員からの紹介や、閉鎖・撤退した企業のスタッフ経験者の採用などで補充される。

外資企業には原則としてインドネシア人従業員の雇用が義務付けられており、外国人の採用には制限がある（詳しくは同章「9. 外国人就労規制と労働許可の取得」を参照）。更に、一定以上の従業員を域内居住者から採用することを求める通達を出す地域もあり、留意を要する。

### (3) 従業員の解雇

通常、雇用期間の定めのない被雇用者（いわゆる正社員）には 3 カ月間の試用期間が与えられ、その期間内に不十分な点が見つかった場合は、解雇することができる。試用期間については、雇用契約書において規定される。試用期間経過後の正社員の解雇にあたって、正社員が解雇に同意しない場合には、調停、斡旋、労働裁判所での裁判等によって解決される必要がある。また、会社は従業員に対して少なくとも 14 日前までに解雇通知を行う義務がある。さらに、2022 年より導入された失業保険制度（JKP）により、解雇された従業員は一定の条件を満たせば給付を受けることができる。企業は BPJS（社会保障機関）への登録と手続きが求められる。

2023 年、1945 年インドネシア共和国憲法に対する審査に関する決定 168 号という、労働者を解雇する際の合意に失敗した場合の解雇には労働裁判所の判決が必要である旨の判決が、憲法裁判所によって下された。なお、労働者を解雇するためには配置転換や労働時間の調整などの解雇回避に向けた努力を行わなければならず、この点については、この判決前後で変わっていない。その上で、今回の判決によって、労働者を解雇する際には、まず、使用者は、解雇理由を労働者（または労働組合）に通知しなければならない。そして、労働者が解雇に応じない場合には、労使間交渉によって解決を図らなければならない。それでもなお解決しない場合は、労使紛争解決制度に委ねることになる。

次に、法定の解雇事由の拡大がなされ、法定の解雇事由が労働法にまとめられた。また、雇用契約、就業規則または労働協約をもって、その他の解雇事由を定めることもできる。雇用創出法（オムニバス法）に基づく労働法では、使用者が支払猶予の裁判所決定を受けたこと、企業が赤字を理由に閉業を伴わずに経営合理化を行うことなどが解雇事由として追加された。

### (4) 退職金

正社員を解雇する場合、従業員は、雇用の終了事由に応じて、図表 19-7 を基に計算される額を下限とした退職金を受ける権利が与えられる。原則的に、退職金は勤務年数に応じて増額される仕組みとなっている。

ただし、自発的に退職した正社員は、雇用契約などで別途定めていない限り、図表 19-7 に記載の権利補償金以外の金額を受ける権利はない。

図表 19-7 退職金表

勤務期間	A (給料)	B (給料)
1年 未満	1ヶ月	-
1年 以上 2年 "	2ヶ月	-
2年 " 3年 "	3ヶ月	-
3年 " 4年 "	4ヶ月	2ヶ月
4年 " 5年 "	5ヶ月	
5年 " 6年 "	6ヶ月	3ヶ月
6年 " 7年 "	7ヶ月	
7年 " 8年 "	8ヶ月	4ヶ月
8年 " 9年 "		
9年 " 12年 "		5ヶ月
12年 " 15年 "		6ヶ月
15年 " 18年 "		7ヶ月
18年 " 21年 "		8ヶ月
21年 " 24年 "		10ヶ月
24年 "		

(注) ここでいう「給料」は、基本給と全ての固定手当をあわせたものを指している。

退職金は、以下から構成され、雇用の終了事由に応じて支払義務や支払額が異なる。

- ① 従業員の勤続年数に基づいて計算される退職手当（上記 A）
- ② 一定期間勤務した従業員に支給される勤続功労金（上記 B）
- ③ 残りの年次休暇、交通費などの従業員の権利に対する補償（権利補償金）
- ④（就業規則などに定めのある場合の）手切れ金

インドネシアは、一旦正社員として採用すると解雇することは容易でなく、ゆえに解雇コストも大きい。そのため、従業員の半分程度を契約社員（コントラクトワーカー）として採用し、景気変動に伴う雇用調整を行っている企業もある。

なお、雇用創出法（オムニバス法）に基づく労働法改正により、権利補償金に関する制度に変更があった。権利補償金については、従前は、未消化の年次有給休暇、帰省費用、住宅・医療・健康手当に対する補償金（退職手当と勤続功労金の合計額の 15%で計算）、雇用契約・就業規則・労働協約のいずれかによって定められたその他の補償金の 4 つで構成されていたが、このうち、住宅・医療・健康手当に対する補償金が撤廃された。

また、旧労働法には、雇用契約の終了事由に応じて退職金の金額を定める規定があった（例えば、経営合理化のための整理解雇の場合には、退職手当は 2 倍になるなど）が、これらの規定は新たな労働法では削除されている。

## 5. 労働条件

### (1) 雇用契約

インドネシアでは、契約社員の定義（雇用期間に制限がある社員）、就業可能業務、就業時間、賃金などは、労働法（2003 年法律第 13 号）に基づき決定されている。

従来の労働法では、期間 2 年以内での契約を結び、最長 1 年の契約期間の変更（契約期間の変更は 1 回のみ可能）及び最長 2 年の更新が認められているため、合計で最長 5 年間まで契約社員として就業することが可能とされていたが、雇用創出法（オムニバス法）に基づく改正によって、このような契約期間の変更、更新に関する規定が撤廃され、延長を含めて最長 5 年間とされた。また、「仕事が長期にわたらざに完成する見込みである」「仕事の種類・性質は永続的であってはならない」「永続的な業務には有期雇用契約を用いることができない」との制約が付されている。なお、就業可能業務や契約期間に関する規制に企業側が違反した場合、契約社員は、期間の定めがない正社員扱いとなる。

有期雇用契約は、書面でかつインドネシア語で締結しなければならないとされている。

また、今回の改正によって、新たに、使用者は、雇用期間の満了時または業務の完了時に、労働者に補償金を支払わなければならなくなつた。この補償金は、（勤続月数/12）×1 ヶ月分の給与で算出されることが、2021 年政府規則第 35 号で定められている。

## （2）アウトソーシング

改正前の労働法では、業務委託や派遣について規制が設けられており、基本的には、例外的な場面として位置付けられ、「付随的な業務に限られる」とされていた。雇用創出法（オムニバス法）に基づく労働法改正により、業務委託と派遣労働を特段区別せず、外部労働力の利用一般を「アウトソーシング」という概念によって規律されることとなつた。また、以前の労働法では、規制に違反した場合には、業務委託会社や派遣受入企業が法的責任を負うとされていたが、今回の改正では、業務受託会社や派遣会社が法的責任の主体であるとされた。なお、2025 年 5 月時点で、プラボヴォ大統領がアウトソーシングに関する政策の見直しも進めているという報道もあるため、今後の動向に注視が必要である。

## （3）就労規制

以下は、インドネシアにおける主要な就労規制である。雇用創出法（オムニバス法）に基づく改正のポイントと併せて記載する。

### 【主要就労規制】

#### ①賃金：

- ・固定手当を含む基本給は、その地域の最低賃金を下回ってはならない。

#### ②就業時間：

- ・週 5 日の場合、1 日 8 時間以内、週 40 時間以下。
- ・週 6 日の場合、1 日 7 時間以内、週 40 時間以下。

（1 日の最大残業時間は 4 時間、そして 1 週間の残業は合計 18 時間までとする。）

### <改正のポイント>

旧労働法では、最大残業時間は 1 日 3 時間、1 週間 14 時間であるとされていたが、改正

で残業時間が延長された。

③休日 :

- ・法律で定める有給休暇のほか、忌引、結婚休暇、病休、出産休暇、国民の義務や宗教的な義務を果たすための休暇。

(休日は 6 日営業日の 1 週間に對し 1 日休みとする。)

<改正のポイント>

旧労働法では、1 週間のうち最低 2 日の休日もしくは 1 日と選択肢が用意されていたが、今回の改正で選択肢がなくなり、最低 1 日とされた。ただし、1 週間合計の就業時間が 40 時間以内であれば問題なく、業界によっては、8 時間労働の 5 日営業日の 1 週間のままでも良いとされている。

また、旧労働法では、6 年間継続して勤務している労働者に対し、2 ヶ月の長期休暇を与える必要があるとなっていたが、改正によりこれは義務ではなくなり、自由に設定できるようになった。

④休憩 :

- ・4 時間以上連續で勤務した場合、雇用者は、30 分以上の休憩を与える。

⑤退職金・慰労金など :

- ・勤続年数に応じた退職金、慰労金などの支払い。

主要な労働条件は、雇用契約で規定する必要がある。10 人以上の従業員を雇用する雇用者は、就業規則を制定しなければならない。また、インドネシアでは、労働組合と雇用者が自主的かつ自由に交渉を行い、賃金や雇用条件に関して団体協約を結ぶことができる。このような協約は政府の認可を受けなければならず、最長 2 年まで有効であり、1 年間の延長も可能である。

#### (4) 賃金表の作成と全従業員への通知義務

インドネシアでは、2017 年 3 月 21 日に「インドネシア労働大臣令 2017 年第 1 号」が発令された。これは「賃金に関する政令 2015 年第 78 号」で定められていた、賃金の構成表の作成と全従業員への通知の詳細を記したものである。賃金表に記載すべき情報は、それぞれの役職（または等級）の賃金の最低額と最高額である。

また、労働大臣令 2017 年第 1 号では、賃金の構成表を策定していない企業は、2017 年 10 月 23 日までには①賃金表の作成、②作成したことを全従業員に通知することの 2 点が義務付けられている。なお、労働局から求められた場合の「提示」や有効期限が 2 年である就業規則や労働協約

の登録・更新の申請時での「提示」は必要だが、労働局への「提出」自体は必要ない。本規制の対象は、就業規則の提出義務の対象（社員が 10 人以上の企業）と異なり、現地社員を 1 人でも雇っている企業が対象となる。

2021 年には政令 2021 年第 36 号が施行され、雇用主は、企業の能力と生産性を考慮して、企業内の賃金構造と賃金水準を策定し、実施する義務が課された。その後、2023 年の政令 2023 年第 51 号が施行され、当該企業での就労期間が 1 年以上の労働者の賃金は、賃金の構成表に基づくことが規定されている。

#### (5) 宗教大祭手当（レバラン手当）

宗教大祭手当（レバラン手当）とは Tunjangan Hari Raya (THR) のことで、各宗教（イスラム、カトリック、プロテstant、ヒンズー、仏教、儒教）の大祭日に合わせ、基本給と固定手当からなる固定給 1 カ月分（勤続期間が 1 年以上の場合は）の支給が義務付けられた手当を意味している。

2016 年 3 月 8 日、インドネシア政府は会社の労働者の宗教大祭手当に関する労働大臣規程 1994 年第 4 号の規程を取り消した上で、新たに同内容に係る 2016 年第 6 号を発令した。勤続期間が 1 年未満の従業員（正社員・契約社員）に関し、従来は、勤続期間 3 カ月以上の従業員が月割計算での THR の支給義務対象者であったが、当該大臣令の規定により「1 カ月以上」の勤続期間に改正された。

#### (6) その他

インドネシア国民の約 90% がイスラム教徒であり、1 日 5 回のお祈りが義務付けられている。そのため、就業時間内に少なくとも 2 度のお祈りの時間を考慮に入れる必要がある。1 回あたりのお祈りの時間は約 10~15 分である。また、金曜日にはモスクに訪れて礼拝する「金曜礼拝」の習慣があり、金曜日の午後からは社員が退社するケースが多い。

### 6. 社会保険

インドネシアの社会保険には、以下①～⑤がある。

- ① 労働者災害保険
- ② 死亡保険
- ③ 退職保険
- ④ 年金保険
- ⑤ 健康保険

退職保険は本人の自己負担分（給与の 2%）と雇主負担分（給与の 3.7%）から構成され、健康保険は本人の自己負担分（給与の 1%）と雇主負担分（給与の 4%）から構成されているが、労働者災害保険、死亡保険については、自己負担はなく、全て雇主が負担する仕組みとなっている。また、年金保険は退職保険と同様に、本人の自己負担分（給与の 1%）と雇主負担分（給与の 2%）

から構成されている。

労働者災害保険の負担率は月給の0.24～1.74%（業種により負担率が異なる、全額雇用主負担）であり、死亡保険の負担率は月給の0.3%（全額雇用主負担）である。

なお、雇用創出法（オムニバス法）により国家社会保障制度法の一部が改正されて、新たに、失業保険が導入された。対象は、解雇された労働者であり、失業保険の内容は、最長6ヵ月間・月給の60%の現金給付、労働市場の情報へのアクセス、職業訓練となる。給付の詳細や要件は、政令2021年第37号、2025年第6号で規定されており、自己都合退職・定年・障害・死亡などが対象外であることが明記されている。

## 7. 労働組合・労使紛争

インドネシアでは、長い間、労働組合の設立が規制されていたが、1998年6月、政府がILO第87号条約（結社の自由及び団結権の保護条約）を批准し、労働組合の設立を自由化した。全ての従業員は、労働組合を結成し、労働組合の組合委員となる権利を有する。労働組合は、10名以上の労働者が加入することにより、結成することができる。その結果、インドネシアではSPSI（全インドネシア労働組合総連合）をはじめ、多数の労組が設立・登録されている。

ストライキは最低賃金や賃上げなどの賃金に関する事項及び労働者社会保障などの福利厚生に関する事項を原因とし、発生件数は年により大きく変動する。

## 8. 労使紛争の種類

インドネシアにおいては、2004年に制定された労働裁判所及び労働事件訴訟法に基づき、労働関係に関する紛争は以下の4種類に分類される。

- ① 権利に関する紛争：法規、雇用契約、就業規則または労働協約の解釈及び適用に関する相違の結果として生じる、権利が認められていないことを主張する紛争
- ② 利害に関する紛争：雇用契約、就業規則または労働協約において定められた雇用条件に関する理解の不一致の結果として雇用関係において生じる紛争
- ③ 雇用契約終了に関する紛争：雇用契約の当事者の一方による雇用契約の終了に関する理解の不一致から生じる紛争
- ④ 労働組合間の紛争：労働組合の加入者、権利及び義務に関する、労働組合間の紛争

## 9. 外国人就労規制と労働許可の取得

### (1) 労働法（2003年法律第13号）による規制

労働法は、第VIII章第42条から第49条において、インドネシアでの外国人労働者の就労について規定している。

- ・ 外国人の就労は特定の役職及び期間<sup>(注1)</sup>に限られること、当該の外国人には役職規定や能力基準<sup>(注2)</sup>を遵守することが求められる。

(注1) 外国人の就労を制限する「特定の役職及び期間」、外国人労働者が守るべき「役職規定や能力基準」については、いずれも労働大臣決定で詳細を規定。

(注2) 能力基準とは専門の知識や技術のほか、インドネシア文化に対する理解も指す。

## (2) 外国人雇用計画書承認及び暫定居住許可の取得

外資系企業は、原則としてインドネシア人労働者を雇用する義務があり、インドネシア人では遂行できない管理職や専門職に限り、外国人の雇用が認められている。

インドネシアに外国人社員を派遣し就労させるためには、一時滞在ビザ（VITAS）の取得が必要である。一時滞在ビザの取得には、投資・下流化省／BKPM から外資進出の認可を取得し、現地子会社の法人設立手続を完了することが必要とされる。なお、ビザ発給の手続の詳細は以下①～④の通りである。

- ① 外国人雇用計画書（RPTKA）の提出と承認取得
- ② 通知書（Notifikasi）の取得
- ③ 外国人労働者利用補償基金（DKPTKA）の支払い
- ④ ビザ発給

外国人雇用計画書は、使用者がどのような外国人をどのような理由で雇用するかを定める計画書であり、使用者による外国人雇用のための枠取りとして機能するものである。外国人雇用計画書には、通常フォームのほかに、一時的業務のための外国人雇用計画書（RPTKA）と緊急性を有する業務のための RPTKA がある。緊急性を有する業務のための RPTKA の対象となる業務には、機械または生産設備の故障に対する対応業務も含まれる。通知書（Notifikasi）には、就労を予定している外国人の就業場所や通知書の有効期間（雇用契約期間に準じる）などが記載される。

なお、労働法では、外国人雇用計画書が例外的に不要となる場合が規定されているが、雇用創出法（オムニバス法）に基づく労働法改正により、雇用計画書が不要となる要件の拡大がなされた。雇用計画書が不要となるのは、①一定の株式を保有する取締役や監査役、②在外公館職員、③特定の目的のために必要とされる外国人労働者とされており、③が雇用創出法（オムニバス法）に基づく労働法の改正によって新たに追加された。③については、緊急事態のために停止された生産活動、職業訓練、テクノロジーを基盤とするスタートアップ、商用訪問、特定の期間における研究が目的として明記されている。

外国人労働者利用補償基金（DKPTKA）は、外国人を雇用することの対価として使用者が支払うべき金銭であり、外国人1人の雇用につき月額100米ドルが課される。DKPTKA の支払いが確認された後、労働省から入国管理総局へのデータ送信が行われ、入国管理総局にてデータを確認した後、データが在外公館に送信される。外国人労働者は、指定された在外公館に出頭してビザの発給を受けてインドネシアに入国する。

## (3) インドネシア人労働者の教育義務

使用者は、外国人労働者を雇用する場合、外国人労働者から技術や専門的知識を移転させるために、インドネシア人労働者を代役として選び、教育・職業訓練を施さなければならないとされ

ている。

以前の労働法では、前記のインドネシア人労働者の教育義務が免除される要件は、外国人労働者が取締役や監査役である場合に限られていたが、雇用創出法（オムニバス法）に基づく改正労働法では、「特定の職位に就く外国人労働者である場合」という内容に変更された。「特定の職位」の内容については、現時点では決められておらず、政令によって特定される予定である。

#### ひとくちメモ 5： インドネシアにおける労務管理

2022年12月の現地調査では、各社における様々な労務管理上の苦労の声を聞いた。労働人口が豊富なインドネシアでは、ワーカーの採用には苦労することなく、自分自身より若い労働人口も多く代替はいつでも可能との認識をワーカー自身も持っているため、すぐに離職するようなことはないという。他方で、バックオフィス業務を行うようなスタッフや管理職はリソースが少なく、自社内でしっかりとケアをして転職を防ぐ必要があるとのことであった。特にジャカルタ市内では、新しい綺麗なオフィスで働きたいという理由での転職もできるような状況である。自分自身の給与を他の人に伝えることに抵抗がないため、給与を特別に上げるような対応ができず、一方で給与以外の面で対応できることも限られているために苦慮している、と答えた企業もあった。バックオフィス業務での優秀な人材確保に苦労しているため、採用後に自社で育てる方が早いこともある、といった声もあった。さらに、正社員については、会社都合での解雇や昇給後の降格が労働法の規定で許されていない点を経営上のリスクとする企業も複数であった。その他、インドネシア人の国民性としては、「長時間労働もいとわずに残業する風習はある」、「直属の上司に対して不満や文句を直接伝えることはせず、人事経由で意見を主張するなど、表立って意見は伝えず忖度する傾向がある」、「火事場の馬鹿力は強いが、地道にコツコツ作業を進めることは苦手な人が多い。臨機応変に対応できる力はある」といった考察があった。

2025年6月の現地調査でも、各社における様々な労務管理上の苦労の声が聞かれた。従業員の給与を毎年上げなければならない一方で、給与の上昇率と同等程度の生産効率の向上を実現することは難しく、コスト削減のためにDXに取り組んでいる企業もあった。また、インドネシアでは、解雇を行うと、企業側が法的に不利な立場に置かれる傾向があり、退職を促すための魅力的なパッケージ（例：勤続年数に応じた賃金の支払い）を提案することが多いという話も聞かれた。

## 第20章 物流・インフラ

この章ではインドネシアの物流インフラ（港湾、空港、道路、鉄道）及び電力、水道、ガス、通信インフラの現状を紹介する。

### 1. 主要な国際空港と港湾の位置

図表 20-1 はインドネシアの主要な国際空港と港湾の位置を表している。以下、それぞれについての特徴と利用状況について解説する。

図表 20-1 インドネシアの主要な国際空港と港湾



(出所) 各種資料より作成

### 2. 港湾

インドネシアは 1.4 万以上の島から構成される海洋国家であるため、国際輸送のみならず国内輸送においても海運が重要な役割を果たしている。

インドネシアの港湾は PELINDO（別名、Indonesia Port Corporation : IPC）と呼ばれる 4 つの国営港湾会社によって管理・運営されている。1998 年 4 月に合意された IMF との経済構造改革協定に基づき、ターミナル整備、運営の一部について民間企業との合弁会社を設立する形で民営化された。港湾運営合弁会社の例は図表 20-2 を参照のこと。

図表 20-2 港湾運営合弁会社の例

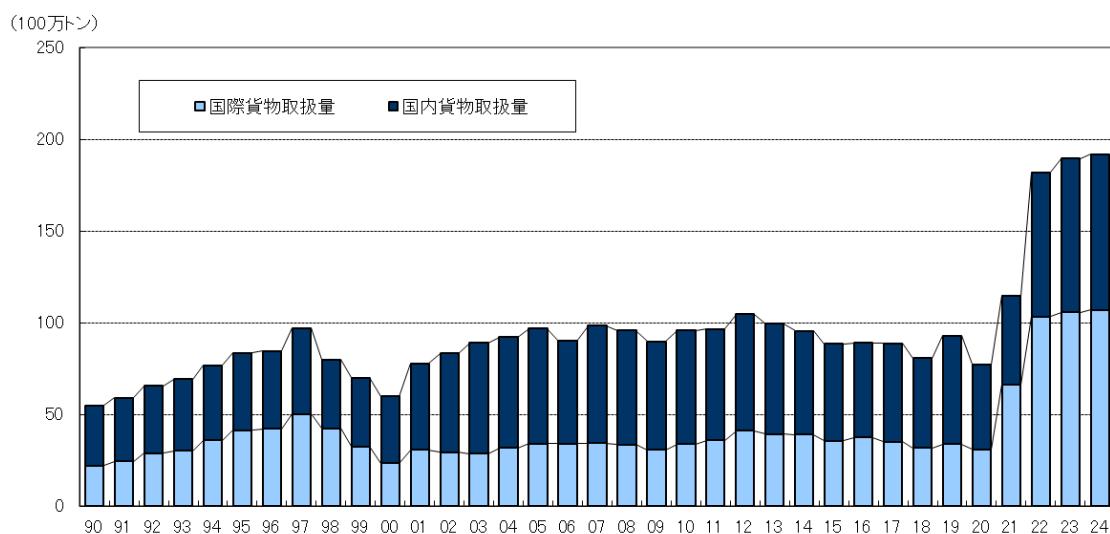
国営会社（運営港）	合弁先（国・地域）	合弁会社名	設立年
PELINDO (タンジュンプリオク港)	Hutchison Port Holdings (香港)	Jakarta International Container Terminal	1999年
	Hutchison Port Holdings (香港)	TPK-Koja (Koja Container Terminal)	2000年
	三井物産、PSA International (シンガポール)、日本郵船	New Priok Container Terminal One	2014年
PELINDO (タンジュンペラク港)	P&O社 (英国)	Terminal Petikemas Surabaya	2000年

(出所) 各種資料より作成

インドネシアには約 700 の公共港湾がある。そのうち約 100 港は商業港湾であり、約 80 港は国際船が寄港する。このうち最大の港湾はジャカルタ市内のタンジュンプリオク港（図表 20-1①）である。2012 年頃は、特にタンジュンプリオク港の周辺地域では、港湾の絶対的な容量不足を背景に、港湾混雑による物流停滯が深刻な問題となっていた。近年では貨物量が減少傾向にあり、港湾の容量不足を課題と指摘する声は少なくなっているものの、2021 年には国内景気の回復から物流量は大きく増加し、2022 年にはそれまでの水準を大きく上回っており、港湾処理能力の向上は引き続きインドネシアの課題といえよう。

図表 20-3 はインドネシアの主要港湾の貨物取扱量の推移を示しているが、港湾インフラの整備不足による取扱可能量の制約により、2019 年までは貨物取扱量は 8,000 万～1 億トンの間で推移していた。2020 年は、新型コロナウイルスの影響により貨物取扱量は減少し、8,000 万トンを下回る水準となったが、2021 年にはコロナ禍からの回復と資源価格高を追い風とした好景気により、貨物取扱量は 1 億 2,000 万トンに迫る水準となり、2024 年には 1 億 9,000 万トンを超えた。

図表 20-3 主要港湾の貨物取扱量推移



(注) 主要港湾は、ペラワン、タンジュンプリオク、タンジュンペラク、スカルノ・ハッタの 4 港

(出所) 国家統計局資料、CEIC より作成

「タンジュンプリオク港」（図表 20-1①）は、ジャカルタ特別州に位置し、インドネシア全体の国際海運物流のうち約 5 割の取扱シェアを誇るインドネシア最大の国際商業港湾である。PELINDO が管理しており、ターミナルは複数の会社によって運営されている。コンテナ貨物取扱量が限界に達していたことから、ターミナル拡張計画（ニュープリオク計画）が進行しており、2016 年 8 月には年間 150 万 TEU の取扱が可能な第 1 ターミナルが操業を開始した。同ターミナルは全長 850 m、喫水 16 m と最新鋭の大型船の寄港が可能であり、運営会社には三井物産と日本郵船が出資している。ニュープリオク分を含めたコンテナ貨物取扱量は、2021 年は 685 万 TEU、2022 年は 642 万 TEU であった。インドネシアでは、近年の経済成長に伴い、首都圏唯一の既存の国際港湾であるタンジュンプリオク港の年間コンテナ取扱可能量は 863 万 TEU であるが、これでは 2025 年のコンテナ需要予測値の 1,024 万 TEU に対応できなくなる見込みであり、物流機能に必要な用地も不足している模様。PELINDO によると、2020 年には第 2、第 3 ターミナルの供用を開始する計画であったが、新型コロナの影響もあって工事は遅延した（2025 年 9 月時点においても遅延中）。

しかし、2024 年時点の世界の主要港湾ランキング（Lloyd's List）によると、タンジュンプリオク港は 26 位（729 万 TEU）に留まる。その他 ASEAN 諸国的主要港湾のコンテナ貨物取扱量を見ると、シンガポール港（3,901 万 TEU、世界 2 位）をはじめとして、マレーシアのポートクラン港（1,406 万 TEU、同 11 位）やタンジュンペラバス港（1,051 万 TEU、同 15 位）、タイのレムチャバン港（887 万 TEU、同 16 位）、ベトナムのホーチミン港（740 万 TEU、同 25 位）が、タンジュンプリオク港の取扱量を上回っている。



タンジュンプリオク港の様子

なお、ジャカルタ首都圏の道路は慢性的な渋滞が発生しており、自動車産業などの日系企業が多く集積する首都圏東部の西ジャワ州カラワン県から首都中心部に立地するタンジュンプリオク港のアクセスに相応の時間を要することから、インドネシア政府はジャカルタの東部近郊に新港を建設している。当初は西ジャワ州カラワン県のチラマヤが想定されていたが、2015 年 4 月に沖合の石油ガス施設と船舶航行の安全性に懸念があるなどの理由で白紙化され、その後同州スパン県パティンバンに決定した（図表 20-4）。

パティンパン港の開発は、第1期から第3期工事の総費用は、約43兆ルピア（約3,900億円）が見込まれており、建設費用には日本国政府による円借款も活用される。第1期については、2017年11月に1,189億円の円借款契約が締結され、2018年に工事が開始した。2020年には自動車用ターミナルが完成、2021年12月には本格稼働が開始した。インドネシア政府は、2027年までに全ての施設を完成させたいとしている。これによりジャカルタ首都圏東部の工業団地群に立地する日系企業の利便性は高まるものと期待される。

図表 20-4 パティンパン港の建設予定地



(出所) Google Map より作成

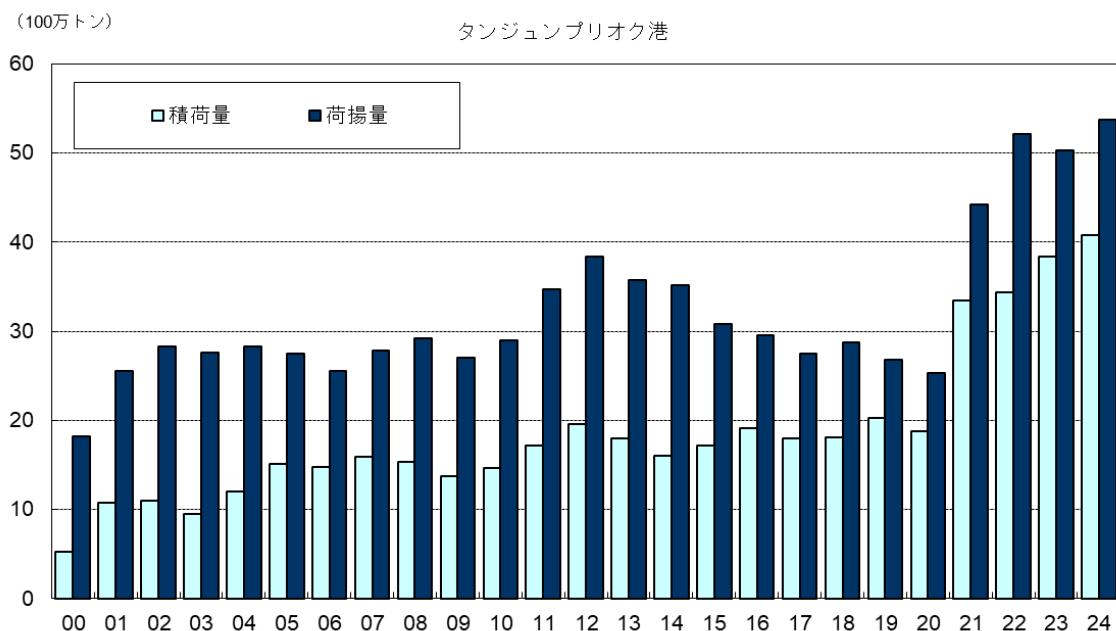
「タンジュンペラク港」(図表 20-1②)は、東ジャワ州都のスラバヤに位置している。同港はスラバヤ大都市圏と東部、西部インドネシア、近隣アジア諸国を結ぶ物流拠点で、インドネシア第2の港湾である。スラバヤコンテナターミナル会社 (PT Terminal Petikemas Surabaya) が管理する国際船埠頭は喫水13mと十分な水深を有する。港湾の管理は PELINDO が担い、コンテナターミナルは24時間営業している。

「ベラワン港」(図表 20-1③)は、北スマトラ州メダンに位置している。マラッカ海峡の国際航路に面しており立地は良いが、水深が10mと浅く、大型船の寄港は難しい。従来、コンテナターミナル(24時間営業)の取扱能力が低く、年間130万TEUに留まっていたが、インドネシア政府は既存施設と合わせてこれを200万TEUまで引き上げる計画としている。港湾の管理会社である PELINDO I は拡張工事を2019年4月に終了させている。拡張後の岸壁は水深14mとなり、パナマックス船並みの大型船も入港できるようになる。政府は、マラッカ海峡に位置する同港の戦略的位置付けを重要視しており、国営石油プルタミナが、同港に製油所と貯蔵施設の建設を計画していることから、石油化学産業の誘致などにも期待が持たれている。2022年8月には、UEAのDP World が、PELINDO、インドネシア年金基金のコンソーシアムと、拡張計画に投資する契約を締結した。本投資は、インドネシア投資庁と DP World による75億ドルの共同投資の一環であり、拡張工事の完了後は、PELINDO とコンソーシアムが新ターミナルを管理し、東南アジア地域のハブ港として、地域の他港との接続強化を図る。

「スカルノ・ハッタ港」(図表 20-1④)は、南スマトラ州マカッサルに位置する。同港の荷揚

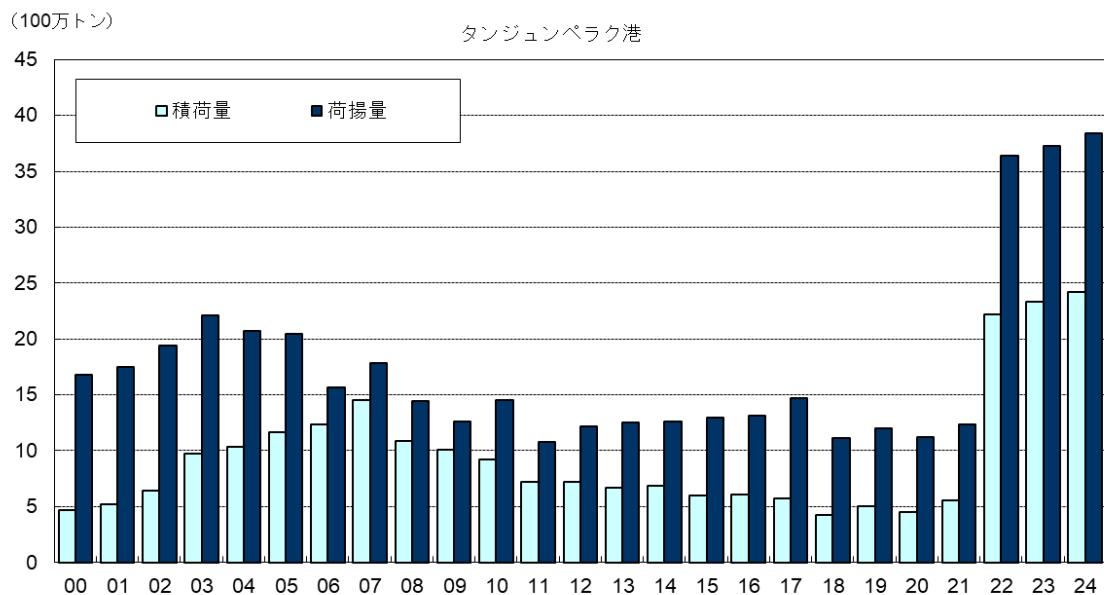
げ量は、近年は減少傾向にある。港湾の管理は PELINDO IV が行い、コンテナターミナルは 24 時間営業している。2014 年には自動車専用ターミナルが設置され、2016 年には港湾業務管理システムが他港に先駆けて導入されるなど、インフラ整備が進んでいる。また、「スカルノ・ハッタ港」のみでは、今後の需要増加への対応が難しいこともあり、「スカルノ・ハッタ港」から約 5km 離れた地点に「マカッサル新港」を建設し、2024 年より運営が始まっている。2027 年には、「スカルノ・ハッタミント」のコンテナターミナルを「マカッサル新港」に移行することも計画されている。

図表 20-5 タンジュンプリオク港の貨物積荷量・荷揚量の推移



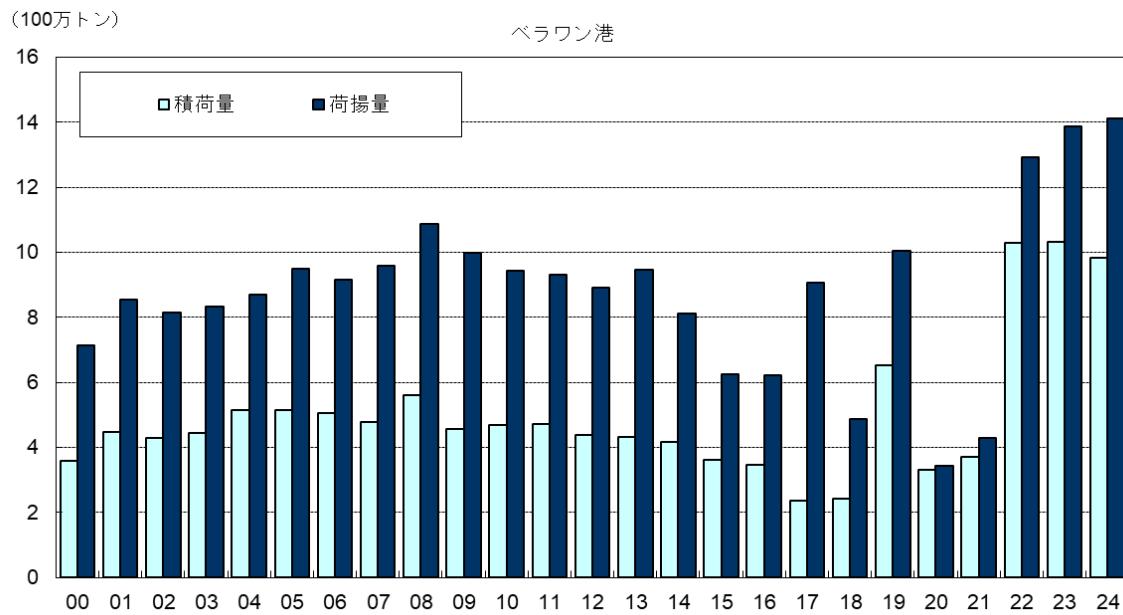
(出所) 国家統計局資料、CEIC より作成

図表 20-6 タンジュンペラク港の貨物積荷量・荷揚量の推移



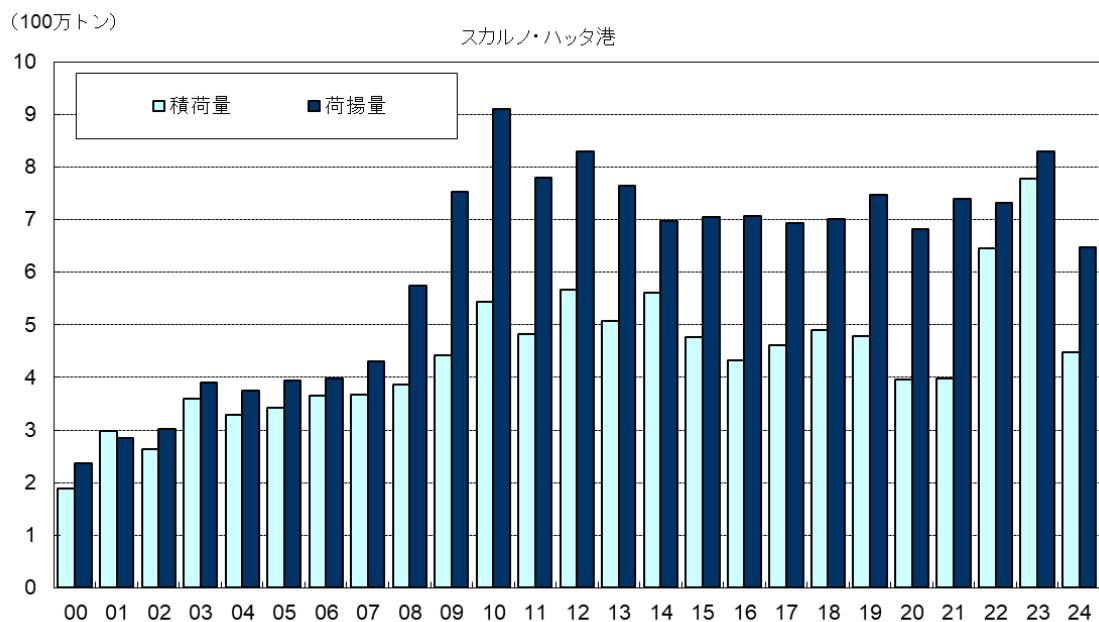
(出所) 国家統計局資料、CEIC より作成

図表 20-7 ベラワン港の貨物積荷量・荷揚量の推移



(出所) 国家統計局資料、CEIC より作成

図表 20-8 スカルノ・ハッタ港の貨物積荷量・荷揚量の推移

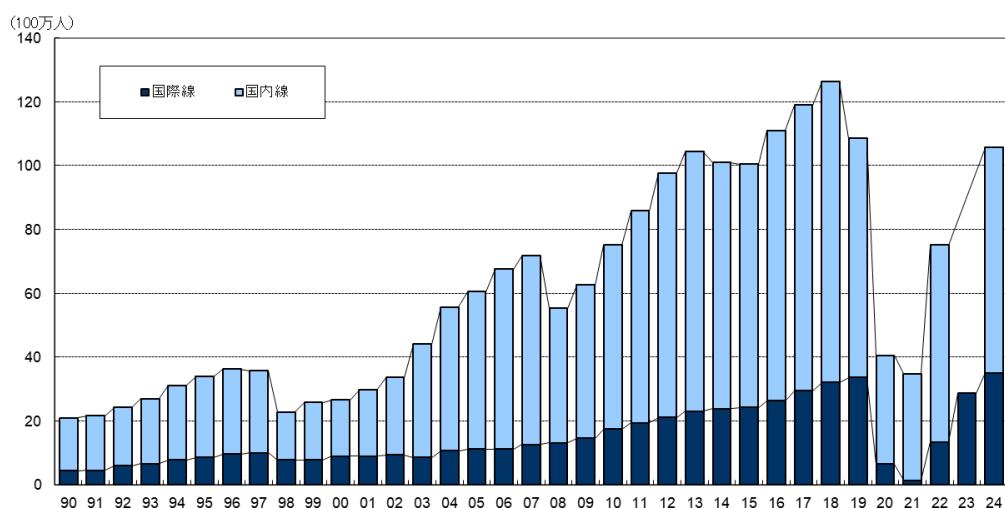


(出所) 国家統計局資料、CEIC より作成

### 3. 空港

2025年現在において、インドネシアには、36の国営の国際空港を含む、607の空港があるといわれる。利用者数はリーマン・ショック後の2009年に落ち込んだ後、概ね右肩上がりに増加していたが、新型コロナウイルスの影響により、著しく落ち込んだ。しかし、2024年においては、新型コロナウイルスの流行前の水準まで戻りつつある（図表 20-9）。

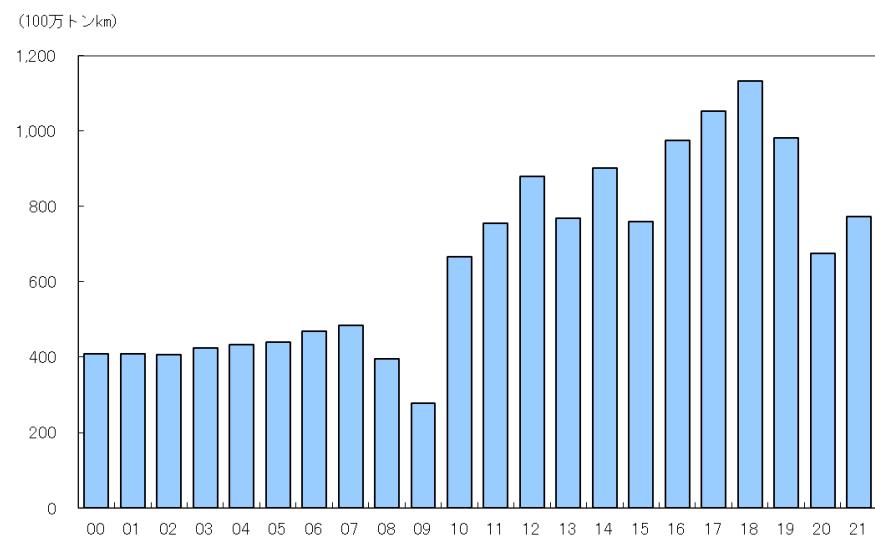
図表 20-9 主要な空港の利用者数の推移



(注) 2023年の「国内線」のデータは存在しない。

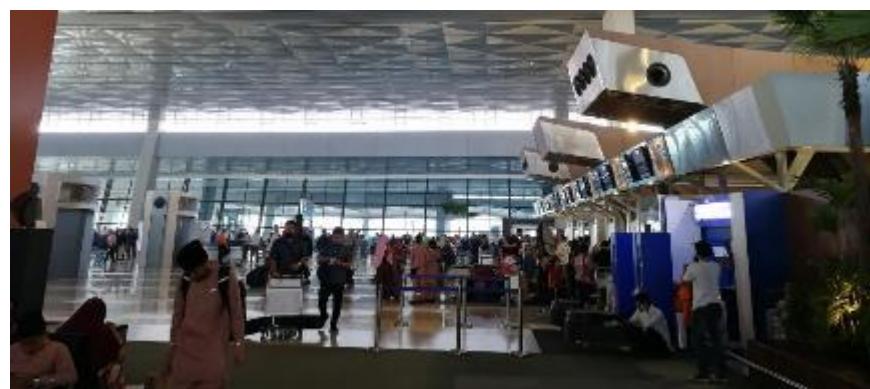
(出所) 国家統計局資料、CEIC より作成

図表 20-10 輸送貨物量の推移



(出所) 世界銀行資料より作成

スカルノ・ハッタ国際空港（図表 20-1A）は、国際線と近距離路線を除く国内線が発着するインドネシア最大規模の空港であり、ジャカルタの都市部から 20 km 離れた場所に位置している。1985 年に現在の第 1 ターミナルが開港し、1992 年には第 2 ターミナルが、2016 年に第 3 ターミナルが供用開始した。同空港には 3 本の滑走路があり、24 時間営業している。同空港の利用旅客者数については、2021 年には新型コロナウイルスの影響によって約 2,400 万人になったものの、2024 年には約 5,480 万人まで回復している。運営会社である PT Angkasa Pura Indonesia は、最大 4,000 万人の旅客収容能力を有する第 4 ターミナル建設を計画しており、これによる空港全体の旅客収容能力を年 1 億人に引き上げようとしたが、2024 年には撤回する旨が発表された。



スカルノ・ハッタ国際空港

シングラ・ライ国際空港は南バリの大規模リゾート地の近くに位置し、24 時間営業である。1930 年に開港し、1966 年より国際線が就航している。インドネシアでは 2 番目に利用旅客者数が多い空港であり、1990 年より段階的に拡張、整備が行われ、2013 年に新国際線ターミナルが開業した。2024 年時点で、年間利用客数が約 2,360 万人に達することが見込まれており、収容能力である約 2,400 万人に達することが見込まれているため、収容能力を約 3,200 万人に拡大するプロジェクト

が進められている。

ジュアンダ国際空港（図表 20-1C）は、スラバヤ市から南に 20 km ほどの場所に位置し、PT Angkasa Pura Indonesia が運営している。1964 年に海軍航空基地として発足、1985 年に民間航空機の離発着が始まった。1990 年より国際線が就航し、2014 年に第 2 ターミナルが供用開始した。営業時間は 5 時～24 時。利用旅客者数ではインドネシア国内 3 位の空港である。

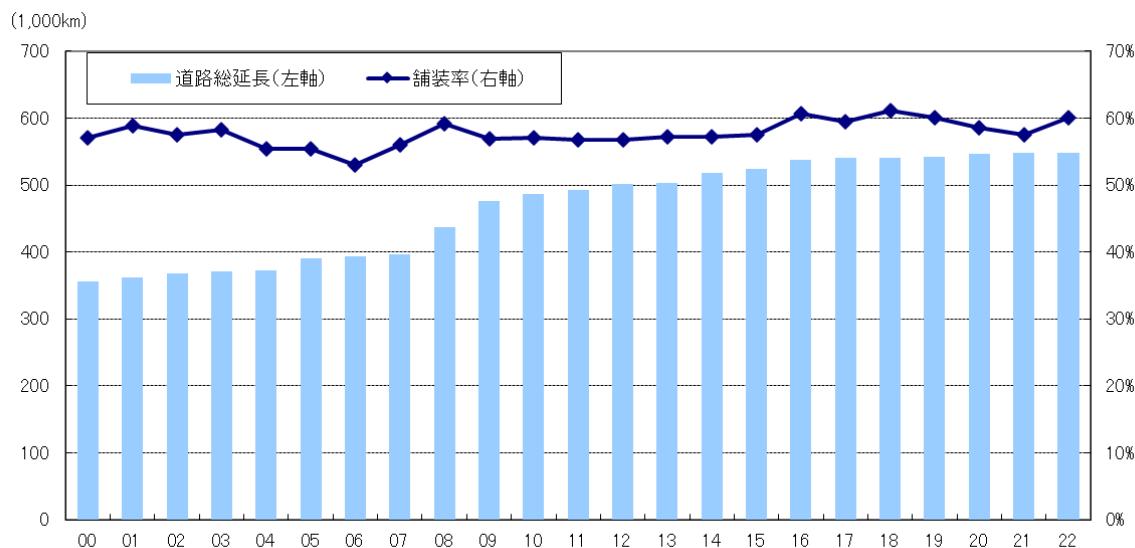
クアラナム国際空港（図表 20-1D）は北スマトラ州の最大都市であるメダンから 39 km の場所に立地しており、インドネシア西部のハブ空港としての機能を持つ。空港運営は PT Angkasa Pura Indonesia である。従来、メダンへの航空便はポロニア国際空港（現在は空軍基地）に発着していたが、旅客数の急増に対応するため、2013 年に開設されたクアラナム国際空港に全ての民間路線が移管された。滑走路は 1 本であり、24 時間営業している。政府は、クアラナム空港を国際空港として拡張し、年間利用客数をコロナ禍前の 1,000 万人から 5 倍以上の 5,400 万人に増やし、東南アジアのハブ空港として育てたいと考えている。また、空港拡張と併せて、面積約 200 ha の商業エリア開発も計画されている。

## 4. 道路

### (1) 概要

インドネシアの道路総延長は、約 54 万 km（2022 年）。2022 年時点の道路の内訳は、国道が 4.7 万 km、州道 5.4 万 km、県道 44.5 万 km となっている。近年、道路の総延長距離は伸びているものの、舗装率は 2000 年前後からほぼ横ばいとなっている。2022 年の 54 万 km の内、アスファルト舗装総延長は約 32 万 km であり、道路舗装の余地は大きい。高速道路については、日本の道路公団にあたる国営の PT Jasa Marga（PERSERO）が道路開発・運営のほとんどを実施している。なお、道路の整備・運営は 1985 年から民間の参入が認められ、BOT（Build, Operate and Transfer）方式による道路建設も行われている。2014 年には NEXCO 西日本と日本高速道路インターナショナル（JEXWAY）が地場民間企業との包括的技術連携の覚書を締結し、インドネシアにおける道路事業の質の向上と発展を支援している。

図表 20-11 道路距離と舗装率の推移



(出所) 国家統計局資料より作成

近年の主要プロジェクトとしては、2025年末に本格稼働が予定されているパティンバン港高速道路事業が挙げられる。パティンバン港高速道路事業は、西ジャワ州スパン県に位置するパティンバン港と既存の高速道路網（ジャワ島横断高速道路など）を結ぶ全長約37kmの有料道路建設プロジェクトである。本事業は、インドネシア政府と日本の国際協力機構（JICA）による円借款（ODA）を活用して実施されており、2022年に用地取得が本格化し、同年より建設が本格化した。また、豊田通商グループなどは、2021年12月に運営開始した自動車ターミナルの運営会社に出資するとともに、2026年に運営開始予定のコンテナターミナルの運営会社にも出資し、これらの運営にも深く関与することを発表している。

その他の近年の主要プロジェクトとしては、2020年5月に開通したA.P.ペタラニ高架有料道路が挙げられる。A.P.ペタラニ高架有料道路は、マカッサル市の港湾とハサヌディン国際空港をつなぐマカッサル環状高速道路の一部で、インドネシア中部スラウェシ島に位置する人口約150万人のマカッサル市を通過する都市内高速道路である。港湾からの物流機能の向上や市街地交通の分散・渋滞の緩和を目的とした既存の高速道路を延伸する事業で、交通量の多い既存の一般道路上に、全長4.3kmの連続高架橋を架設する難易度の高い工事であり、NEXCO西日本が技術支援を行ったことで注目を集めた。

首都ジャカルタでは交通渋滞が慢性化しており、渋滞が複数の交差点を超えて伸びることで広範囲の交通が麻痺する「グリッドロック（金縛り）」もしばしば生じている。渋滞緩和に向けた対策として、ジャカルタ特別州では2004年から専用バスレーンを走行する新型バス（トランスクルタ、写真参照）の運行を開始した。第14路線まで開業しており、世界最長級のサービスとなっている。

また、2016年8月にはジャカルタ市内に規制エリアを設け、指定された時間帯についてはナンバープレートの末尾の数字が奇数か偶数かに応じて、乗り入れを制限するシステムが導入された。タクシーは規制対象外となる。また、2019年8月には対象エリアが従来の9区間から25区間に

拡大された。2019年3月にジャカルタ中心部の一部区間で開業したMRTジャカルタも、開業当初の営業区間については、駅に十分な駐輪スペースがないことや、都心部に通勤する人々が多く暮らすベッドタウンにつながっていないことから道路の渋滞を緩和するほどには至っていない。しかし、2029年には南北線2機、2031年には東西線における一部区間の供用開始が予定されており、混雑緩和に寄与することが期待されている。



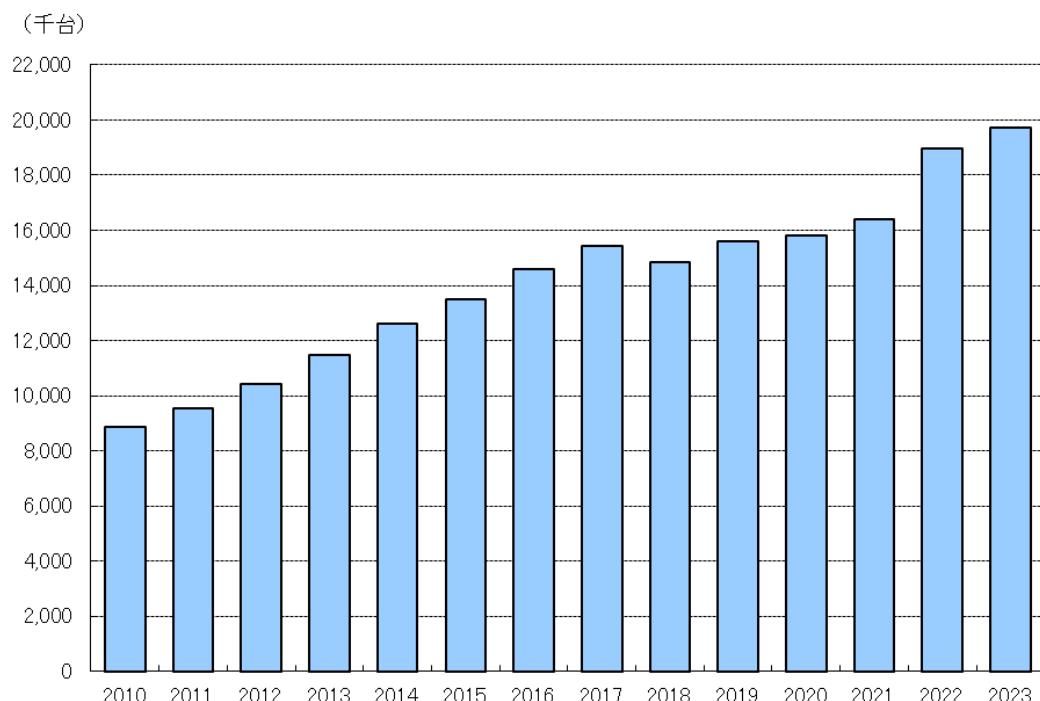
ジャカルタ市内の帰宅ラッシュ



市内を走るトランスジャカルタ

インドネシアの自動車登録台数は年々増加傾向にあり、2010年には889万台だった自動車登録台数は、2024年に1,971万台と約2倍以上になっている。これは、2010年以降年率6.3%で増加しているペースである（図表20-12）。

図表 20-12 インドネシアにおける自動車登録台数の推移



(出所) 国家統計局資料などより作成

## (2) アジアハイウェイ

アジア諸国の幹線道路網を有機的に結び付ける国際幹線道路網の「アジアハイウェイ」については、インドネシアでは路線番号 AH2 と AH25 の 2 路線、総延長にして 4,115 km が計画されている（図表 20-13）。

ジャワ島を横断する AH2 は、バリ島のデンパサールから西に向けて、スラバヤ、スラカルタ、スマラン、チルボン、チカンペック、ジャカルタ、メラクと進む。なお、チカンペックからはジャカルタ方面のほかにバンドン方面にも延びており、これらの総延長距離は 1,545 km に及んでいる。

メラクからフェリーでスマトラ島のバカフニにわたり、スマトラ島を南北に縦断する AH25 では、バカフニから北に向かってパレンバン、ジャンビ、ペカンバル、ドウマイ、メダン、バンダアチエまで続く。AH25 の総延長距離は 2,570km に達する。

双方ともに、工業中心地連絡、農業集積地連絡・主要港湾連絡などのために選定されたルートである。片側 2 車線以上かつ一定の規格を満たす区間（Class 1 以上）は約 1,000 km で、全体のおよそ 4 分の 1 を占める。

なお、ジャワ島とバリ島間（バリ海峡：最狭部 2.5 km）に架橋する計画は長年議論されているが、バリ島住民の反対から実現していない。また、ジャワ島とスマトラ島間（スンダ海峡：最狭部 24 km）への架橋計画も議論が進められてきたが、ジョコ元大統領は他のインフラ整備を優先する方針を定め、以後、同計画は棚上げされている。プラボヴォ政権下においても、同計画が具體化されたという報道は 2025 年 9 月時点では確認されていない。

図表 20-13 インドネシアのアジアハイウェイ路線網



(出所) 国土交通省ホームページ

5. 鉄道

## (1) 概要

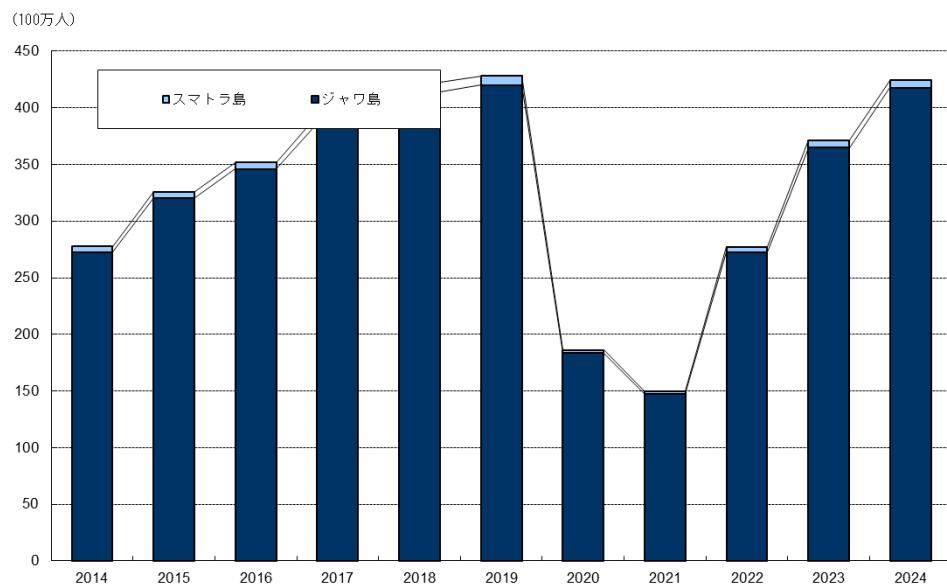
インドネシアでは1867年に最初の鉄道が開業し1941年にはほぼ全ての路線で軌間を1,067mm（日本と同じ狭軌）に統一した。営業主体は国有企業のPT Kereta Apiであり、同社の鉄道総延長約5,000kmのうち、約7割はジャワ島、残り3割がスマトラ島に配備されている。

2024 年のインドネシアの年間鉄道旅客数は延べ 4.2 億人（2019 年も 4.2 億人）、貨物輸送量は 7,350 万トンである（図表 20-14、20-15）。ジャワ島の鉄道による旅客輸送及び貨物輸送は、大量輸送が可能であること、環境への負荷が小さいことから、輸送効率や環境対策の観点で注目を集めている。

鉄道路線で複線化されている区画は、ジャワ島ジャボデタベック圏<sup>6</sup>の大部分と（うち一部は複々線化）、スラバヤ近郊の一部の地域に限られる。スマトラ島の鉄道は、そのほとんどが地域物資の輸送を主体とした貨物鉄道であるが、運行回数の増加などの旅客輸送能力拡大を図る動きも見られる。ジャワ島のジャボデタベック圏と呼ばれる都市圏にはKRL コミューターラインと呼ばれる通勤電車網（図表 20-16）があり、PT Kereta Api の子会社によって管理、運営されている。

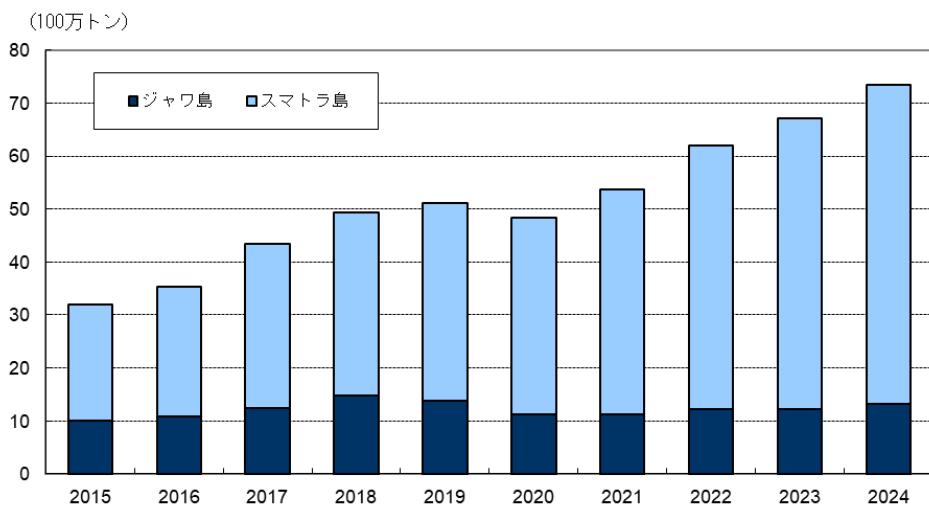
<sup>6</sup> ジャボデタベック圏：ジャカルタと、西ジャワ州のブカシ、ボゴール、デポック、バンテン州のタンゲランの4つの都市、西ジャワ州のブカシ地区、ボゴール地区、バンテン州のタンゲラン地区の3つの地区から構成されている。

図表 20-14 鉄道利用者数の推移



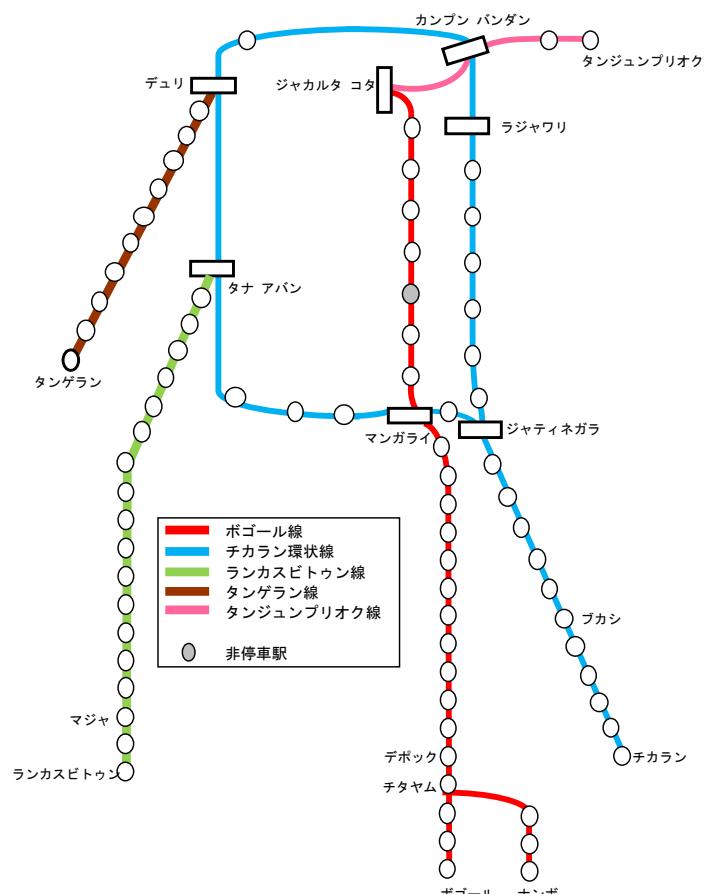
(出所) 国家統計局資料より作成

図表 20-15 鉄道輸送貨物量の推移



(出所) 国家統計局より作成

図表 20-16 KRL コミューターラインの路線図



(出所) NAVITIME より作成

## (2) 高速鉄道計画

2015年7月にインドネシア政府が発表したインドネシア高速鉄道計画は、東南アジアにおいて最初に開通する高速鉄道で首都ジャカルタと西ジャワ州バンドン間 150 km を結ぶ計画で、将来的にインドネシア第二の都市である東ジャワ州スラバヤへの延伸が計画されている。日本及び中国が高速鉄道システムの売り込みを行ったが、インドネシア政府は2015年9月、高速鉄道計画の撤回を発表して入札を白紙化し、その後に事業費を全額融資し、政府保証を求めないと説明された中国案の採用を決定した。当初は、2015年に着工し2019年に開業する予定とされていたが、起工式は2016年1月にずれ込み、その後も現在まで、土地収用の難航や新型コロナウィルスの感染拡大で工事は遅れがちで、開業予定日は延期を繰り返している。2022年11月によるやく線路に対する全面的検査が行われ、2023年10月に商業運転を開始し、2025年6月までに1,000万人以上が利用した模様である。

なお、上記とは別途、ジャカルタとスラバヤの間のジャワ島横断鉄道（在来鉄道）の高速化計画がインドネシアと日本の協力で進められていた。本計画はインドネシアの国家戦略プロジェクトの1つとして位置付けられていた。しかし、2023年7月には、国家戦略プロジェクトから本計画が削除され、白紙撤回されることとなった。

### (3) ジャカルタ都市交通

ジャカルタMRTとは、インドネシア初の地下鉄を含む本格的な都市鉄道である。交通混雑が深刻なジャカルタ首都圏において、都市高速鉄道システムの導入により旅客輸送能力の増強を図り、同首都圏の交通渋滞の緩和を通じてジャワ島の投資環境改善に資することが期待されている。事業全体では南北線と東西線の全長約87kmの路線が計画されている。

南北線の第1期事業は、南北路線のうち南ジャカルタの「Lebak Bukus（ルバックブルス駅）」から中央ジャカルタの「Bundaran HI（ホテル・インドネシア前ロータリー駅）」までの13駅、15.7kmの区間を対象としており、ルバックブルス駅からシンガマンガラジャ通りの9.8kmが高架区間、スディルマン、タムリン通りの5.9kmが地下区間となっている。日本政府からは総額約1,250億円の円借款が供与されるとともに、土木工事、車両納入、電機・機械システムなどの整備など、ハード・ソフトの両面で日本企業の技術が導入された。第1期事業は2013年10月に着工され、5年半後となる2019年4月に営業運転を開始した。



左：MRT スナヤン駅の入口、右：駅にはホームドアが完備している



左：2019年5月時点の運行区間、中央：駅構内のセキュリティゲート、右：IC乗車券

第2期事業は、「Bundaran HI（ホテル・インドネシア前ロータリー駅）」から北ジャカルタのカシプンバンダン（全長7.8km）の区間が対象となるが、同プロジェクトについても2018年10月に約700億円の円借款契約を締結済である。新型コロナウイルスの影響で遅れが発生したが、2020

年に着工した。現在は 2027 年頃の一部開業を目指して、南北線フェブンダラン HI～コタ : 6.3 km の区間を建設中である。なお、南北線は、北ジャカルタの東アンチョールまでの延伸が決定している。

東西線は、ジャカルタ特別州のみならず、バンテン州タンゲラン県バララジャからジャカルタを経由し西ジャワ州ブカシ県チカラーンを結ぶ 90 km にも及ぶ路線であり、ジャカルタ特別州のみならず、隣接するバンテン・西ジャワ両州にまたがる。東西線建設についても、日本の円借款が活用されており、2024 年 5 月には JICA とインドネシア共和国政府との融資契約が締結された。

一方、ジャカルタ LRT は、ジャカルタ首都圏（ジャカルタ特別州、西ジャワ州ボゴール、デポック、ブカシ）を結ぶ鉄道で、国営建設会社であるアディ・カルヤ社が建設を担い、2023 年 8 月に開業した。第 1 期事業では①ジャカルタ・チャワン～西ジャワ州チブブル、②チャワン～中央ジャカルタ・ドゥクアタス、③チャワン～東ブカシ、の 3 区間が対象となり、2019 年に一部区間で試験走行が開始した。国鉄クレタ・アピ・インドネシア社 (KAI) が 50 年間の運行権を獲得している。第 2 期工事の建設事業者にはジャカルタ・プロパティンドが決定し、2020 年に着工した。

## 6. 電力

### (1) インドネシアの電力セクター概況

電力開発計画については、エネルギー・鉱物資源省 (MEMR) が 20 年間の包括的な計画である「国家電力総合計画 (RUKN)」を策定し、国営電力公社 PLN がこれを基に 10 年間の詳細な計画である「電力供給事業計画 (RUPTL)」を策定している。RUPTL は 2025 年に公表された「RUPTL2025-2034」が最新版となっている。

なお、インドネシアは離島が多いことなどもあり、電化率 100% が達成されていない。PLN の統計<sup>7</sup>によれば、国全体の 2024 年時点の電化率は 98.45% である。最も電化率の低い地域は中央パプア (51.52%) である。

#### ①既存の電源構成

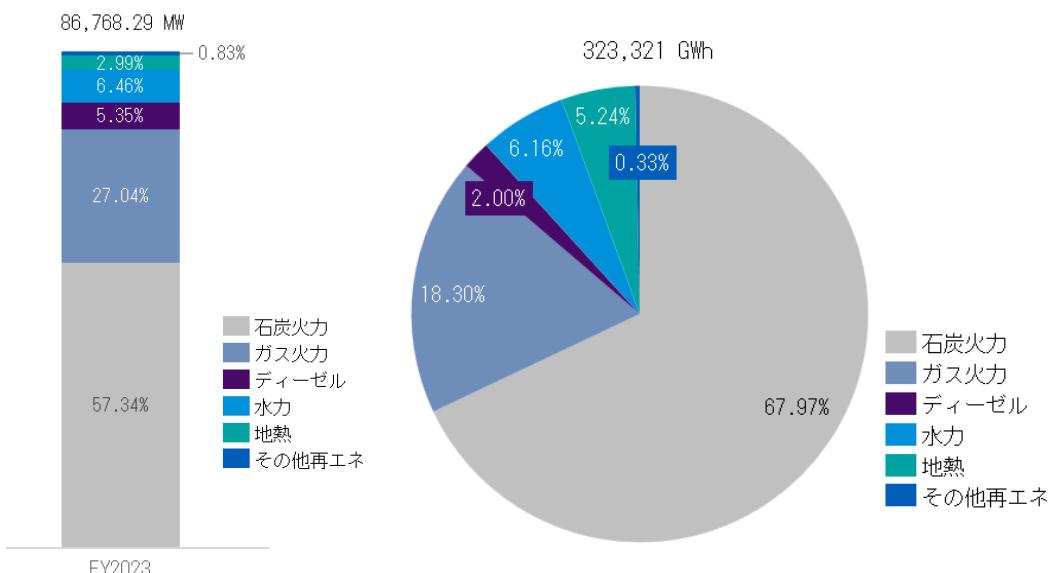
インドネシアは石油、石炭、天然ガスなどの豊富な化石燃料資源を有しており、発電用石炭は世界最大の輸出国である。経済成長に伴う電力需要の増加に対しては、石炭火力発電の増設で対応してきたため、容量ベースで約 6 割弱、発電量ベースで 7 割弱を石炭火力発電に依存している。国土は離島が多いことから、ディーゼル発電の割合が比較的高いことも特徴的である。

また、地熱、水力のポテンシャルも非常に大きいが、十分に開発が進んでいない。

---

<sup>7</sup> PLN “2024 Statistics” <https://web.pln.co.id/en/stakeholders/statistical-report>

図表 20-17 2023年の発電容量構成（左）と電源別発電量（右）



（注） 系統電離力のみを対象としており、オフグリッドは含まない。

（出所） MEMR、“Handbook of Energy and Economic Statistics of Indonesia 2024”

## ②RUPTL2025–2034 概要

2025-34年の計画では、電力需要について、年平均成長率が5.3%（前回2021-30年計画では4.4%）に引き上げられた<sup>8</sup>。計画されている総発電容量は69,512 MWであり、うち61%にあたる42,569 MWが再生可能エネルギー（水力、太陽光、地熱など）、24%にあたる16,687 MWが石炭火力やガス火力といった化石燃料由来のエネルギー、15%にあたる10,256 MWが蓄電池等のエネルギーの貯蔵システムとなっている。なお、2022年9月に大統領令2022年第112号が公布され、新規の石炭火力発電の設置を原則として禁止しているが、本大統領令発効前に電力事業計画に記載されていた石炭火力発電は対象外となる。再エネの開発計画は以下の通りとなっている。

また、本計画では石炭火力発電所を新規建設することが見込まれており、段階的な廃止を目標としていた2021-2030年の計画から一歩後退しているともみなしうる。具体的には、2025～2029年の5年間で約3,400 MW、2030～2034年には約2,800 MW、石炭火力発電による発電容量を増やすこととなっている。さらに、インドネシアの鉱物資源相も、石炭を信頼できるベースロード電源と位置付ける旨の発言をしている。

<sup>8</sup> OECD “RUPTL 2025-34: PLN steps up ambitions to accelerate clean energy investments in Indonesia”

図表 20-18 “RUPTL2025-2034”で開発が計画されている再エネ発電容量（単位：MW）

## RE (Renewable Indonesia)ベースシナリオ

電源種別	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	計
水力/小水力発電 <sup>*1</sup>	754	592	439	823	588	944	3,421	2,194	1,410	725	11,890
地熱発電	133	95	305	346	71	564	1,265	573	1,805	–	5,157
太陽光発電 <sup>*2</sup>	777	288	965	1,041	470	987	336	286	907	1,085	7,143
風力発電	–	350	122	185	103	190	165	272	420	400	2,207
その他 EBT	15	21	13	258	307	278	24	25	32	–	973
計	1,679	1,346	1,844	2,653	1,539	2,963	5,211	3,350	4,575	2,210	27,370

## ARED (Accelerated Renewable Energy Development)シナリオ

電源種別	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	計
水力/小水力発電 <sup>*1</sup>	754	592	439	823	588	794	3,571	1,929	1,375	825	11,690
地熱発電	133	125	275	346	71	564	1,265	573	1,805	–	5,157
太陽光発電 <sup>*2</sup>	777	988	1,618	1,468	1,058	1,651	2,284	2,099	3,870	1,247	17,062
風力発電	–	350	372	485	293	1,265	930	922	1,570	1,000	7,187
その他 EBT	15	21	13	258	307	278	24	25	32	–	973
原子力発電	–	–	–	–	–	–	–	250	250	–	500
計	1,679	2,077	2,717	3,380	2,317	4,552	8,074	5,798	8,903	3,072	42,569

(注\*1) PLTAPS (揚水式水力発電) は蓄電設備として分類される

(注\*2) 屋上太陽光発電 (PLTS Atap) の割当量の追加を除く

(出所) PLN “RUPTL 2025-2034”

## ③IPP(Independent Power Producers)による発電事業参画

発電分野では IPP による発電事業は認められているが、需要家に直接販売することは認められていない。IPP からの電力買取は公共入札を通じて実施することが原則であり、例外的に一定の要件の下に直接選定または直接指名が認められるのみである。

PLN による IPP からの電力買取については、再エネ以外は、BOOT (Build, Own, Operate and Transfer)方式が適用され、事業終了時に事業を PLN に譲渡する必要があるが、再エネについては BOO (Build, Own and Operate)方式が適用され、事業終了時の譲渡は不要である。

電力の買取価格については、MEMR 規則 2017 年第 50 号に定められる平均発電コスト BPP をベースに計算されていたが、この価格が低いことが IPP の参入にあたって 1 つの障壁ともなっていた。2022 年 9 月に公布された大統領令 2022 年第 112 号では再エネ電力（太陽光、水力、地熱、風力、バイオマス）買取の基準価格が示された。基準価格は、電源別や発電容量ごと、地域ごとに設定されている。しかし、実際の買取価格はこの基準価格を上限として PLN との個別交渉または入札を通じて決定される。そのため、大統領令により買取価格が保証されるわけではないこと

から、再生可能エネルギーのさらなる普及には引き続き課題が残る<sup>9</sup>。なお、MEMR 規則 2025 年第 5 号により、PLN が唯一のオフティカーである再生可能エネルギーを活用した IPP における詳細な規定が明文化された。

また、MEMR 規程 2024 年第 11 号により、電源種別に最低限のローカル・コンテンツの割合が定められ（太陽光発電については 20%）、従前よりも引き下げられた。一方で、インドネシア国内で生産された太陽光モジュールが輸入品よりも高コストであることや、国内産業の生産能力が追い付いていないという現状がある<sup>10</sup>。なお、MEMR 規程 2024 年第 11 号には、国からの借入が 50% 以上のプロジェクトは対象外とされるなどの規定も存在している。

## (2) 電力の安定性

工業団地については、国営電力会社 PLN との優先供給契約が締結されているケースが多いようである。

2024 年における顧客ごとの平均停電継続時間（SAIDI）、平均停電回数（SAIFI）について、日系企業の進出の多いジャカルタ、西ジャワ州では以下の通りとなっている。

図表 20-19 日系企業の進出が多い地域における SAIFI、SAIDI

地域	顧客あたり平均停電継続時間 (SAIDI) (2024 年)	顧客あたり平均停電回数 (SAIFI) (2024 年)
ジャカルタ	0.43	0.65
西ジャワ州	4.28	3.11
インドネシア平均	5.34	3.23

(出所) PLN “2024 Statistics PLN” より作成

## 7. 水道

インドネシアでは、主に地方自治体に属する水道事業体（PDAM）が水道事業を運営している。工業用水の料金水準は自治体によって異なる。また、現地ヒアリングでは工業団地への給水について深刻な問題は聞かれなかった。

日本では水道事業は原則として市町村が経営するのに対し、インドネシアでは運営委託の形式をとるため、政府による直接的な資金援助は行われない。また、地方部を中心として約 3 割の PDAM では給水人口が 1 万人以下にとどまる他、9 割以上の PDAM で無収水率が 20% を超えるなど、運営の効率化も課題となっている。なお、全国的に水源の管理は中央政府の所掌となっている。

<sup>9</sup> ジェトロ「政府が再生可能エネルギー買取価格などに関するルール整備」(2022 年 9 月)

<sup>10</sup> MEMR 及び英国大使館「Indonesia Local Content Requirement Review」(2022 年 9 月)

<https://mentari.info/2022/09/09/indonesia-local-content-requirement-review/>

インドネシアの上水道は整備途上にあり、2020年時点での普及率は72%といわれており、2030年までに100%を目指している。2016年時点で適切な飲料水へアクセスできる世帯の割合は、全世帯の61%に過ぎなかつたが、2024年には93%の人々がアクセスできるようになっており、地域別に見てみると、大都市や観光地での整備が進んでおり、ジャカルタでは2019年時点で99%とほとんどの世帯が適切な飲料水にアクセスできるようになっている。一方、下水道普及率はさらに低く5%以下に留まるとされ、特に都市部での下水道整備が喫緊の課題となっている。

## 8. ガス

インドネシアでは、国有ガス公社（PT Perusahaan Gas Negara : PGN）が最大のガス供給業者である。インドネシアは天然ガス産出国であり、PGNはパイプラインを通じてガス供給を行っている。ジャカルタ近郊の工業団地においてもPGNが主たるガス供給業者となっているが、一部工業用ガスについては民間企業からの供給が行われている場合もある。

インドネシアでは、大規模なガス田が近年も発見されており、ガスの産出量自体は豊富である。しかし、ガス田の多くが東部に位置しており、需要は西部に集中しているという課題がある。インドネシアで生産された天然ガスは約60%が国内利用されている。インドネシア国内のガス需要は、2025年の5,613mmscfdから2033年の6,229 mm scfdに緩やかに増加する見込みである。前述した供給と需要の不均衡により、インドネシアのガス供給問題は深刻化しており、2025年には、輸出していたガスの一部を、国内用に振り分けている。また、インドネシア国内の需要増加を受けて、ガスの輸出を2035年に停止する計画に関する報道も確認されており、今後の動向に注意が必要である。

インドネシアの2024年のLPG消費量は870万トン、このうち730万トンが輸入であり、インドネシアは、LPGの輸入に依存している。政府は、補助金削減と貿易収支・国際収支改善のため、LPGの消費を減らすとともに、輸入依存を解消し、2030年にLPG輸入ゼロを目指す方針を示している。2022年には、南スマトラ州で総投資額23億ドルの石炭ガス化プラントの着工式が開かれ、ジョコ大統領が出席した。本プロジェクトでは、低品位炭からジメチルエーテル（DME）を製造する計画で、これによりインドネシアのLPG輸入を100万トン削減するとされている。

## 9. 通信

インドネシアは多くの島に分かれており、国内各地を結ぶ情報通信インフラの整備は不可欠である。アジア通貨危機の際には、インドネシア政府は国内政治の安定に追われ、周辺諸国に比べ情報化に遅れを取った。その後、政府は、2005年にそれまでの通信情報担当省を通信情報省（KOMINFO）に再編し、2006年には通信政策や情報化の戦略方針を策定する国家ICT委員会を設立し、2011年には省内所掌の再編を行うなど、情報通信分野の開発に注力してきた。なお、2024年に通信情報省（KOMINFO）は、「通信・デジタル省（KOMDIGI）」へと名称変更されている。

かつてのインドネシアでは、国営のTelekomunikasi Indonesia（Telkom）が固定電話を、Indosatが国際電話事業を独占していたが、1989年の法改正以降の一連の規制緩和により、通信サービスへの民間企業の参入が可能となった。近年では、固定電話の普及を待たずに携帯電話の普及が加速し、携帯電話を通じてのインターネットの利用者が急増している。

日系企業は古くからインドネシアに対して通信機器や放送機器、インフラシステムの導入などを行っていた。インドネシアは島嶼国であり、ジャングルなどの地域もあるため、光回線ではなく無線や海底ケーブルの需要も大きい。ただし、昨今は、ハードウェアにおいて中国、台湾、韓国が強くなっている中、通信インフラを主体としつつも、徐々に軸足をソフトやサービスに移しつつあるとの日系企業コメントもあった。

## (1) 電話

### ①固定電話

固定電話には、基地局と電話器がケーブルで接続される「有線固定電話」と、基地局と電話器が無線で接続され、一定エリア内であれば無線で通話が可能な「固定無線アクセス電話」がある。有線固定電話と比較して、無線アクセス電話は、①加入回線あたりの敷設コストが半額以下であること、②敷設に要する期間が短いこと、③限定的ながら携帯が可能で利便性が高いことなどの利点から、2000年代に複数の事業者が参入した。しかし、その後の携帯電話の普及に伴い、固定電話全体の加入者数は2010年の4,093万人から2023年には916万人まで減少している。

有線固定電話の事業者は、現在、TelkomとIndosat Ooredooで、Telkomが事実上独占する状態となっている。もともとは両社とも国有企業であり、Telkomが国内通話、Indosatが国際通話を独占的に担ってきた。2000年代に入り、規制緩和が進められるとともにIndosatが民営化され、相互参入が行われた。なお、Indosatは2015年にIndosat Ooredooへ改称し、さらに2022年にHutchison 3 Indonesiaと合併してIndosat Ooredoo Hutchisonとなっている。

### ②携帯電話

固定電話の契約数が減少する一方、2023年時点の移動体通信（携帯電話）加入者数はのべ3.5億人に上っている。1人あたりの契約数は約1.25台となり、ほぼ全ての人々に普及した状況である。

2014年12月から4G（第4世代）規格での高速通信サービスが開始され、ジャカルタ首都圏、スラバヤ、メダン、デンパサールといった主要都市部から順次サービス範囲が広がっている。5G規格については、2024年10月時点で住宅地の3%程度をカバーしている程度であり、4G規格が主流となっている。

大手携帯電話会社としては、Telkom系のTelkomsel、XL-Axiata、Indosat Ooredoo Hutchisonの上位3社で市場シェアの9割以上を占めている。ただし、2024年4月には、スターリンク社が免許を取得し、インドネシアの通信事業者となっており、今後の動きを注視する必要がある。インドネシアでは、従来からSIMフリー端末でプリペイドSIMカードを利用する形態が主流となっているが、スマートフォンの普及に伴いデータ通信とセットでのパッケージプランも提供されている。

## (2) 郵便・宅配

インドネシアの郵便事業者は、国営企業のPT Pos Indonesiaである。郵送対象は重量上限が2kgの手紙（Surat）と、小包（Paket）の2種に分けられる。郵送サービスには普通（Biasa）、特別速

達 (Kilat Khusus)、エクスプレス (Express) がある。

このうち、普通郵便については配達の未着や遅延の問題が多い。特別速達とエクスプレスサービスは、地方の村まで配達が可能で、配送状況の追跡も可能である。エクスプレスについては即日及び翌日配達サービスがある。また、ジャカルタ市内で確実に物品を届けるには、GOJEK 等のバイク・タクシーサービスへの依頼が便利である。

日本向けなどの国際郵送及び配送サービスには、普通郵便のほかに速達郵便、国際エクスプレス・メール (EMS)、Fedex、DHL などが利用できる。到着までの日数に関しては、日本への普通郵便物を送る場合、投函する郵便局によって 5 日から 1 カ月まで大きく異なることもあるようである。遅延や紛失を避けたい場合は、追跡可能で配達も速い EMS や Fedex、DHL の利用が安全である。これらを利用する場合、ジャカルタやバタムなどの主要都市からであれば通常は 2~4 日ほどで日本に届くようである。

### (3) インターネットの普及状況

インドネシアではインターネットの普及が進んでおり、2025 年初頭時点で、全人口の約 75% にあたる約 2.1 億人の利用者がいるとされる。同国のインターネット利用の特徴は、スマートフォン・タブレットなどのモバイル端末からのアクセスの多さであり、2025 年初頭時点では、約 99% の国民が、インターネットにアクセスする際にモバイル端末を使用しているとされている。モバイル端末の普及前は、街中に点在した Warnet と呼ばれるインターネットカフェが、インターネットの普及を後押しした。

ブロードバンド加入者数は、2014 年の約 340 万人から 2023 年の 1,354 万人へと、事業者のサービス競争激化に伴って急激に増加している。近年は、高速インターネットや無線 LAN が利用できるホテルやオフィスなども増えている。

主要な工業団地では既に光ケーブルが敷設されて高速インターネット環境が整っており、複数のインターネット・サービス・プロバイダー (ISP) を自由に選択できる。国内の主要な ISP としては、Telkom、Indosat、BiZNET などがあり、様々な回線速度及びそれに応じた価格のプランが提供されている。

しかし、日系企業の場合のように国際通信、特に日本との通信が主となる場合、契約するプロバイダが国際回線を独自に持っているかがデータ転送速度を決定的に左右する。これに関しては、既に NTT が日系の ISP としてインドネシアに進出済みであり、日本向けの高速通信回線の保有を強みとしてサービスを展開中である。

インドネシアでは 5G は始まったばかりで、既存の周波数帯を利用した通信事業者による限定的な立ち上げが行われている。大手 Indosat Ooredoo Hutchison は 2021 年にスラカルタ市で、同社初めての 5G サービスを開始した。2024 年末時点で、インドネシア人口の 26.3% が 5G に接続可能となり、約 1,570 万台の端末が実際に 5G に接続している。2027 年までには、5G に接続する端末数は 7,000 万件に達し、インドネシア人口の 59% が 5G に接続可能になるという予測もある。一方で、4G 接続は現状では大多数を占め続けるものの、その割合は 2024 年以降、減少し始める見込みである。インドネシア政府は、5G の普及にあたって、モバイルブロードバンドにおける 3.5 GHz 帯域の重要性を強調し、将来的には 3.4~3.7GHz 帯を将来の 5G ネットワーク向けに割り当てる

提案している。また最近になり、スラカルタ市政府との提携の一貫として、中小零細企業の能力強化やデジタル人材の育成、スマート都市の開発などを手掛けると発表した。インドネシアは今後、5G ネットワークをジャカルタやスラバヤ、マカッサルなど主要都市に広げていく方針としている。

#### (4) 海底ケーブル

インドネシアは、東南アジアにおける重要なデジタルハブとして、国際及び国内の海底ケーブル網の整備を積極的に進めている。

主な国際ケーブルシステムとしては、2025 年に敷設が完了する予定の「ビフロスト・ケーブルシステム」がある。これはシンガポールと米国西海岸を結び、北スマトラ州マナドを経由する大容量ケーブルで、Meta や Telin (Telkom Indonesia)、Keppel などが共同で推進している。外資企業もインドネシアを経由する国際海底ケーブルプロジェクトに積極的に関与しており、シンガポールと日本や韓国などを結ぶ「Asia United Gateway East (AUG East)」海底ケーブルでは、アマゾンやマイクロソフトがコンソーシアムの一員として参加し、2029 年の完成を目指して計画を推進している。

国内においては、「パラパリング」と呼ばれる西部・中部・東部のネットワークが、離島や僻地の通信環境の整備を目的として進められている。また、2023 年には北部パプア州の通信インフラ強化を目的とした「パタラ 2 ケーブル」が NEC により完成し、地域の冗長性や信頼性向上に寄与している。さらに、バタム島、ジャカルタ、マナドを結ぶ「バラットティモール・インドネシア (BTI) ケーブル」という、7 カ所の陸揚げ局を有する大型ネットワークの整備も進められており、その調査をアメリカの APtelecom が担っている。

#### (5) 通信タワー

固定ブロードバンドの普及率が低いインドネシアにおいて、通信タワーを基盤とするモバイルネットワークはインターネット接続において重要な役割を担っている。ジョコ政権下で実施された「3T 地域」向けの通信タワーの整備政策では、辺境・後方・未開発地域に、約 7 千基の通信タワーが新たに設置された。

2016 年第 44 号大統領令で規定された「ネガティブリスト」が、2021 年第 10 号大統領令で制定された「新投資リスト」に置き換えられ、外資参入に対する旧制約を緩和する方向へと転じた。以前のネガティブリストでは、通信タワー事業が完全に国内資本に限定されており、外資による参入は一切認められていなかった。このため、外国企業は通信タワー事業に直接投資することができず、地元企業との合弁会社の設立などの間接的な方法に頼る必要があった。特に、通信タワーの設置、運営、リースを行う事業者は、100% 国内資本でなければならないと定められていた。2021 年の「新投資リスト」では、この通信タワー関連事業がネガティブリストから外された。具体的には、通信タワーの設置や運営、リース事業に関する外資参入の制限が撤廃され、外国企業が 100% 出資する単独事業としてインドネシア市場に参入できるようになったため、外資企業の参入は進むと考えられる。

## (6) データセンター

インドネシアのデータセンター市場の市場規模は、2024年時点で約30億ドル、2029年には約60億ドルに達すると予測されており、年平均成長率は約15%という水準で推移する見込みである。この急成長は国内外のハイテク企業による投資や、政府のデジタル政策推進が相まった結果である。インドネシアでは、4G技術の急速な普及と、5Gへの移行により、データ通信量が増加している。これにより、データセンターの需要も増加していると推察できる。

インドネシア政府も、新たなデータセンターの建設を進めている。具体的には、国立データセンター(PDN)の設立を数ヵ所で計画しており、最初のPDNは、資金の85%をフランス政府、残りを国家予算で賄われ、西ジャワ州チカラーンに設置された。この国立データセンターは、政府機関や省庁、地方自治体のデータを統合的に管理し、行政サービス間の連携が容易になることが期待されている。ただし、PDNのバックアップ機能を確保するために必要な予算が確保されておらず、予算を確保しなければ、PDNがバックアップなしで運用開始されるリスクも存在するとのことである。

GoogleやAlibaba、Amazonといった外資企業も、インドネシアのデータセンターに対し、多額の投資を行っている。Alibabaは、インドネシアやマレーシア、シンガポールを含む21の国のデータセンター事業に対し、約280億ドルの投資をする計画を発表している。

### ひとくちメモ 6：ヌサンタラへの移転の状況（2025年6月時点）

2025年6月にインドネシアに進出している日系企業を訪問した際に、新首都ヌサンタラへの移転については、停滞気味であるという声が寄せられた。プラボヴォ大統領が就任して以来、予算が無償給食などの低所得者層向けの施策に充てられており、インフラ関連の事業にあまり充てられなくなってきたとのことである。また、新首都ヌサンタラへの移転関連の事業の実施にあたっては、韓国企業や中国企業が積極的であるという声も寄せられた。

2029年までのヌサンタラの住宅・政府庁舎の建設に要する予算として、約49兆ルピアが確保されているものの、インドネシアの国家中期開発計画(RPJMN)において戦略的優先事項には、ヌサンタラへの首都移転は含まれていない。また、インドネシアの独立記念日の式典について、2024年はヌサンタラで開催されたものの、2025年はジャカルタで開催されており、プラボヴォ政権のヌサンタラへの首都移転への姿勢と捉えることもできる。

## 第21章 投資環境の優位性と留意点

### 1. 進出先としての企業の見方

#### (1) 進出先として注目を集めるインドネシア

日系企業は、事業展開先としてインドネシアをどのように見ているのか。海外に子会社を有する企業を対象とした国際協力銀行のアンケート調査結果（2024年）によると、インドネシアは、インド、ベトナム、米国に次いで4番目に位置付けられている（図表21-1）。2023年度調査から1つ順位を上げており、回答企業の2.5割の企業が、インドネシアを今後3年程度において有望な事業展開先国として認識している結果となった<sup>11</sup>。人口大国が上位に名を連ねる中、インドネシアも有望な進出先の1つとして引き続き日系企業の注目を集めている。

図表 21-1 中期的に事業展開先として有望とされる国・地域

順位	2022年度調査結果			2023年度調査結果			2024年度調査結果		
	有望とする 事業展開先国	回答数 (社)	得票率 (%)	有望とする 事業展開先国	回答数 (社)	得票率 (%)	有望とする 事業展開先国	回答数 (社)	得票率 (%)
1位	インド	148	40.3	インド	192	48.6	インド	206	58.7
2位	中国	136	37.1	ベトナム	119	30.1	ベトナム	110	31.3
3位	米国	118	32.2	中国	112	28.4	米国	92	26.2
4位	ベトナム	106	28.9	米国	107	27.1	インドネシア	89	25.4
5位	タイ	85	23.2	インドネシア	97	24.6	タイ	66	18.8
6位	インドネシア	77	21.0	タイ	85	21.5	中国	61	17.4
7位	マレーシア	31	8.4	メキシコ	42	10.6	メキシコ	37	10.5
8位	フィリピン	28	7.6	フィリピン	35	8.9	マレーシア	26	7.4
9位	メキシコ	27	7.4	マレーシア	26	6.6	フィリピン	25	7.1
10位	台湾	23	6.3	ドイツ	21	5.3	ドイツ	20	5.7

（出所）JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」より作成

#### (2) インドネシアの有望理由と課題

インドネシアを有望と選んだ回答企業に対してその理由を尋ねる設問では、8割近い企業が「現地マーケットの今後の成長性」(74.7%)を挙げており、「安価な労働力」(48.3%)、「現地マーケットの現状規模」(37.9%)が続く結果となった。

<sup>11</sup> 海外現地法人を3社以上（うち、生産企業1社以上を含む）有している製造企業を対象に、中期的（今後3年程度）に有望な事業展開先国と考える5カ国を選ばせる設問となっている。調査名は「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」。

インドネシアの市場の成長性と人口規模に期待していると回答した企業の割合が多いことが分かる（図表 21-2）。

図表 21-2 有望とされる国とその理由（上位 3 項目）

	インドネシア		インド		ベトナム		米国	
1	現地マーケットの今後の成長性	74.7%	現地マーケットの今後の成長性	84.7%	現地マーケットの今後の成長性	63.0%	現地マーケットの現状規模	69.3%
2	安価な労働力	48.3%	現地マーケットの現状規模	43.6%	安価な労働力	46.3%	現地マーケットの今後の成長性	68.2%
3	現地マーケットの現状規模	37.9%	安価な労働力	35.6%	優秀な人材	30.6%	現地マーケットの収益性	45.5%

（注）パーセンテージの数字は、当該国・地域を有望と選んだ企業のうち、その理由として該当項目に回答した企業の割合を表す。

（出所）JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」より作成

一方、インドネシアを進出先として有望とする企業が、事業展開上で課題と考えている項目が図表 21-3 である。インドネシアでは「労働コストの上昇」と回答した企業が最も多く、36.6%を占めた。2025 年の最低賃金は、2024 年の最低賃金から 6.5%引き上げた金額を下回らないようにというプラボウォ大統領の指示の下、「2025 年最低賃金の決定に関する労働大臣令 2024 年第 16 号」により定められ、この政府方針に基づき、各州が業種別最低賃金を決定している。

次に、「法制の運用が不透明」と回答した企業が 35.4%を占めている。インドネシアの法制は、文書中にあいまいな表現があり役所の担当者によって見解が異なることが多いこと、外資企業を狙った恣意的な運用と考えられる事例も少なくなく役所への対応に要する労力が経営上無視できない負担となっていること、また、政令を中心に改廃が頻繁であることなどが、日系企業により課題として指摘されている。

続いて、「他社との厳しい競争」と回答した企業が 29.3%を占めている。インドネシアへの日系企業の進出は 1960 年代から始まっており、大手企業の進出は既に一巡している。また、業種によっては地場財閥系企業を中心としたローカルの競合先も力をつけてきており、市場競争が厳しくなってきている状況を反映していると思われる。

図表 21-3 有望国の課題（上位 3 項目）

	インドネシア		インド		ベトナム	米国	
1	労働コストの上昇	36.6%	法制の運用が不透明	44.2%	法制の運用が不透明	40.6%	労働コストの上昇
2	法制の運用が不透明	35.4%	他社との厳しい競争	41.6%	労働コストの上昇	37.5%	他社との厳しい競争
3	他社との厳しい競争	29.3%	インフラが未整備/税制のシステムが複雑	30.5%	他社との厳しい競争	30.2%	管理職人材の確保が困難

(注) パーセンテージの数字は、当該国を有望視する企業のうち、その理由として該当項目に回答した企業の割合を表す。

(出所) JBIC「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告」より作成

## 2. 投資先としての優位性

### (1) 国民所得の増加による巨大な国内市場と中間層の購買力の減少

2004～2014 年のユドヨノ政権期、2014 年以降のジョコ政権期を通じ、インドネシア経済は毎年 5%程度の堅調な成長を続けている（コロナ禍の 2020 年を除く）。リーマン・ショックの影響を受け、輸出依存度の高い周辺諸国が 2009 年にマイナス成長に陥った際にも、内需を中心とするインドネシアは影響を軽微に抑え、4.6%の成長を遂げている。IMF 推計値によると、2025 年と 2026 年の経済成長率は 4.8%と予測されている。インドネシアの経済成長率については、2014 年以降、2022 年を除き目標が達成されていない。近年においては、インドネシアは中間層の減少に伴う家計消費の弱体化や政府支出の減少によって、経済成長率が想定よりも伸びなかつたという見方もあり、GDP の 50%以上を占める国内消費が、付加価値税の引き上げなどによって圧迫されたことも原因であるとされている。また、インドネシアは資源輸出に依存しており、産業の多様性がないことが課題であり、特に中国への輸出量が多いため、中国の需要変動の影響を受けやすいとされている。一方で、プラボヴォ氏は 2029 年までにインドネシアの経済成長率を 8%まで増加させることを目標としており、2025 年から 2029 年までの投資目標額として、13,528 兆ルピアが設定されている。

家計所得の上昇により内需が堅調に拡大していることから、日用品を中心とした市場が着実に成長してきている。1 人あたり GDP は 2024 年時点では 4,367.86 ドルに達し、自動車や電化製品など、耐久消費財の購入が本格化する水準に達してきたことから、国内生産の拡大を後押しできる状況になっている。加えて、人口規模が大きく平均年齢も若く、中長期的な展望も良好である。堅調な経済成長と国民所得の増大を背景に、旺盛な内需が見込める人口 2.8 億人（2024 年時点）の巨大市場は、外資企業にとっても魅力的であるといえる。ただし、近年は、中間層の購買力の減少も懸念されている。例えば、自動車については、平均価格が年間 7.5%上昇している一方で、中間層の所得は年間 3%しか増加していない。これが影響し、EV が成長しているにも関わらず、インドネシアの自動車販売台数は、2023 年の 100 万台強から、2024 年には約 87 万台（約 14%減）となっている。

## (2) 政治・社会の安定性

インドネシアは通貨危機によってスハルト大統領の独裁政権が倒れた後、それまで抑圧されてきた地方の民族運動や分離独立運動が噴出し、またイスラム過激派の大規模テロが発生するなど、2004年まで政治・社会の混乱が続いた。しかし、2004年末にユドヨノが直接選挙による初の大統領に就任して以降は、大きな懸案だったアチェ独立推進勢力との和平が締結され、イスラム過激派の取締も徹底されるなど、政治と社会は概ね安定を取り戻している。また、通貨危機時の暴動に際して標的となつた華僑に対しても、中国の旧正月が国民の祝日として加えられるなどの宥和政策がとられている。

2014年にユドヨノ大統領の任期満了から権力継承が注目されたものの、国民の支持を受けて当選したジョコ大統領は、内閣改造などを通じて着実に政権基盤を固め、堅実な政権運営を行ってきた。2019年の選挙は第1期ジョコ政権の実績に対する信任を問う選挙となつたが、堅調な経済成長が評価されて再選を果たし、今後5年間、安定的な政権運営が期待されている（第2期政権は2019年～2024年）。第2期ジョコ政権では、人材育成や、インフラ開発、経済規制緩和を優先事項とし、インドネシア建国100年を迎える2045年の先進国入りを目指した。

その後、2024年10月に発足したプラボウォ政権は、ジョコ政権の方針を継承しつつ、国民が直面する課題に対する共感とその解決に向けた強い意志を表明している。大統領選挙では58.6%の得票率で圧勝し、発足直後から国民の高い支持を受けた。主要政策として、貧困対策を目的とした学校給食の無償提供プログラムなどが挙げられる。2025年初頭の世論調査では、約81%の国民がプラボウォ政権を支持していると回答した旨が報じられている。しかし、2025年8月には政府の経済政策などに抗議する大規模なデモも発生しており、今後の動向に注視が必要である。

世界的なイスラム過激思想の扇動も見られる中、インドネシアもリスクから無縁ではないものの、社会の根幹を揺るがすような状況には陥っておらず、政治・社会情勢は安定していると評価できる。

## (3) FTA網を活用した無関税での輸出入

ASEAN物品貿易協定(ATIGA：前身はAFTA)や、2000年代後半以降のASEANを通じた中国など各国との自由貿易協定や日本との経済連携協定(EPA)の発効に伴い、インドネシアを取り巻く貿易環境は大きく変化した。このことは、インドネシアに展開する企業の多くにとって、部材や原料を各国から安く輸入できる利点をもたらし、他国への輸出にあたっての競争力向上につながる。実際、日本とのEPAが発効した2008年には、鉄鋼製品やエンジンなど、インドネシアに進出済みの日系企業が必要とする部材の関税がEPAによって撤廃されたことで、日本からの産業用部材の調達が大幅に増加した。さらに、2024年8月には日本とのEPAが改正され、セダンやスポーツカーなどの関税の段階的な撤廃や鉄鋼関連製品の関税の削減や撤廃が決定した。輸出ではASEAN各国や中国、インド、豪州など成長の見込める市場で無関税特典が受けられるなど、FTA網の様々な恩恵を享受できることは、インドネシア進出の強みの1つである。

インドネシアはTPPに加盟しておらず、ベトナムやマレーシアと比べて貿易上不利となることを懸念する声も聞かれる。しかしインドネシアは、2018年には当時のユスフ・カラ副大統領がTPP加盟への関心を明らかにしており、2024年9月には、包括的及び先進的な環太平洋パートナーシ

ップ協定（CPTPP）への加盟を申請した。

また、インドネシアは2022年11月にRCEP協定の批准書を寄託者であるASEAN事務局長に寄託した。これにより、RCEP協定は、既に発効済みの日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、マレーシア、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、中国、韓国、ニュージーランドの12カ国に加え、2023年1月に、インドネシアについても発効された。

### 3. 投資にあたっての留意点

#### (1) 労働問題と賃金上昇

インドネシアに進出する企業が直面する問題の1つが労働問題である。インドネシアの労働法は、労働者の地位・権利の保護に重きが置かれている。過去には労組による大規模デモで工業団地が閉鎖され、操業不能になる事態も発生したようだ。他方、現地では、定期的に労組との話し合いの場を持ち不満を取り除くことで、労働者とは比較的良好な関係を築くことができていると答える日系企業も目立った。

もう1つの問題が、賃金の上昇である。ジャカルタ特別州の最低賃金の伸び率は2012年18.5%増、2013年43.9%増、2014年11.0%増、2015年10.6%増と毎年10%を上回るペースで上昇した。更に日系の製造企業が多く所在する西ジャワ州のカラワン県では2013～2015年にかけてジャカルタ特別州を上回る賃金上昇率となり(57.6%増→22.4%増→22.0%増)、労働コストの上昇は企業経営者を悩ます喫緊の課題となっていた。2017年以降の基準上昇率は1桁台に落ち着いていた(2019年は8.0%、2020年は8.5%)。2021年には、新型コロナウイルスの影響により計算式に基づく賃金上昇は1%程度に留まったが、ジャカルタ州知事は州知事決定で賃金上昇率を5.1%とした。これに対して、企業側が法令違反と裁判を起こすという事態も発生している。最低賃金については、2023年には全国平均7.5%増、2024年は3.4%増、2025年は全国平均6.5%増となり、上昇が継続している。いずれにせよ、労働集約型で低賃金の労働力を前提とする産業にとって、既に、ジャカルタ特別州や工業団地が集積する西ジャワ州は必ずしも最適な立地とは言えなくなっている。縫製業などの軽工業企業の一部には、当該地域にある工場を最低賃金が高い中部ジャワ州などの地域へ移設する動きも見られる。

#### (2) 法務・税務処理の難しさ

インドネシアでは通貨危機以降、民主化の進展とともに税法をはじめとした各種法制度の整備が進められてきた。しかし、日本企業にとっては、言葉の壁や法律自体の曖昧さ、政府機関の対応の緩慢さもあり、法律の解釈や運用をめぐって生じる法務処理、あるいは税務処理に関連した当局との行き違いが非常に大きな問題となっている。

インドネシアにおける外資系企業は、投資法、労働法、各種税法、それらの細則となる政令や各種の大臣令などに従って事業を行う。進出済みの日系企業関係者によると、この法令などの記載が曖昧であることが多く、解釈や適用方法が担当者により異なっているなど、運用方針が不統一であるために戸惑うことが多いという。特に近年は、移転価格税制の問題で巨額の追徴を受けた事例や、不当に付加価値税(VAT)課税業者登録が抹消され、商売を一時停止せざるを得なくなった事例も発生した。特に還付ポジションになると解決に長い時間を要し、また、企業側の対応

策としては、弁護士や税理士などと相談したり、ジャカルタ・ジャパン・クラブ（JJC）や在インドネシア日本大使館を通じて、インドネシア政府に対応を要請するなどの手段も考えられるものの、特に係争となった場合には、弁護士や税理士などの専門家の費用が負担となっているとのことであった。

### (3) インフラの制約

2000 年代以降の急速な経済成長に伴う二輪車や自動車の普及、大都市周辺への産業の集積により、特にジャカルタ周辺では交通渋滞が大きな問題となっている。都市部を含め、上下水道、道路、港湾、電力、通信などのインフラは経済規模に比して貧弱であり、慢性的に物流の停滞やエネルギー不足が発生している。このため、インドネシア政府は、日本などの諸外国からの経済援助や民間資本を活用しながら、全土における道路、港湾、空港、電力、通信などのインフラ整備に積極的に取り組んでいる。

しかし、ジャワ島は人口密度も高いことから土地の収用が容易ではなく、インフラ開発は遅れがちである。例えば中国が受注したジャカルターバンドン間の高速鉄道は、当初 2019 年の開業を目指していたが、土地収用などの遅れからスケジュールの遅延が続き、2023 年 10 月に開業することとなった。

一方で、ジャカルタ市内を東西・南北に走る MRT やジャカルタ東部に立地する工業団地からのアクセスが良いパティンバン港など、大型インフラプロジェクトが着実に進行している。ジョコ元大統領は、インフラ開発に優先的に取り組むことを明言していたが、プラボヴォ政権は、インフラ開発よりも貧困層支援を重視する傾向にあるため、今後の動きに注視が必要である。

### (4) 高度人材の確保難

インドネシアでは、高度人材の確保の難しさを訴える企業が多い。経済成長と外資企業の進出に伴い、高度人材の需要が高まる中で、人材供給が追いつかない状況である。高度なエンジニアの募集では、有名大学などの公募、人材紹介会社の利用や他社からの人材の引き抜きが行われている。

また、幹部級の人材の場合には、一定の賃金水準の相場があり、同等の能力であれば企業規模にかかわらず同水準の賃金を支払うことが不可欠である。例えば経理マネージャーの場合、月給 2,500 ドル前後に加え、社用車を準備することが求められる。地方であれば、優秀な人材の確保はさらに難しいことから、都市部よりも高額となる場合が多い。

インドネシア政府は引き続き教育環境整備による人材開発を優先課題として取り組んでいることから、中長期的には人材不足も解消へ向かうことが見込まれる。近年の所得水準の上昇に伴って国民全般の教育熱も高まっていることから、今後は能力のある若手層が厚みを増すことが期待される。

### (5) 言語と宗教の問題

インドネシアの公用語はインドネシア語で、日常で英語が使用されることはない。イ

ンドネシア語は、アルファベットで表記される上に発音も日本語に近い。そのため、タイ語やベトナム語など他の東南アジア諸国の言語と比較して日本人にとっては取り組みやすい。しかし、現地語での意思疎通は容易ではなく、駐在員の努力が求められる。一部企業では社内スタッフには英語と日本語を教育している例もあるが、従業員との円滑な意思疎通だけでなく現地社会への浸透のためにも、必要最低限のインドネシア語は勉強するのが良いという意見が多い。また、日本語を解するインドネシア人スタッフを重用しすぎた場合、当該スタッフの影響力が強まり、駐在員による実質的なコントロールが利かなくなってしまうケースもあるとのことで、安易な依存は禁物である。

インドネシア人の約9割がイスラム教徒であるため、従業員も大多数がイスラム教徒になると思って良い。インドネシアのイスラム教は、解釈が柔軟で従業員との間で宗教が原因の摩擦が起こったという例はあまり聞かない。

ただし、企業は従業員に対して礼拝の場所と時間を与えることが法律で義務付けられているなど、宗教の違いからくる習慣や考え方の違いには留意が必要である。

#### (6) 日系社会と駐在生活

外務省の「海外在留邦人数調査統計」(2024年10月1日時点)によると、インドネシアの在留日本人数は約1万4,934人である。企業の多くがジャカルタ周辺に進出しており、ジャカルタの日本人会であるジャカルタ・ジャパン・クラブには、2024年12月現在で、法人部会に日系企業約700社、個人部会に邦人など約2,200人が加入している。ジャカルタ以外では、シンガポール対岸のバタム島やジャワ東部のスラバヤ周辺に進出する事例が多い。2025年6月に実施した現地企業へのヒアリングでは、東部のチカラーンに近年日本人が増えており、日本人学校や日本人向けのスーパーも存在するため、家族全員でチカラーンに居住する日本人も増えているという声も聞かれた。

ジャカルタに関しては、スーパーマーケットやコンビニエンスストアも多く、食料品や日用品などの生活必需品の入手はほとんど問題ない。日本と同じ稻作文化圏であり、中国やインドの影響もあり食生活面での大きなギャップはない。日本食や日本風レストランも多数出店しており、日本人が日常生活で特に困ることはそれほど無いようである。治安に関しては、日本に比べると不安が伴うものの重犯罪は多くなく、外出時間帯やカバンの持ち方など、一般的な海外生活の注意事項を守れば大きな問題はないとされる。

駐在員にとって家族、特に子供の帯同の可否が関心事であるが、教育環境面ではジャカルタの日本人学校には小・中学部のほか幼稚部も併設されている。このほか、スラバヤとバンドンにも小・中学部を持つ日本人学校があり、中学校まで子弟は帯同できる。2019年4月には日系製造業企業の工場が集積するブカシ県チカラーンにも日本人学校（小・中学部）が開校した。しかし、上記以外の都市には日本人学校が存在せず、現地学校やインターナショナル・スクールに入学させない限りは、事実上帯同を断念せざるを得ないのが実情である。バタム島拠点への駐在にあたっては、家族がシンガポールに居住した上で、駐在員は単身赴任するケースも見られる。シンガポールからバタム島はフェリーで1時間程度のため、週末に家族の元へ帰ることは容易であるが、家族の生活費は高くなる点に留意する必要がある。

## 第22章 主要産業の動向とFTAの影響

### 1. インドネシアの主要産業

2024年の名目GDP産業構成比は、第1次産業が11.3%、第2次産業が38.6%、第3次産業が45.8%となっており、第2次産業と第3次産業の比率が高い（この他、生産物に課される税から補助金を除した部分が4.3%を占める）。ただし、第2次産業のうち、「鉱業・採石業」がGDP全体の7.4%、建設業が同9.8%と多くを占めており、製造業に限ってみれば同20.3%と、第2次産業の半分を占める程度である（図表22-1）。また、製造業の内訳を構成比の高い順で見ると、①「食品・飲料」（同7.0%）、②「化学・医薬品」（同1.9%）及び「金属製品、電気、光学製造」（同1.9%）、③「石炭、原油、ガス精製」（同1.7%）及び「輸送機器」（同1.7%）となっている。

製造業の中の「食品・飲料」は、規模が最も大きいだけでなく、比較可能な2014年に比べて構成比が+1.1ポイントと、製造業の中で構成比の拡大幅が最も大きい（5.9%→7.0%）。また、日本企業にとっては、2億人を超す人口は魅力だが、イスラム教徒が多く、2019年に「ハラル製品保証法」が施行されていることから、どのような留意点があるかなどの関心も高い。

「輸送機器」は、自動車やバイクの製造だけでなく、第3次産業の「卸売・小売業」でも2.2%を占めていることから、合わせてインドネシアのGDPの3.9%を占める。また自動車、バイクとともに日系メーカーの販売シェアが9割を超えるなど、インドネシアの輸送機器セクターは日系企業にとって重要な市場となっている。

第3次産業の中では、「卸売・小売業（自動車・二輪を除く）」の構成比が13.0%と突出している。日系企業では、コンビニエンスストアの「ミニストップ」や「セブン-イレブン」は撤退したものの、「ローソン」や「ファミリーマート」、「イオン」など、店舗拡大を進める日本企業も多い。

「不動産」では、ジャカルタ首都圏（バンテン州と西ジャワ州の一部を含む）での日本企業の動きが高まっている。GDP統計中では、サービス業としての「不動産業」は微減（3.0%→2.7%）であり、第2次産業の「建設業」は増加している（9.7%→9.8%）。

本章では、インドネシアの産業構成の特徴や日本企業の進出状況を踏まえ、次節以降、インドネシアの主要産業として、「輸送機器」の中から、ASEAN諸国の中で最も販売台数の多い「自動車」と「バイク」を、経済成長に伴う所得の向上から市場規模が拡大している「食品・飲料」（加工食品）を、主要セクターの中で最も構成比が高い「卸売・小売業」（小売業）を、ジャカルタ首都圏を中心に日系デベロッパーの動きが活発化している「不動産」を取り上げ、その現況を詳述する。

図表 22-1 インドネシアの産業構成比（実質）

	2010年基準価額（兆ルピア）			構成比		
	2014	2024	(年率)	2014	2024	(差分)
<b>全体</b>	<b>8,565</b>	<b>12,920</b>	<b>4.2%</b>	<b>(100.0%)</b>	<b>(100.0%)</b>	<b>-</b>
第1次産業	1,129	1,464	2.6%	(13.2%)	(11.3%)	(-1.8%) ↓
第2次産業	3,576	4,982	3.4%	(41.8%)	(38.6%)	(-3.2%) ↓
鉱業・採石業	794	955	1.9%	(9.3%)	(7.4%)	(-1.9%) ↓
製造業	1,854	2,619	3.5%	(21.6%)	(20.3%)	(-1.4%) ↓
石炭、原油、ガス精製	217	222	0.3%	(2.5%)	(1.7%)	(-0.8%) ↓
食品・飲料	503	899	6.0%	(5.9%)	(7.0%)	(+1.1%) ↑
タバコ	79	89	1.2%	(0.9%)	(0.7%)	(-0.2%)
繊維・衣料	118	142	1.9%	(1.4%)	(1.1%)	(-0.3%)
革製品・履物	23	33	3.6%	(0.3%)	(0.3%)	(-0.0%)
木材・木製品	62	59	-0.5%	(0.7%)	(0.5%)	(-0.3%)
紙・印刷	71	87	2.1%	(0.8%)	(0.7%)	(-0.2%)
化学・医薬品	153	250	5.0%	(1.8%)	(1.9%)	(+0.1%)
ゴム・プラスチック	73	65	-1.1%	(0.8%)	(0.5%)	(-0.3%)
非鉄金属	63	66	0.5%	(0.7%)	(0.5%)	(-0.2%)
鉄鋼・同製品	72	161	8.4%	(0.8%)	(1.2%)	(+0.4%)
金属製品・電気・光学製造	179	245	3.2%	(2.1%)	(1.9%)	(-0.2%)
一般機械	26	36	3.3%	(0.3%)	(0.3%)	(-0.0%)
輸送機器	178	219	2.1%	(2.1%)	(1.7%)	(-0.4%)
家具	23	29	2.2%	(0.3%)	(0.2%)	(-0.0%)
その他製造業	16	17	0.9%	(0.2%)	(0.1%)	(-0.1%)
公益業	101	146	3.7%	(1.2%)	(1.1%)	(-0.1%)
建設業	827	1,263	4.3%	(9.7%)	(9.8%)	(+0.1%) ↑
第3次産業	3,646	5,918	5.0%	(42.6%)	(45.8%)	(+3.2%) ↑
卸売・小売業	1,177	1,682	3.6%	(13.7%)	(13.0%)	(-0.7%) ↓
自動車・二輪（修繕含）	229	290	2.4%	(2.7%)	(2.2%)	(-0.4%)
その他の卸売・小売業	948	1,392	3.9%	(11.1%)	(10.8%)	(-0.3%)
運輸・倉庫業	327	603	6.3%	(3.8%)	(4.7%)	(+0.9%)
ホテル・飲食業	258	415	4.9%	(3.0%)	(3.2%)	(+0.2%)
情報・通信業	384	868	8.5%	(4.5%)	(6.7%)	(+2.2%) ↑
金融業	320	520	5.0%	(3.7%)	(4.0%)	(+0.3%) ↑
不動産業	256	352	3.2%	(3.0%)	(2.7%)	(-0.3%)
ビジネスサービス業	138	252	6.2%	(1.6%)	(1.9%)	(+0.3%)
公共サービス業	296	403	3.1%	(3.5%)	(3.1%)	(-0.3%) ↓
教育サービス業	264	372	3.5%	(3.1%)	(2.9%)	(-0.2%)
医療・社会福祉活動	91	183	7.2%	(1.1%)	(1.4%)	(+0.3%)
その他サービス業	134	267	7.1%	(1.6%)	(2.1%)	(+0.5%)
生産物に課される税一同補助金	213	556	10.0%	(2.5%)	(4.3%)	(+1.8%)

(出所) 国家統計局より作成

## 2. 自動車

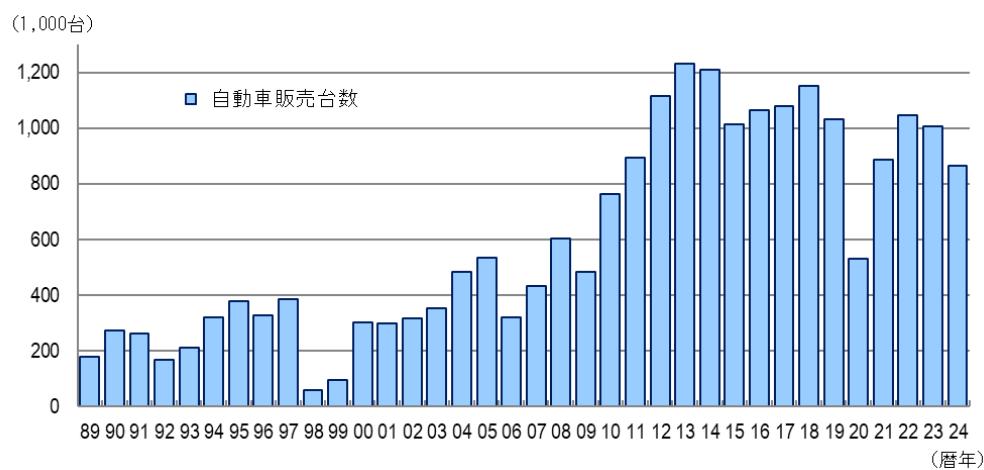
### (1) 自動車産業の歴史

インドネシアの自動車産業では、かつて国産化政策がとられていた。1993年以前は、「ローカルコンポーネントとペナルティによる規制」が存在し、インドネシア製でなければならぬと指定された部品を輸入した場合には、輸入価額の50%のペナルティが課されていた。また、1994年に「ローカルコンテントとインセンティブによる規制」が発令され、国産化率が高いほど輸入関税が下がる方式がとられるようになった。これらはいずれも国内産業を保護する内容で、自動車産業の自由化は、1993年以降に始まった二輪車産業の自由化に比べて遅れをとっていた。

しかし、1998年のアジア通貨危機の影響を受け、インドネシア政府は自動車産業もそれまでの国内産業保護政策から自由化に方向を転換し、国内の産業保護政策は輸入関税（完成車、部品、CKD）が対象。CKDはComplete Knock Downの略で、部品単位で分解されている自動車を指す）が残されるのみとなった。更に、1999年7月、インドネシア政府は長期的に効率的で国際競争力のある自動車産業を育成することを目標に、新自動車政策を導入した。当該政策の下、インセンティブ制度を廃止し、国産化率を問わず、カテゴリー・排気量・部品供給形態別に部品（HSコード）ごとに輸入税率を設定する制度に移行した。2020年は、新型コロナウイルスによる各メーカーの工場稼働停止などの影響から、53万台と大幅な減少となった。

現在インドネシアの自動車産業はコロナ禍から回復しつつも、完全には戻っていない。インドネシア政府は、経済回復に向けた取組の一環として、2021年3月初旬から対象となる自動車の奢侈品販売税（PPnBM）の減免措置を実施した。この他、Gaikindo インドネシア国際オートショー（GIIAS）2021の開催などもあり、2021年の販売台数は、89万台と大幅な増加となった。2022年に入って一時回復したものの、2024年の販売台数は87万台となっており、新型コロナウイルスの流行前の水準に完全には戻っていない。この要因としては、中間層の購買力の減少が挙げられ、自動車の価格上昇に中間層の所得上昇が追い付いていないことがある。ただし、EV市場については成長しており、近年はBYDなどの中国メーカーがシェアの多くを占める一方で、日本メーカーのシェアは減少傾向にある。

図表 22-2 自動車（乗用車+商用車）の販売台数の推移



（出所）Association of Indonesian Automotive Industries より作成

## (2) 「低燃費小型車」から EV の普及に向けて

2013 年までのインドネシアの自動車販売市場の主役は多目的車（Multi-Purpose Vehicle : MPV）であった。しかし、2013 年に政府が低価格で燃費効率の良い小型車「ローコスト・アンド・グリーンカー」（LCGC）への奢侈品の優遇を規定（政令「2013 年第 41 号」）すると、消費者の需要が MPV から LCGC へと大きくシフトした。具体的には、2013 年には自動車（乗用車+商用車）販売の 64.1% を MPV が占めていたが、2018 年に同比率は 55.1% に低下し、その一方で、LCGC 市場は 2016 年以降、市場全体の 2 割を越える水準となった。

2013 年に規定された LCGC の要件は、排気量 1,200 cc 以下で、燃料 1Lあたりの走行距離が 20 km 以上、地方税や自動車税などを除いた参考価格が 8,500 万～9,500 万ルピア（日本円換算 70～80 万円）とされている。参考価格はインフレ率、ルピア相場、原材料価格の動向に応じて調整され、またオートマチック車は参考価格に 15%まで、エアバックや ABS などの安全装置の搭載車は 10%まで、それぞれ上乗せすることが認められている。インドネシアでは自動車に対する奢侈品の影響は大きい。例えば、1,500 cc の乗用車（セダン、ステーションワゴン除く）に対する税率は 10%、同タイプの乗用車で 2,500 cc 超 3,000 cc 以下の車種の税率は 40% に達する。また、同国ではセダン車に対する税率も高く、1,500 cc 以下のセダンの奢侈品率は 30% である。なお、2025 年 2 月以降、自動車に対しては、付加価値税 12% が追加で課税されることになっている（一般品は付加価値税 11%）。

なお、インドネシア政府は 2022 年から電動化車両の生産を開始し、2025 年までに生産台数の 20% を電動車とする目標を表明し、豊富なニッケル鉱石の輸出を禁じ、国内で EV バッテリー用に加工・製品化する事業も振興している。奢侈品（PPnBM）については、2025 年施行の新制度により、特定の EV に対する奢侈品は 5% となっており、さらにインドネシア政府が EV の付加価値税を 10% まで負担する形となっている。また、同制度により、HV については、車両販売価格の 3% 相当の税制優遇措置が受けられる形となっている。一方、LCGC への優遇は段階的に縮小され、優遇対象を LCGC から電動車に移行させる方針を打ち出している。LCGC の奢侈品は、2021 年度第 1 四半期までは全額免除であったが、第 2 四半期に 1%、第 3 四半期に 2%、第 4 四半期に 3% となった。

図表 22-3 車種別販売台数と構成比の変化

	販売台数(1,000台)											
	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
全体	1,229.8	1,208.0	1,013.5	1,062.7	1,077.4	1,151.3	1,030.1	532.0	887.2	1,048.0	1,005.8	865.7
	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(100.0%)
乗用車	880.0	879.4	736.8	862.0	842.5	874.7	785.5	388.9	659.8	783.6	779.3	673.0
	(71.6%)	(72.8%)	(72.7%)	(81.1%)	(78.2%)	(76.0%)	(76.3%)	(73.1%)	(74.4%)	(74.8%)	(77.5%)	(77.7%)
セダン	34.2	21.6	17.4	13.8	8.3	6.7	6.4	4.7	5.6	7.8	9.6	10.5
	(2.8%)	(1.8%)	(1.7%)	(1.3%)	(0.8%)	(0.6%)	(0.6%)	(0.9%)	(0.6%)	(0.7%)	(1.0%)	(1.2%)
多目的車（4×2タイプ）	788.1	679.9	545.3	608.0	596.1	634.4	557.6	275.5	503.5	609.3	554.0	470.5
	(64.1%)	(56.3%)	(53.8%)	(57.2%)	(55.3%)	(55.1%)	(54.1%)	(51.9%)	(56.8%)	(58.1%)	(55.1%)	(54.3%)
スポーツ・ユーティリティ（4x4タイプ）	6.5	5.9	8.6	4.9	3.4	3.1	4.1	3.6	4.1	8.3	11.0	15.2
	(0.5%)	(0.5%)	(0.8%)	(0.5%)	(0.3%)	(0.3%)	(0.4%)	(0.7%)	(0.5%)	(0.8%)	(1.1%)	(1.8%)
Affordable Energy Cost Saving Cars	0.0	172.1	165.4	235.2	234.6	230.4	217.5	104.7	146.5	158.2	204.7	176.8
	-	(14.2%)	(16.3%)	(22.1%)	(21.8%)	(20.0%)	(21.1%)	(19.7%)	(16.5%)	(15.1%)	(20.4%)	(20.4%)
商用車	349.8	328.6	276.7	200.6	234.8	276.6	244.6	143.1	227.4	264.5	226.5	192.7
	(28.4%)	(27.2%)	(27.3%)	(18.9%)	(21.8%)	(24.0%)	(23.7%)	(26.9%)	(25.6%)	(25.2%)	(22.5%)	(22.3%)

（出所）The Association of Indonesian Automotive Industries より作成

## (3) 日系完成車メーカーの存在感が大きいインドネシア自動車市場

2024 年の自動車販売台数は 86.6 万台であるが、このうち、トヨタのシェアが 33.4% と最も高

く、次いでダイハツが 18.8%、ホンダのシェアが 10.9% であった。これら上位 3 社に三菱自動車、スズキを加えた大手 5 社の合計の市場シェアは 79.2% に達し、インドネシアの自動車市場は、日系メーカーが席巻している。ただし、2021 年の大手 5 社の合計の市場シェアが 84.6% であったことを踏まえると、やや減少している。

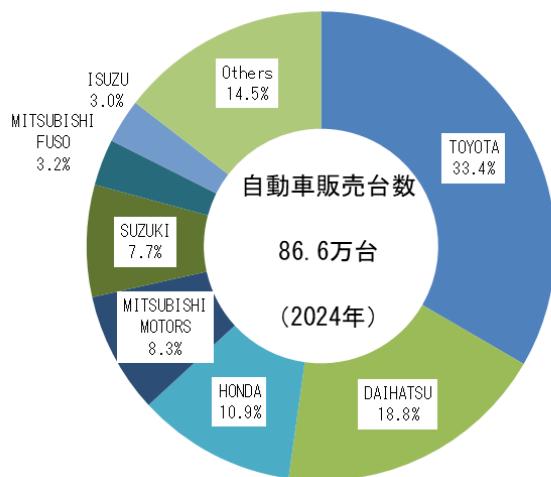
今後注目されるのは、電気自動車（Electric Vehicle : EV）の開発・生産に向けた動きであろう。2023 年 12 月、インドネシア政府は EV の普及加速と産業育成を目的とした大統領令（2023 年第 79 号）を公布・施行し、2019 年第 55 号大統領令の内容を一部改正した。この大統領令では、BEV やその部品の製造拠点を国内に設置する企業に対し、一定期間に限り EV 完成車の輸入優遇措置（例：関税や奢侈税の免除）を 2025 年 12 月末まで認めることを定めた。なお、優遇税制は「現地調達率 40% 以上」などが前提となっている。また、国産部品の使用比率 40% 以上の EV については、付加価値税の減税や奢侈税の免除が段階的に適用される制度となっている。その後、この大統領令の細則にあたる投資大臣規則 2023 年 6 号が公布され、一定数の完成車を輸入する際の関税及び奢侈税が免除されるための条件が規定された。また、国産化率 20% 以上 40% 未満の車種は、完全ノックダウン方式の部品を輸入する際の関税及び奢侈税が免除されることとなった。

報道などで確認された各メーカーの動きは以下の通りである。

- トヨタ：2022 年以降の 5 年間に約 27.1 兆ルピア（約 18 億ドル）の投資を予定し、EV の現地生産を強化している。また、2025 年 12 月より、EV 「bZ4X」 の現地生産開始を発表した。
- ホンダ：2025 年に EV 「e:N1」 を販売開始。インドネシアでホンダが EV を販売するのはこれが初。今後も、持続可能なモビリティの実現に向けて、技術革新を続ける意向を示している。また、2025 年 7 月に、ミニバンの HV 「ステップワゴン e : HEV」 の販売を発表している。
- 三菱自動車：2023 年に、2024 年までに 5.7 兆ルピアを投資する計画。年間产能力を 25 万台へ拡大。2023 年に SUV 「エクスフォース」、2024 年に SUV 「パジェロスポーツ」、2025 年に SUV 「デスティネーター」 の販売開始を発表。また、2024 年末より軽商用電気自動車 「Minicab MiEV（現地名：L100 EV）」 をブカシ工場で生産すると発表。
- スズキ：2026 年初頭に電動 SUV 「e VITARA」 をインドネシアで販売することを発表。2025 年に小型 SUV 「フロンクス」 を発表した。
- 現代自動車：2024 年に西ジャワ州カラワンに EV 用バッテリー工場を開設。2021 年末に西ジャワ州の新工場で生産を開始。総投資額は 2030 年までに 15.5 億ドル。当初の年产能力は 15 万台。2030 年完工時の年产能力は 25 万台の予定。また、2024 年 7 月にはインドネシアの国営企業 IBC との合弁会社が、EV 向けバッテリーセル工場を稼働させた。この工場の年产能力は 10GWh で、EV 15 万台相当の園地を供給可能となっている。また、今後、年产能力を 20GWh 増加させる予定とのことである。
- BYD：2025 年に EV 「Atto1」 を販売開始。また、2025 年 1~7 月期のインドネシアの EV 販売台数トップの座を獲得。2030 年までに 15.5 億ドルを投資し、产能力を 25 万台にする計画。
- NIO：2025 年 9 月時点ではインドネシア市場に進出していないものの、一部報道ではインドネシアを含む東南アジア市場への進出を計画していると、報じられている。

EV に関しては、現代自動車が早期から現地生産を始めたものの、中国企業の伸びが大きく、シェアを奪われている。2021 年から 2024 年にかけての中国からインドネシアへの自動車の輸出量は約 3 倍になったという報道もある。また、2024 年には、インドネシアの工業相が「中国メーカーと協力してインドネシアを右ハンドル EV の生産ハブに育てたい」と発言しており、中国企業への期待が伺える。

図表 22-4 自動車のメーカー別販売シェア（2024 年）

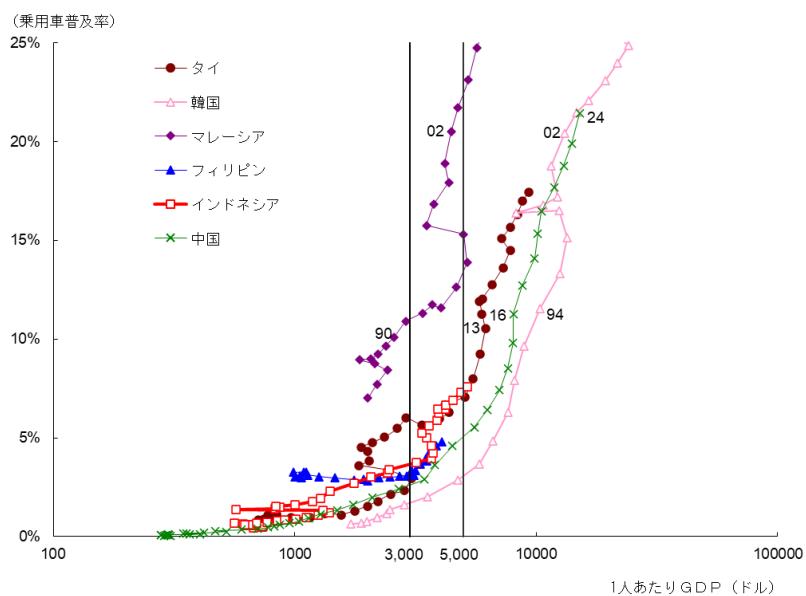


(出所) The Association of Indonesian Automotive Industries より作成

#### (4) 所得水準の向上より乗用車普及の加速が期待される

2019 年に工業省は自動車生産台数の目標を発表した（2025 年の自動車生産台数の目標：169 万台）が、2025 年 1 月～7 月の実績値が約 66 万台（月平均約 9.4 万台）であることからも、達成は難しいとみられる。アジア諸国の過去の経験則では、1 人あたり GDP が 3,000 ドルから 5,000 ドルの範囲に達すると、その国の乗用車普及率が急伸する傾向がある（図表 22-5）。例えば、インドネシアよりも所得水準の向上が先行する中国やタイでも、1 人あたり GDP が 3,000 ドルを越えた時期に乗用車の普及が加速した。1 人あたり GDP が 4,000 ドルを超えたインドネシアも既に同様の傾向にあり、今後同国での自動車普及率の上昇が期待される。ただし、インドネシアは島嶼国であり、ジャワ島以外でどこまで自動車が普及されるかという点については疑問が残る。また、インフラが整備され、渋滞問題が解消されなければ、二輪車が選ばれやすい状況は変わらないと考えられる。

図表 22-5 所得水準と乗用車普及率



12%から 6~12%に引き上げられた。第 2 段階の引き上げは、EV 製造の投資実行額が 5 兆ルピアに達してから 2 年後、または 5 兆ルピアの投資案件が商業生産を開始した際に実施することとされており、PHV の税率は 8%、マイルド HV とフル HV の税率は 10~14%に引き上げられる。

### 3. バイク

#### (1) 1993 年の自由化以降、2011 年にかけてバイク市場は急速に拡大

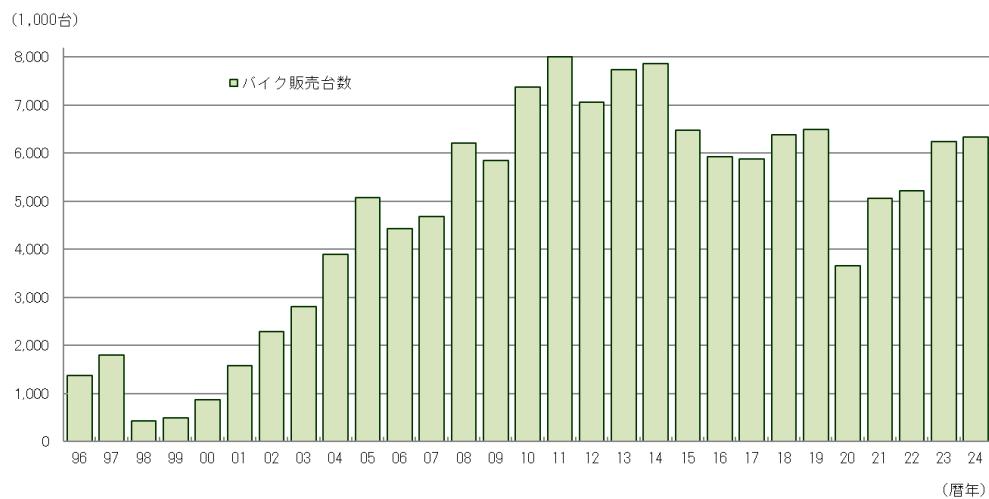
インドネシアの二輪車市場は、1993 年の自由化移行を契機に急速に成長し、2011 年の 800 万台規模に成長した後は縮小に転じ、2015 年以降、年間販売台数は 600 万台前後で推移していた。2020 年には新型コロナウイルスの影響を受け、販売台数が 400 万台を下回る大幅な減少となつたが、2021 年には回復基調に転じ、2023 年以降はコロナ以前の水準である約 600 万台まで回復した。

1969 年、発足後間もないスハルト政権は、二輪完成車 (Complete Build Up : CBU) の輸入を禁止し、ノックダウン車両 (Complete Knock Down : CKD) 輸入による国内組立を義務付けた。これにより、1971 年にホンダ、74 年にはヤマハが現地組立を開始した。更に、1977 年から 1980 年代半ばにかけて、インドネシアは二輪車部品の国産化政策を段階的に進めた。対象となったのは、ワイヤーハーネス、バッテリー、フィルター、エンジン鋳造部品などである。

しかし、このような国産化政策は、1993 年以降、徐々に自由化へと転換する。1993 年には品目指定による国産化の義務付けを止め、組立事業の外資参入を自由化した。1999 年には国産化政策を全面的に廃止し、完成車と部品の関税率を引き下げた。また、同時に総代理店制を廃止し、完成車・部品を自由に輸入できるようになった。

アジア通貨危機に見舞われた 1998 年のインドネシアの二輪車販売台数は 43 万台だったが、2002 年には 229 万台とそれまでの過去最高だった 1997 年の 180 万台を上回り、2011 年には 801 万台にまで増加した。ただし、その後緩やかに販売台数が減少し、2015 年から 2024 年にかけては、およそ年間販売台数およそ 600 万台程度で推移した（新型コロナウイルスが流行した 2020 年は除く）。(図表 22-6)。ただし、2025 年 1 月～8 月のバイクの販売台数は前年比 1.7%減となっており、この背景には中間層の減少などがあるとみられるが、その減少幅はバイクよりも高価な自動車よりも少ないとみられる。

図表 22-6 バイクの販売台数の推移



(出所) インドネシア二輪車製造業者協会 (AISI) より作成

## (2) コロナ禍から回復途上のバイク市場

インドネシア二輪車製造業者協会 (AISI) 加盟メーカー5社の2024年の国内二輪車販売台数(出荷ベース)は前年比1.5%増の633万台となった(東南アジア1位、世界3位)。2024年の輸出台数は0.4%増の57万台となり、生産規模は691万台水準と見られる。2025年には、追加のバイク税の影響もあり、販売額が落ち込む局面も見られたが、年間ベースでは640万~670万台が見込まれている。

インドネシアのバイク市場はホンダやヤマハなどの日本メーカーが業界を支配している。特にホンダは、通勤、通学の足として使い勝手の良いATスクーターで先行したことから一気にシェアを伸ばした。2024年時点では、ホンダはおよそ8割のシェアで首位に立っている。

## (3) インドネシアで広がる電動二輪車

2024年時点での電動二輪車の登録台数は160,578台、電動四輪車の登録台数は33,555台、その他の電動車の登録台数は951台となっている。電動車両については、インドネシア政府の2030年目標の200万台に対して、電動二輪車は8.0%、電動四輪車は1.7%となっており、電動二輪車の方が順調であることが伺える。インドネシアではEV(四輪)よりも実用的な電動二輪車の方が容易に受容されやすいとの調査結果もある。二輪車は価格も安く、小型電動二輪車は1,000万ルピア前後で購入できる一方、EVは4億ルピア弱以上である。ただし、2025年にEV「Atto1」という2億ルピア弱で購入可能なモデルがBYDから発売されており、今後の動向に注視が必要である。

インドネシア政府は2019年8月と2023年12月にEV促進の政令を公布しているが、国産車両の現地調達率について、二輪・三輪の場合は2026年までに40%以上、2029年までに60%以上、2030年以降は80%以上に引き上げるとの計画を示している。2021年6月にはエネルギー相が2050年までに国内で販売する四輪車及び二輪車を全てEVとする方針を表明しているが、二輪車の新車販売については2040年以降に全て電動車となる見込みである。エネルギー鉱物資源省は2021年8月に、内燃エンジン搭載の二輪車を電動二輪車に改造するパイロットプロジェクトを発表し

た。このプロジェクトでは、ジャカルタ首都圏で 100 台の二輪車を改造する計画であり、各省庁や機関、地方政府、国営企業、Grab や Gojek などの民間企業にもプロジェクトへの参加を呼び掛けられた。その後、2024 年 8 月には、二輪車 1,000 台を無償で電動バイクに改造するプログラムを開始された。

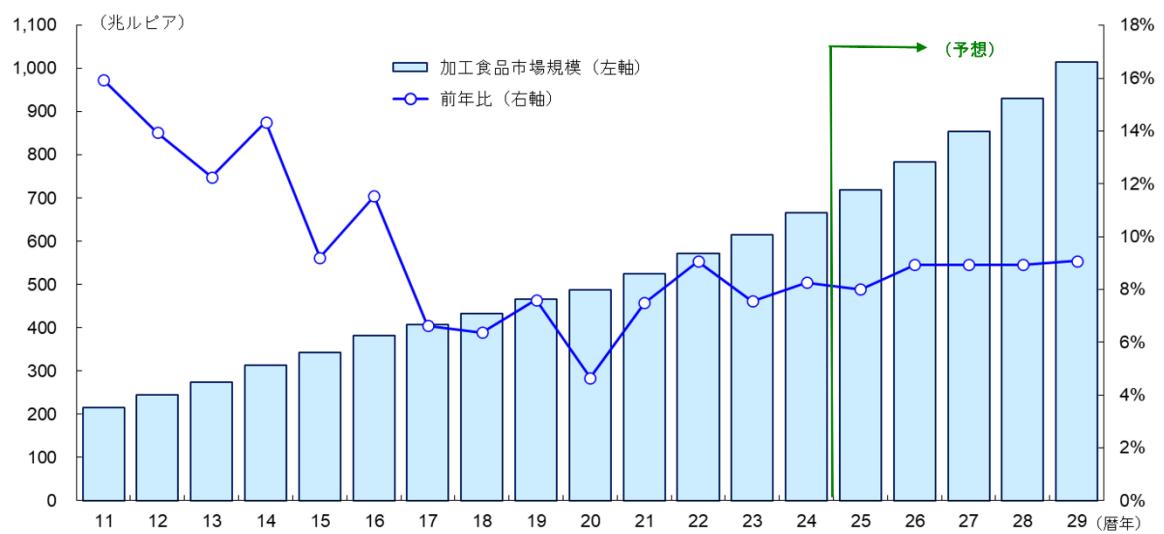
二輪メーカーも電動二輪を積極的に開発しているが、その主力は台湾や中国の技術や部品あるいは資本を使いインドネシア政府の支援も得たローカルブランドである。例えば、産官学による EV 新興メーカーの WIMA（PT Wika Industri Manufaktur）について、チルンシにある工場の生産能力は 2023 年時点の年間 5 万台であり、今後増強していくとともに、部品の国産化比率も高めていくとしている。2020 年 11 月にはインドネシア国営電力会社 PLN が配車サービス大手の Grab や WIMA などと EV 事業で提携すると発表しており、政府による EV プログラム加速支援でのシナジー創出で、各社の知見とリソースを活用していくという。日系メーカーでは、国内シェア第 1 位のホンダは、2023 年に同社としては初の電動バイクである「EM1 e:」を発表した。さらに、ホンダは 2024 年を電動バイクのグローバル展開元年と位置付けており、複数の電動バイクのモデルをインドネシアの各地域に適した生産拠点で生産し、インドネシアからグローバルに展開していくことを発表していしている。ホンダは、ジャカルタ市内で電動二輪用のバッテリー交換ステーションの設置を進めており、2025 年 6 月時点で、20箇所に設置されている。

## 4. 食品

### (1) 食品加工業の市場規模とその推移

2024 年のインドネシアの加工食品市場は 666 兆ルピア（約 425 億ドル、Euromonitor 調べ）である（図表 22-7）。2014 年からの 10 年間、市場全体は年率 7.7% 増と名目 GDP 成長率（同 7.7% 増）と同等のペースで成長している。また、この期間、1 人あたりの加工食品の売上高（現地通貨建て）は 2.1 倍に増えている。

図表 22-7 加工食品の市場規模と成長率



(出所) Euromonitor より作成

約 2.8 億人の人口を抱えるインドネシアの加工食品市場は、ASEAN 諸国の中でも最も大きい。2024 年のドル建ての市場規模は 425 億ドルと、2 位のフィリピン（188 億ドル）、3 位のタイ（175 億ドル）、4 位のベトナム（171 億ドル）とは 2 倍以上の差がある。市場規模は大きいが、現地調査では人口の多い大都市圏ほど地場企業などとの競争が激しいとの声があった。

ジェトロ「農林水産物・食品 国別マーケティング基礎情報」<sup>12</sup>（2024 年 11 月）によれば、インドネシア人の嗜好として、「日本人と比較すると、食事は味が濃く、スパイスが効いた辛いものを好む。菓子類は甘いものを好む。酸味はあまり得意ではなく、梅干し、酢が効いたドレッシングなどはあまり好まれない。」という傾向があるようだ。また、国民の間に日本食品への信頼感は一般にあるが、ASEAN 諸国産の日本ブランド食品と日本製日本食品の区別ができる状態であり、日本产品は高価であるため、一般消費者は他国の類似商品でより安価な商品を購入する傾向もあるようである。2022 年 7 月 26 日にインドネシア政府は東京電力福島第一原子力発電所事故の発生に伴う日本産食品の輸入規制を撤廃しており、また、日本产品が売られるスーパー・マーケットは富裕層を中心としたものからアッパー・ミドル層を対象にしたものまで範囲が広がってきているなど、日本食関連の輸出の機会は広がりそうである。

## (2) カテゴリー別に見たインドネシアの加工食品市場の変化

Euromonitor 社のデータによれば、2014 年から 2024 年にかけての大分類（「調味料・食材」、「乳製品など」、「菓子など」、「主食」）で見た加工食品市場の売上高構成比の変化を見ると、4 つの大分類の内、構成比が上昇したのは「主食」（+5.0%）である。中でも、「米」（+4.2%）、「加工肉」（+1.3%）のカテゴリーが相対的に伸びている。

他方、構成比が低下した大分類は、「菓子など」（▲3.9%）と「乳製品など」（▲0.6%）、「調味

<sup>12</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/\\_Marketing/2024/marketing\\_basicinfo\\_Indonesia\\_2024.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Marketing/2024/marketing_basicinfo_Indonesia_2024.pdf)

料・食材」（▲0.5%）である。

「菓子など」の中では、比較的市場規模が大きい「チョコレート菓子・ガム類」（▲3.5%）の低下が大きいが、「アイスクリーム・冷凍デザート」（+1.0%）と成長しているカテゴリーもある。

「乳製品など」の中では「ベビーフード」（▲2.6%）が低下している一方、「乳製品」（+1.8%）は増加している。ベビーフードの低下は出生率の低下も関係していると考えられる。

「調味料・食材」では「食用油」（▲1.2%）が低下している一方、テーブルソースを含む「ソース・ドレッシング・香辛料」（+0.5%）は増加している（図表 22-8）。

図表 22-8 加工食品の売上高と構成比（2014年→2024年）

分類	金額（10億ルピア）			構成比		
	2014	2024	年率成長率	2014	2024	差分
加工食品	313,725	666,379	7.8%	100.0%	100.0%	-
調味料・食材	39,326	80,090	7.4%	12.5%	12.0%	-0.5% ↓
食用油	19,242	32,909	5.5%	6.1%	4.9%	-1.2% ↓
オリーブオイル	656	1,957	11.6%	0.2%	0.3%	0.1%
パームオイル	17,993	29,830	5.2%	5.7%	4.5%	-1.3% ↓
レディー・ミール	121	263	8.1%	0.0%	0.0%	0.0%
ソース・ドレッシング・香辛料	18,448	42,323	8.7%	5.9%	6.4%	0.5% ↑
調味料	6,708	13,655	7.4%	2.1%	2.0%	-0.1%
テーブルソース	10,408	25,394	9.3%	3.3%	3.8%	0.5% ↑
スープ	62	141	8.5%	0.0%	0.0%	0.0%
スプレッド	1,452	4,454	11.9%	0.5%	0.7%	0.2%
乳製品等	62,374	128,221	7.5%	19.9%	19.2%	-0.6% ↓
ベビーフード	28,090	42,073	4.1%	9.0%	6.3%	-2.6% ↓
乾燥ベビーフード	1,235	2,900	8.9%	0.4%	0.4%	0.0%
粉ミルク	26,136	36,184	3.3%	8.3%	5.4%	-2.9% ↓
乳製品	33,596	83,639	9.6%	10.7%	12.6%	1.8% ↑
チーズ	943	9,601	26.1%	0.3%	1.4%	1.1% ↑
飲料乳製品（ミルク、豆乳等）	16,765	38,949	8.8%	5.3%	5.8%	0.5% ↑
ヨーグルト・乳製品	3,403	10,517	11.9%	1.1%	1.6%	0.5% ↑
その他乳製品（コンデンスマルク等）	11,088	21,802	7.0%	3.5%	3.3%	-0.3%
菓子等	67,865	118,477	5.7%	21.6%	17.8%	-3.9% ↓
チョコレート菓子・ガム類	25,336	30,334	1.8%	8.1%	4.6%	-3.5% ↓
チョコレート菓子	11,965	14,189	1.7%	3.8%	2.1%	-1.7% ↓
キャンディ等	11,926	15,039	2.3%	3.8%	2.3%	-1.5% ↓
アイスクリーム・冷凍デザート	4,200	15,843	14.2%	1.3%	2.4%	1.0% ↑
ナッツ・クラッカー類	20,107	36,335	6.1%	6.4%	5.5%	-1.0% ↓
ナッツ類	5,135	9,878	6.8%	1.6%	1.5%	-0.2%
ソルティー・スナック	9,691	16,897	5.7%	3.1%	2.5%	-0.6% ↓
ビスケット菓子類	18,222	35,964	7.0%	5.8%	5.4%	-0.4%
主食	144,161	339,591	8.9%	46.0%	51.0%	5.0% ↑
パン類	25,431	53,923	7.8%	8.1%	8.1%	0.0%
パン	5,151	12,642	9.4%	1.6%	1.9%	0.3%
ケーキ	2,567	6,145	9.1%	0.8%	0.9%	0.1%
菓子パン	16,034	31,795	7.1%	5.1%	4.8%	-0.3%
朝食用シリアル	822	3,009	13.9%	0.3%	0.5%	0.2%
加工果物・野菜	446	916	7.5%	0.1%	0.1%	0.0%
加工肉・シーフード	14,665	38,600	10.2%	4.7%	5.8%	1.1% ↑
加工肉	9,386	28,425	11.7%	3.0%	4.3%	1.3% ↑
加工シーフード	3,932	7,351	6.5%	1.3%	1.1%	-0.2%
米・パスタ・麺類	102,797	243,143	9.0%	32.8%	36.5%	3.7% ↑
麺	30,247	60,822	7.2%	9.6%	9.1%	-0.5% ↓
インスタント麺	29,286	58,690	7.2%	9.3%	8.8%	-0.5% ↓
カップタイプ	1,272	2,744	8.0%	0.4%	0.4%	0.0%
袋タイプ	28,015	55,946	7.2%	8.9%	8.4%	-0.5% ↓
常温の非インスタント麺	960	2,132	8.3%	0.3%	0.3%	0.0%
米	72,284	181,568	9.6%	23.0%	27.2%	4.2% ↑

(注) 矢印は構成比でプラスマイナス 0.5 以上の差分が生じたもの。

(出所) Euromonitor より作成

### (3) 「ハラル製品保証法」への対応が必要

経済発展に伴って今後も拡大が期待されるインドネシアの加工食品市場であるが、イスラム教（ムスリム）の戒律によって食べることが許されたことを示す「ハラル認証」への対応は、その成長ペースを押し下げる一因となり得る。2025 年 6 月の現地企業ヒアリングによると、ペットフードについてもハラル認証を取得したほうが、現地では受け入れられやすいという話もある。

2014 年に制定されたハラル製品保証法「2014 年第 33 号」では、2019 年 10 月からインドネシア国内で流通・売買される全ての製品に、ハラル認証の取得を義務付けることを規定されていたが、スケジュールが後ろ倒しにされていた。2021 年 2 月、ハラル製品保証の実施に関する政令 2021 年第 39 号が公布、施行された。同政令ではハラル表示義務化に向けた具体的な日程が記載されている。その後、2023 年第 6 号が公布、施行され、リスクカテゴリー D に分類される医療機器のハラル表示義務化に向けた日程も追加された（図表 22-9）。また、2024 年 10 月には、ハラル製品保証の実施に関する政令 2024 年第 42 号が公布され、外国産の食品、飲料、食肉製品、食肉処理サービスに対するハラル認証の取得義務について、ハラル認証の相互承認の完了を考慮した上で、2026 年 10 月 17 日までに大臣が関係省庁と調整の上、決定することが規定された。なお、飲食料品に対するハラル認証の取得期限は、2024 年 10 月 17 日となっており、他の対象物やサービスよりも早いスケジュールで運用されている。

ハラル製品保証法や政令などは、ハラル製品保証実施機関（Badan Penyelenggara Jaminan Produk Halal : BPJPH）が発行するハラル認証の有効期間について、材料構成に変更がない限り 4 年間有効と規定している。インドネシアでハラル認証を取得するためには、単に禁じられた食材を含まないというだけではなく、原材料の調達から加工、包装に至るまでのライフサイクル全体において、イスラム教の教えにおいて有害とみなされるものから隔離する必要がある。具体的には、屠殺方法（屠殺時に動物は健康でなければならず、祈りを唱える必要があるなど）や生産プロセス（工場には非ハラル製品が含まれないなど）が挙げられ、日本企業にとっては高いハードルとなるだろう。ただし、製品がほとんどハラル認証を取得している花王インドネシアケミカルズや、讃岐うどんのハラル認証の取得を目指す日本企業も存在しており、インドネシアで事業を実施するためには重要であることが窺える。

図表 22-9 ハラル製品保証法に関する運用スケジュール（一部抜粋）

対応期限	主な対象物、サービス
2024年10月17日	飲食料品
2026年10月17日	化粧品、伝統医薬、医薬部外品、サプリメント、化学品、衣料品、文房具など
2026年10月17日	リスクカテゴリーAに分類される医療機器
2029年10月17日	市販薬など
2029年10月17日	リスクカテゴリーBに分類される医療機器
2034年10月17日	リスクカテゴリーCに分類される医療機器
2039年10月17日	リスクカテゴリーDに分類される医療機器

(出所) JETRO ビジネス短信より作成

認証取得は、政令 2021 年第 39 号などにより、①BPJPH に直接申し込む、または②BPJPH が同政令 119 条、120 条に基づき各国政府と合意書 (MoU) を締結し、それに基づき認定された各国のハラル検査機関を活用しなければならない。

#### (4) 今後の見通し

Euromonitor の調べに基づくと、2024 年から 2029 年までの 5 年間の加工食品市場の成長率は年率 8.8% と、引き続き順調な成長が予測されている。「米」(+2.6%)、「加工肉」(+1.7%)、「チーズ」(+1.4%) については、構成比の上昇が見込まれる（図表 22-10）。

図表 22-10 加工食品の売上高と構成比（2018年→2023年）

分類	金額（10億ルピア）			構成比		
	2024	2029	年率成長率	2024	2029	差分
<b>加工食品</b>	<b>666,379</b>	<b>1,014,933</b>	<b>8.8%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	
調味料・食材	80,090	120,146	8.4%	12.0%	11.8%	-0.2%
食用油	32,909	46,109	7.0%	4.9%	4.5%	-0.4%
オリーブオイル	1,957	3,573	12.8%	0.3%	0.4%	0.1%
パームオイル	29,830	40,841	6.5%	4.5%	4.0%	-0.5%
レディー・ミール	263	408	9.2%	0.0%	0.0%	0.0%
ソース・ドレッシング・香辛料	42,323	64,242	8.7%	6.4%	6.3%	0.0%
調味料	13,655	20,154	8.1%	2.0%	2.0%	-0.1%
テーブルソース	25,394	38,931	8.9%	3.8%	3.8%	0.0%
スープ	141	189	6.0%	0.0%	0.0%	0.0%
スプレッド	4,454	9,197	15.6%	0.7%	0.9%	0.2%
乳製品等	128,221	190,243	8.2%	19.2%	18.7%	-0.5%
ベビーフード	42,073	53,469	4.9%	6.3%	5.3%	-1.0% ↓
乾燥ベビーフード	2,900	4,339	8.4%	0.4%	0.4%	0.0%
粉ミルク	36,184	42,861	3.4%	5.4%	4.2%	-1.2% ↓
乳製品	83,639	131,242	9.4%	12.6%	12.9%	0.4%
チーズ	9,601	28,448	24.3%	1.4%	2.8%	1.4% ↑
飲料乳製品（ミルク、豆乳等）	38,949	50,782	5.4%	5.8%	5.0%	-0.8%
ヨーグルト・乳製品	10,517	21,339	15.2%	1.6%	2.1%	0.5%
その他乳製品（コンデンスマルク等）	21,802	26,424	3.9%	3.3%	2.6%	-0.7%
菓子等	118,477	150,001	4.8%	17.8%	14.8%	-3.0% ↓
チョコレート菓子・ガム類	30,334	37,463	4.3%	4.6%	3.7%	-0.9%
チョコレート菓子	14,189	18,001	4.9%	2.1%	1.8%	-0.4%
キャンディ等	15,039	18,297	4.0%	2.3%	1.8%	-0.5%
アイスクリーム・冷凍デザート	15,843	18,186	2.8%	2.4%	1.8%	-0.6%
ナツツ・クラッカー類	36,335	46,721	5.2%	5.5%	4.6%	-0.8%
ナツツ類	9,878	12,716	5.2%	1.5%	1.3%	-0.2%
ソルティー・スナック	16,897	22,060	5.5%	2.5%	2.2%	-0.4%
ビスケット菓子類	35,964	47,631	5.8%	5.4%	4.7%	-0.7%
主食	339,591	554,543	10.3%	51.0%	54.6%	3.7% ↑
パン類	53,923	78,382	7.8%	8.1%	7.7%	-0.4%
パン	12,642	17,432	6.6%	1.9%	1.7%	-0.2%
ケーキ	6,145	9,251	8.5%	0.9%	0.9%	0.0%
菓子パン	31,795	46,962	8.1%	4.8%	4.6%	-0.1%
朝食用シリアル	3,009	5,462	12.7%	0.5%	0.5%	0.1%
加工果物・野菜	916	1,504	10.4%	0.1%	0.1%	0.0%
加工肉・シーフード	38,600	79,512	15.5%	5.8%	7.8%	2.0% ↑
加工肉	28,425	60,397	16.3%	4.3%	6.0%	1.7% ↑
加工シーフード	7,351	14,369	14.3%	1.1%	1.4%	0.3%
米・パスタ・麺類	243,143	389,683	9.9%	36.5%	38.4%	1.9% ↑
麺	60,822	85,198	7.0%	9.1%	8.4%	-0.7%
インスタント麺	58,690	81,978	6.9%	8.8%	8.1%	-0.7%
カップタイプ	2,744	3,618	5.7%	0.4%	0.4%	-0.1%
袋タイプ	55,946	78,359	7.0%	8.4%	7.7%	-0.7%
常温の非インスタント麺	2,132	3,221	8.6%	0.3%	0.3%	0.0%
米	181,568	303,344	10.8%	27.2%	29.9%	2.6% ↑

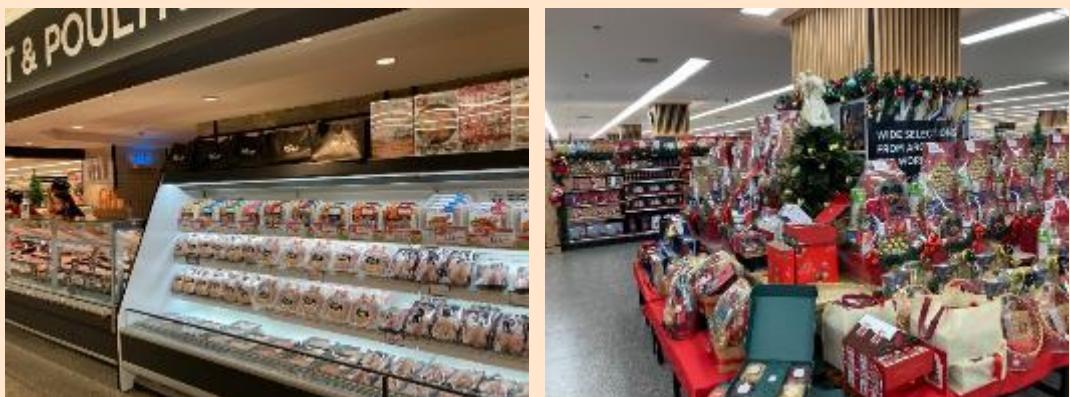
(注) 矢印は構成比でプラスマイナス1.0以上の差分が生じたもの。

(出所) Euromonitorより作成、予想はEuromonitor

### ひとくちメモ 7： 借金をしてまで買い物する？可処分所得の高いインドネシア

2022年12月にジャカルタを訪れて実施した日系企業各社へのインタビューでは、各社から可処分所得の高さがインドネシアの特徴として述べられた。年々物価が上がることもあり、欲しいものは借金をしてでも早く購入する人が多いという。1年を通して気温が一定で、作物も二毛作や三毛作で収穫でき、雨も数時間ほど雨宿りをすれば止むといった風土から、人々を見越して備える感覚がない楽観的な気質を持つ人が多いためだ、といった興味深い考察もあった。さらに、賃金が上昇傾向にあるために、今使い切っても困らないために、貯金をする習慣もありないようである。実際、インドネシアにおける世帯可処分所得は上昇傾向にあり、2020年の世帯可処分所得が年10,000米ドル～34,999米ドルである世帯割合が31.7%である一方、2025年には同割合が43.6%にまで上昇する予測もある。

このような消費行動を背景に、所得が低い人でもスマートフォンを保有していることが多いことも、インドネシアの特徴である。海や山によって分けられた地方都市に住む人口も多い中で、スマートフォンを介した広告などを活用し、ジャカルタ首都圏以外のインドネシア国民にアプローチしていくことを検討している企業もいる。



ショッピングモール内のスーパーは海外製品も含め、品ぞろえが豊富  
12月初旬ということもありクリスマス用の商材も販売されていた

ただし、2025年6月にジャカルタを訪れた際には、中間層の減少による自動車や食品、衣類分野への影響が顕著であるという声が聞かれ、また地方都市では所得が低く、住民の購買力はまだ高くないとのことであった。「人口2.8億人の巨大マーケット」としてアジアでも有数の規模を持つ成長市場と着目は浴びているものの、現地の経営者層の話や専門家の見方を踏まえると、経済的に厳しい局面は続くだろうという見解もある。

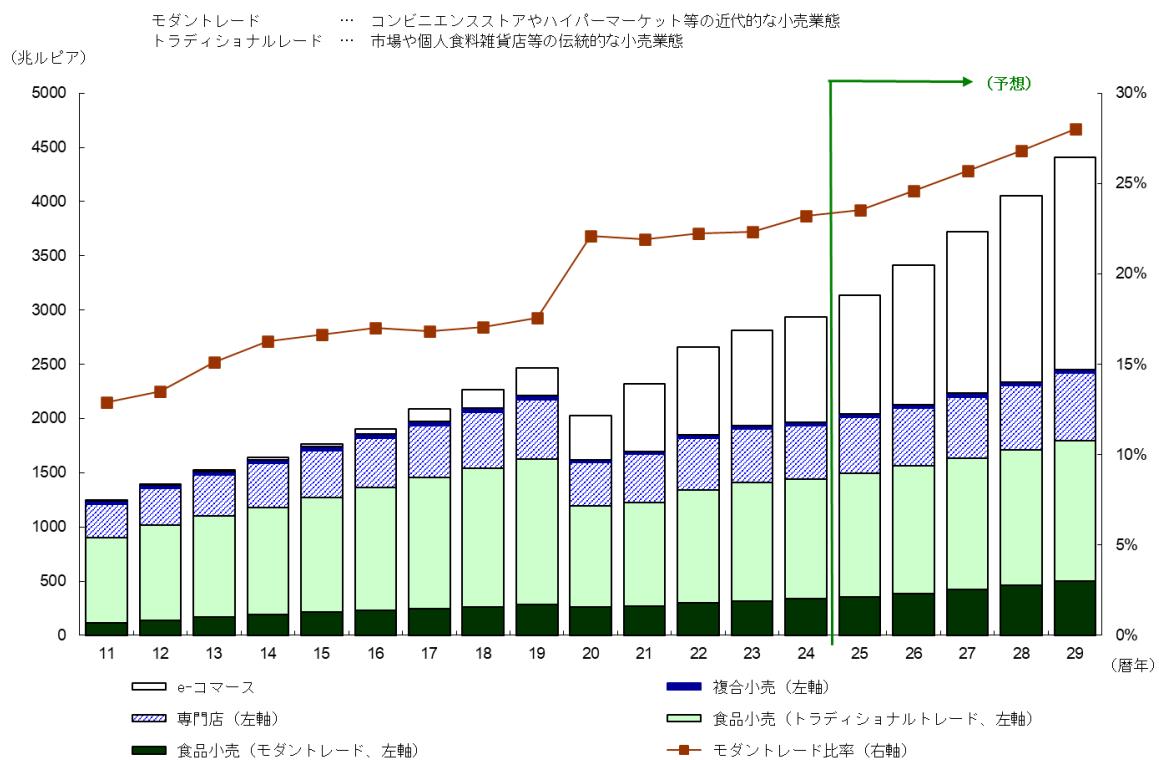
## 5. 小売

### (1) 市場概況

2024年的小売市場の市場規模は2,952兆ルピア(Euromonitor調べ)。市場全体の伸びは2014年からの10年間で年率5.7%と名目GDP成長率(8.0%)を下回っているが、市場規模は拡大している(図表22-11)。

2014年からの10年間の大きな変化は、e-コマースの成長が顕著なことが挙げられる(図表22-12)。2017年頃から市場の拡大が見られるが、2019年からのCOVID-19パンデミックの影響もあり、さらに拡大している。インドネシアのe-コマースはシンガポール発の越境ECサイトShopeeとLazada、地場のTokopediaが3大プラットフォーマーである。携帯電話の100人あたりの登録数は、世界銀行のデータによれば2011年以降より100を超え、2023年では125となっている。

図表 22-11 小売販売額の推移



(出所) Euromonitor より作成

図表 22-12 業態別販売額構成比（2014 年→2024 年）

分類	金額（兆ルピア）			構成比		
	2014	2024	年成長率	2014	2024	差分
<b>小売売上高</b>	<b>1,658</b>	<b>2,953</b>	<b>5.9%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	-
店舗型小売	1,622	1,967	2.0%	97.8%	66.6%	-31.2% ↓
<b>食品小売店</b>	<b>1,180</b>	<b>1,444</b>	<b>2.0%</b>	<b>71.2%</b>	<b>48.9%</b>	<b>-22.3% ↓</b>
<b>モダントレード</b>	<b>192</b>	<b>335</b>	<b>5.7%</b>	<b>11.6%</b>	<b>11.4%</b>	<b>-0.2% ↓</b>
(内、コンビニエンスストア)	93	254	10.6%	5.6%	8.6%	3.0% ↑
(内、ハイパーマーケット)	34	16	-7.3%	2.1%	0.5%	-1.5% ↓
(内、スーパーマーケット)	65	65	-0.0%	3.9%	2.2%	-1.7% ↓
<b>トラディショナルトレード</b>	<b>988</b>	<b>1,109</b>	<b>1.2%</b>	<b>59.6%</b>	<b>37.5%</b>	<b>-22.0% ↓</b>
<b>非食品専門店</b>	<b>441</b>	<b>523</b>	<b>1.7%</b>	<b>26.6%</b>	<b>17.7%</b>	<b>-8.9% ↓</b>
<b>アパレル・靴専門店</b>	<b>99</b>	<b>136</b>	<b>3.3%</b>	<b>6.0%</b>	<b>4.6%</b>	<b>-1.3% ↓</b>
<b>電化製品専門店</b>	<b>41</b>	<b>42</b>	<b>0.3%</b>	<b>2.5%</b>	<b>1.4%</b>	<b>-1.1% ↓</b>
<b>健康・美容関連製品専門店</b>	<b>59</b>	<b>81</b>	<b>3.1%</b>	<b>3.6%</b>	<b>2.7%</b>	<b>-0.8% ↓</b>
(内、美容専門小売店)	8	10	2.1%	0.5%	0.3%	-0.1%
(内、調剤薬局)	34	53	4.4%	2.1%	1.8%	-0.3%
(内、ヘルスパーソナルケア専門店)	12	12	-0.1%	0.7%	0.4%	-0.3%
<b>日用品・家具・園芸専門店</b>	<b>75</b>	<b>107</b>	<b>3.6%</b>	<b>4.5%</b>	<b>3.6%</b>	<b>-0.9% ↓</b>
<b>D I Y</b>	<b>35</b>	<b>50</b>	<b>3.7%</b>	<b>2.1%</b>	<b>1.7%</b>	<b>-0.4%</b>
<b>家具・日用品専門店</b>	<b>40</b>	<b>55</b>	<b>3.3%</b>	<b>2.4%</b>	<b>1.9%</b>	<b>-0.5%</b>
<b>レジャー・スポーツ用品専門店</b>	<b>32</b>	<b>45</b>	<b>3.4%</b>	<b>1.9%</b>	<b>1.5%</b>	<b>-0.4% ↓</b>
(内、時計・宝飾品)	16	18	0.9%	1.0%	0.6%	-0.4%
(内、スポーツ用品)	8	17	8.7%	0.5%	0.6%	0.1%
<b>百貨店等</b>	<b>38</b>	<b>29</b>	<b>-2.5%</b>	<b>2.3%</b>	<b>1.0%</b>	<b>-1.3% ↓</b>
(内、デパート)	37	25	-3.8%	2.3%	0.9%	-1.4% ↓
<b>その他非食品専門店</b>	<b>96</b>	<b>82</b>	<b>-1.6%</b>	<b>5.8%</b>	<b>2.8%</b>	<b>-3.0% ↓</b>
<b>非店舗型小売</b>	<b>37</b>	<b>986</b>	<b>39.0%</b>	<b>2.2%</b>	<b>33.4%</b>	<b>31.2% ↑</b>
<b>訪問販売</b>	<b>16</b>	<b>18</b>	<b>1.4%</b>	<b>1.0%</b>	<b>0.6%</b>	<b>-0.3% ↓</b>
<b>e-コマース</b>	<b>21</b>	<b>968</b>	<b>47.0%</b>	<b>1.2%</b>	<b>32.8%</b>	<b>31.5% ↑</b>
(内、アパレル・靴)	3	57	33.1%	0.2%	1.9%	1.7% ↑
(内、美容・パーソナルケア)	0	30	57.5%	0.0%	1.0%	1.0% ↑
(内、白物家電)	0	14	62.7%	0.0%	0.5%	0.5%
(内、黒物家電)	3	52	32.0%	0.2%	1.8%	1.6% ↑
(内、コンシユーマーヘルス)	0	7	33.5%	0.0%	0.2%	0.2%
(内、食品・飲料)	1	88	64.7%	0.0%	3.0%	2.9% ↑
(内、ホームケア)	0	7	44.0%	0.0%	0.3%	0.2%
(内、修繕・ガーデニング)	0	28	51.3%	0.0%	1.0%	0.9%
(内、衛生用品・紙製品)	0	11	48.2%	0.0%	0.4%	0.4%
(内、眼鏡・アクセサリー)	0	4	37.8%	0.0%	0.1%	0.1%
(内、ペットケア)	0	2	74.1%	0.0%	0.1%	0.1%
(内、玩具・ゲーム)	4	27	20.4%	0.3%	0.9%	0.7%
(内、その他)	7	641	56.1%	0.5%	21.7%	21.2% ↑
<b>自動販売機</b>	-	-	-	-	-	-

(注) 矢印は構成比でプラスマイナス 1.0 以上の差分が生じたもの。

(出所) Euromonitor より作成

## (2) 外資規制の緩和は道半ばだが、専門店業態にはプラス

インドネシアの小売セクターでは、外資の出資規制や、フランチャイズの店舗数の上限や国産品使用義務などの運用上の規制が緩和されてきている。

まず、2016 年に行われたのが、デパートメントストア業態での中小型店舗の外資比率の緩和である。元々、インドネシアでは、モダントレードの業態を、商業大臣規定 2013 年第 70 号の第 6 条及び同 7 条で売場面積と取扱商品に応じた分類で特定していた（図表 22-13）。例えば、食料品や生活用品などの各種消費財の販売業態では、400 m<sup>2</sup>未満を「ミニマーケット」、400 m<sup>2</sup>以上を「スーパーマーケット」、5,000 m<sup>2</sup>以上の大店舗を「ハイパーマーケット」と分類し、更に、消費者

の性別・年齢に応じた売場での衣料品などの各種消費財の販売では、 $400\text{ m}^2$  以上の売場面積を有する業態を「デパートメントストア」とした。2016 年 5 月、政府は大統領規定「2016 年第 44 号」を公布し、外国企業の出資比率の上限などを定めた「投資ネガティブリスト」を改定し、更に 2021 年にも改訂がなされた。

図表 22-13 小売業店舗の分類

業態	売場面積 ( $\text{m}^2$ )	取扱商品
ミニマーケット	$< 400$	食料品、生活用品等の各種消費財の販売
スーパーマーケット	$\geq 400$	
ハイパーマーケット	$\geq 5,000$	
デパートメントストア	$\geq 400$	消費者の性別・年齢に応じた売場での衣料品等の各種消費財の販売

(出所) 商業省規則 2013 年第 70 号より作成

2021 年の改正ではこれまで一定の外資規制が設けられていた売り場面積が  $1,200\text{ m}^2$  未満のスーパー・マーケット、売り場面積  $400\sim 2000\text{ m}^2$  のデパートの外資規制が撤廃された。また、2021 年にはこれまで中小零細企業・協同組合とのパートナーシップを条件に認められていた「通信販売・インターネット小売 (e コマース)」でも外資制限が撤廃された。製造に関連しないディストリビューター業や倉庫業も外資規制が撤廃されている。2018～2019 年には、フランチャイズに係る規定が撤廃され、一度は規制が緩和されたが、2021 年に商業省規則 2021 年第 23 号により、近代的な小売業が運営する直営店の店舗数の上限を 150 店とし、151 店目からはフランチャイズによる店舗運営が義務付けられることとなった。中小零細企業の近代小売業への参入を後押しする狙いがあると報じられている。

### (3) 日系企業の進出状況

これまでの日系の物販小売企業のインドネシア進出としては、2004 年に 100 円ショップの大創産業（ダイソー）が現地企業と代理店契約を結んで進出、2009 年には「MUJI」を展開する良品計画が現地企業に商標のライセンス供与と商品供給を行う形式で進出、2013 年には「ユニクロ」を展開するファーストリテイリングが三井商事と合弁会社を設立して進出している。2024 年には、ニトリホールディングスがジャカルタのショッピングモールに初出店した。

また、食品小売企業では、2009 年にセブン-イレブンが初めてインドネシアに出店、2011 年にはローソン、2012 年にはファミリーマートとミニストップが相次いで初出店を果たした。しかし、ミニマーケット業態への外資企業に対する規制が厳しかったことから、2016 年にミニストップが地場企業に対する地域フランチャイズ契約を終了して撤退し、2017 年にはセブン-イレブンが酒類の販売規制などの影響で売上が減少したことから全店を閉鎖した。2025 年時点ではローソン、ファミリーマートがインドネシアで店舗を展開している。

総合スーパー（General merchandise store : GMS）業態では、イオンが 2015 年にジャカルタ南西

部の BSD 地区に 1 号店を皮切りに店舗数を増やしており、2025 年時点では、16 店舗を展開中（スーパー以外の業態も含む）。

#### (4) 今後の見通し

Euromonitor の調べに基づくと、2024 年から 2029 年までの 5 年間の小売市場の成長率は年率 8.4% と予想されている。店舗型小売の構成比が 10% 以上減少する一方、その分 e-コマースの構成比が増加する見込みとなっている。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響で、インドネシアの消費者の行動は変容した。インドネシアでは、依然として現金決済が主流であるものの、現金決済の比率が低下している。また、インドネシアのプラットフォーマーである Tokopedia などが人気である一方で、TikTok Shop や Instagram Shopping といったプラットフォームも若年層の間で人気を集めている。このような状況下で、インドネシア政府は、デジタルプラットフォームと従来型プラットフォーム間の健全なエコシステムを構築することを目的として、「電子システムを通じた取引における事業者の事業ライセンス、広告、指導、監督に関する 2023 年商務大臣規則第 31 号」を交付した。これにより、SNS 上での決済取引が禁止され、TikTok や Instagram 上での商品売買が不可となり、インドネシアの中企業が競争しやすい環境が整えられることとなった。

図表 22-14 業態別販売構成比（2024年→2029年）

分類	金額（兆ルピア）			構成比		
	2024	2029	年成長率	2024	2029	差分
<b>小売売上高</b>	<b>2,953</b>	<b>4,429</b>	<b>8.4%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	-
店舗型小売	1,967	2,452	4.5%	66.6%	55.4%	-11.3% ↓
<b>食品小売店</b>	<b>1,444</b>	<b>1,794</b>	<b>4.4%</b>	<b>48.9%</b>	<b>40.5%</b>	<b>-8.4% ↓</b>
<b>モダントレード</b>	<b>335</b>	<b>502</b>	<b>8.4%</b>	<b>11.4%</b>	<b>11.3%</b>	<b>0.0%</b>
(内、コンビニエンスストア)	254	402	9.6%	8.6%	9.1%	0.5%
(内、ハイパーマーケット)	16	15	-1.4%	0.5%	0.3%	-0.2%
(内、スーパーマーケット)	65	85	5.6%	2.2%	1.9%	-0.3%
<b>トラディショナルトレード</b>	<b>1,109</b>	<b>1,292</b>	<b>3.1%</b>	<b>37.5%</b>	<b>29.2%</b>	<b>-8.4% ↓</b>
<b>非食品専門店</b>	<b>523</b>	<b>658</b>	<b>4.7%</b>	<b>17.7%</b>	<b>14.8%</b>	<b>-2.9% ↓</b>
<b>アパレル・靴専門店</b>	<b>136</b>	<b>174</b>	<b>5.0%</b>	<b>4.6%</b>	<b>3.9%</b>	<b>-0.7%</b>
<b>電化製品専門店</b>	<b>42</b>	<b>53</b>	<b>4.7%</b>	<b>1.4%</b>	<b>1.2%</b>	<b>-0.2%</b>
<b>健康・美容関連製品専門店</b>	<b>81</b>	<b>104</b>	<b>5.1%</b>	<b>2.7%</b>	<b>2.3%</b>	<b>-0.4%</b>
(内、美容専門小売店)	10	11	3.7%	0.3%	0.3%	-0.1%
(内、調剤薬局)	53	67	5.1%	1.8%	1.5%	-0.3%
(内、ヘルスパーソナルケア専門店)	12	17	6.7%	0.4%	0.4%	0.0%
<b>日用品、家具、園芸専門店</b>	<b>107</b>	<b>138</b>	<b>5.2%</b>	<b>3.6%</b>	<b>3.1%</b>	<b>-0.5%</b>
<b>D I Y</b>	<b>50</b>	<b>65</b>	<b>5.2%</b>	<b>1.7%</b>	<b>1.5%</b>	<b>-0.2%</b>
<b>家具・日用品専門店</b>	<b>55</b>	<b>71</b>	<b>5.1%</b>	<b>1.9%</b>	<b>1.6%</b>	<b>-0.3%</b>
<b>レジャー、スポーツ用品専門店</b>	<b>45</b>	<b>59</b>	<b>5.5%</b>	<b>1.5%</b>	<b>1.3%</b>	<b>-0.2%</b>
(内、時計・宝飾品)	18	22	4.5%	0.6%	0.5%	-0.1%
(内、スポーツ用品)	17	24	6.9%	0.6%	0.5%	0.0%
<b>百貨店等</b>	<b>29</b>	<b>35</b>	<b>3.7%</b>	<b>1.0%</b>	<b>0.8%</b>	<b>-0.2%</b>
(内、デパート)	25	26	0.6%	0.9%	0.6%	-0.3%
<b>その他非食品専門店</b>	<b>82</b>	<b>94</b>	<b>2.8%</b>	<b>2.8%</b>	<b>2.1%</b>	<b>-0.7%</b>
<b>非店舗型小売</b>	<b>986</b>	<b>1,977</b>	<b>14.9%</b>	<b>33.4%</b>	<b>44.6%</b>	<b>11.3% ↑</b>
<b>訪問販売</b>	<b>18</b>	<b>24</b>	<b>5.2%</b>	<b>0.6%</b>	<b>0.5%</b>	<b>-0.1%</b>
<b>e-コマース</b>	<b>968</b>	<b>1,954</b>	<b>15.1%</b>	<b>32.8%</b>	<b>44.1%</b>	<b>11.3% ↑</b>
(内、アパレル・靴)	57	72	4.9%	1.9%	1.6%	-0.3%
(内、美容・パーソナルケア)	30	61	15.1%	1.0%	1.4%	0.4%
(内、白物家電)	14	29	15.9%	0.5%	0.6%	0.2%
(内、黒物家電)	52	95	12.7%	1.8%	2.1%	0.4%
(内、コンシューマーヘルス)	7	11	10.7%	0.2%	0.3%	0.0%
(内、食品・飲料)	88	167	13.7%	3.0%	3.8%	0.8%
(内、ホームケア)	7	16	16.8%	0.3%	0.4%	0.1%
(内、修繕・ガーデニング)	28	48	11.5%	1.0%	1.1%	0.1%
(内、衛生用品・紙製品)	11	26	19.1%	0.4%	0.6%	0.2%
(内、眼鏡・アクセサリー)	4	10	19.1%	0.1%	0.2%	0.1%
(内、ペットケア)	2	3	5.8%	0.1%	0.1%	0.0%
(内、玩具・ゲーム)	27	42	9.2%	0.9%	0.9%	0.0%
(内、その他)	641	1,374	16.5%	21.7%	31.0%	9.3% ↑
<b>自動販売機</b>	-	-	-	-	-	-

(注1) 矢印は構成比でプラスマイナス 1.0 以上の差分が生じたもの。

(注2) e-コマースのうち、その他には書籍、新聞、処方薬、自転車、土産物などが含まれる。

(出所) Euromonitor より作成

## 6. 不動産

### (1) ジャカルタ首都圏で顕著な人口増加

ジャカルタ首都圏の人口は3,340万人（2023年）と、日本の東京・横浜首都圏（3,740万人）に次ぐ世界第2位となっている。ジャカルタ首都圏の中でも、近年はジャカルタ特別州よりも近接する西ジャワ州やバンテン州の人口が増えている。中央統計局の人口データでは、2008年から2018年にかけての人口増加が最も多かった州が西ジャワ州で、次がバンテン州と、いずれもジャカルタ特別州に隣接している州である。

人口の増加だけでなく、所得水準が上がり中間所得層が増えたことで、良質な住居に対する需要は高まった。特に2010年代に入ると、西ジャワ州を中心に日系製造企業の進出が増え、駐在員向けのサービスアパートの需要が増加したこと、雇用機会が増えたことで都市部のインドネシア人の可処分所得が増加したことなどが、背景として挙げられる。しかし、中間所得層の人口は2019年の5,733万人から2024年の4,785万人へと大幅に減少しているため、今後の動向には注視が必要である。

## (2) 日系企業の最近の動き

日系企業のインドネシアの不動産市場への進出は早い。東急不動産がインドネシアに進出したのは1975年で、以来、累計約4,500戸の戸建て住宅を分譲してきた。しかし、日系企業が本格的にジャカルタ首都圏での分譲コンドミニアムの開発、施工の分野に進出したのは、良質な住居に対する需要が高まってきた2010年代のことである。

図表22-15には、2023年から2025年にかけての日系不動産関連企業のインドネシア事業の主な動きをまとめている。新首都の移転に関与している民間企業は確認できなかった。

図表 22-15 日系不動産関連企業のニュース

企業	内容
三菱商事	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポールのSubrana Jurongと共同で設立した合弁企業Mitbanaを通じて、インドネシアの不動産会社Intilandと連携し、タングランで日本風の住宅地Green Bestari Parkの開発に参加している。Mitbanaはプロジェクト全体の70%の株式を保有している。本プロジェクトは、Sinar Mas Land社が開発を進めてきたスマートシティであるBSD Cityにおいて、日本の建築デザインや内装スタイル、技術など特徴を活かし、「自然との共生」「住民コミュニティの形成」を重視した都会的な生活環境を提供することを目指している。</li> <li>三菱商事の100%子会社であるMCUDIは、インドネシア投資庁やESRグループと、近代的な倉庫開発への投資を進めるための戦略的パートナーシップを締結した。2023年時点では、インドネシアの倉庫のうち、近代的な倉庫が不足している。今後、市場が拡大することが見込まれるため、その中で大きなシェアを確保することを目指すとされている。</li> </ul>
三井不動産アジア	<ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポールの「MITSUI FUDOSAN (ASIA) PTE. LTD.」を通じ、インドネシアの大手デベロッパーの100%子会社であるPT Grahabuana Cikarangと共同事業契約書を締結し、ベカシ県における分譲住宅事業「ジャバベカスポーツシティ」内の3区画（計808戸）への参画を2022年に決定した。この3区画には、808戸の現地実需層向けの分譲住宅が建設される予定である。</li> </ul>
阪神阪急不動産	<ul style="list-style-type: none"> <li>インドネシアの不動産開発会社Sinar Mas Landと共同で合弁会社PT Sinar Hankyu Hanshin Mas (SHHM)を設立し、BSDシティで約50ヘクタールの住宅地を開発する新プロジェクトを進めると発表した。本プロジェクトは、近代的で質の高い住宅を提供しながら、最新技術と革新的なデザインを活用して消費者のニーズを満たす新しい不動産開発の基準を設定することを目指している。</li> <li>バリの代表的な観光地であるクタに位置している、商業・ホテルの複合施設「ビーチウォークコンプレックス」の一部を2025年1月に取得した。本施設には、衣料品店や飲食店などが約180店舗、ホテルが4つ入居しており、インドネシアの大手不動産開発会社であるPT Indonesian Paradise Propertyとともに、運営・管</li> </ul>

	理を実施することとしている。
東急不動産	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジャカルタ中心部に位置するサービスアパートメント「Swissôtel Living Jakarta Mega Kuningan」を、2025 年 4 月に開業した。本サービスアパートメントは、ジャカルタ中心部の大規模再開発が進んでいるメガクニンガンエリアにおける複合開発プロジェクト「メガクニンガンプロジェクト」内に位置している。この施設内で使用される電気は、全て再生可能エネルギー由来となっており、環境に配慮した運営が実施されている。</li> </ul>
森ビル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ジャカルタ最大のビジネス街の中心部に、地上 58 階建ての「JAKARTA MORI TOWER」を 2022 年に竣工した。この「JAKARTA MORI TOWER」は、人々の健康などへの影響に着目した「WELL」のオフィス及び商業区画の共用部を対象とした「WELL Core」を取得した。また、2025 年には、シンガポールの建築建設局が認定する「Green Mark」も取得した。</li> </ul>
三菱地所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インドネシアの公務員年金基金運用会社である国営企業 PT Taspen の不動産部門における子会社である PT Taspen Properti Indonesia などと共に、ジャカルタ中心部における大規模複合開発事業「(仮称) Oasis Central Sudirman」を推進しており、その一環として実施している超高層ツインタワー 2 塔(オフィス・ホテル・分譲住宅棟が含まれる)の工事に、2024 年 7 月に着工し、2028 年上旬に竣工する予定である旨を公表した。</li> </ul>
住友林業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インドネシアの不動産開発大手シナルマス・ランドと共同で、住宅や商業施設などを一体的に開発する「タウンシップ(複合都市開発)事業」に着手する旨を、2025 年に公表した。約 156.5ha の敷地内で、戸建分譲住宅と店舗併用住宅を合計約 4,100 戸建築・販売する計画であり、商業施設やスポーツクラブなどの誘致も計画されている。本計画の総事業費は約 1,370 億円で、2041 年までの引渡完了を目指すことである。</li> </ul>

(出所) 各社報道から作成

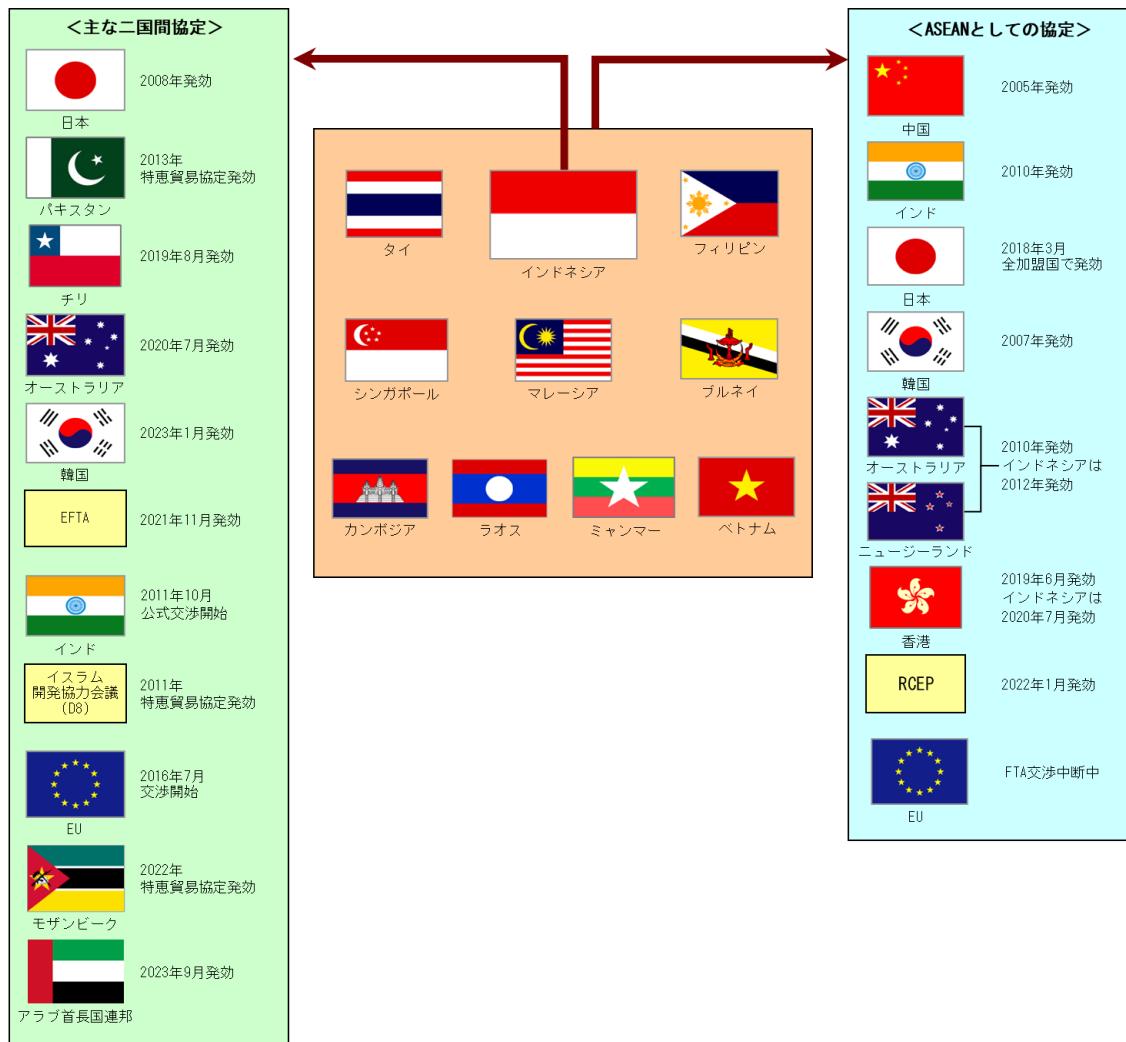
## 7. FTA、EPA の進捗状況

図表 22-16 から 22-18 にかけて、インドネシアと各国の自由貿易協定 (Free Trade Agreement : FTA) や経済連携協定 (Economic Partnership Agreement : EPA) の交渉・発効の進捗状況をまとめた。インドネシアの FTA・EPA の特徴として、2017 年以前ではインドネシアが主体となって特定の相手国に基づく協定よりも ASEAN を通じた協定の方が多かったが、2018 年以降、インドネシアが主体となる協定発効や合意が増えていることが挙げられる。(図表 22-17、22-18)。

日本貿易振興機構 (JETRO) の「世界の FTA データベース」や最近の動向を踏まえると、既に発効されたインドネシアの主な二国間協定は、日本 (2008 年 7 月発効)、パキスタン (2013 年 9 月発効)、チリ (2019 年 8 月発効)、オーストラリア (2020 年 7 月発効)、モザンビーク (2022 年 6 月発効)、韓国 (2023 年 1 月発効)、アラブ首長国連邦 (2023 年 9 月発効) の 7 カ国である。

2011 年にはバングラデシュやマレーシアなどを含む「イスラム開発協力会議特恵貿易協定」が発効されたが、JETRO 資料内では「現状、関税譲許はなされていないものと解釈される」と述べられており、当該協定は実質的に機能していない模様である。

図表 22-16 インドネシアの二国間、多国間経済・貿易協定の概要



(出所) JETRO「世界のFTAデータベース」を基に作成

インドネシアの ASEAN としての枠組みは、日本（日本とインドネシアとの間での運用開始は 2018 年 3 月）、中国（2005 年 7 月発効）、韓国（2007 年 6 月発効）、インド（2010 年 1 月発効）、豪州・ニュージーランド（2012 年 1 月発効）、香港（2020 年 7 月発効）と 7 カ国に及び、また 2010 年 1 月には ASEAN 域内での物品貿易協定（ATIGA）も発効している。2022 年 11 月には、インドネシアは RCEP 協定批准のための国内手続を終了し、批准書を寄託、RCEP 協定は、2023 年 1 月 2 日に効力を生ずることとなる。ただし、2022 年 12 月の現地日系企業ヒアリングによると、多くの企業の場合、既に FTA がある国と貿易を行っているため、その影響は今のところは限定的なようである。

今後の注目点は、貿易額の 1 割程度を占める EU との交渉となろう。ASEAN を通じた枠組みでは中断しているが、インドネシアの枠組みでは 2016 年 7 月に交渉再開が公表され、2025 年 7 月には包括的経済連携協定が政策合意に達した。2024 年 7 月までに計 19 回の交渉会合が実施されており、「持続可能な食料システムに関する協力」、「貿易の技術的障害」、「制度に関する規定」の 3 分野で合意された。2025 年 7 月には、CEPA が政策合意に達し、2025 年 9 月に妥結が予定され

ている旨が報道された。また、EFTAとの間では、2021年11月にEFTA・インドネシア包括的経済連携協定が発効した。本協定はインドネシアにとって、欧州の国との間で結ぶ初めての経済連携協定であり、2010年7月に交渉が開始され2018年12月に署名済みだったので、インドネシア産パーム油に対する関税引き下げが環境破壊につながるとし、スイスの農業団体が国民投票を提起、その後スイスで行われた国民投票で賛成多数で協定が可決された後、発行に至ったという経緯がある。EFTA加盟国（スイス、アイスランド、ノルウェー、リヒテンシュタイン）への輸出額は、インドネシア全体の輸出入額の0.7%と僅かではあるが、EFTA加盟国の購買力の高さや外国投資の多さなどから、本協定が欧州へのインドネシア産品・サービスの輸出、投資の足掛かりとなることが期待されている。

図表 22-17 インドネシアの署名済み・交渉中のFTA・EPAの詳細

枠組	加盟国・地域	名称	交渉開始年月	経緯
インドネシア	インド	インド・インドネシア包括的経済協力協定	2011/10	2005/11：覚書署名 2007/10：共同研究グループ設立 2009/9：共同研究レポート提出 2011/10：公式交渉開始
	EU	EU・インドネシア自由貿易協定	-	2011/5：FTA締結を求める報告書発表 2016/7：包括的経済連携協定の交渉再開公表 2016/9-2024/7：計19回の交渉 2025/7：CEPAの政策的合意
	トルコ	インドネシア・トルコ包括的経済連携協定	2017/7	2017/7：交渉開始 2017/7-2020/1：計4回の交渉
	GCC	GCC・インドネシア自由貿易協定	2024/7	2024/7：交渉開始 2024/9/9-9/13：第1回交渉会合開催
	ペルー	インドネシア・ペルー包括的経済連携協定	2023/8	2023/8：交渉開始 2024/5：第1回交渉実施 2025/8：署名
	EAEU	EAEU・インドネシア自由貿易協定	2023/4	2023/4：交渉開始
	カナダ	カナダ・インドネシア包括的経済連携協定	2021/6	2021/6：交渉開始 2022/3-2023/10：計7回の交渉を実施 2025/9：署名
ASEAN	メルコスール	メルコスール・インドネシア包括的経済連携協定	-	2021/12：メルコスール首脳会合で交渉開始の共同声明 2022/6：第1回交渉会合に向けたオンライン会合実施
	EU	EU・ASEAN自由貿易協定	2007/5	2007/5：交渉開始 2009/5：交渉凍結。ASEAN諸国との個別交渉に移行 2013/3：交渉再開の可能性に向けて検討開始（交渉中断中）
	カナダ	カナダ・ASEAN自由貿易協定	2021/11	2016/6：共同研究開始の準備を指示 2017/9：対話開始を発表 2018/7：第1回予備協議 2019/9：第2回予備協議 2021/11：交渉開始合意 2022/8-2024/1：計6回の交渉実施

(出所) JETRO「世界のFTAデータベース」、現地報道などを基に作成

図表 22-18 インドネシアの発効済み FTA・EPA の詳細

枠組	対象国・地域	名称	発効年月	主な内容
インドネシア	日本	日本・インドネシア 経済連携協定	2008/7	<b>【自由貿易協定】</b> 物品貿易では、日本側は輸入額の93%を無税化。鉄工業品のほとんどを即時撤廃。熟帯果実は無税率を設定。エビ・エビ調整品も即時関税撤廃。インドネシア側は同90%を無税化。自動車では3,000cc以上が2012年までに関税撤廃、それ以外は2016年までに5%以下に撤廃もしくは削減。鉄鋼は特定用途免税制度により関税不適用措置。
	パキスタン	インドネシア・パキスタン 特恵貿易協定	2013/9	<b>【特恵貿易協定】</b> インドネシアはパキスタンに対し216品目の関税を優遇する。主な対象品目は、生産果物、絲糸、既製服、扇風機、スポーツ用品、皮革製品など。パキスタンはインドネシアに対し、バーム油など287品目について優遇関税を適用。
	チリ	チリ・インドネシア包括的経済連携協定	2019/8	<b>【自由貿易協定】</b> 発効後、インドネシアはチリからの輸入品に課している関税のうち、86.1%を撤廃する。他方、チリは89.6%を撤廃する。チリ側の関税のうち、即時撤廃されるものは、バーム油、一部の紙、靴、織維製品、タイヤ、水産物（エビ、マグロなど）など。自動車部品は5年間で関税が撤廃される。インドネシア側の関税では、チリ産の鋼の一部品目などの関税を即時撤廃する。
	豪州	豪州・インドネシア 包括的経済協力協定	2020/7	<b>【自由貿易協定】</b> 物品貿易（原産地規則、通関手続き、貿易円滑化など含む）、サービス貿易（ヒトの移動、金融サービス、通信、専門サービス含む）、投資、電子商取引、競争法規、経済協力などについて規定。
	GSTP42カ国・地域	途上国間貿易特恵関税制度 (GSTP)	1989/4	<b>【特恵貿易協定】</b>
	パングラデシュ、トルコ エジプト、ナイジェリア パキスタン、イラン マレーシア	イスラム開発協力会議 特恵貿易協定	2011/8	<b>【特恵貿易協定】</b> 2014/4に開催された監督委員会では、批准国の国内適用準備状況が報告されており、いずれの国も国内手続き中であることから、実態としては、関税譲許はなされていないものと解釈される。
	EFTA加盟国	EFTA・インドネシア 自由貿易協定	2021/11	<b>【自由貿易協定】</b> 2005/11：共同研究会設立 2018/8までに15回の交渉を経て、2018/11に大筋合意。2018年12月署名、2021年11月発効。 ※EU非加盟国（スイス、リヒテンシタイン、アイスランド、ノルウェー）
	モザンビーク	インドネシア・モザンビーク 特恵関税協定	2022/6	<b>【特恵貿易協定】</b> インドネシアはモザンビークに対し242品目について関税を削減。主な対象品目は綿花、絲糸、水産物、野菜、豆類、タバコなど。一方、モザンビークはインドネシアに対し217品目について関税を削減。主な対象品目は水産物、果実、バーム油、マーガリン、石鹼、天然ゴム、紙製品、靴、織維製品、二輪車など。
	韓国	韓国・インドネシア包括的経済連携協定	2023/1	<b>【自由貿易協定】</b> インドネシアは自動車鋼板用鉄鋼製品、自動車部品などの韓国側主力品目を追加で関税撤廃。韓国側は農林水産物について、既存のFTA（RCEP協定など）の範囲内で、現在の開放水準を維持し、一部品目は相互利益や、韓国業界との補完・競合関係を考慮して、発効後即時、または段階的に関税を撤廃する。
	アラブ首長国連邦	アラブ首長国連邦・インドネシア包括的経済連携協定	2023/9	<b>【自由貿易協定】</b> 2022年7月にアラブ首長国連邦のアブダビで、両国大統領立ち合いのもとGEPAIに署名。UAEへの輸入関税が約99%、インドネシアへの輸入関税が約94%の品目で撤廃される。サービス貿易、投資、知的財産権などの協力を加え、ハラール証明書の両国間での相互認証や、イスラム金融の相互ルールの整備などを進める。
ASEAN	日本	日本・ASEAN包括的 経済連携協定 (AJCEP)	2018/3 全加盟国で 発効	<b>【自由貿易協定】</b> 物品貿易では、日本側は輸入額の93%を無税化。ASEAN6は10年以内に貿易額の90%（品目ベースで90%）を無税化。CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は関税撤廃・削減のスケジュールについて、それぞれの経済発展に応じてASEANとの差を設ける。
	ASEAN 10カ国	ASEAN物品貿易協定 (ATIGA)	1993/1：CEPT発効 2009/2：署名 2010/1：発効 2022/3：見直し交渉開始	<b>【自由貿易協定】</b> 従来のFTA-CEPT協定に盛り込まれていなかった事項やルール、措置などを一本化したもの。域内の關稅・非関稅障壁撤廃による自由貿易圏作りを目指す。ASEAN製品を順次、CEPT適用品目リストに組み込み、一定期間内に関稅引き下げを完了。自動車、同部品業、家電産業では、域内の完成品や部品相互補完など事業再編が進められてきた。
	中国	中国・ASEAN自由貿易協定 (ACFTA)	2005/7	<b>【自由貿易協定】</b> 農産品分野の関稅引き下げを2004/1開始。現在までに農産品の関稅は撤廃されている。物品貿易協定では、2005/7から関稅引き下げを実施。中国とASEAN先行加盟6カ国は物品貿易の90%について2010年までに関稅を撤廃し、CLMV諸国は2015年までに撤廃することを目指した。 2010年1月からASEAN先行加盟6カ国と中国との間で約89%の品目で関稅が撤廃され、2012年1月からセンシティブ品目の関稅が20%以下に削減された。高度センシティブ品目は2015年1月から50%以下に削減。
	韓国	韓国・ASEAN自由貿易協定	2007/6	<b>【自由貿易協定】</b> 韓国側は、2010年までに一般品目にかかるすべての関稅を撤廃。ASEAN6カ国は、2012年にすべての品目に対する関稅を撤廃。2016年までには7%（センシティブ品目）について関稅を0~5%に引き下げ、残りの3%（高度センシティブ品目）については、当該品目に対する各國の状況を考慮して除外、長期間の関稅引き下げ、関稅割当設定などから今まで5つのグループを設定。またCLMV諸国とのノーマルトラックの関稅引き下げスケジュールについては、品目数の少なくとも50%を0~5%に、品目数の90%を0~5%に、品目全の関稅の完全撤廃という段階を踏んで削減された。
	インド	ASEAN・インド包括的 経済協力枠組協定	2010/1	<b>【自由貿易協定】</b> 関稅については、2013年末と2016年末の2つの時点で自由化・引き下げが実施される。物品貿易では、2008/8にインド側489品目のネガティブリストを含む内容で合意、2010/1に発効した。
	豪州、ニュージーランド	ASEAN・豪州・ ニュージーランド 自由貿易協定	2010/1 インドネシアは 2012/1	<b>【自由貿易協定】</b> 全18章からなる初めて包括的な協定で、物品貿易や投資、サービスに加えて自然人の移動、電子商取引、協力などを含んでいる。品目数（タリフライン）ベースで、豪州、NZ、シンガポールは100%自由化（関稅撤廃）を実現するなど自由化率の高いFTA。
	香港	香港・ASEAN自由貿易協定	2019/6 インドネシア 2020/7	<b>【自由貿易協定】</b> ASEANは中国が掲げる「一带一路」構想においても重要な地域として位置付けられおり、香港および中国からのASEANへのアクセス向上が見込まれる。
	日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド	地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定	2022/1 インドネシアは 2023/1	<b>【自由貿易協定】</b> 2020年11月の第4RCEP首脳会合で、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、ASEAN10カ国が15カ国で署名。2019年11月以降交渉に不参加であったインドは署名に不参加。 インドネシアは2022年11月3日に寄託を終え、2023年1月2日に発効となった。

(出所) JETRO 「世界の FTA データベース」、現地報道などを基に作成

## 第23章 最近のトピックス

### 1. インドネシアの脱炭素

#### (1) NDC（国が決定する貢献）

インドネシア政府は2016年にNDC（Nationally Determined Contribution：パリ協定に基づき各國が5年毎に提出・更新する温室効果ガスの排出削減目標）を公表、2021年及び2022年にその内容を改定した。2025年に新たなNDCの公表も予定しており、約4.6億トンのCO<sub>2</sub>排出量を削減するために、分野ごとの目標が設定される予定である。

図表 23-1 第2次NDCにおける分野ごとの2030年時点の目標（一部抜粋）

分野	目標（一部抜粋）
エネルギー	20,923MWの再生可能エネルギーを設置
林業	森林減少率を35.9万ha/年に
廃棄物	埋立地ガスの利用による1500万tのCO <sub>2</sub> 排出量を削減
農業	最大1,287,000トンの有機肥料を利用
工業プロセス及び製品使用	セメント産業において、275万tのCO <sub>2</sub> 排出量を削減

（出所）第2次NDC

#### (2) JETP・AZEC

インドネシアと日本との脱炭素関連の協力の枠組みとしては、「公正なエネルギー移行パートナーシップ（JETP）」と「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）」が挙げられる。

JETPは、インドネシア政府と日本や米国などのパートナー国との間で、再生可能エネルギーへの移行に向けた取り組みなどを支援するパートナーシップであり、共同声明が2022年11月に合意された。この声明は、今後の気温上昇を工業化以前の水準よりも1.5°C高い水準までに抑えることを目標として、再生可能エネルギーの拡大やオングリッド、オフグリッド石炭火力発電などによる人々への経済的な影響も考慮したエネルギー移行を支援することとされている。2025年2月には、日本と米国が、JETP事務局をジャカルタで立ち上げ、JETPに関する内外の利害関係者との調整や企画、プロジェクト開発の役割を担うこととなった。この事務局は、エネルギー鉱物資源省に設置され、アジア開発銀行の支援を受けることとされている。

AZECは、アジア地域の経済成長を支えつつ、脱炭素化を実現する枠組みである。この構想は、日本が2022年に提唱したもので、脱炭素化を目指す理念を共有するアジア11カ国（日本、インドネシアを含む東南アジア諸国及びオーストラリア）が協力してエネルギー・トランジションを推進することを目的としている。AZECにおいて、日本企業は重要な役割を果たしている。例えば、IHIはインドネシア政府と協力し、グリーンアンモニアによる燃料転換を目指すプロジェクトを開拓している。インドネシアのラブアン火力発電所では、アンモニアを活用した

燃焼実証実験が計画されており、IHI は発電設備の改造といった技術的な検討を実施することとなっている。また、東洋エンジニアリングは、インドネシアの既存アンモニアプラントに水電解装置を導入し、船舶燃料として使用可能なグリーンアンモニア製造プロジェクトに取り組んでいる。2025年5月には、岸田文雄衆議院議員が、AZEC 議連訪問団とともにインドネシア共和国を訪問した。この訪問の際、経済担当調整大臣との間で、レゴックナンカ廃棄物発電事業やジャワスマトラ間送電網整備、水素・アンモニア、持続可能燃料、LNG 分野などについて、一層の協力強化で一致した。

### (3) 水素・アンモニアの活用

2025年4月、エネルギー鉱物資源省より「Peta Jalan Hidrogen dan Amonia Nasional」が公表された。この資料には、インドネシア政府が掲げる持続可能なエネルギー転換を目指す具体的な戦略が体系的に記載されている。この資料では、エネルギーの自立を確保しながら脱炭素化目標を達成することを目的とし、将来的に大きな可能性を有する水素とアンモニアを基盤としたエネルギーの構築が重視されている。特に水素については、生産プロセスごとに分類が整理され、取り組みが示されている。また、このプロジェクトは三つの段階に分かれており、それぞれの段階で必要な行動計画が具体的に提示されている。

第一段階である2025年から2034年では、インドネシア政府は、投資を集中的に行うこととなっている。水素については、水素燃料充填ステーションや水素を利用した大型バス・トラックの試験導入が実施される計画である。また、天然ガスに対し、水素を20%混合する試験の実施も計画されている。アンモニアについては、発電分野における混焼率30%を2035年までに達成することが目指されている。さらに、海洋燃料としてのグリーンアンモニアの利用や肥料分野におけるクリーンアンモニアの利用が進められる計画である。

第二段階では、2035年から2044年までの期間において、水素やアンモニアの生産に重点が置かれる。水素については、海上輸送の試行や、天然ガスへの混焼率の60%への向上を目指す計画となっている。また、発電分野でも、水素混焼率を2045年までに60%に到達させる計画となっている。さらに、産業分野では、化学や鉄鋼、パルプ・紙、繊維、食品・飲料などの幅広い分野において、グリーン水素の導入が計画されている。アンモニアについては、海上輸送におけるグリーンアンモニアの使用を増加させるためのパイロットプロジェクトが計画されている。発電分野における混焼率は、2040年までに60%、2044年中には100%を達成する想定である。

最終段階となる2045年から2060年では、水素とアンモニアの国内利用を最大化することを目指している。水素については、燃料電池技術の改善や自動車における水素利用の拡大、天然ガスへの混焼率100%の達成、天然ガスの全面的な置換が計画されている。また、発電分野では、水素発電所の容量を25.3GWに拡大する見込みである。さらに、産業分野では、重工業全般における水素利用が拡大し、水素輸出市場の発展を狙っている。アンモニアについては、海上輸送をグリーンアンモニアによってまかなうことを計画している。肥料としての活用も計画されており、純アンモニアベースの尿素の生産技術を2060年までに開発する想定である。水素・アンモニアを活用するプロジェクトには日本企業も関与しており、三菱重工業が関与する発電所における水素・バイオマス・アンモニア混焼の検討や東洋エンジニアリングが関与するグリーンアンモニア生産事業化調査、IHI が関与するインドネシアにおけるグリーンアンモニアの製造・販売・混焼事業の

検討が挙げられる。

#### (4) CCS/CCUS

インドネシアは温室効果ガス排出削減に向け、二酸化炭素を分離・回収し、貯留などする技術として、CCS/CCUS の導入を積極的に進めている。インドネシア政府は、2030 年までに 15 のプロジェクトの稼働開始を目標としている。インドネシアは、スマトラ島やジャワ島、カリマンタン島、スラウェシ島、パプア島などの 20 の盆地に、573Gt の塩水帯水層と 4.8Gt の枯渇した石油・ガス層を有し、これらが炭素貯留資源となりうる。特に、スンダ・アスリ盆地とビントゥニ盆地の 2 つを、東アジアとオーストラリア地域の CCS/CCUS ハブとなるように推進している。

インドネシア政府は、CCS/CCUS を実施するための具体的なスキームがあるとしている。1 つ目は、石油・ガス協力契約に基づいて、既存の事業の一部として CCS/CCUS を実施するスキームであり、2 つ目は、対象区域の探査許可・炭素貯留許可を取得して新たな事業として実施するスキームである。前者では、事業者は対象区域内の潜在能力を活用し、対象区域外から炭素を回収することができる。後者は、炭素注入活動に特化したスキームであり、6 年間の探査許可と 30 年間の炭素貯留許可が付与されることとなっている。インドネシア政府は、CCS/CCUS を推進するために、法的基盤の整備も進めており、主な規定としては、エネルギー・鉱物資源省令 2023 年第 2 号や大統領令 2024 年第 14 号が挙げられる。国境を越えた CCS/CCUS 活動に関する事項も規定されており、外国の事業者がインドネシアに排出物を貯留するためには、インドネシアへの投資などが必要となっている。また、インドネシア政府は CCS/CCUS 国立センターの設立や国際協力の強化などの施策により、取組を推進している。

CCS/CCUS に関するプロジェクトには日本企業も関与しており、INPEX が関与する CCS 技術を当初から導入予定の初の LNG プロジェクトである Abadi CCS、三井エネルギー資源開発が関与する年間 200~250 万トンを貯留する CCS プロジェクトである Sakakemang CCS、JAPEX や JOGMEC が関与する CCUS 技術の 1 つである CO2-EOR の東南アジアで初となる商業化を目指して共同研究を実施するプロジェクトである Sukowati CO2-EOR などが挙げられる。

## 2. BRICS への加盟

2025 年 1 月、インドネシアが BRICS に正式に加盟した。BRICS への加盟については、ジョコ元大統領の任期中である 2023 年に、打診されたが断ったという経緯がある。2023 年当時、インドネシアは、アメリカのインフレ抑制法を活用し、税制優遇措置を受けることで、アメリカへのニッケルの大量輸出を模索していたとされており、ロシアや中国が主導する BRICS へ加盟することは避けたかったという見方もある。2025 年 7 月にブラジルで開催された BRICS 首脳会議には、プラボヴォ大統領が初参加している。

プラボヴォ大統領の外交方針は「全方位外交」であり、BRICS への加盟が特定の陣営に加わることを意味しないと、インドネシア政府は表明している。インドネシアは、アメリカ主導の IPEF（インド太平洋経済枠組み）に参加し、CPTPP（環太平洋パートナーシップ協定）や OECD（経済協力開発機構）への参加も進めており、「全方位外交」の姿勢は続くものと思われる。

BRICS にインドネシアが加盟したことにより、世界人口に占めるシェアは 41.2%、世界の GDP

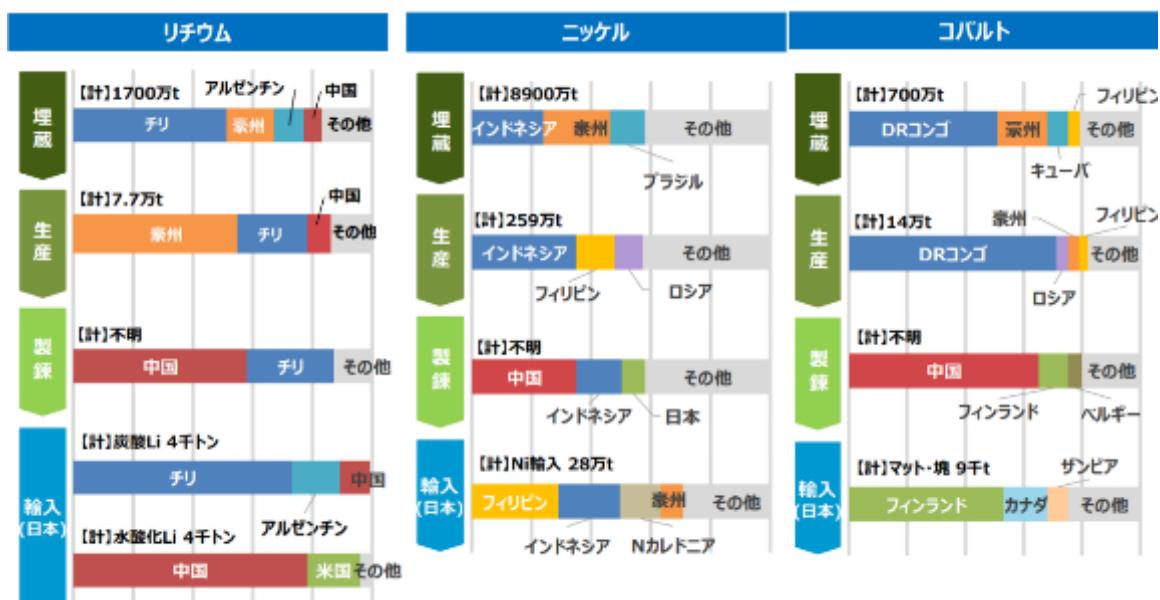
に占めるシェアは27.3%となっており、BRICSの存在感が増すこととなった。BRICSに加盟した国は、インドネシアがASEAN加盟国としては初であったが、タイとマレーシアも加盟を申請しており、今後のASEAN加盟国の動向に注視が必要である。

### 3. インドネシアにおける電池・EV生産

インドネシアは世界最大のニッケル埋蔵量を誇っており、世界の埋蔵量の約42%を占めている<sup>13</sup>。また、生産量も世界最大である。ニッケルは、コバルトやリチウムと並んでリチウムイオン電池の正極の主要な材料であり、世界が脱炭素化へと進んでいる中、EVや定置用電池などの電池需要が高まるに伴ってニッケルへの注目も高まっている。

インドネシア政府はこの豊富なニッケル資源を背景に、国内の電池産業、EV産業の育成に意欲を示している。2020年にはニッケルの未加工状態での輸出を禁止した(EUがWTOに異議申立をしており、2022年12月にWTOはEUを支持する裁定を下し、インドネシアは上訴している)。なお、米国のトランプ大統領との協議の結果、米国に対しては、ニッケルや銅等の重要な鉱物に関する輸出規制が適用されないことが、2025年7月に決定している。2021年3月には、車載用電池のサプライチェーン構築などを目指し、国営インドネシアバッテリー公社(IBC)を設立した。同社には国営鉱業持株会社グループMIND ID、国営鉱業公社アネカ・タンバン、国営石油公社ブルタミナ、国営電力公社PLNが出資している。IBC社はニッケルの鉱石採掘・製錬、電池製造、充電設備の整備や電池のリサイクルなど電池バリューチェーンの川上から川下までを手掛けることとなっている。

図表 23-2 バッテリーメタルのサプライチェーン



(出所) 経済産業省「蓄電池産業戦略」(2022年8月)

<sup>13</sup> USGSのニッケルデータより <https://pubs.usgs.gov/periodicals/mcs2025/mcs2025-nickel.pdf>

インドネシアにおいて、ニッケルの埋蔵量が最も多いのはスラウェシ島（推定 26 億トン）、続いて北マルク州とマルク州（推定 14 億トン）、次にパプア（推定 6,000 万トン）となっている。インドネシアは、ニッケルやコバルトなどといった EV 電池の主要材料は自国で確保できるが、リチウムについては不足しており、オーストラリアから輸入する予定である旨を、2025 年に鉱物資源大臣が述べている。

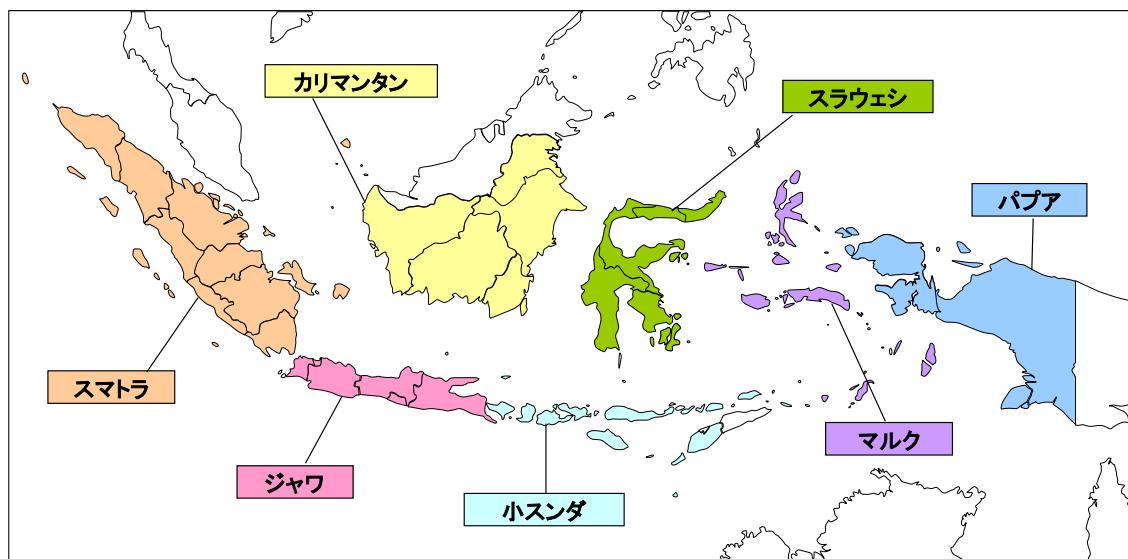
インドネシアの鉱業における中国企業の存在感は大きい。インドネシアのニッケルの精錬を手掛ける社のうち、精錬能力ベースで 75% が中国企業に支配されているという報道もある。自動車会社のフォードは、鉱山会社 PT Vale Indonesia 及び華友コバルト（中国企業）と共に、PT Vale Indonesia が操業するスラウェシ島南東部ポマラにあるニッケル精錬工場に 67.5 兆ルピア投資することを 2023 年に発表している。操業開始は 2026 年の予定であり、このプロジェクトではニッケルを多く含む電池正極材に使用されるニッケル中間製品を年間最大 12 万トン生産する見込みとされている。また、CATL（中国企業）は、東ハルマヘラの FHT 工業団地やカラワンなどにおいて、インドネシア・バッテリー統合プロジェクトを実施することを発表している。このプロジェクトの投資額は約 60 億ドルであり、ニッケルの採掘から加工、バッテリー材料の生産、製造、リサイクルを含むバッテリーバリューチェーン全体に取り組むとされている。カラワンに建設するバッテリー工場は、第一期工事で年間 6.9GWh の生産能力となる予定であり、フル稼働時には 8,000 人の雇用を創出し、35,000 人の間接雇用機会を生み出すこととなっている。2025 年 7 月に実施された起工式にはプラボヴォ大統領も参加しており、「東南アジア最大規模のこのプロジェクトは、インドネシアの持続可能なエネルギー推進への献身を明確に示すものだ」と発言している。

## 第24章 地域ごとの特徴

### 1. インドネシアの地域分類

インドネシアは、地理的にはスマトラ、ジャワ、カリマンタン、スラウェシ、ニューギニアの5つの大きな島と、小スンダ、マルクの両諸島から構成される。インドネシアの国土面積は約189万km<sup>2</sup>（日本の約5倍）であるが、面積では国土の7%の広さしかないジャワに同国人口全体の56%が集中して住んでいる。一方、マルク・パプア、カリマンタンはそれぞれ総面積の26%、28%を占めるが、人口ではそれぞれ3%、6%程度に留まるなど、地域における人口密度の差が非常に大きい（図表24-1）。インドネシアの行政区分は①州（特別州を含め、38ある）、②県・市、③郡・区・村、の3段階で構成されている。特別州として、ジャカルタ島のジャカルタ首都特別州とジョグジャカルタ特別州の2つが定められている（図表24-2）。なお、本章では、インドネシア統計局の区分に従って記載している。

図表 24-1 インドネシアの地域分類と基本統計（2020年）



	面積		人口		人口密度 (人/km <sup>2</sup> )
	(1,000km <sup>2</sup> )	(構成比)	(100万人)	(構成比)	
全国	1,891	100.0%	281.6	100.0%	149
スマトラ	476	25.1%	61.5	21.8%	129
ジャワ	133	7.0%	156.9	55.7%	1,183
小スンダ	72	3.8%	15.7	5.6%	219
カリマンタン	535	28.3%	17.6	6.2%	33
スラウェシ	186	9.9%	20.8	7.4%	112
マルク・パプア	491	26.0%	9.0	3.2%	18

（出所）BPS Statistics Indonesia “Statistical Yearbook of Indonesia 2025”より作成

図表 24-2 インドネシアの州・特別州一覧

地域	州	州都
スマトラ	アチェ Aceh	バンダ・アチェ
	北スマトラ Sumatera Utara	メダン
	西スマトラ Sumatera Barat	パダン
	リアウ Riau	プカンバル
	ジャンビ Jambi	ジャンビ
	南スマトラ Sumatera Selatan	パレンバン
	ブンクル Bengkulu	ブンクル
	ランブン Lampung	バンダルランブン
	パンカ・ブリトゥン Kep. Bangka Belitung	パンカルピナン
	リアウ諸島 Kepulauan Riau	タンジュンピナン
ジャワ	ジャカルタ首都特別州 DKI Jakarta	ジャカルタ
	西ジャワ Jawa Barat	バンドン
	中部ジャワ Jawa Tengah	スマラン
	ジョグジャカルタ特別州 DI Yogyakarta	ジョグジャカルタ
	東ジャワ Jawa Timur	スラバヤ
	バンテン Banten	セラン
小スンダ	バリ Bali	デンパサール
	西ヌサ・トゥンガラ Nusa Tenggara Barat	マタラム
	東ヌサ・トゥンガラ Nusa Tenggara Timur	クーパン
カリマンタン	西カリマンタン Kalimantan Barat	ポンチアナック
	中部カリマンタン Kalimantan Tengah	パランカラヤ
	南カリマンタン Kalimantan Selatan	バンジャルマシン
	東カリマンタン Kalimantan Timur	サマリンダ
	北カリマンタン Kalimantan Utara	ブルンガン
スラウェシ	北スラウェシ Sulawesi Utara	マナド
	中部スラウェシ Sulawesi Tengah	パル
	南スラウェシ Sulawesi Selatan	マカッサル
	南東スラウェシ Sulawesi Tenggara	ケンダリ
	ゴロンタロ Gorontalo	ゴロンタロ
	西スラウェシ Sulawesi Barat	マムジュ
マルク・パプア	マルク Maluku	アンボン
	北マルク Maluku Utara	ソフィフィ
	西パプア Papua Barat	マノクワリ
	南西パプア Papua Barat Daya	ソロン
	パプア Papua	ジャヤプラ
	南パプア Papua Selatan	メラウケ
	中部パプア Papua Tengah	ナビレ
	山岳パプア Papua Pegunungan	ジャヤウィジャヤ

(出所) BPS Statistics Indonesia “Statistical Yearbook of Indonesia 2025” より作成

## 2. 地域別の経済動向

### (1) 地域別に見た GDP の構成比

2024年の名目GDPを地域別に見ると、地域ごとの構成比はジャワが57.1%、スマトラが22.1%、カリマンタンが8.2%、スラウェシが7.1%、小スンダが2.8%、マルク・パプアが2.7%となり、経済規模についてはジャワが突出して高い。また、この地域ごとの構成比は2015年以降大きな変化がない。

さらに、図表24-3は地域ごと、産業ごとの名目GDP構成比をマトリックスに表したものである。これを見ると、インドネシアの名目GDP中、ジャワの「第3次産業」（インドネシア名目GDPに占める構成比30.4%）、ジャワ、スマトラの「製造業」（それぞれ同15.8%、4.4%）、スマトラとカリマンタンの「鉱業」（それぞれ同2.4%、2.2%）、ジャワとスマトラの「第1次産業」（それぞれ同4.0%、5.1%）の存在感が高いことが分かる。

図表 24-3 地域別に見た名目GDPの産業別構成比（全国=100%）

	全国	スマトラ	ジャワ	小スンダ	カリマンタン	スラウェシ	マルク・パプア
全体	100.0%	22.1%	57.1%	2.8%	8.2%	7.1%	2.7%
第1次産業	12.6%	5.1%	4.0%	0.5%	1.1%	1.6%	0.3%
第2次産業	41.2%	9.3%	22.6%	0.6%	4.4%	2.8%	1.4%
鉱業	7.2%	2.4%	1.0%	0.2%	2.2%	0.6%	0.8%
製造業	23.3%	4.4%	15.8%	0.1%	1.3%	1.3%	0.4%
公益業	0.3%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
電気・ガス	0.2%	0.0%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
水道・リサイクル	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
建設業	10.4%	2.4%	5.7%	0.3%	0.9%	0.8%	0.3%
第3次産業	46.2%	7.7%	30.4%	1.7%	2.7%	2.8%	0.9%
卸売・小売業	14.6%	3.1%	9.2%	0.3%	0.8%	0.9%	0.3%
運輸・倉庫業	5.1%	0.9%	3.0%	0.2%	0.5%	0.3%	0.1%
ホテル・飲食業	3.4%	0.3%	2.5%	0.3%	0.1%	0.1%	0.0%
情報・通信業	4.6%	0.6%	3.3%	0.1%	0.2%	0.3%	0.1%
金融業	4.0%	0.5%	3.0%	0.1%	0.2%	0.2%	0.1%
不動産業	2.8%	0.6%	1.8%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%
専門サービス業	1.9%	0.1%	1.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公共サービス業	3.4%	0.7%	1.6%	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%
教育サービス業	3.2%	0.4%	2.1%	0.2%	0.2%	0.3%	0.1%
医療・社会福祉活動	1.3%	0.2%	0.7%	0.1%	0.1%	0.2%	0.0%
その他サービス業	1.9%	0.2%	1.5%	0.1%	0.1%	0.1%	0.0%

(注) インドネシア全国のGDPに占める比率が2.0%を上回っている産業・地域を黄色、0.2%下回っている産業・地域は青色でシャドーしている。

(出所) 国家統計局より作成

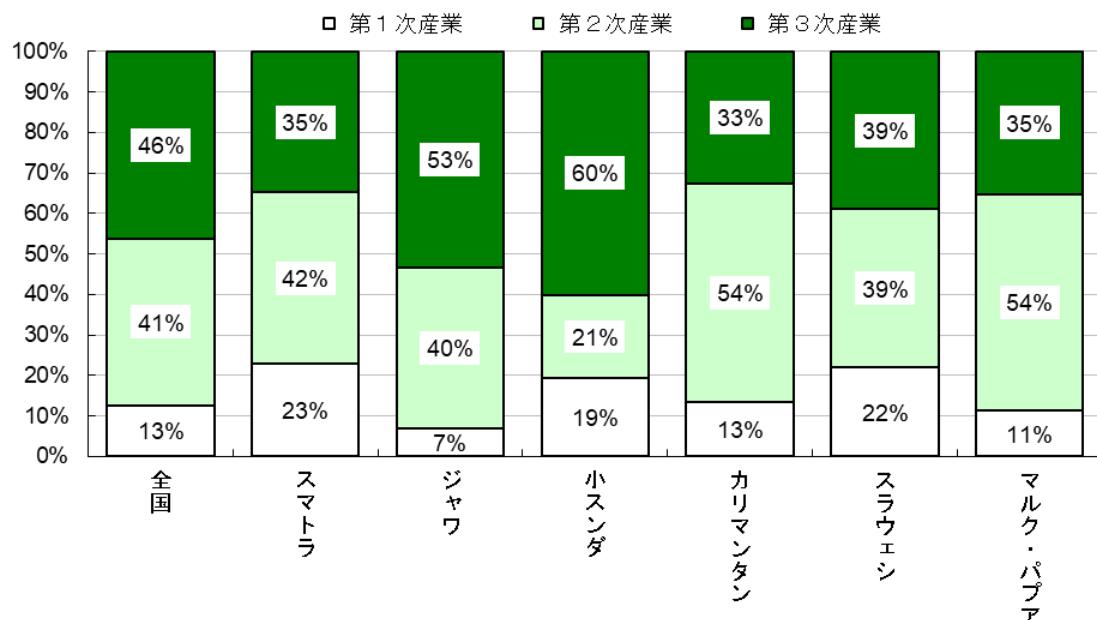
図表 24-4 地域別に見た名目 GDP の産業別構成比（地域=100%）

	全国	スマトラ	ジャワ	小スンダ	カリマンタン	スラウェシ	マルク・パプア
全体	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
第1次産業	12.6%	23.0%	7.0%	19.2%	13.5%	22.0%	11.2%
第2次産業	41.2%	42.2%	39.6%	20.7%	53.9%	39.0%	53.5%
鉱業	7.2%	10.8%	1.7%	6.6%	27.3%	8.8%	30.0%
製造業	23.3%	20.1%	27.6%	4.5%	15.5%	18.7%	13.1%
公益業	0.3%	0.2%	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%
電気・ガス	0.2%	0.2%	0.3%	0.2%	0.1%	0.1%	0.1%
水道・リサイクル	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
建設業	10.4%	11.1%	10.0%	9.4%	10.9%	11.4%	10.3%
第3次産業	46.2%	34.8%	53.3%	60.1%	32.6%	39.0%	35.3%
卸売・小売業	14.6%	14.1%	16.2%	11.2%	9.8%	12.0%	9.5%
運輸・倉庫業	5.1%	4.2%	5.3%	7.8%	5.5%	4.8%	4.2%
ホテル・飲食業	3.4%	1.6%	4.5%	11.0%	1.6%	1.0%	0.6%
情報・通信業	4.6%	2.7%	5.8%	4.7%	2.3%	3.8%	2.7%
金融業	4.0%	2.1%	5.2%	4.6%	2.4%	2.8%	1.9%
不動産業	2.8%	2.6%	3.1%	3.3%	1.5%	2.5%	1.5%
専門サービス業	1.9%	0.5%	3.0%	0.6%	0.3%	0.3%	0.7%
公共サービス業	3.4%	3.3%	2.8%	7.0%	4.0%	4.5%	9.9%
教育サービス業	3.2%	2.0%	3.6%	5.7%	2.9%	3.9%	2.0%
医療・社会福祉活動	1.3%	0.9%	1.3%	2.3%	1.6%	2.1%	1.4%
その他サービス業	1.9%	0.8%	2.6%	1.8%	0.9%	1.2%	0.8%

(注1) 構成比は小数点第2位で四捨五入しているため、合計は必ずしも100.0%にならない。

(注2) 全国の構成比(左列)に対し、1.2倍以上であれば黄色、0.8倍以下であれば青色でシャドーしている。

(出所) 国家統計局より作成



(出所) 国家統計局より作成

## (2) 地域別の産業構造の特徴

### 【スマトラ（2024年名目GDP構成比：22.1%）】

スマトラの特徴は、「第1次産業」の構成比（23.0%）が全国平均（12.6%）よりも高いことである。スマトラではゴム、タバコ、茶、パーム油などの大規模農業が行われているため「第1次産業」の構成比が高くなっている。「第2次産業」の構成比は42.2%と全国平均（41.2%）とほぼ同水準であるが、「鉱業」の構成比が10.8%と全国平均（7.2%）より高いことが特徴と言える。これは、同地域では、石油、ガスなど天然資源が豊富なためである。

### 【ジャワ（同：57.1%）】

ジャワの特徴は、「第3次産業」の構成比（53.3%）が全国平均（46.2%）よりも比較的高いことにある。第3次産業内の「ホテル・飲食業」が4.5%（全国平均：3.4%）、「情報・通信業」が5.8%（同：4.6%）、「金融業」が5.2%（同：4.0%）、「専門サービス業」が3.0%（同：1.9%）と、それぞれが全国平均に比較して高くなっている。

なお、ジャワの「第2次産業」の構成比（39.6%）は全国平均（41.2%）をわずかに下回るが、「製造業」の構成比は27.6%と全国平均（23.3%）を上回っている。ジャカルタ首都圏を中心に人口が集中し様々なサービスのニーズがあることに加え、西ジャワ州を中心に製造業が集積していることなどがこれらの数値に反映されているといえよう。

### 【小スンダ（同：2.8%）】

小スンダの特徴は、「第3次産業」の構成比（60.1%）が全国平均（46.2%）を上回るとともに、第1次産業の構成比（19.2%）も全国平均（12.6%）を大きく上回っていることである。これは「ホテル・飲食業」の構成比（11.0%）が高いことにも示されるように、バリ島などの観光産業が地域経済を牽引しているためである。また、第1次産業の構成比が高いことは、漁業や畜産業、島によっては水耕農作が盛んであることが反映されたものと考えられる。

### 【カリマンタン（同：8.2%）】

カリマンタンの特徴は、「第2次産業」の構成比（53.9%）が全国平均（41.2%）を大幅に上回っていることである。その要因として、金や鉄などの鉱物資源や石油・ガスなどの天然資源が豊富であるとともに、鉱業が発展していることがその要因と考えられる。

### 【スラウェシ（同：7.1%）】

スラウェシの特徴は、「第1次産業」の構成比（22.0%）が全国平均（12.6%）を大幅に上回っていることである。その要因として漁業や農業が盛んなことが考えられる。

### 【マルク・パプア（同：2.7%）】

マルク・パプアの特徴は、「鉱業」の構成比が30.0%と全国平均（7.2%）を大幅に上回っていることである。これは、カリマンタンと異なり石油・ガスなどの天然資源の開発は盛んではないものの、同地域では金など貴金属を含む鉱業が発達しており、この動きが数値に反映されていると考えられる。

## 3. 地域別の労働人口と所得水準

2024年のインドネシアの人口は2億8千万人超となっている。中国、インド、米国に次いで世界第4位の人口を擁し、ASEAN10カ国合計人口の約4割を占める人口大国である。地域別の人口を見ると、ジャワの人口が最多で1億5,693万人であり、インドネシア全体の55.7%を占める。次いでスマトラの6,152万人（21.8%）、スラウェシの2,081万人（7.4%）が続く。

国連の中位推計によると、インドネシアの人口がピークに達するのは2060年（約3億2万人）である。これは、インドネシアは、タイやベトナムなど周辺諸国に比べ、総人口に占める生産年齢人口の割合が高まり、豊富な労働力により経済成長に有利となる「人口ボーナス期間」が長く、労働人口（15歳以上60歳未満の人口）が安定的に増加し続ける見込みであるためである。

さらに、人口が集中するジャワ（総人口1億5,693万人）について州別に見ると、西ジャワ州の人口は5,035万人（ジャワの32.1%）、東ジャワ州の人口は4,181万人（同26.6%）、中部ジャワ州の人口は3,789万人（同24.1%）となっている。

インドネシアに進出する日系企業の多くは、製造業ならば主に西ジャワに、サービス業ならば主にジャカルタ首都特別州に拠点を構えるケースが多いが、これらの地域に企業進出が集中する理由の1つとして、上述のように豊富な労働力が存在することが挙げられよう。現状では、これらの地域では、ワーカーの確保は比較的問題なくできるようである。

図表 24-5 地域別人口（2024年）

		人口（2024年）	
		万人	構成比
全国		28,160	100.0%
スマトラ	スマトラ	6,152	21.8%
	アチェ	555	2.0%
	北スマトラ	1,559	5.5%
	西スマトラ	584	2.1%
	リアウ	673	2.4%
	ジャンビ	372	1.3%
	南スマトラ	884	3.1%
	ブンクル	211	0.8%
	ランブン	942	3.3%
	バンカ・ブリトゥン	153	0.5%
ジャワ	リアウ諸島	218	0.8%
	ジャカルタ首都特別州	15,693	55.7%
	西ジャワ	1,068	3.8%
	中部ジャワ	5,035	17.9%
	ジョグジャカルタ特別州	3,789	13.5%
	東ジャワ	376	1.3%
	バンテン	4,181	14.8%
小スンダ	小スンダ	1,243	4.4%
	バリ	443	1.6%
	西ヌサ・トゥンガラ	565	2.0%
	東ヌサ・トゥンガラ	566	2.0%
カリマンタン	カリマンタン	1,756	6.2%
	西カリマンタン	570	2.0%
	中部カリマンタン	281	1.0%
	南カリマンタン	427	1.5%
	東カリマンタン	405	1.4%
スラウェシ	北カリマンタン	74	0.3%
	スラウェシ	2,081	7.4%
	北スラウェシ	270	1.0%
	中部スラウェシ	312	1.1%
	南スラウェシ	946	3.4%
	南東スラウェシ	279	1.0%
マレク・パプア	ゴロンタロ	123	0.4%
	西スラウェシ	150	0.5%
	マレク	905	3.2%
	マルク	195	0.7%
	北マルク	136	0.5%
	西パプア	58	0.2%
	南西パプア	63	0.2%
	パプア	106	0.4%
山岳パプア	南パプア	54	0.2%
	中部パプア	147	0.5%
	山岳パプア	147	0.5%

(出所) BPS Statistics Indonesia “Statistical Yearbook of Indonesia 2025” より作成

#### 4. 賃金水準

JETROの「投資コスト比較」によると、職種別の月額給与は図表24-6の通りである。ジャカルタの場合、製造業の一般ワーカー（実務経験3年程度）の賃金（月額）は、約750万ルピア、中堅技術者で約948万ルピアであった。

一般ワーカーの月額賃金は、2019年（468万ルピア）からの5年で2.0倍となっており、物価を考慮しても大きな上昇である。JETROの「海外進出日系企業実態調査（アジア・オセアニア編）」によれば、インドネシアの対前年昇給率は、2013年度の24.7%をピークに年々低下し、2020年度が6.3%、2021年度が4.0%、2022年度が3.9%となった。2023年度は5.7%と上昇したが、2024年度は4.4%と前回調査よりも低下し、2025年度も4.4%見込みと横ばいとなった。

図表 24-6 職種別に見た給与水準（2020年：ジャカルタ、ルピア／月）

職種		月額 (1,000ルピア)	備考
製造業	ワーカー（一般工職）	7,503	実務経験3年程度の作業員の場合
	エンジニア（中堅技術者）	9,482	専門学校/大卒以上、実務経験5年程度のエンジニアの場合
	中間管理職（課長クラス）	20,449	大卒以上、実務経験10年程度のマネージャーの場合
非製造業	スタッフ（一般職）	8,605	実務経験3年程度の一般職の場合
	マネージャー（課長クラス）	20,354	大卒以上、実務経験10年程度のマネージャーの場合

（注） 正規雇用、基本給。

（出所） JETRO「投資コスト比較」より抜粋して作成

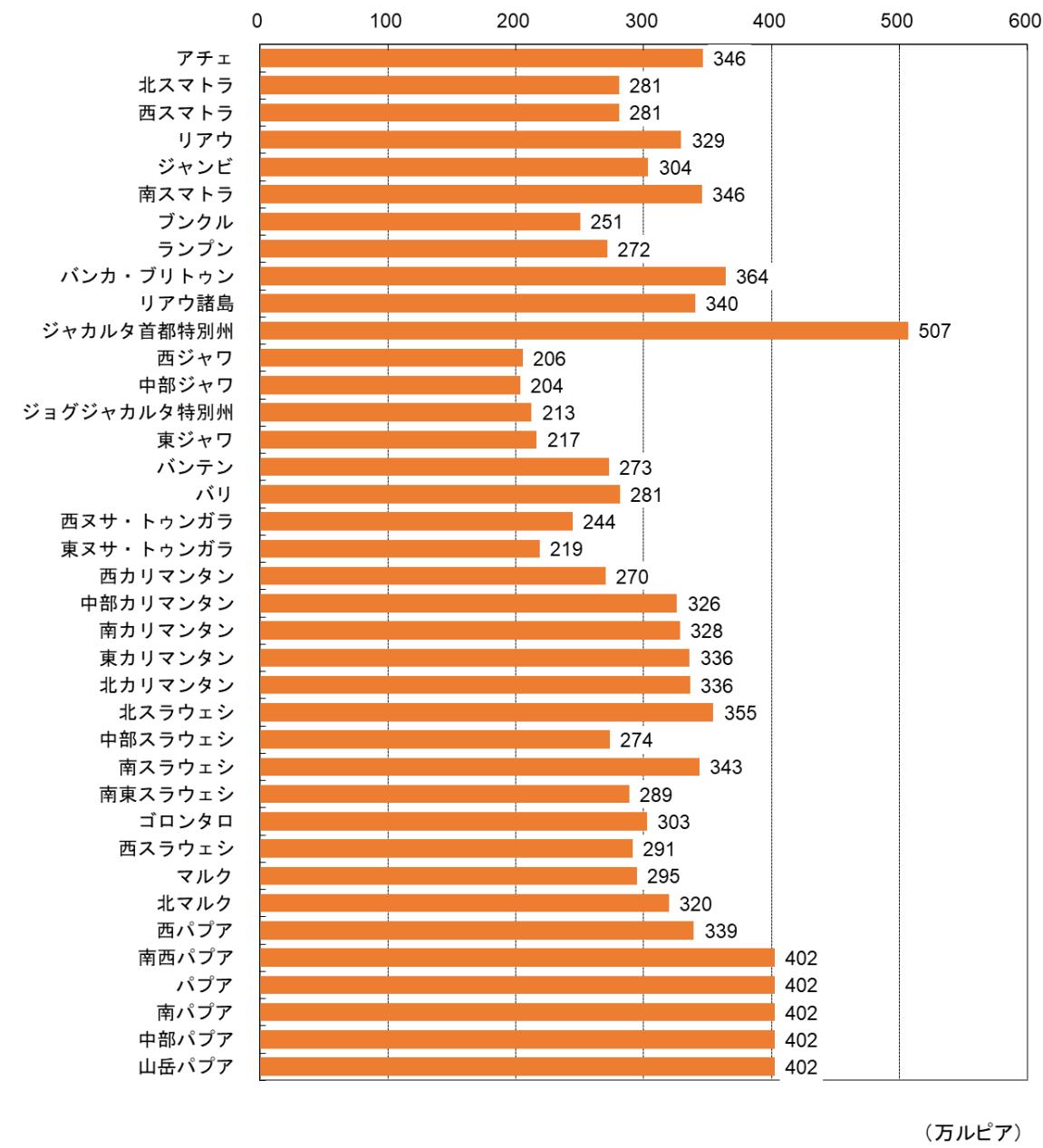
最低賃金は、州別の他、県単位で別途定められているケースもある。2024年時点において、ジャカルタ首都特別州では507万ルピアと最も高く、続いて南西パプア州、パプア州、南パプア州、中部パプア州、山岳パプア州（402万ルピア）であり、その後バンカ・ブリトゥン州（364万ルピア）と北スラウェシ州（355万ルピア）が続く。

最低賃金が最も低い州は中部ジャワ州の204万ルピアであり、最も高いジャカルタの約4割の水準で、両者の格差は約2.5倍に上る。最低賃金は毎年見直され、州知事によって決定される。

なお、日系企業が多い西ジャワ州の最低賃金は206万ルピアと低水準ながら、工業団地が集積するカラワン県、ブカシ県においては県・市単位での最低賃金が別途定められており、それぞれ526万ルピアと522万ルピアに設定されている点、留意が必要である<sup>14</sup>。

<sup>14</sup> JETRO ビジネス短信（<https://www.jetro.go.jp/biznews/2023/12/53065e9274a0a903.html>）

図表 24-7 地域別の最低月額賃金（2024 年）



(出所) JETRO 「ビジネス短信」より作成

## 5. 外国投資が多い地域

図表24-8は、BKPMの公表する、外国直接投資金額の多い地域（上位5位）を示したものである。これによると外国直接投資金額に関して、近年は西ジャワ州や中部スラウェシ州への投資が多いことが分かる。次いでジャカルタ州、北マルク州、バンテン州と続く。インドネシアに対する外国投資においては、中国が存在感を増しており、2015年には投資額第9位であったのに対し、2019年には第2位となっている。2019年から2024年9月までに、インドネシアへの中国の投資は約342億ドルに達し、外国投資総額の18%を占めている。この期間における中国からインドネシアへの投資については、ベースメタルへの投資が最も多く（約144億ドル：42%）、次に運輸・倉庫・通信への投資（約80億ドル：23%）が多い。また、地域別でみると、ニッケルが豊富に埋蔵されている中部スラウェシ州への投資が最も多く（125.4億米ドル：37%）、次に西ジャワ州（71.9億米ドル：21%）が多い。

図表 24-8 主な地域ごとの外国直接投資金額推移

順位	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年 (1月～5月)
1位	西ジャワ州 (52億ドル、32.1%)	中部スラウェシ州 (75億ドル、16.4%)	西ジャワ州 (83億ドル、16.5%)	西ジャワ州 (100億ドル、16.6%)	西ジャワ州 (22億ドル、15.1%)
2位	ジャカルタ州 (33億ドル、20.5%)	西ジャワ州 (65億ドル、14.3%)	中部スラウェシ州 (72億ドル、14.4%)	中部スラウェシ州 (90億ドル、15.0%)	中部スラウェシ州 (19億ドル、13.2%)
3位	北マルク州 (28億ドル、17.3%)	北マルク州 (45億ドル、9.8%)	北マルク州 (50億ドル、9.9%)	ジャカルタ州 (76億ドル、12.6%)	ジャカルタ州 (17億ドル、12.0%)
4位	中部スラウェシ州 (27億ドル、16.7%)	ジャカルタ州 (37億ドル、8.2%)	ジャカルタ州 (48億ドル、9.6%)	北マルク州 (44億ドル、7.3%)	北マルク州 (14億ドル、9.8%)
5位	バンテン州 (22億ドル、13.5%)	バンテン州 (34億ドル、7.5%)	東ジャワ州 (47億ドル、9.4%)	バンテン州 (39億ドル、6.4%)	バンテン州 (10億ドル、6.9%)

（出所）投資調整庁資料（Realization of Investment Based on Location）より作成

2022年10月時点の日系企業拠点の所在分布では、ジャカルタ首都圏を含めたジャワ島西部が圧倒的に多い。図表24-9は大使館・総領事館の管轄地域別に集計しており、これに基づくと全2,046拠点のうち1,789はジャカルタ所在の日本大使館の管轄区域内にある。特に情報通信業（96.1%）や金融業（94.7%）といったサービス業は、特に同区域内に集積している。

他方、製造業（1,046拠点）では一定の地理的分散も見られる。最も多いのはジャカルタ所在の大使館（911拠点）だが、バタム島を擁する在メダン総領事館の管内には29拠点、東ジャワ州を中心とする在スラバヤ総領事館管内にも98拠点がある。この他、サービス業ではバリ島を中心とする在デンパサール総領事館管内に28拠点あり、同総領事館登録数の半分以上を占めている。

図表 24-9 地域別に見た日系進出企業の業種の内訳（2021年）

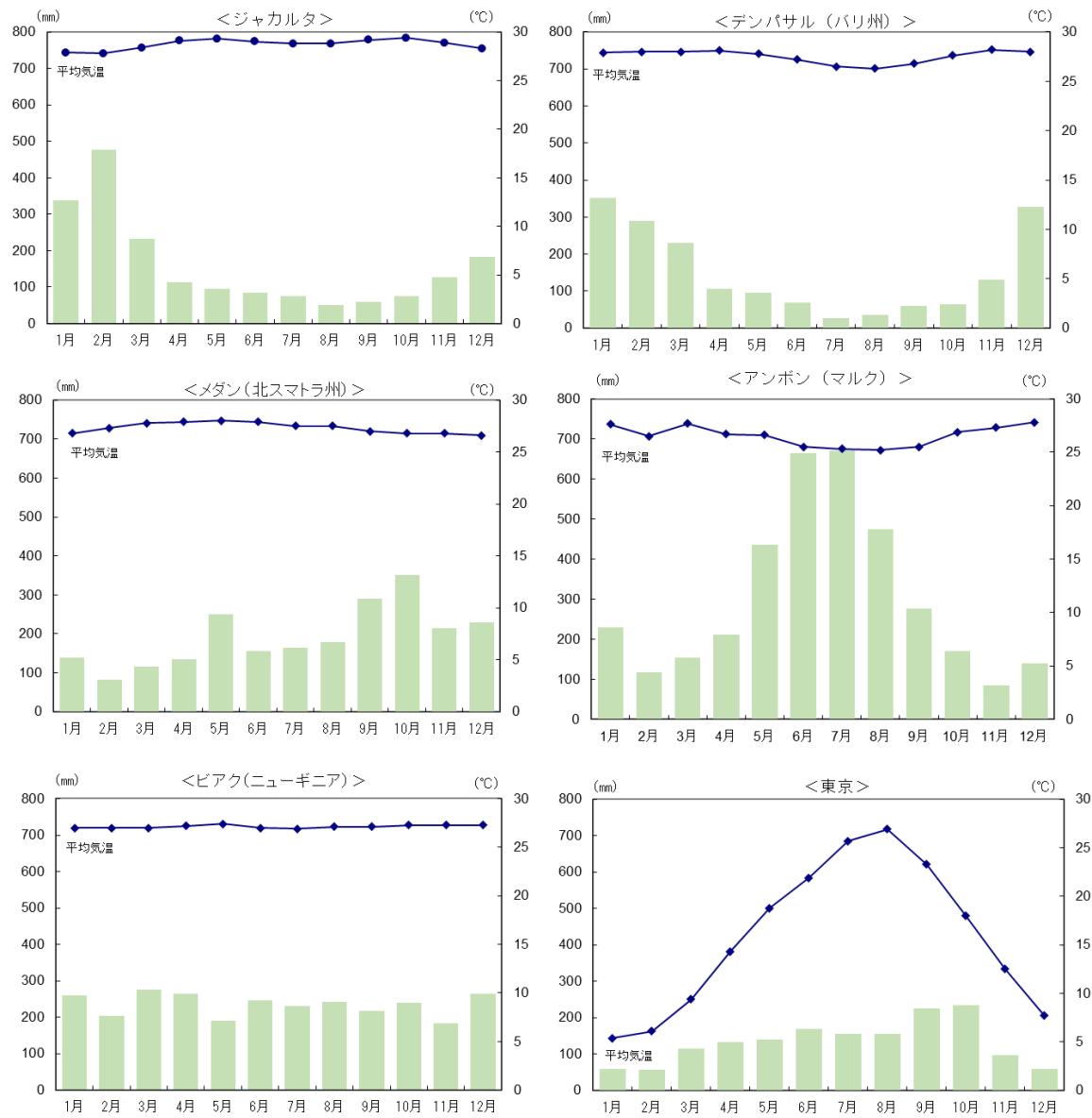
	全地域	在インドネシア 大使館 (ジャカルタ)	在スラバヤ 総領事館	在マカッサル 領事事務所	在デンパサール 総領事館	在メダン 総領事館
全業種	2,046	1,789	157	14	50	36
農業、林業	13	9	2	1	0	1
漁業	13	5	1	3	4	0
鉱業、採石業	13	12	1	0	0	0
建設業	121	107	8	2	2	2
製造業	1,046	911	98	6	2	29
電気・ガス・熱供給・水道業	18	17	0	0	0	1
情報通信業	51	49	0	0	2	0
運輸業、郵便業	109	99	10	0	0	0
卸売業・小売業	287	268	17	1	0	1
金融業・保険業	57	54	3	0	0	0
不動産業、物品販賣業	45	42	1	0	2	0
学術研究、専門・技術サービス業	49	44	2	0	1	2
宿泊業、飲食サービス業	14	7	2	0	5	0
生活関連サービス業、娯楽業	10	9	0	0	1	0
教育、学習支援業	7	4	2	1	0	0
医療、福祉	10	9	0	0	1	0
サービス業（他に分類されないもの）	130	94	8	0	28	0
分類不能の産業	11	9	0	0	2	0
区分不明	42	40	2	0	0	0

(出所) 外務省「海外進出日系企業拠点数調査（2021年調査結果）」より作成

## 6. 【参考】地域別気候

インドネシアは熱帯性気候で、年を通して非常に暑く雨が多いが、図表24-10の通り、地域により違いがある。例えば、ジャカルタやデンパサルは12~2月に雨量が多い一方で、アンボンでは6月に雨量が多い。また、平均気温については、全体的に28°C前後で推移するという特徴がある。

図表 24-10 地域別の平均気温と平均降水量



(注) 1991~2020年の30年間の月平均。

(出所) 気象庁「世界の天候データツール」より作成

## 第25章 地域編①：ジャカルタ、西ジャワ州

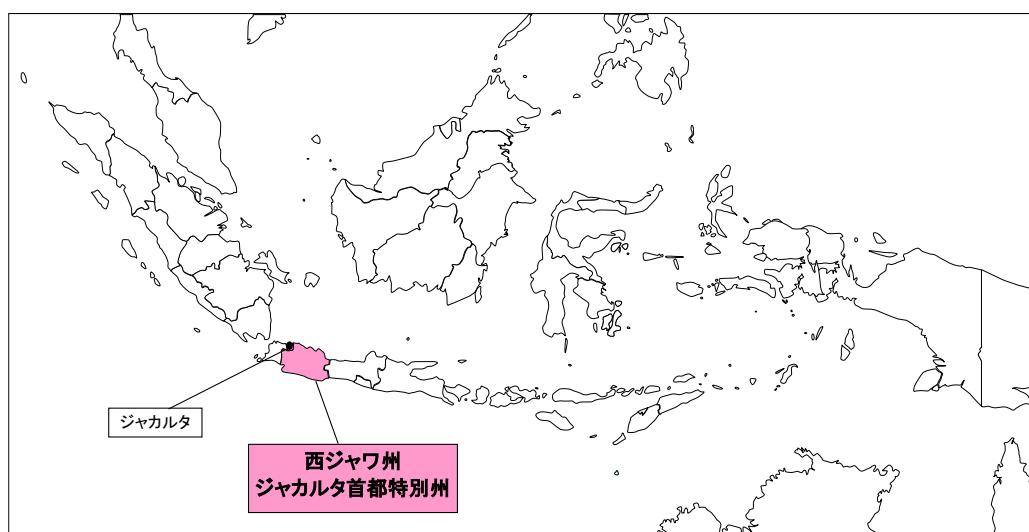
### 1. 地域概要

#### (1) 概要

##### ①インドネシア国内における経済的地位

ジャカルタ首都特別州（以下、ジャカルタ）は、ジャワ北西部に位置し、ジャワ海に面している（図表 25-1）。面積では国土の 0.03% の広さしかないが、人口 1,068 万人（2024 年）で、インドネシア全体の 3.8% を占める。人口密度が高く、労働力の流動性、厚みも十分ある。また高等教育機関が多数立地していることから、優秀な人材も集めやすい。

図表 25-1 ジャカルタ首都特別州、西ジャワ州（地図）



（出所）白地図専門店（三角形）より作成

ジャカルタの市北部にはインドネシア最大の国際貿易港タンジュンプリオク港を擁し、世界市場へのアクセスも容易である。

西ジャワ州はジャカルタに隣接し、北側はジャワ海、南側はインド洋に面している。内陸部には、植民地時代より政治・経済・文化の中心地として発展してきた州都バンドンがあるジャワではジャカルタ首都特別州、東ジャワ州に次いで経済活動が盛んな地域である。さらに、西ジャワ州にはインフラ整備の整った工業団地が国内で最も多く立地し、製造業の進出が進んでいる。他の地域に比べて規模の大きい国際港湾、国際空港が近いことや労働力人口が多いことから、製造企業にとって進出地域を検討する際の筆頭候補となっている。

## ②工業団地・日系企業進出動向

2024 年の外国直接投資の流入額（認可ベース）のうち多かったのは西ジャワ州（99.7 億ドル）、中部スラウェシ州（90.2 億ドル）、ジャカルタ首都特別州（76 億ドル）であった。インドネシアの経済活動は依然としてジャワ島、特にジャカルタと西ジャワ州に集中しており、日系企業の進出先も両地域が 9 割以上を占めている。

西ジャワ州の中でも、ジャカルタから東方に延びるジャカルタ・チカンベック高速道路に沿って、多数の工業団地が立地している。MM2100 工業団地（丸紅）、ダイワ・マヌンガル工業団地（大和ハウス工業）、東ジャカルタ工業団地（EJIP、住友商事）、GIIC 工業団地（双日）、カラワン工業団地（KIIC、伊藤忠）、テクノパークインドネシア（豊田通商）、インド大成ブキット・インダ工業団地（大成建設）など、日系デベロッパーが参入している工業団地も沿線に多数立地している。2024 年には新設の SEZ として石油化学や電気自動車（EV）バッテリー、半導体、物流、エネルギー開発を推奨業種とする西ジャワ州スパン県の「パティンバン経済特区」、EV の生産・組み立てと物流を推奨業種とする「スパン経済特区」が承認された。

### (2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

#### ①インフラ・物流

##### 【道路】

ジャカルタ市内は交通インフラの整備が立ち遅れており、慢性的な交通渋滞が起きている。特に朝夕や降雨時の渋滞は深刻である。このため、車で移動する場合、到着時間を予測するのがしばしば困難となる。また、事故発生率が高いため、外国人は自家用車での移動では運転手を雇用している。

西ジャワ州には首都ジャカルタからチカンペックへの高速道路が開通しているが、特に朝夕の通勤時は高速道路にも渋滞が発生している。多くの日系企業では、国際港、空港への輸送は 1 日 1 往復しかできない。渋滞解消を目的に、従来のチカンペック高速道路の高架道である第 2 チカンペック高速道が建設され、2021 年に開通した。2028 年までに全線開通予定の第 2 チカンペック高速道の第 3 区間（Sukabungah～Sadang）は、2024 年後半に商業運用開始が予定されていたが、2025 年時点では全体の建設進捗は約 40% にとどまっており、完全開通には至っていない。

##### 【空港・港湾】

国際空港としてはスカルノ・ハッタ国際空港が、国際港ではタンジュンプリオク港がある。同港は 2011 年頃から貨物取扱能力が限界に達していたが、2016 年 9 月に新コンテナターミナル「ニュープリオク港」が操業を開始し、貨物取扱能力が 3 割増強された。

西ジャワ州は首都ジャカルタに隣接しているため、スカルノ・ハッタ国際空港、タンジュンプリオク港に近い。これらの空港・港湾の概要は「第 20 章 物流・インフラ」を参照のこと。

### 【電力】

電力はほぼ安定的に供給されているものの、乾季や発電所の定期検査が重なると、電力不足に陥る。洪水による電線の切断なども停電の原因となる。また、瞬間停電は依然として頻繁に起きている模様である。

### ②労働事情

#### 【人材】

現地調査では、ホワイトカラーの場合は良い人材を採用しようとするとコストは高くなり、給与を安くすると質が急カーブで落ちる印象がある、長時間労働もいとわない傾向がある、という声が聞かれた。

他方、ブルーカラーは人余りの状況であり、人材採用には苦労しないようだ。

#### 【賃金】

ジャカルタは経済の中心地であり、市内のワーカーの賃金水準は国内で最も高い。2024年12月に発表された2025年の最低賃金は約540万ルピアであり、2024年比で6.5%増となる。

西ジャワ州の最低賃金は206万ルピアで、全国平均(313万ルピア)を下回る。ただし、州内でも日系企業の進出が多いブカシ県(522万ルピア、約48,500円)やカラワン県(526万ルピア)などの最低賃金は、州の最低賃金を2倍以上上回る水準となっている。

### ③生活環境

#### 【一般】

首都ジャカルタは世界有数の大都市であり、街中には、そごうなどの百貨店やイオンなど大型スーパーが展開している。地場資本の高級スーパーマーケットは品揃えも多く、日本人駐在員にとっては生活しやすい都市であるといわれる。現地駐在員へのヒアリングでは、食材の購入には2025年10月時点でインドネシア全土で5施設展開するイオンモールのうち、1号店(イオンモールBSD CITY)、2号店(イオンモール ジャカルタガーデンシティ)、「PAPAYA」スーパーマーケット、「THE FOOD HALL」、「RANCH MARKET」が多く利用されているようである。

コンビニエンスストアでは、2009年にセブン-イレブンが初めてインドネシアに出店、2011年にはローソン、2012年にはファミリーマートとミニストップが相次いで初出店を果たした。しかし、ミニマーケット業態への外資企業に対する規制が厳しかったことから、2016年にミニストップが地場企業に対する地域フランチャイズ契約を終了して撤退し、2017年にはセブン-イレブンが酒類の販売規制などの影響で売上が減少したことから全店を閉鎖した。2025年時点ではローソン、ファミリーマートがインドネシアで店舗を展開している。なお、コンビニは地場の華人財閥サリム・グループの「インドマレット」と、流通大手スンブル・アルファリア・トリジャヤが運営する「アルファマート」が2強となっている。

西ジャワ州へはジャカルタ市内から通勤する日本人社員が多い。ただし近年は、ジャカルタから離れた工業団地近辺の住環境の整備も進んでいる。よって、渋滞が深刻なジャカルタ市内から

の通勤を止め、工業団地近辺のサービスアパートに居住する駐在員も増えている。なお、「PAPAYA」スーパー・マーケットは、豊田通商が西ジャワ州ブカシ県リッポーチカラーン地区に開設したサービスアパートメント「AXIA SOUTH CIKARANG」に隣接した立地にも店舗を構えている。

### 【食事】

各国料理のレストランが多数あり、選択肢が多い。「吉野家」や「大戸屋」、「丸亀製麺」「スシロー」など日本のチェーン店が多数進出しており、日本料理店も多い。日本食品専門店もあり、高価ではあるが大抵の食品が入手可能である（味噌、醤油、梅干、ワカメ、日本酒など）。

### 【教育】

ジャカルタ南西のタンゲラン州に、ジャカルタ日本人学校がある（1969年開校）。2025年4月時点で小学部・中学部を合わせ697名の生徒が在籍している。同校は幼稚部も設置しており、141名の園児が在籍している（2023年12月時点）。

西ジャワ州では、主要工業団地からはやや遠いが、州都バンドン市内にバンドン日本人学校（幼稚園、小学部、中学部）があり、2025年4月時点の生徒数は幼稚園8名、小学部16名、中学部6名である。また、2019年4月にはブカシ県チカラーンにチカラーン日本人学校（小学部、中学部）が開校した。2025年4月時点で小学部・中学部を合わせ246名が在籍している。

### 【医療】

現地調査では、医療の質に不安があるという声が複数聞かれた。大きな病気になったときなどには、シンガポール、日本で診断してとの声もあった。なお、インドネシアは熱帯地方で高温多湿な気候であり、食中毒など消化器系の感染症、デング熱など、日本にはない風土病などに注意が必要である。

### 【治安】

インドネシアでは、ジュマ・イスラミーヤ（JI）が首謀したとされる大規模な爆弾テロがジャカルタやバリ島で2002年から4年連続発生し、2009年7月にもジャカルタで発生した。その後はテロの実行グループに属すると見られるメンバーの多くが各地で摘発されたため、治安機関を攻撃対象とする小規模な事件は発生していたものの、JIなどのイスラム過激派組織は弱体化したと見られている。

2016年以降は、イスラム過激派組織「ISIL」（イラクとレバントのイスラム国）によるテロが発生している。2016年1月にジャカルタ中心部のスターバックスにおいてテロ事件が発生し、外国人1名を含む民間人4名が死亡し（犯人4名も死亡）、警察官5名や外国人4名を含む26名が負傷した。更に、2017年5月には東ジャカルタのカンプン・ムラユのバスターミナルで警察官を狙った自爆テロ事件が発生し、犯人2名を含む5名が死亡、11名が負傷した。ISILを支持するグループは各地で活動しており、ジャカルタ以外の地方でも自爆テロやキリスト協会への火炎瓶投て

きなどの事件が発生している。

2019年5～6月にはジャカルタ中心部において、大統領選挙の結果を不服とする一部の野党支持者によるデモが度々実施された。デモ隊が暴徒化して治安部隊と衝突し、多数の死者、負傷者の発生もあった。日本大使館前のタムリン通りなどの主要道路が封鎖されるなど、市内では大きな混乱が生じた。

この他、首都ジャカルタをはじめとする主要都市では、宗教関係者・学生・労働組合など様々なデモ活動が発生する可能性がある点、留意を要する。

2025年8月下旬より、インドネシア各地において国會議員への高額住宅手当支給に端を発した大規模な抗議活動が発生している。学生団体、労働組合、市民団体などが中心となり、抗議デモが展開されており、一部地域では治安部隊との衝突や事故も発生しこれまでに10名が死亡した。今回の抗議活動は、国民議会（DPR）議員に対して月額5,000万ルピア（約45万円）の住宅手当が支給されることが発端であるが、雇用の不安定さや物価高騰などの国民の不満も背景にあるとされている。特に、8月28日にジャカルタで発生した警察車両によるオートバイ運転手の死亡事故は、抗議の拡大と警察対応への批判を招いた。2025年9月時点で、政府は事態の沈静化に向けて議員住宅手当の即時廃止や労働組合代表との対話を行った。

### 【住居】

住居のタイプは、アパート、サービスアパートメント、一戸建てなどがあるが、駐在員の場合は安全性を重視したコンプレックス戸建てや中高層マンションに入居するケースが多い。居住地区は、家族帶同の場合、日本人学校に近いジャカルタ南部に住む場合が多い。単身の場合は、中心部など様々である。なお、駐在員は、運転手や家政婦など、複数の使用人を雇うのが一般的である。

### 【その他】

現地での日本語での情報収集は、在インドネシア日本大使館とジャカルタ・ジャパン・クラブ（JJC）を通じて行うのが一般的である。JJCは1970年に創立され、インドネシア国内に点在する16の日本人会で唯一商工会の機能も有している（2025年6月時点、会員企業数は681社）。西ジャワ州には日本人会として、バンドンジャパンクラブがある。

インドネシアでは英語でのコミュニケーションは難しいため、インドネシア語の習得が望まれる。ゴルフ場は多数立地している。

### ひとくちメモ 8：地域ごとに異なる「インドネシア料理」

インドネシア料理と言えば、チャーハンのような「ナシゴレン」と焼きそばのような「ミーゴレン」が有名だが、多民族文化であるインドネシアでは、ジャワ料理、パダン料理、スンダ料理、バリ料理など、各地方によって様々なインドネシア料理があり、地方によって辛さや甘さの味付けも大きく異なる。

ジャカルタ中心部のプラザ・インドネシアにあるパダン料理のお店では、入店して席に着くと注文を待たずに次々と小さなお皿に載ったお料理が運ばれてくる。食べたいものを食べていき、最後にお会計をお願いすると、まるで回転寿しのようにスタッフが計算をしてくれるシステムのお店で、様々なパダン地方の料理を楽しむことができる。各料理の料金は決まっているが、お皿に手を付けたかどうかをどのようにチェックしているかは、何度も利用している現地駐在員でも定かではないとのことであった。



また、別のインドネシア料理店では、下の写真のように中心にご飯を円錐型に盛り付け、その周りに様々なおかずを載せた料理も見かける。これはジャワ島発祥の料理で、今ではインドネシア全土で、誕生日パーティーや結婚式などのお祝い事で食べられるナシ・トゥンペンという料理である。「黄色いご飯」を意味するナシ・クニンは、お米を主食とするインドネシアにおける赤飯のような位置付け（黄色は繁栄を意味する色）で、これを神聖な山の形に盛り付けることで神への感謝を示しているという。



## 2. 主要工業団地

ジャカルタ首都特別州・西ジャワ州に立地する主要工業団地を以下の表にまとめた。

### 【ジャカルタ特別首都州】

No.	工業団地名	Address (県／市)
1	Jakarta Industrial Estate Pulogadung (JIEP)	Kawasan Industri Pulogadung, Pulogadung, Cakung, Jakarta Timur
2	Berikat Nusantar Industrial Estates	Jl. Raya Marunda 1 – Cilincing, Jakarta Utara

(出所) JETRO「インドネシアの工業団地・SEZ情報」、BKPM “Indonesia Investment Guidebook 2022”

No.	工業団地名	Address
1	East Jakarta Industrial Park (EJIP)	EJIP Industrial Park Plot 3A, Cikarang Selatan, Bekasi 17550 West Java, Indonesia
2	Greenland International Industrial Center (GIIC)	Jl. Tol Jakarta - Cikampek KM. 37, Cikarang Pusat 17530, Bekasi Jawa Barat, Indonesia.
3	Karawang International Industrial City (KIIC)	Graha KIIC 2nd Floor, Jl. Permata Raya Lot. C-1B, Kawasan Industri KIIC. Karawang 41361- West Java, Indonesia
4	MM2100 Industrial Town	MM2100 Industrial Town, Cikarang Barat, Bekasi 17520 West Java, Indonesia
5	Suryacipta	Karawang 県, West Java
6	Subang Smartpolitan	Subang 県, West Java
7	BUKIT INDAH INDUSTRIAL PARK	Kawasan Industri. Sektor 1A Blok B, Kalihurip Cikampek 41373, Jawa Barat

(出所) JETRO「インドネシアの工業団地・SEZ情報」、BKPM “Indonesia Investment Guidebook 2022”

## 第26章 地域編②：バンテン州

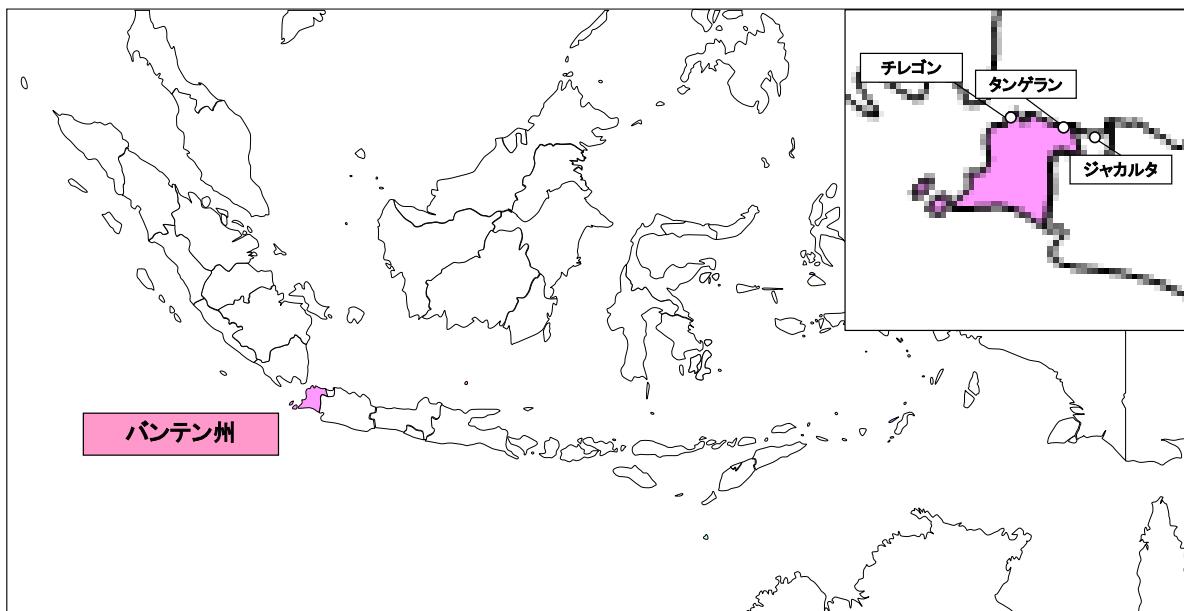
### 1. 地域概要

#### (1) 概要

##### ①インドネシアにおける経済的地位

バンテン州は、ジャワ西端に位置し、ジャワ海とインド洋に面している（図表 26-1）。面積は 9,353 km<sup>2</sup>（四国の半分程度）で国土の 0.49%。人口は 1,243 万人で、インドネシア全体の 4.4% を占める。

図表 26-1 バンテン州（地図）



（出所）白地図専門店（三角形）より作成

##### ②工業団地・日系企業進出動向

2024 年のバンテン州の FDI 受入総額は 39 億ドルで、全国の 6.4%を占め、西ジャワ州（99.7 億ドル）、中部スラウェシ州（90.2 億ドル）、ジャカルタ首都特別州（76 億ドル）、北マルク州（44 億ドル）、に次ぐ国内 5 番目の投資先であった。バンテン州の北西に位置するチレゴンは鉄鋼産業の集積地として知られ、2017 年 7 月には新日鐵住金（現、日本製鉄）の自動車用鋼板製造・販売を担う合弁会社である「PT Krakatau Nippon Steel Sumikin」（KNSS）が営業運転を開始（設立は 2012 年 12 月）するなど、日系大手鉄鋼メーカーの進出も見られる。ジャカルタにも近い立地から、近年は日系小売業や外食産業も進出している。スーパー モールカラワチ内には大戸屋がオープンしており、南タンゲラン市にイオンモール BSD CITY 店も開業している。タンゲランはジャカルタのベッドタウンとしての開発が進められており、ジャカルタへのアクセスの良い高速道路や鉄道の駅もあるため、ジャカルタから移り住む人が多く、ポテンシャルの高い商圏として注目されている。

なお、観光を主要産業とする経済特区（SEZ）であるタンジュン・レスン SEZ がバンテン州内に立地している。2024 年にはバンテン州タンゲラン県に新たな経済特区（SEZ）が指定された。教育・医療・デジタル分野を推奨業種とし、スタートアップの育成やデジタル経済に注力する、オーストラリアのモナシュ大学の入居が予定されている。バンテン州のインフラ・物流、労働事情、生活環境については以下の通りである。

### ③インフラ・物流

#### 【道路】

ジャカルタの郊外に位置するバンテン州でも、人口の増加に比して交通インフラの整備が立ち遅れているため交通渋滞が発生している。このような中、2014 年 12 月には日本高速道路インターナショナル（NEXCO 東日本、NEXCO 中日本、NEXCO 西日本、首都高速、阪神高速の 5 社の出資により設立）が日本の高速道路会社として初めて現地企業との合弁で道路事業に参入するなど、日系企業の協力の下、道路インフラ整備が進められている。

#### 【空港・港湾】

バンテン州には、国内最大の国際空港であるスカルノ・ハッタ国際空港（詳細は「第 20 章 物流・インフラ」参照）や、年間 960 万トンの貨物取扱能力を持つチワンダン港があり、主要インフラへのアクセスが良い。インドネシア最大のタンジュンプリオク港は、タンゲランから約 30 km の距離にある。

#### 【電力】

電力供給は安定してきてはいるが、他の地域と同様、時により電力不足が起こることがある。

### ④労働事情

#### 【人材】

バンテン州の人口は 1,243 万人（国全体の約 4.4%）で、失業率は 2023 年 2 月に 7.97%、8 月に 7.52%、2024 年 2 月に 7.02%、8 月に 6.68% と徐々に減少しているものの、インドネシア全体では 2023 年は約 5.3～5.4%、2024 年は約 4.8～4.9% 程度であることから、バンテン州は 38 州で最も高い水準であり、労働力不足の問題はそれほどないと考えられる。

#### 【賃金】

バンテン州の2025年の最低賃金は291万ルピアと、近接するジャカルタ特別州の540万ルピアの5割程度の水準であり、全般的に見れば、大都市からの距離の割に人件費は低い。しかし、ジャカルタの西約20 kmに立地するタンゲラン県の最低賃金は490万ルピアと、ジャカルタ特別州の約9割程度の高い水準となっている。

## ⑤生活環境

### 【一般】

バンテン州の最大都市であり、インドネシアの都市圏を構成するタンゲラン市には基本的な交通インフラや商業施設が揃っている。鉄道（ジャカルタコタ路線）によって、タンゲラン駅とジャカルタコタ駅が結ばれており、ジャカルタに乗り換えなしで通勤・通学が可能となっている。また、インドネシア1号店となるイオンモールが南タンゲラン市のブミ・スルポン・ダマイ（BSD）シティ内に開業している。2025年3月には大規模リニューアルを実施した。欧州の大手パーソナルケア・メーカーのユニリーバは、イオンモールBSD CITY近くの敷地にインドネシア拠点の本社ビルを構え、オフィス賃貸業に新規参入するなど、ジャカルタ中心部から郊外へのオフィス移転の動きも進んでいる。この他、海外の小売企業では、スウェーデンの家具チェーン「IKEA」がタンゲランに1号店を2014年にオープンしている。

オフィスや商業施設だけでなく、マンションや戸建てなどの不動産の供給も増えている。2017年7月、東急不動産は三菱商事との分譲マンション事業「BRANZ BSD」を上棟し、2018年に第1期事業「藍」（1,256戸）が完成した。

また、2025年阪急阪神不動産はバンテン州南タンゲラン市で一戸建て分譲事業「レンコンウェタン（Lengkong Wetan）プロジェクト」への参画を発表した。当該プロジェクトは、地場の不動デベロッパー大手シナールマス・ランド傘下のブミ・スルポン・ダマイ（BSD）と共同で行い、敷地面積約50万平方メートルにタウンハウスとショッピングハウス合計約3,000戸を供給する。総事業費は非開示。阪急阪神不動産がBSD社との共同開発に参画するのは、同州タンゲラン県で展開したタウンハウス「ザ ゾラ」に続く、2件目のプロジェクトとなる。

### 【食事】

南タンゲラン市のイオンモール内には約140店舗が入居するフードコートがあり、ラーメンや寿司、焼き鳥など、和食を提供する店舗も存在する。2025年8月時点の同店ウェブサイトによると、「牛角」、「すき家」、「吉野家」、「うちの食堂」などが入っている。



イオンモールの外観



フードコート内のラーメン専門店

**【教育】**

インドネシア最大の日本人学校である「ジャカルタ日本人学校」は、ジャカルタではなく南タンゲラン市内にある。1969年開校で、2025年4月時点では小学部・中学部を合わせ697人の生徒が在籍している。同校はスクールバスでの送迎サービスを提供している。

**【治安】**

分離独立運動の活発なパプアなどと比べ、バンテン州の政情不安リスクは比較的小さいが、注意は必要である。2016年12月には、南タンゲラン市の住宅でイスラム過激派組織に所属する男性3人が自爆テロを計画したとして、警官隊に射殺される事件が起こっている。

外務省の「インドネシアの危険情報」では、2025年8月4日時点、バンテン州に対する個別の危険情報は発出されていない。ただし、インドネシアの各地で大小様々なデモが行われており、場合により暴動に発展することがあることから「危険度レベル1：十分注意してください」が継続的に発出されている。

## 2. 主要工業団地

バンテン州に立地する主要工業団地を以下の表にまとめた。

No.	工業団地名	Address
1	Millenium Industrial Estate	Jl. Baru Pemda Tigaraksa, Cikupa, Tigaraksa, Tangerang
2	Modern Cikande	Jl Raya Jakarta Serang KM 68, Cikande, Serang, Banten
3	Cikupamas Industrial Estate and Warehouse	Jl. Cikupamas Raya No. 8 Kawasan Industri & Pergudangan Cikupamas Cikupa, Tangerang 15710
4	· Krakatau Industrial Estate Cilegon	Wisma Krakatau Jl. KH Yasin Beji No. 6 – Cilegon 42435

(出所) JETRO「インドネシアの工業団地・SEZ情報」、BKPM “Indonesia Investment Guidebook 2022”

## 第27章 地域編③：中部ジャワ州

### 1. 地域概要

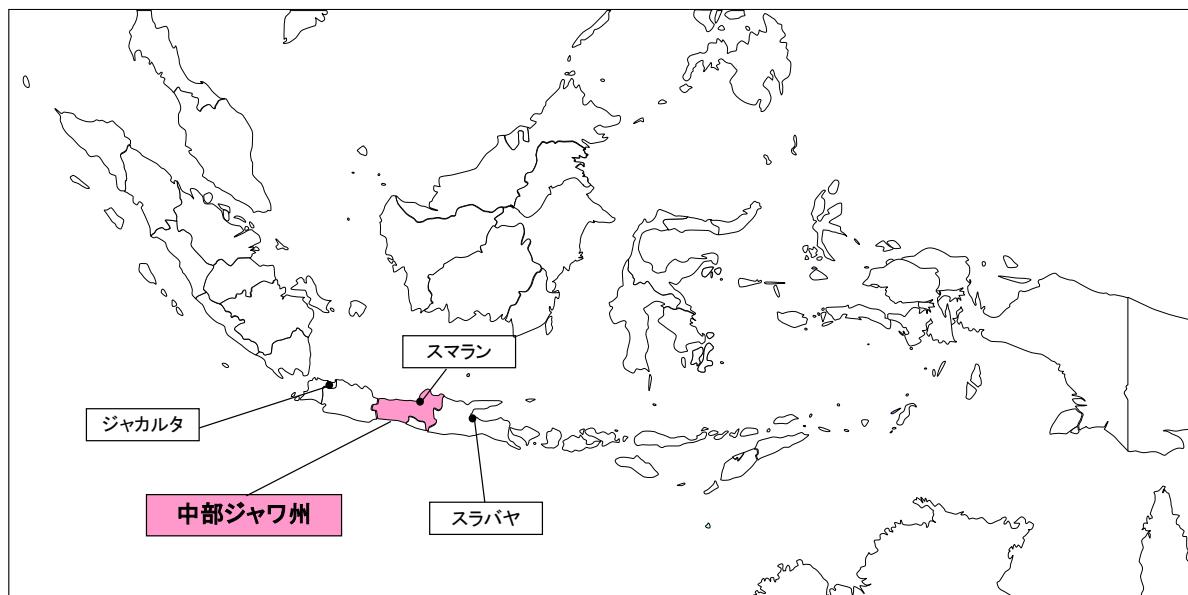
#### (1) 概要

##### ①インドネシア国内における経済的地位

中部ジャワ州は、首都ジャカルタ・西ジャワ州と、第2の都市スラバヤ（東ジャワ州）を結ぶ、ジャワ島の中央にある（図表27-1）。29県、6市に分けられており、ジャワ島の面積の25%を占める。人口は3,789万人と全国の13.5%を占める。州都スマランはタンジュンウマス港を擁する。また、中部ジャワ州に囲まれているジョグジャカルタ特別州の古都、ジョグジャカルタには、世界文化遺産にも登録されているボロブドゥール寺院（仏教遺跡）が立地しており、多くの観光客を集めている。

ジャワ島西部のジャカルタや同島東部のスラバヤから距離があり、また、同地域には、日系企業主導の工業団地がないため、日系企業の進出のハードルはやや高くなっている。

図表 27-1 中部ジャワ州（地図）



（出所）白地図専門店（三角形）より作成

##### ②工業団地・日系企業進出動向

2023年の中部ジャワ州へのFDI総額（実行ベース）は15.6億ドルで、全国のFDIに対する構成比は3.1%となった。西ジャワ州や東ジャワ州に比べ、中部ジャワ州に進出している日系企業は少ない。電源開発、伊藤忠商事が出資する石炭火力発電所、バタン発電所が2022年9月に商業運転を開始している。2025年には中部ジャワ州バタン県にバタン・インドウストロポリス経済特区（SEZ）が開設された。本経済特区は鉱物資源の下流化を後押しする役割が期待されており、製造業や物流、観光など複数の産業クラスターを包含するインドネシア最大級の経済特区となる。

## (2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

中部ジャワ州は安価で豊富な労働力が魅力であるが、日系企業の進出件数は少ない。駐在員の子女の学校や病院の環境など、西ジャワ州や東ジャワ州と比較すると、生活面でのハードルが高い。

### ①インフラ・物流

#### 【空港】

中部ジャワ州には 2 つの国際空港がある。北部スマランにあるアフマド・ヤニ国際空港（通称スマラン空港）と、中部スラカルタ（ソロ）にあるアディスマルモ国際空港であり、2021 年に運用を開始したスティルマン空港は国内線のみを有する空港である。アフマド・ヤニ国際空港は 2018 年 6 月から新ターミナルの供用が開始した。2024 年の 1 年間の空港利用者数は 113 万人とされている。690 万人。

#### 【港湾】

中部ジャワ州には 2 つの国際港、タンジュンウマス国際港（通称スマラン港）とインタン港（チラチャップ）がある。前者は拡張工事により、荷役処理能力を年間 80 万 TEU まで拡張している。後者も近隣の工業団地への企業の進出が進んでいることから貨物取扱量が増加している。

### ②労働事情

#### 【人材】

2024 年の中止ジャワ州の人口は 3,789 万人で（全国の人口の 13.5%）、全 38 州の中で西ジャワ州、東ジャワ州について 3 番目に人口が多い州である。失業率は 2024 年 8 月が 4.78% であり、ジャカルタの 6.21%、西ジャワの 6.75% と比較すると低い水準となっている。温厚でのんびりした土地柄のため、定着率は高いが仕事の効率性に課題があるようだ。

#### 【賃金】

中部ジャワ州の 2025 年の月額最低賃金は 217 万ルピアである。ジャカルタ特別州（540 万ルピア）の 4 割弱の水準であるなど、その水準は全国でも低い方に位置する。近年はジャカルタ特別州や西ジャワ州との賃金格差が広がったため、中部ジャワ州の人工費の安さを求めて、縫製業を中心とした労働集約型産業の工場が中部ジャワ州に移転する動きも見られる。

### ③生活環境

工業団地のほとんどが州都スマラン近郊に位置する。生活にかかるコストは、ジャカルタと比較すると安価であり、ジェトロの調査によれば駐在員用住宅の借り上げ料も 3 分の 1 程度で済むようである。

同市には日本人学校がないため、駐在員の児童はスマラン・インターナショナル・スクールに通っているようだ。また、2017年にはスマラン日本語補習授業校が月2回の授業を開始した。市内にはショッピングモールが数軒立地しており、和食や洋食のレストラン、カフェなどが展開している。2019年10月には市内の商業施設にユニクロが出店した。医療面では、市内には24時間救急対応している比較的大規模な病院もある。しかし、医療水準は決して高くなく、受診にはインドネシア語の通訳が必要となるため、重症の場合はシンガポール（直行便を利用して片道2時間程度）の日本人医師が在籍するクリニックを受診する場合が多い。

なお、2025年にインドネシア都市計画協会が各主要都市の住民に対して実施した調査によると、経済、社会、文化に関わる28項目について、住民の満足度が最も高かったのは中部ジャワの古都スラカルタ（ソロ）となった。スラカルタはジョグジャカルタの北東55kmほどの所にあり、ジョコ元大統領の出身地である。

## 2. 主要工業団地

中部ジャワ州に立地する主要工業団地を以下の表にまとめた。2025年3月20日、インドネシア政府は中部ジャワ州バタン県に整備した「バタン・インドウストロポリス経済特区(SEZ)」(Industropolis Batang SEZ)の開設式を行った。政府は今後5年間で計75兆ルピア(約6,750億円)の新規投資と5万人の雇用創出を目標に掲げており、同SEZをインドネシア産業高度化の重要なプロジェクトとして位置付けている。

No.	工業団地名	Address
1	AVIARNA	Jl. Gn. Kelir Raya, Karanganyar, Semarang, Central Java
2	Industropolis Batang SEZ	Jl. Tol Semarang -Batang KM 371, Ketanggan, Gringsing, Batang, Jawa Tengah 51281
3	Kendal Industrial Park	Jl. Raya Arteri KM 19 Brangsung, Kec. Brangsung, Kab Kendal, Jawa Tengah
4	Wijaya Kusuma Industrial Estate	Jl. Raya Semarang - Kendal KM 12, Semarang, Jawa Tengah

(出所) JETRO「インドネシアの工業団地・SEZ情報」

## 第28章 地域編④：東ジャワ州

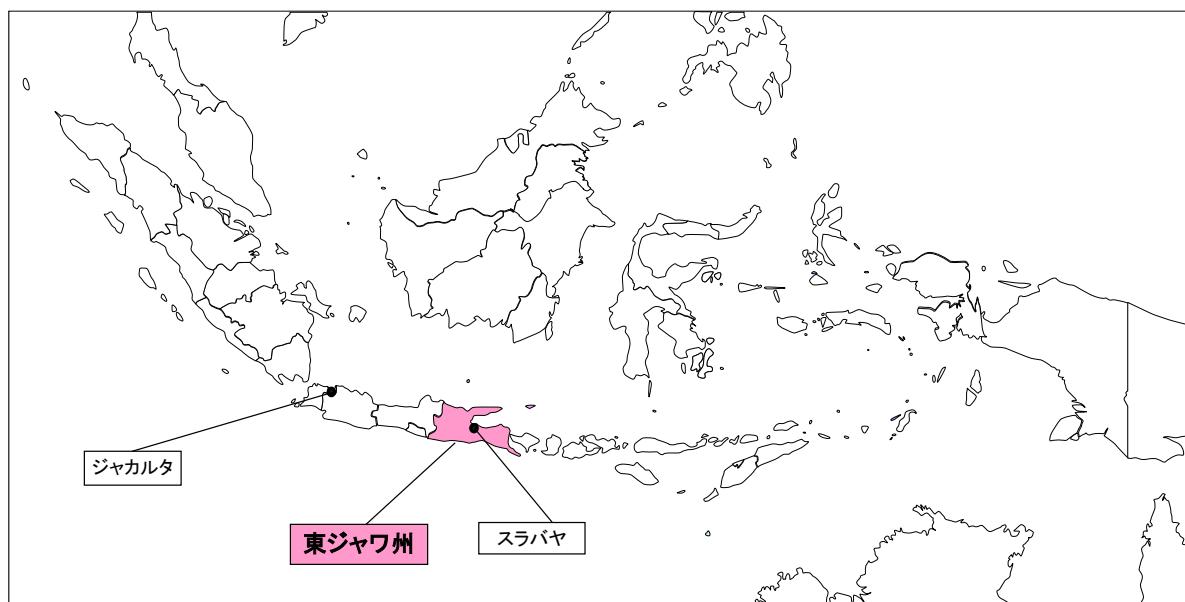
### 1. 地域概要

#### (1) 概要

##### ①インドネシア国内における経済的地位

ジャワ島東部に位置する東ジャワ州は、人口は4,181万人と西ジャワに次ぎ人口の多い州である。北岸にあるスラバヤはジャカルタに次いで人口が2番目に多い都市である（図表28-1）。同州の農業では米作が中心となっている。州西部のプランタス川下流デルタ一帯には、灌漑設備が整備された穀倉地帯が広がっており、水稻は南スマトラや西、中部ジャワに次ぐ国内有数の生産量となっている。南東部では、サトウキビの栽培が行われ、高原地帯にはコーヒー・カカオの農園が見られる。また、インド洋側の湿地帯などではエビや魚の養殖が、マドゥラ島などでは製塩が行われている。国際協力機構の「インドネシア国 マドゥラ島における自然エネルギー活用型技術を導入した天日塩産業の育成に関する基礎調査 業務完了報告書」によると、マドゥラ島の塩田面積はインドネシア全体の塩田総面積の26%を占め、全国の塩収穫量の25%を占めているという。

図表 28-1 東ジャワ州（地図）



（出所）白地図専門店（三角形）より作成

##### ②工業団地・日系企業進出動向

2023年に東ジャワ州が受け入れたFDI総額（実行ベース）は約47.4億ドルで、全国の6.9%を占めた。豊富な人口を抱える東部インドネシアの国内マーケットへのアクセスの良さから、多くの日系食品メーカー・日用品メーカーが進出している。スラバヤ市郊外のNgoro Industrial Park (NIP) やパスルアン市に位置するPasuruan Industrial Estate Rembang (PIER) には日系企業の入居が多い。2024年にはハラル製品の製造・物流を推奨業種とする東ジャワ州シンドアルジョ県の「シ

ドアルジョ・ハラル工業経済特区」の新設が承認された。

## (2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

東ジャワ州は輸出向け、内需向け産業どちらにとっても魅力的な進出先といえるが、近年スラバヤ市内を中心に賃金、土地価格が上昇している点、留意が必要である。

### ①インフラ・物流

#### 【港湾】

東ジャワ州は、貨物量で同国第2位となるタンジュンペラク国際港を擁している。また、トゥルック・ラモン (Teluk Lamong) 港もある。インドネシアのインフラ詳細については、「第20章 物流・インフラ」を参照。

#### 【空港】

東ジャワ州には、ジュアンダ国際空港がある。スラバヤ市内中心部から同空港へは車で40分の距離である。また、2022年4月には東ジャワ州マドゥラ島東端のトゥルノジョヨ空港の運用が開始されている。同空港を発着する航空機は、州都スラバヤやバニュワンギ、マドゥラ島沖合の島しょ部などの路線を運航する。

### ②労働事情

#### 【人材】

2024年の東ジャワ州の人口は4,181万人と、西ジャワ州に次いで多い。過去の日本企業へのヒアリングによると、スラバヤ近郊の労働者については、「人が良い」と回答する例が多かった。過去のヒアリングでは、工場の生産現場などの教育はスラバヤに限らずどの土地でも大変だが、日本語を話せる者が相応数（企業によっては従業員の3割程度との回答もあり）おり、真面目な人物が多いことから、教育の効果は表れやすいようだ。他方、日本的な緻密さがなかったり、経理部門で日本語を話せるスタッフがいなかつたりといった点が問題として残っている。

#### 【賃金】

2024年の最低賃金は217万ルピアで、全国の州レベル法定最低賃金としては低い水準にある。ただし、スラバヤ市内の最低賃金は473万ルピアで州レベルの倍以上であり、ジャカルタの507万ルピアに迫る水準である点、留意が必要である。

### ③生活環境

#### 【食事】

スーパーマーケットは、日本食材を取り扱っている「PAPAYA」がある。「PAPAYA」はジャカルタ

に展開している食品小売店舗である。

また、地場の高級スーパー「RANCH MARKET」も展開されている。

外食では、日本食ではシャングリラホテル内の「西村」、マリオットホテル内の「伊万里」などがある。日系チェーン店では、うどんの「丸亀製麺」、牛丼の「吉野家」が進出している。この他、焼肉、ハンバーガー、インドネシア料理、中華料理、韓国料理など、多様なレストランがある。

### 【教育】

スラバヤ日本人学校（1979年開校）は、幼稚部、小学部、中学部がある。またインターナショナル・スクールもある。

### 【医療】

在スラバヤ日本国総領事館のウェブサイトで、スラバヤ市内の病院として、公立ドクターストモ病院やエルカセット病院など6病院が紹介されている。また、日本語通訳サービスを行っている会員制医療サービス「ウェルビー」（PT WellBe Indonesia）も利用可能である。

外務省「世界の医療事情」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/indonesia.html>

### 【その他】

東ジャワジャパンクラブがある。先述の在スラバヤ日本国総領事館のウェブサイトには東ジャワジャパンクラブ作成のスラバヤガイド（医療やレストランなどの情報がまとめられている）が掲載されており、参考になる。



スラバヤ市内のショッピングモール



スーパー「PAPAYA」の看板

## 2. 主要工業団地

東ジャワ州に立地する主要工業団地を以下の表にまとめた。

No.	工業団地名	Address
1	Pasuruan Industrial Estate Rembang (PIER) Indsutrial Estate	PIER (Pasuruan Industrial Estate Rembang) Jl. Kraton Industri II no. 1 PIER Pasuruan.
2	Surabaya Industrial Estate Rungkut (SIER) Industrial Estate	Jl. Rungkut Industri Raya no. 10 Surabaya
3	JAVA Integrated Industrial and Port Estate (JIYPE) SEZ	Jl. Raya Manyar KM 11, Manyar– Gresik, East Java, Indonesia
4	Maspion Industrial Estate	Jl. Raya Manyar Km 25 Kecamatan Manyar, Gresik Jawa Timur
5	Gresik Industrial Estate	Jl. Tridharma No.3 – Gresik 6112
6	Ngoro Industrial Park	Jl. Raya Ngoro, Kab. Mojokerto 61385

(出所) JETRO「インドネシアの工業団地・SEZ情報」、BKPM “Indonesia Investment Guidebook 2022”

## 第29章 地域編⑤：バタム島

### 1. 地域概要

#### (1) 概要

##### ①インドネシア国内における経済的地位

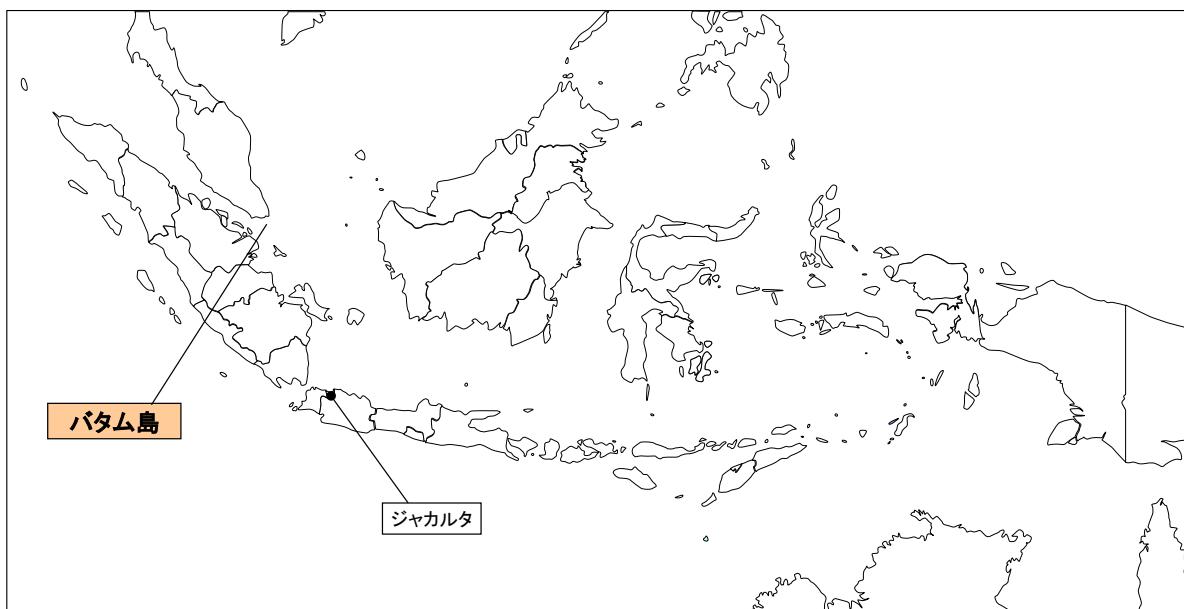
バタム島は、リアウ諸島州を構成する島の1つで、スマトラ島の西海岸中央付近、また、シンガポールの南約20kmに位置する（図表29-1）。リアウ諸島全体の人口は218万人である。

シンガポールに隣接する地理的優位性から、バタム島はシンガポールへの輸出加工拠点として発展してきた。1971年に工業地域に指定され、当初、主に石油・ガス関連産業を中心に開発が始まった。以後、1978年にはバタム島全域が保税地区に、2007年には自由貿易地域（Free Trade Zone, FTZ）に指定された。

輸出型産業向けの恩典によりシンガポールや日本企業をはじめとする外資企業が多く進出した。しかし、中国の台頭や最低賃金の高騰、行政手続の重複などを背景に、近年、競争力低下が懸念されていた。このような中、地方格差の是正や輸出産業強化を目指すジョコ政権により、2016年3月に中央政府直轄の経済特区（SEZ）に指定されている。

バタム島は、輸出産業の企業であれば、税務上の恩典などがあり、またシンガポールの港湾へのアクセスも良いことから、進出のメリットがある。他方、内需産業の企業にとっては、バタム島から他の関税地域に商品を販売する場合には付加価値税などを納付する必要があり、国内の最大消費地であるジャカルタには遠いため、進出のメリットは少ない。

図表 29-1 バタム島（地図）



（出所）白地図専門店（三角形）より作成

## ②工業団地・日系企業進出動向

島中央部に位置する Batamindo Industrial Park は、シンガポールのセムコープ社が開発・運営する代表的な工業団地であり、日本企業も数多く入居している。特に電気・電子部品製造業が多く集積し、シンガポールを経由して日本やその他の国々に輸出している。一方、特に2018年以降、バタム島の最低賃金や海運コストの上昇、頻発するデモなどを嫌い、事業の縮小や撤退を決める外資企業（日系を含む）も目立つ。なお、日系企業以外では、台湾の和碩聯合科技（ペガトロン）が2019年に同工業団地に入居し、米アップル社「iPhone」向けチップの生産を開始する計画である。

一方、バタム島をインドネシアとシンガポールにとっての「デジタルの架け橋」とする構想が両国政府及び民間企業によって2018年から進められ、2018年3月に情報通信技術（ICT）分野の専門団地「ノングサ・デジタル・パーク（NDP）」が設置されている。同団地では米国アップル社による Apple Developer Academy が開設されており、シンガポールのスタートアップ企業などが入居している模様である。2024年には、観光・医療分野を推奨業種とする新たなSEZがセクパン地区とノングサ地区に設置された。また、同年には NDP が経済特区（SEZ）として拡張指定され、データセンター開発が強化されている。

### (2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

#### 【恩典】

バタム島は、2016年3月に中央政府直轄の経済特区となった。また、バタム島の開発・管理はバタムフリーゾーン監督庁（Batam Indonesia Free Zone Authority : BIFZA）が行っている。日本アセアンセンターによれば、BIFZA は日本事務所も構えている<sup>15</sup>。

2009年10月14日付第39号経済特区法（2020年11月2日付2020年第11号雇用創出法で改正）で、所得税便宜、輸入関税の留保、輸入に係る諸税の不徴収、地方税・課徴金の減免、土地や各種許認可などにおける便宜が供与されると定められた。租税、関税、物品税の取扱についての細則は、2020年12月30日付財務大臣規定2020年237号（No.237/PMK.010/2020）。また、2021年2月2日付大統領規程2021年10号（2021年5月24日付大統領規程2021年第49号で改訂）にて、外資出資規制をはじめとした条件付き投資規定も経済特区には適用されないとされている。

また、バタムは自由貿易地区にも指定されており、自由貿易地区及び自由貿易港に指定された地区（指定期間70年）では、輸入関税、付加価値税、その他輸入に係る諸税が免除される。自由貿易地区/自由貿易港内の事業者は、VAT課税業者登録（PKP）をする必要がなく、自由貿易地区/自由貿易港内での物品の引渡しに係る VAT は免除される。また、海外、他の自由貿易地区/自由貿易港から自由貿易地区/自由貿易港への物品の搬入には、輸入関税と VAT は免除され、前払い法人所得税（PPh22）は不徴収とされる。一方、保税蔵置所、経済特区から自由貿易地区/自由貿易港への物品の搬入には、輸入関税は免除され、VAT と PPh-22 は不徴収とされる。

<sup>15</sup> [https://www.asean.or.jp/ja/invest/country\\_info/indonesia/guide/contact/](https://www.asean.or.jp/ja/invest/country_info/indonesia/guide/contact/)

## ①インフラ・物流

### 【港湾】

港湾については、4つの商港がある。その中で最大の Batu Ampar 港は、水深 6~12 m、積載重量 3.5 万トン級のコンテナ船が入港可能であるが、将来的に 15 万トン級のコンテナ船が寄港できる規模にまで拡張する計画が進行している。また、港湾関連の許認可や手続き、取引などを一本化する新たな物流システム「バタム・ロジスティック・エコシステム」の運用が開始されている。2022 年 1 月には、新たにコンテナ港を建設する計画がインドネシア政府より公表され、2024 年 5 月に着工した。これらの商港のほかに、シンガポールやマレーシア、他の国内港をつなぐフェリーターミナルが 6 カ所存在する（うち、1 カ所は商港と併設）。

### 【空港】

バタム島には Hang Nadim 国際空港がある。インドネシアの国営空港運営会社アンカサ・プラ建設ウイジャヤ・カルヤ、韓国の仁川国際空港公社が参加するコンソーシアムが 2022 年 7 月より同空港の運営を担っている（25 年間）。既存の旅客ターミナルを全面改修し、第 2 旅客ターミナルを新設、進行中の貨物ターミナルの開発・管理を引き継ぐほか、空港内施設の整備も実施。路線の拡充にも注力する計画である。バタム島からインドネシアに入国する外国人の数は、バリ、首都ジャカルタに次いで多い。

### 【電力】

バタム島では、国有電力会社である PLN の他、民間の電力会社も電力を供給しており、電力供給は比較的安定している。停電はあまり発生していない。

### 【水道】

島内に大きな川や湖など天然の水源がないため、大規模な貯水池を作り水道水を供給している。

### 【道路】

道路事情については、ジャカルタのような渋滞が発生することはなく、車での移動はスムーズである。バタム島自体がそれほど大きくなく、各工業団地から港湾や空港までの所要時間も 30 分から 1 時間程度である。

## ②労働事情

### 【人材】

2019 年 6 月の日系企業に対するヒアリングでは、一般ワーカーに関しては、求人広告を掲示すれば求人数を大きく上回る数の就職希望者がすぐに集まるため、人材確保にはそれほど苦労していないとのコメントが得られた。

そのため、採用にあたっては「正社員」ではなく「契約社員」として最低賃金近辺での採用が一般的であり、契約期間（最大5年間）満了をもって新たに人材を採用する形をとっている企業が多い。一方で、英語が話せるマネージャークラス人材の採用は難しいとのことである。2011年には労働者1万人以上が参加する抗議活動が発生するなど、かつてバタム島では毎年のように労使紛争が起きており、多くの企業の生産活動に影響を及ぼしていた。しかし、2019年6月時点に日系企業を訪問した際には、各社とも、深刻なデモなどはしばらく発生していない様子であった。労使で定期的な話し合いを設け、職場環境に関する不満の解消に努めるなど、工夫しているようだ。

### 【賃金】

バタム市の2024年の最低賃金は月額469万ルピアである。この水準はジャカルタ（同507万ルピア）に近い。

## ③生活環境

### 【食事】

インドネシア資本の大型スーパーマーケットやカルフール、コンビニエンスストアも進出している。和食レストランも5～6軒あり、2019年に正式オープンしたGran Batam Mall（ショッピングモール）内には2025年1月時点でユニクロや吉野家も出店している。

### 【一般】

ゴルフ場も複数あり、単身者にとっては比較的住みやすいとの声もある。ただし、インターナショナル・スクールはあるものの、日本人学校はなく、医療レベルも高いとはいえないことなどから、家族とともにバタム島に赴任する例は多くはないようである。シンガポールがすぐ近くであることから、家族はシンガポールに居住し、日本人駐在員のみ平日はバタム島に居住、週末にシンガポールに戻って家族と過ごすケースも見られるようだ。



バタミンド工業団地入居企業の外観



Gran Batam Mall の外観

## 2. 主要工業団地

バタム島（No.14はビンタン島）に立地する主要工業団地を以下の表にまとめた。

No.	工業団地名	Address
1	Cammo Industrial Park	Cammo Building, Cammo Industrial Park Jl. Letjen Soeprapto Pulau Batam
2	Citra Buana Industrial Park	Citra Buana Building No. 1 Seraya, Pulau Batam 29454
3	Executive Industrial Park	Jl. Engku Putri, Complex Executive Industrial Park Blok.1 No.1 Batam Centr
4	Indah Industrial Park	Jln. Hang Kesturi Km. 4, Kabil – Batam 29467
5	Latrade Industrial Park	Latrade Industrial Park – Tanjung Uncang Batam 29422
6	Pambil Industrial Estate	Pambil Plaza, Jl Ahmad Yani, Muka Kuning Batam 29433
7	Puri Industrial Park 2000	Jl. Imam Bonjol Blok A No. 7-8-9 Komplek Sakura Anpan – Kota Batam
8	Sarana Industrial Point	Jl. Engku Putri, Komplek Sarana Industrial Point, Blok A No. 12A, Batam Centre
9	Taiwan International Park	Taiwan International Park Kabil Centre, JL. Hang Kesturi, No. 1, Batam
10	Tunas Industri Kabil	Jl. Engku Putri Ruko 1A No. 10 Batam Centre, Pulau Batam
11	Union Industrial Park	Komp. Union Industrial Park Blok AA No. 7-8 Batu Ampar – Batam
12	West Point Maritime Industrial Park	Jl. Bukit Indah Raya III No. 57 Sukajadi – Batam
13	Batamindo Industrial Park	Wisma Batamindo, Jl. Rasamala No.01, Mukakuning, Batam 29433, Kepulauan Riau
14	Bintan Inti Industrial Estate	Jl. Tanjung Lobam, Wisma BI E Lobam – Bintan

(出所) BKPM "Indonesia Investment Guidebook 2022"

## 第30章 地域編⑥：スマトラ

### 1. 地域概要

#### (1) 概要

##### ①インドネシア国内における経済的地位

スマトラは、インドネシアの西端に位置する4大島の1つで、島としては世界第6位の面積を有している（約48万km<sup>2</sup>、日本の約1.3倍）。形状は北西から南東に細長く、南西はインド洋に、北東はマラッカ海峡と南シナ海に面し、ほぼ中央を赤道が走る（図表30-1）。

スマトラは10州（アチェ州、バンカ・ブリトゥン州、ブンクル州、ジャンビ州、ランプン州、リアウ州、リアウ諸島州、西スマトラ州、南スマトラ州、北スマトラ州）からなる。スマトラ最大の都市は北スマトラ州の州都メダン市で、同国の5大都市の1つである。

図表 30-1 スマトラの位置



（出所）白地図専門店（三角形）より作成

スマトラは、オランダ植民地時代の19世紀後半からタバコ、コーヒー、ゴム、茶、胡椒、カカオ、パームオイルなどのプランテーション栽培が活発に行われている。森林資源にも恵まれ、木材関連産業も発達している。また、天然資源が豊富で、石油、天然ガス、錫、ボーキサイト、石炭などが産出されている。

これらの点から、スマトラ進出に関しては、天然資源開発や農作物の大規模栽培を目的とした進出であれば、一定のメリットがあるといえる。一方、輸出型製造業にとっては、裾野産業の発達が遅れていること、一大消費地ジャカルタと離れていることなどにより、進出の魅力度はジャワと比較すると、やや低いといえよう。

## ②工業団地・日系企業進出動向

2023年のスマトラの海外直接投資(FDI)の受入総額(実行ベース)は約62億ドル(インドネシア全体の12.4%相当)である。州別に見ると、リアウ州(20.4億ドル)が最も多く、南スマトラ州(14.8億ドル)、北スマトラ州(11.8億ドル)、リアウ諸島州(7.6億ドル)となっている。

インドネシアの豊富な資源はスマトラ島に集中していることもあり、日系企業の進出動向を見ても商社やプラント企業によるインフラ開発、資源関連プロジェクトが多く実施されている。一方、シンガポールに近いバタム島は、製造業の加工拠点としての魅力もあり、製造業への進出が多く、中でも電気機器メーカーが目立っている。

北スマトラ州に位置するメダン工業団地は、インドネシア財務省、北スマトラ州政府、メダン市の共同出資による開発公社(PT Kawasan Industri Medan)が運営する工業団地であり、総面積、進出企業数でスマトラ最大級の工業団地となっている(バタム島を除く)。ただし、バタム島を除けば、現状、スマトラに進出している日系企業は少ない。

### (2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

スマトラにおいては、アチェ州サバン島が自由貿易地域(FTZ)に、リアウ州のナツナ島とアチエ州サバンの2地域が経済統合開発地域(KAPET)に指定されている。このため、これらの地域へ進出した場合は優遇措置を受けることができる。また、スマトラでは、KEK Arun Lhokseumawe(アチエ州)、KEK Sei Mangkei(北スマトラ州)、KEK Galang Batang SEZ(リアウ諸島州)、KEK Batam Aero Technicの4つの経済特区(SEZ)が稼動している。経済特区内で事業を行う企業は、所得税や付加価値税、奢侈税の優遇や、許認可の便宜措置が付与される。

## ①インフラ・物流

### 【空港】

スマトラには国際空港が5つある。北スマトラ州メダン市のクアラナム国際空港、北スマトラ州北タパヌリ県のラジャ・シンガマンガラジャXII空港、西スマトラ州パダンのミナンカバウ国際空港、南スマトラ州パレンバンにあるスルタン・ムハンマド・バダルディン2世国際空港、アチエ州スルタン・イスカンダル・ムダ国際空港である。クアラナム国際空港は、航空需要の増加に伴い、2013年7月にそれまでのポロニア国際空港に代わって開港した。

### 【市内交通】

メダン市内では、近年、車が増えており、時間帯によっては渋滞が見られる。

### 【電力】

国営電力会社PLNが電力供給を行っている。北スマトラ州サルーラ地区や南スマトラ州ランタウ・デタップで日本企業が地熱発電プロジェクトに参画している。

## ②労働事情

### 【人材】

スマトラの人口は約 6,152 万人（同国全体の 21.8%）である。2024 年 8 月の失業率は、アチェ州で 5.75%、北スマトラ州で 5.60%、西スマトラ州で 5.75%、リアウ諸島で 6.39% と、アチェ州、北スマトラ州、西スマトラ州、リアウ諸島は全国平均（4.91%）より高い。このため、ワーカーの採用に際し、人材不足の問題はないと考えらえる。

### 【賃金】

スマトラ島の各州の賃金水準は全国平均を上回っている。2024 年の月額最低賃金では、バンカ・ブリトゥン州の 364 万ルピアがスマトラ島内で最高である。この他、アチェ州（346 万ルピア）、南スマトラ州（346 万ルピア）、リアウ諸島州（340 万ルピア）となっている。

## ③生活環境

### 【一般】

北スマトラ州の州都メダン市はインドネシア第 5 の大都市で、生活環境は比較的整っている。

### 【食事】

多くはないが日本食レストランがあり、寿司を提供するレストランや、ラーメン店もある。その他中華料理店、韓国料理店、タイ料理店などがある。

### 【教育】

日本人学校は 2002 年に廃校となっており、現在、開校している日本人学校はない。インターナショナル・スクールでは、国際バカロレア認定を受けた小・中学校課程を提供する “Medan Independent School” が 1969 年から開校している。

### 【住居】

住環境面では、メダン市のポロニア地区が外国人が多く居住する高級住宅街として知られる。

### 【治安】

同地域最大都市であるメダン市はインドネシア内でも特に治安の悪い都市と言われている。また、反政府組織の活発であったアチェ州では、独立派組織「自由アチェ運動」（GAM）による大規模な独立運動が行われた。2005 年 8 月に政府との間で正式に和平合意がなされた。

日本の外務省の「海外安全ホームページ」では、アチェ州について「インドネシア国内で唯一イスラム法（シャリア）が厳格に適用されている地域であり、外国人であっても、他の地域では許される行為（例えば、公の場での飲酒、露出の多い又は体のラインが出る服装（女性）、短パン（男性）、婚姻前の男女が2人きりになること等）が取締りの対象となる可能性がありますので注意が必要です。」との治安情勢情報が発出されている（2025年8月現在）。

### 【その他】

日本人会（メダン・ジャパンクラブ）があり、親睦会や、企業見学会などのイベントが開催されている模様である。

## 2. 主要工業団地

スマトラ島に立地する主要工業団地を以下の表にまとめた。

No.	工業団地名	Address
1	Sei Mangkei Industrial Park SEZ	Jl. Kelapa Sawit II No. 1 KEK Sei Mangkei, Kec. Bosar Maligas, Kab. Simalungun, Prov. Sumatera Utara.
2	Medan Industrial Estate	Wisma KI M, Jl. Pulau Batam No. 1 Komplek KIM Tahap II, Medan 20 242, Sumatera Utara
3	MedanStar Industrial Estate	Jl. Medan – Lubuk Pakam km 19, Tanjung Morawa
4	Padang Industrial Park	Komplek Kawasan Industri Padang Jl. By-Pass Kec. Batang Anai, Kab. Padang Pariaman, West Sumatera
5	Dumai Industrial Estate	Jl. P. Sumatera No. 1, Kawasan Industri Dumai, Pelintung –Medang Kampai, Dumai

（出所）JETRO「インドネシアの工業団地・SEZ情報」、BKPM “Indonesia Investment Guidebook 2022”

## 第31章 地域編⑦：カリマンタン

### 1. 地域概要

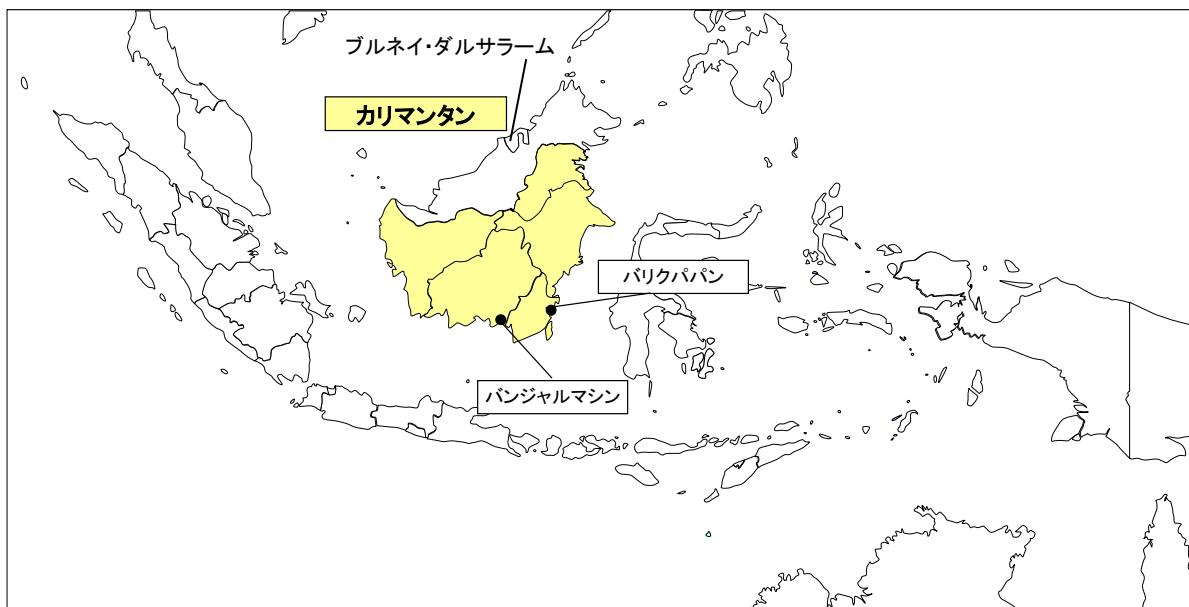
#### (1) 概要

##### ①インドネシア国内における経済的地位

カリマンタンは、インドネシアの中部に位置するボルネオ島の一部である。島全体の面積は島全体の面積は 74.3 万 km<sup>2</sup> で、インドネシア領はこの内の 53.5 万 km<sup>2</sup>（日本の約 1.4 倍）を占める。同島中部でマレーシアと国境を接し、また同島北部にはブルネイ・ダルサラーム国がある（図表 31-1）。

カリマンタンは行政上、5 州（西カリマンタン州、中部カリマンタン州、南カリマンタン州、東カリマンタン州、北カリマンタン州）から構成される。また、カリマンタンは天然資源が豊富で、石炭、石油、天然ガス、鉄鉱石、ボーキサイト、金などが産出される。

図表 31-1 カリマンタン（地図）



（出所）白地図専門店（三角形）より作成

これらの特徴から、内資・外資両方によって東カリマンタン州バリクパパンなどを中心に天然資源開発を目的とした進出が活発である。また、「東洋のベニス」と呼ばれる南カリマンタン州都のバンジャルマシン、オランウータンが生息するタンジュン・プティン国立公園など、観光資源も豊富である。他方、全国平均の 5 分の 1 程度という人口密度の低さと、後述する交通インフラの未整備から販路の構築・維持が難しいため、地域内の消費市場を狙った事業進出はいまだ限られたといえる。ジャカルタからカリマンタン東部へ首都を移転する法案が 2022 年 1 月、可決した。新首都名は「ヌサンタラ」である。

2025年5月時点で、民間企業6社と協定を締結し、累計投資額は約65兆7,300億ルピアに達する見込みである。

## ②工業団地・日系企業進出動向

2023年のカリマンタン地域の外国直接投資(FDI)の受入総額(実行ベース)は41.2億ドルで、全国の8.2%を占めた。同地域の中で最も多くの投資を受け入れた州は東カリマンタン州(13.3億ドル)である。東カリマンタンは石炭、石油、天然ガスといった資源が豊富である。

カリマンタンには高質とされる石油資源が賦存するため、国営石油企業プルタミナ、トタル、シェブロンなどのオイルメジャーをはじめ、各国の石油開発関連企業の進出が盛んである。日系企業の進出としては、1966年に国際石油開発帝石がインドネシア政府と同地域マハカム沖鉱区の生産分与契約を締結した例が挙げられる(生産分与契約は2017年末で終了)。

マロイバトウタランスカリマンタンは経済特区に指定されており(パームオイル、木材産業など)、ネガティブリストの不適用(規制分野に対する外資出資100%可)、タックスホリデー・タックスアローワンスの優先適用、輸入関税の留保(保税)、輸入に係る諸税(付加価値税、前払い法人税、奢侈税)の不徴収などの便宜が供与されている。また、外資出資規制をはじめとした条件付き投資規定も、経済特区には適用されない。2024年には石炭ガス化加工やエネルギー開発を推奨業種とする東カリマンタン州東クタイ県の「BCIP経済特区」、アルミニウムなどの生産と加工、物流、再生可能エネルギーの開発を推奨業種とする北カリマンタン州ブルンガン県の「マンクパディ経済特区」が新設のSEZとして承認された。

## (2) 進出日系企業から見た事業・生活環境やコスト

### ①インフラ・物流

#### 【空港】

主要都市間は航空網で結ばれている。主な空港は東カリマンタン州バリクパパンのスルタン・アジ・ムハンマド・スレイマン空港、南カリマンタン州バンジャルマシンのシャムスディン・ノール空港などである。前者についてはシンガポールなどに就航している国際空港である。後者は国内線のみが就航している。

#### 【道路】

建設業者不足、湿地帯での建設コスト増などにより、東カリマンタンの主要県でも全般的に道路整備は不十分である。現在、同州都のサマリンダと同州バリクパパンを結ぶ高速道路の開発が進められている。

#### 【電力】

インドネシア電力公社(PLN)の「PLN STATISTICS 2023」によると、2023年の顧客あたりSAIFI(年間停電回数)、SAIDI(年間停電時間)は、西カリマンタン州がSAIFI 13.47回、SAIDI 14.87

時間、南カリマンタン州及び中部カリマンタンが SAIFI 6.88 回、SAIDI 9.53 時間、東カリマンタン州及び北カリマンタン州が SAIFI 9.18 回、SAIDI 11.30 時間となっている。いずれもインドネシア全体の平均より高い。

## ②労働事情

### 【人材】

2024 年のカリマンタン地域の人口は 1,756 万人（同国全体の 6.2%）である。2024 年 8 月時点の失業率は、経済規模の大きい東カリマンタン州で 5.14% と全国平均の 4.91% を若干上回る水準にある。同州では労働市場の供給面での懸念は小さいと考えられる。

### 【賃金】

2024 年の各州の月額最低賃金を見ると、比較的高い水準の北カリマンタン州（336 万ルピア）、東カリマンタン州（336 万ルピア）は全国平均（313 万ルピア）に比較してやや高い（図表 24-7 参照）。

## ③生活環境

### 【一般】

バリクパパンなどは石油産業関連に従事する外国人が多く、生活環境が比較的整っている。東カリマンタン州には大規模なショッピングモールもある。

### 【食事】

和食を食べられるレストランは少ない模様であるが、寿司を提供するレストランが数件ある。

### 【教育】

日本人学校はなく、バリクパパンに Australian International School や Raffles Independent School などのインターナショナル・スクールが開校している。

### 【住居】

バリクパパンの日本人駐在員向け不動産の情報は少ない。なお、ホテルでは、市内に欧州の大手チェーンホテルであるノボテル（Novotel Balikpapan Hotel）がある。

### 【治安】

都市部、郊外とも比較的治安は良いとされているが、2016 年 11 月に東カリマンタン州サマリ

ンダで教会への火炎瓶投擲事件が起こるなど、近年はテロ事件が発生している。また、スハルト政権時に国内移民同化政策に基づきジャワ島などから大量の移住民が送り込まれた経緯から、移住民と先住民との軋轢があるとされる点には注意が必要である。

### 【その他】

東カリマンタン州にはカラオケボックスやゴルフ場がある。

## 2. 主要工業団地

カリマンタンに立地する主要工業団地を以下の表にまとめた。

No.	工業団地名	Address
1	Kaltim Industrial Estate	Wisma KIE Lt.2, Jl. Paku Aji Kav. 79 Bontang Kalimantan Timur 75313
2	Kariangau Industrial Estate	Jl. Bakusi Rahmat No.45, Samarinda Kalimantan Timur - 75111

(出所) BKPM "Indonesia Investment Guidebook 2022"

## 第32章 地域編⑧：スラウェシ、マルク・パプア

### 1. 地域概要

#### (1) 概要

##### ①インドネシア国内における経済的地位

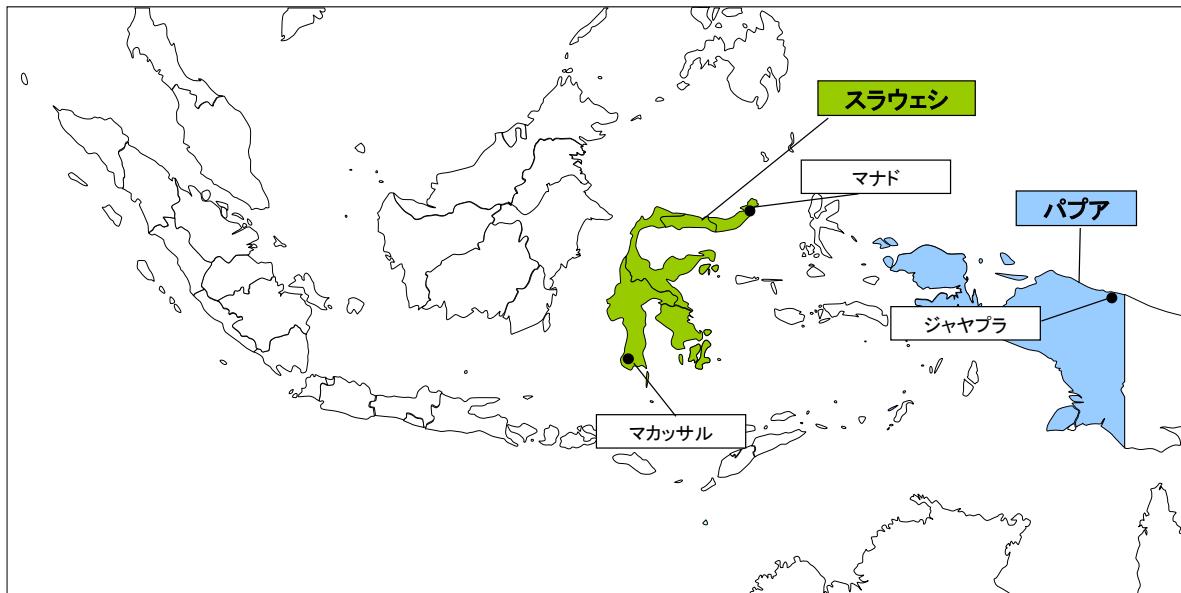
スラウェシは、インドネシアの中部に位置する島の1つで、「蘭の花」とも称される独特の形状を持つ。面積は約19万km<sup>2</sup>と日本の半分程度で、インドネシアの国土面積の9.9%を占める。西にマカッサル海峡を挟んでボルネオ島、東にモルッカ海を挟んでマルク諸島、南にフローレス海を挟んで小スンダ列島、北にセレベス海を挟んでフィリピンと接している。香辛料などの交易の中心地であったスラウェシ島は、17世紀以降海洋進出を果たしたオランダの支配下に置かれたため、現在でもプロテstantの信者が多い（図表32-1）。

スラウェシは、行政上は6州（北スラウェシ州、中部スラウェシ州、南スラウェシ州、南東スラウェシ州、ゴロンタロ州、西スラウェシ州）から成り、南スラウェシ州都のマカッサルが地域の中心都市である。主要産業は農林水産業である。特に農業、水産業の比率が高い。北スラウェシ州はトウモロコシ、玉ねぎ、ジャガイモ、香辛料の一種であるクローブなどの一大産地で、南スラウェシ州ではカカオのプランテーション栽培、マグロ・エビ・カツオなどの水産業が盛んである。

2022年に新たな州が誕生し、インドネシア東端のマルク・パプア地域は、行政上は8州（マルク：マルク州、北マルク州、パプア：西パプア州、パプア州、南パプア州、中部パプア州、山岳パプア州、南西パプア州）から構成される。

地域別では最大の49.1万km<sup>2</sup>の面積を持ち、インドネシアの国土面積の26.0%を占める。州都はパプアニューギニアに近いパプア州のジャヤプラである（図表32-1）。土地の多くがジャングルで覆われているため、産業開発が全般的に遅れているが、特に豊富に存在する天然ガス、銅、金などの採掘や炭・石油・ガス精製業が盛んである。

図表 32-1 スラウェシ、マルク・パプアの位置



(出所) 白地図専門店（三角形）より作成

これらの特徴から、スラウェシでは農業や水産業、マルク・パプアではカリマンタン同様に天然資源開発を目的とした事業展開に、一定のメリットがあると考えられる。他方、1人あたりGDPが両地域とも全国平均に比べて1~2割程度低く、人口密度の低さやインフラの未整備と相まって、消費市場としての魅力は相対的に乏しい。

## ②工業団地・日系企業進出動向

2023年の外国直接投資(FDI)の受入総額(実行ベース)はスラウェシ地域が82.9億ドルであり、マルク・パプア地域が62.9億ドルであり、それぞれインドネシア全体の外国直接投資額の16.5%、12.5%を占めている。スラウェシ地域の中では、中部スラウェシ州(72.4億ドル)がインドネシア全体で最も受入総額が多い州である。次いで南東スラウェシ州(4.5億ドル)と南スラウェシ(3.4億ドル)が続いている。これら3州で全体の96%超を占めている。これは主に中国企業によるニッケル関連投資ゆえによるものである。また、マルク・パプア地域では北マルク州への外国直接投資が多く、北マルク州は地域全体の76.1%に相当する44.9億ドルの投資を受け入れている。

これらの地域に対する日本企業の進出は少ない。外務省の海外進出日系企業拠点数調査(2024年10月1日時点)によると、スラウェシ、マルク・パプア両地域(在マカッサル領事事務所管轄地域)に進出する日本企業の数は合計10社に過ぎず、インドネシアに進出している日本企業全体(2,409社)の1%にも満たない。進出企業として、南スラウェシ州マカッサルに進出し、仏壇の製造を行っている丸喜株式会社などが挙げられる。最近の進出事例では、2021年12月に、海外事業のマネジメントを行っている株式会社ケンドマネジメントが、南スラウェシ州のマカッサル市に現地法人PT Kenndo Fisheries Indonesiaを設立した。

BKPMのIndonesia Investment Guidebook 2022によると、スラウェシ地域には8カ所、マルク・

パプア地域には2カ所の工業団地がある。

## (2) 進出自日系企業から見た事業・生活環境やコスト

スラウェシ、マルク・パプアに関するインフラ・物流、労働事情、生活環境、その他については以下の通りである。

### ①インフラ・物流

#### 【空港】

主要空港はマカッサルのスルタン・ハサヌディン国際空港（マレーシアなどへ就航）、マナドのサム・ラトゥランギ国際空港（シンガポールなどへ就航）、ジャヤプラのセンタニ空港（国内線のみ）である。スルタン・ハサヌディン国際空港については、2025年までに第3滑走路と第2ターミナルを整備する拡張計画が立てられていたものの完成報告は確認されていない。

#### 【港湾】

スラウェシ地域のマカッサルはスカルノ・ハッタ港、同じくマナドはビタン港とそれぞれ近接しており、国際物流の拠点として重要な位置を占める。スカルノ・ハッタ港では2014年の自動車専用ターミナルの設置や2016年の港湾業務管理システムの導入など、拡張と改良が行われている。

#### 【電力】

インドネシア電力公社（PLN）の「PLN STATISTICS 2023」によると、2023年の州別の電化率は、北スラウェシが99.36%、南スラウェシが96.90%、西パプアは89.12%となっている。

### ②労働事情

#### 【人材】

スラウェシ地域の人口は2,081万人（同国全体の7.4%）である。2024年8月時点の失業率は、最も高い北スラウェシが5.85%となっており、全国平均（4.91%）を上回っている以外は、2～4%台と比較的低い。マルク・パプア地域の人口は905万人（同国全体の3.2%）であり、人口の半分近くを占め、GDPの面でも中心であるパプア州の失業率は6.48%で全国平均よりも高い水準となっている。

#### 【賃金】

2024年の最低賃金では、スラウェシ地域の中で北スラウェシ州が最も高く355万ルピア、次いで南スラウェシ州（343万ルピア）が高い。マルク・パプア地域では南西パプア州、パプア州、南パプア州、中部パプア州、山岳パプア州がいずれも402万ルピアと高い。

### ③生活環境

#### 【一般】

マカッサルは全体的に都市化が進んでおり、ショッピングモールも複数存在し、ユニクロも進出している。また、高速道路の料金支払や社会保障の給付が電子化されたことなどから、マカッサルでは現金以外での決済の普及も進んでいる模様である。2019年10月には、日本工営がマカッサルとの間でスマートシティ開発に関する覚書を交わし、交通分野や遠隔医療をはじめ、公共サービス向上に向けた協力を実施している。一方で、インドネシア都市計画協会（IAP）が2017年に実施した主要26都市の住みやすさに関する調査では、マカッサルは最下位（26位）で、満足度は55.7%であった。なお、1位は中部ジャワ州のスラカルタ（ソロ）で、満足度は66.9%である。

#### 【食事】

日本食を提供できるレストランは多くはないが、うどんチェーンの「丸亀製麺」は、マカッサルに進出している。また、和食レストランとして、「Koi Japanese Restaurant」、「Sushi Tei」、「Shogun Restaurant」などの人気が高い模様である。

#### 【教育】

いずれの地域にも日本人学校ではなく、外国人の子弟向けにマナドの Manado Independent School やマカッサルの Makassar International School などが開校している。

#### 【住居】

マカッサルやマナドではサービスアパートがいくつか利用可能であり、ホテル予約サイトからの予約も可能である。

#### 【治安】

日本国外務省の「海外安全ホームページ」の中で中部パプア州及び山岳パプア州には危険度レベル2：「不要不急の渡航は止めてください」が発出されており、2025年8月4日時点で有効となっている。

パプア州と西パプア州では分離独立を求める声があり、一部の地域では治安当局との衝突などが散発的に発生している。特にパプア州の当該地域周辺では、OPM（パプア分離独立運動グループ）と見られる武装集団が治安当局などを襲撃する事案が散発的に発生している。

中部スラウェシ州ポソ県は、1998年末に起こったイスラム教徒住民とキリスト教徒住民間の衝突以降の不安定な状況は沈静化したが、同県郊外の山岳地帯にイスラム過激派が拠点を作り、治安部隊や地元住民を襲撃する事件が発生したため、治安当局による掃討作戦が実施されている。残党が潜伏している可能性があり、不要不急の渡航を止めるよう求められている。

### 【その他】

スラウェシ地域には北スラウェシ日本人会と南スラウェシ日本人会がある。

愛知県の医療法人「偕行会グループ」が2017年5月にマカッサルのインドネシア国立ハサヌディン大学病院と覚書を交わしたほか、2019年6月にはコラカ県と「国際医療連携に関する覚書」を、同年10月には西スラウェシ州と「病院運営及び人材育成に関する覚書」を締結しており、医師・医療従事者の交流、透析医療での医療技術指導・共同研究、医療ツーリズムでの相互情報提供・患者受入について提携・協力をしている。なお、同グループはジャカルタにクリニックを有し、南スラウェシ州内のパレパレ市では透析医療技術の提供を行っている（2017年5月27日付け偕行会グループのプレス・リリースより）。

## 2. 主要工業団地

スラウェシ島、マルク・パプアに立地する主要工業団地を以下の表にまとめた。

### 【スラウェシ】

No.	工業団地名	Address
1	Makassar Industrial Estate	Jl. Perintis Kemerdekaan Km .15 Daya, Makassar
2	Kawasan Industri Morowali	Jl. Trans Sulawesi, Desa Fatufia, Kec. Bahodopi, Kab. Morowali, Sulawesi Tengah, 94974
3	Kawasan Industri Weda Bay	Central Weda District & North Weda District, Central Halmahera Regency

（出所）BKPM “Indonesia Investment Guidebook 2022”

## 付録1 進出企業へのアドバイス

既に進出している日系企業から、インドネシアに進出を検討する企業へのアドバイスを以下に紹介します。

### ■ インドネシア進出における心構え

インドネシアへの進出を検討する場合は、すでに進出している日系企業に事前に相談することをおすすめします。既進出企業は、どの会社も何らかの失敗経験を持っています。自分だけにうまい話が来た、と思わず、既に進出している日系企業の駐在員に相談し、騙されないように策を講じてください。インドネシア現地においては、同業他社はライバルではなく、同じ船に乗って同じ悩みを持った仲間です。何らかの契約書にサインをしてしまってからでは遅いので、ぜひその前に日系企業に相談をしてください。

### ■ 改革スピードは早くなつたが、修正も多い

インドネシアの官僚は優秀ですが、豊富な実務経験があるわけではないので、企業の立場からすると「理念ばかりが先行していて、現場の状況が分かっていない」と見受けられるような規則などが作られている印象があります。このため、公布された規定についても、後になって修正されることが少なくありません。

プラボウォ・スピアント大統領は、迅速な意思決定と強いリーダーシップを特徴としつつも、包摂的な政策への転換を模索しています。企業サイドとしては、政策のスピード感や国家主導の経済戦略に期待が持てる一方で、行政担当者の調整能力には依然として課題が残されています。

ある日突然、法令などが公布・施行されていたということも珍しくありません。インドネシアでは法律はどうなるか分からないものという割り切りも必要です。現地スタッフや日本人商工会（ジャカルタ ジャパン クラブ）など、様々なツテを頼って、一つ一つ情報を確認しながら物事を進めると良いと思います。

### ■ パートナー探しが重要

インドネシア市場に入り込むには、一定規模以上のローカルパートナーを見つけることが重要です。よっぽど差別化できる商材でない限りは、パートナー無しで進出することは難しいと思います。また、パートナー探しにおいては、水先案内人が必要になります。既に進出している日系企業などに相談して、パートナー探しをすることをおすすめします。

## 付録2 よくある質問 (FAQ)

### (1) インドネシアへの進出を考えていますが、まず、どこから情報を入手すれば良いでしょうか？

インドネシア投資・下流化省／BKPM の日本事務所（インドネシア投資促進センター）が東京にあります。当事務所のサービス内容は、①インドネシアへの直接投資に関するアドバイスの提供、②許認可申請のサポート、③現地パートナーとのマッチング、④他の政府機関への橋渡し、です。

当事務所は日本語のウェブサイト (<http://www.bkpm-jpn.com/ja/>) を開設しており、インドネシア投資の概略、投資に関連する法令、投資に係る申請フォームやチェックシート、その他投資の参考となる各種資料を提供しています。連絡先は以下となります。

インドネシア共和国投資・下流化省日本事務所/インドネシア投資促進センター (IIPC Office in Tokyo)

所在地：〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 16 階

電話： 03-3500-3878

E-mail : [bkpm521@bkpm-jpn.com](mailto:bkpm521@bkpm-jpn.com)、[iipctokyo@gmail.com](mailto:iipctokyo@gmail.com)

### (2) インドネシア国民の多くがイスラム教徒だと思いますが、労務面で気を付けるべきことにはどのようなことがあるでしょうか？

インドネシアでの雇用や労働に関する規定は、労働に関する法律（2003 年制定）に基づきます。基本的にはこれらの法令を順守することを心がけてください（詳細は「第 7 章 主要関連法規」参照）。

日々の会社運営にあたって留意すべき点は、食事とお祈りに対する配慮です。イスラム法上では、イスラム教徒が豚肉やアルコールを口にすることは禁止されており、食肉はイスラム教の戒律に従って処理されたものでないと食べられません。このため、ハラル（イスラム法上で合法的なものや行為のこと）の認証を受けた製品での食事提供が求められます。また、イスラム教徒の方々は 1 日 5 回のお祈りをするため、使用者は労働者に対し十分なお祈りの時間を与える義務があります。また、男性のイスラム教徒は金曜日のお昼はモスクで礼拝を行うため、これらの活動に配慮した生産シフト体制を組むことも大切です。

また、諸手当に関する留意点として「レバラン・ボーナス」が挙げられます。レバラン・ボーナスは「宗教大祭手当 (Tunjangan Hari Raya : THR)」と呼ばれる手当で、イスラム、カトリック、プロテstant、ヒンズー、仏教、儒教の各宗教の大祭日に合わせ、「固定給」の 1 カ月分の支給が義務付けられたものです。

2016年3月には「労働大臣規程2016年第6号」が公布され、その内容の一部が改訂されました。従前は従業員の勤続期間が3ヵ月以上でなければTHRの支給対象外でしたが、改訂により、同期間は1ヵ月以上となりました。同規定では大祭日の7日前までの支給が義務付けられていますが、宗教大祭には多くの人が帰省するため、労働省では14日前までの支給を企業側に求めている点にも留意を要します。2021年2月2日付政令2021年第36号においてTHRについて勤続1ヵ月以上の労働者で、勤続1年を超える労働者に對し固定賃金の1ヵ月分以上、勤続1年未満の場合は、勤続月数×賃金1ヵ月分/12で算定すること。宗教大祭30日前からの期間に雇用関係が終了した労働者や従業員らもTHRを受け取る権利があり、支給が遅れた場合は5%の罰金がつくことが定められています。

### (3) インドネシアでは外資規制がよく変わると聞きますが、どの位の頻度で変わるのでですか？

インドネシア政府は、2021年3月に投資に関する新たな規制として大統領規程2021年第10号を施行しました。これによって、2016年大統領令第44号で規定されていた投資規制分野（ネガティブリスト）は失効して、外資規制は大幅に緩和されています。以前は外資上限67%以上としていた卸売業などが100%解放されたほか、中小企業・協同組合に留保される事業分野及びパートナーシップが義務付けられる事業分野は145業種から89業種に削減され、外資比率規制など特定の要件を持つ事業分野は350業種から46業種に大幅に削減されています（詳細は「第10章 外資規制業種」参照）。次回のネガティブリスト改正の時期は未定です（2025年9月時点）。

### (4) インドネシアの生活環境（教育、医療、娯楽）を教えてください。

教育面では、インドネシアにはジャカルタ、スラバヤ、バンドン、チカラーンに日本人学校があります。日本人学校は小学1年生から中学3年生までが対象ですが、ジャカルタ、スラバヤ、バンドンには幼稚部があります。インターナショナル・スクールや現地校の情報は日本国外務省のウェブサイトの「諸外国・地域の学校情報」に掲載されており、インドネシアでは25の学校が紹介されています。

#### （ウェブサイト）

ジャカルタ日本人学校：<http://www.jjs.or.id/>

スラバヤ日本人学校：<https://surabayajapaneseschool.edumap.jp/>

バンドン日本人学校：<http://www.bjs.sch.id/>

チカラーン日本人学校：<https://cjs.or.id/>

日本国外務省「諸外国・地域の学校情報」：

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world\\_school/index.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/index.html)

また、同省ウェブサイト上にはインドネシアの医療面の情報も「世界の医療情報」として掲載されています（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/asia/indonesia.html>）。

当資料には、ジャカルタ首都圏、バンドン市、スラバヤ市、デンパサール市、マカッサル市、メダン市の病院情報が記されています。ただし、現地の日本人駐在員へのヒアリングによると、現地の医療の質に対する不安を感じる方も多くいらっしゃいました。特に手術を要するような病気の場合は、日本かシンガポールの病院を勧める意見がほとんどでした。また、2016年以降、外国人医療従事者の規制が導入されたため、日本人スタッフや日本語が話せるスタッフがいるような日本人向けの病院でも、日本人の医師や歯科医師による診察を受けることはできません。

娯楽に関しては、日本人駐在員の多くの方がゴルフを楽しんでいるようです。

近年は日本の外食チェーンもインドネシアに数多く進出しており、日本食を手軽に楽しめるようになりました。しかし、出店の多くがジャカルタに集中しているため、地域によってはまだまだ日本食レストランが少ないところもあるようです。

#### (5) インドネシアの治安に関する情報はどこで入手できますか？

全国的な治安・災害・疾病などに関わる安全情報は、基本的に日本国外務省の海外安全ホームページ（[http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo\\_002.html#ad-image-0](http://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_002.html#ad-image-0)）または在インドネシア日本国大使館（[http://www.id.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)）ホームページで入手可能です。

また、同大使館とジャカルタ・ジャパン・クラブが作成した「安全の手引き－インドネシアで安全に暮らすために－」（[https://www.id.emb-japan.go.jp/anzen2020\\_A4.pdf](https://www.id.emb-japan.go.jp/anzen2020_A4.pdf)）や「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」

（[https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\\_info/golgo13xgaimusho.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html)）も参考になります。

更に、渡航前に外務省のたびレジ（<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>）に連絡先を登録すると、緊急時に情報提供を受けることができます。

## 付録3 日本国での相談窓口

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
インドネシア共和国大使館 Embassy of the Republic of Indonesia in Japan <a href="https://kemlu.go.id/tokyo">https://kemlu.go.id/tokyo</a>	〒141-0022 東京都品川区東五反田 5丁目2-9	Tel: 03-3441-4201 Email: <a href="mailto:info@kbritolkyo.jp">info@kbritolkyo.jp</a>
在大阪インドネシア共和国総領事館 Consulate-General of the Republic of Indonesia in Osaka <a href="https://kemlu.go.id/osaka/lc">https://kemlu.go.id/osaka/lc</a>	〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島 6-2-40 中之島インテスビル 22階	Tel: 06-6449-9898 06-6449-9883 Email: <a href="mailto:osaka.kjri@kemlu.go.id">osaka.kjri@kemlu.go.id</a> <a href="mailto:kjri-osaka@indonesia-osaka.org">kjri-osaka@indonesia-osaka.org</a>
在福岡インドネシア共和国名譽領事館 Honorary Consulate of the Republic of Indonesia in Fukuoka <a href="http://www.fukuoka-indonesia.or.jp/">http://www.fukuoka-indonesia.or.jp/</a>	〒810-0001 福岡市中央区天神 1-11-1 九 電工 内	Tel: 050-6861-1642
在札幌インドネシア共和国名譽領事館 Honorary Consulate of the Republic of Indonesia in Sapporo <a href="https://www.nakayamagumi.co.jp/category/idnsapporo/">https://www.nakayamagumi.co.jp/category/ idnsapporo/</a>	〒065-8610 北海道札幌市東区北 19 条 東 1-1-1 株式会社中山組本社内	Tel: 011-741-7111 Fax: 011-742-1781
株式会社国際協力銀行 (JBIC) Japan Bank for International Cooperation <a href="https://www.jbic.go.jp/ja/">https://www.jbic.go.jp/ja/</a>	〒100-8144 東京都千代田区大手町 1-4-1	Tel: 03-5218-3100
独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) Japan External Trade Organization <a href="https://www.jetro.go.jp/">https://www.jetro.go.jp/</a>	〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 12-32 アーク森ビル	Tel: 03-3582-5511
国際機関 日本アセアンセンター (東南アジア諸国連合貿易投資観光促進 センター) ASEAN Promotion Centre on Trade, Investment and Tourism <a href="https://www.asean.or.jp/ja/">https://www.asean.or.jp/ja/</a>	〒105-0004 東京都港区新橋 6-17-19 新御成門ビル 1 階	事務総長室・総務室 Tel: 03-5402-8002 Fax: 03-5402-8003
インドネシア共和国投資・下流化省 日本事務所 (IIPC Office in Tokyo) Indonesian Investment Coordinating Board <a href="http://www.bkpm-jpn.com/ja/">http://www.bkpm-jpn.com/ja/</a>	〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2 富国生命ビル 16 階	Tel: 03-3500-3878 Fax: 03-3500-3879 Email: <a href="mailto:bkpm521@bkpm-jpn.com">bkpm521@bkpm-jpn.com</a> <a href="mailto:iipctokyo@gmail.com">iipctokyo@gmail.com</a>

## 付録4 インドネシア国内での相談窓口

### 1. 日本政府関連機関など

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
在インドネシア日本国大使館 Embassy of Japan in Indonesia <a href="https://www.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">https://www.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a>	Jl. M.H. Thamrin 24 Jakarta Pusat 10350	Tel: 62-21-3192-4308 Fax: 62-21-3192-5460
在メダン日本国総領事館 Consulate-General of Japan at Medan <a href="https://www.medan.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">https://www.medan.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a>	Sinar Mas Land Plaza (Wisma BII), 5th Floor Jl.P.Diponegoro No.18 Medan North Sumatera	Tel: 62-61-457-5193 Fax: 62-61-457-4560 Email: konjen@mn.mofa.go.jp
在スラバヤ日本国総領事館 Consulate-General of Japan at Surabaya <a href="https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a>	Jl. Sumatera 93, Surabaya 60281	Tel: 62-31-503-0008 Fax: 62-31-503-0037
在マカッサル領事事務所 Consular Office of Japan at Makassar <a href="https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/makassar.html">https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/itpr_ja/makassar.html</a>	Jl. Dr. Sam Ratulangi No. 8-10, Makassar, 90125	Tel: 62-411-871-030 Fax: 62-411-853-946 Email: makassarryouji@sb.mofa.go.jp
在デンパサール日本国総領事館 Consulate-General of Japan at Denpasar <a href="https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html">https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html</a>	Jl. Raya Puputan No.170, Renon, Denpasar, Bali	Tel: 62-361-227-628 Fax: 62-361-265-066 Email: denpasar@dp.mofa.go.jp
株式会社国際協力銀行 (JBIC) ジャカルタ駐在員事務所 <a href="https://www.jbic.go.jp/ja/about/jakarta.html">https://www.jbic.go.jp/ja/about/jakarta.html</a>	Summitmas II 5th Floor, Jl. Jenderal Sudirman, Kav. 61-62, Jakarta Selatan	Tel: 62-21-522-0693
独立行政法人国際協力機構 (JICA) インドネシア事務所 <a href="https://www.jica.go.jp/indonesia/office/index.html">https://www.jica.go.jp/indonesia/office/index.html</a>	Senyal Senayan II, 14th Floor Jl. Asia Afrika No. 8, Jakarta 10270	Tel: 62-21-5795-2112 Fax: 62-21-5795-2116
独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO) ジャカルタ事務所 <a href="https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/idn_jakarta/">https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/idn_jakarta/</a>	Summitmas I, 6th Floor, Jl. Jend. Sudirman Kav. 61-62, Jakarta 12190	Tel: 62-21-5200264 Fax: 62-21-5200261

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
ジャカルタジャパンクラブ (JJC) 法人部会 (Corporate Division) The Jakarta Japan Club <a href="https://jjc.or.id/">https://jjc.or.id/</a>	Wisma KEIAI 16th Floor JL. Jend Sudirman Kav.3 Karet Tengsin,Jakarta 10220	Tel: 62-21-572-4321 Fax: 62-21-572-4351 Email: corporate@jjc.or.id
ジャカルタジャパンクラブ (JJC) 個人部会 (Individual Division) The Jakarta Japan Club <a href="https://jjc.or.id/">https://jjc.or.id/</a>	JJC Senayan Center Sentral Senayan I Office Tower 5th floorJl. Asia Afrika No. 8, RT1/RW3, Gelora,Kecamatan Tanah Abang, Kota Jakarta Pusat,Daerah Khusus Ibukota Jakarta 10270	Tel: 62-21-573-1007 Email: kojinbukai@jjc.or.id
海外産業人財育成協会 (AOTS) ジャカルタ事務所 <a href="https://www.aots.jp/">https://www.aots.jp/</a>	12A Floor, Wisma KEIAI, Jl. Jend Sudirman Kav 3 Jakarta 10220	Tel: 62-21-572-4262 62-21-572-4263

## 2. 金融機関

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
三菱 UFJ 銀行 ジャカルタ支店 Jakarta Branch <a href="https://www.mufg.co.id/">https://www.mufg.co.id/</a>	Trinity Tower, 6-9 Fl., Jl. H.R. Rasuna Said Kav. C22 Blok IIB Jakarta 12940	Tel: 62-21-25538300 62-21-30048200 Fax: 62-21-50933491
三井住友銀行 SMBC INDONESIA <a href="https://www.smbc.co.jp/global/asia/id/index.html">https://www.smbc.co.jp/global/asia/id/index.html</a> <a href="https://www.btpn.com/en/hubungi-kami">https://www.btpn.com/en/hubungi-kami</a>	Menara SMBC, CBD Mega Kuningan, Jl. Dr. Ide Anak Agung Gde Agung, Kav 5.5-5.6 Jakarta Selatan 12950, Indonesia	Tel: 62-21-300-26-200 Fax: 62-21-300-26-309 Email: info@btpn.com (Customer Service) International call: 62-21-2450- 5500 Email: btpncare@btpn.com
インドネシアみずほ銀行 PT Bank Mizuho Indonesia <a href="https://www.mizuhobank.co.id/index.html">https://www.mizuhobank.co.id/index.html</a>	Menara Astra, 53rd Floor, Jl. Jend. Sudirman Kav. 5-6, Jakarta 10220	Tel: 62-21-5091-0888 Fax: 62-21-5091-0899 Email: bmi011001@mizuho-cb.com
りそなブルダニア銀行 PT Bank Resona Perdania <a href="https://www.perdania.co.id/">https://www.perdania.co.id/</a>	Jakarta Mori Tower 30 階・31 階・32 階 Jl. Jend. Sudirman Kav. 40-41 Bendungan Hilir, Tanah Abang, Jakarta Pusat 10210, Indonesia	Tel: 62-21-570-1958 Fax: 62-21-570-1936

### 3. 投資行政機関

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
インドネシア 投資・下流化省／BKPM <a href="https://www4.bkpm.go.id/">https://www4.bkpm.go.id/</a>	Jl. Jend. Gatot Subroto No. 44, Jakarta 12190 P.O. Box 3186	Tel: 62-21-5252-008 Fax: 62-21-520-2050 Email: info@bkpm.go.id
BKPM-JICA 投資促進政策アドバイザーオフィス Homma Kumiko	Jl. Jend. Gatot Subroto No. 44 Jakarta 12190, P.O. Box 3186	62 21 5252 008 (代表) 62 807 100 2576 1500-765 (コンタクトセンター) Email: homma.bkpm@gmail.com
投資・下流化省／BKPM 北カリマンタン事務所 North Borneo	Jl. K.H Soetadji No. 1, Kalimantan Utara	Tel: 62 552 2029748 Fax: 62-552-2024153 Email: dpmpfsp.provkaltara@gmail.com
投資・下流化省／BKPM アチェ事務所 Aceh	Jl. Jend. Ahmad Yani No. 39, Banda Aceh - 23122	Tel: 62-651-7554075 Fax: 62-651-23171 Email: investasi@acehprov.go.id
投資・下流化省／BKPM バリ事務所 Bali	Jl. Raya Puputan Niti Mandala Renon, Denpasar	Tel: 62-361-243 804 Fax: 62-361-237 991 Email: dpmpfsp@baliprov.go.id
投資・下流化省／BKPM バンカ・ベリトゥン事務所 Bangka Belitung	Jl. Pulau Bangka Kel. Air Itam Kec. Bukit Intan, Pangkalpinang, Bangka 33148	Tel: 62-717-437706 Fax: 62-717- 422094 Email: dpmpfsp.babel@gmail.com
投資・下流化省／BKPM バンテン事務所 Banten <a href="https://bantenprov.go.id/home">https://bantenprov.go.id/home</a>	Jl. Syech Nawawi Al-Bantani No.1 Kawasan Pusat Pemerintahan Provinsi Banten	Tel: 62-254-8480012 Fax: 62-254-8480012 Email: dpmpfsp@bantenprov.go.id
投資・下流化省／BKPM ベンクル事務所 Bengkulu	Jl. Batang Hari No. 108, Padang Harapan, Bengkulu	Tel: 62-736-21092 Fax: 62-736-21092 Email: dpmpfsp.bengkuluprov@gmail.com
投資・下流化省／BKPM 中部ジャワ事務所 Central Java	Jl. MGR. Soegioprano No. 1, Semarang 50131	Tel: 62-243- 547091 Fax: 62- 243-549560 Email: dpmpfsp@jatengprov.go.id
投資・下流化省／BKPM 中部カリマタン事務所 Central Kalimantan <a href="https://kalteng.go.id/">https://kalteng.go.id/</a>	Jalan. Tjilik Riwut KM. 5,5 Palangka Raya 73112	Tel: 62-536-3231414 Fax: 62-0536-3231454 Email: ptsp.kalteng@gmail.com
投資・下流化省／BKPM 中部スラウェシ事務所 Central Sulawesi	Jl. Cik Ditiro No. 29, Besusu Tengah, Kec. Palu Timur, 94111	Tel: 62-451-421807 Fax: 62-451-458714 Email: shandra.sulteng@gmail.com

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
投資・下流化省／BKPM ジョグジャカルタ事務所 DI Yogyakarta <a href="https://jogjainvest.jogjaprov.go.id/web/">https://jogjainvest.jogjaprov.go.id/web/</a>	Jl. Brigjen Katamso, Komplek THR, Yogyakarta 55213	Tel: 62-274-374022 Fax: 62-274-384827 Email: kp2tsp@jogjaprov.go.id
投資・下流化省／BKPM ジャカルタ事務所 DKI Jakarta	Jl. MT. Haryono Kav. 45-46 Jakarta Selatan	Tel: 62-21-1500164 Fax: 62-21-3841823 Email: bptsp.pengaduan@jakarta.go.id
投資・下流化省／BKPM 東ジャワ事務所 East Java	Jl. Pahlawan 116 Surabaya, Jawa Timur 60244	Tel: 62-31-99092900 Fax: 62-31-99092414 Email: dpmp tsp@jatimprov.go.id
投資・下流化省／BKPM 東カリマタン事務所 East Kalimantan	Jl. Basuki Rachmat No. 56, Samarinda 75117	Tel: (62-541) 743487 Fax: (62-541) 736446 Email: iso.ptspbppmd@gmail.com
投資・下流化省／BKPM 東ヌサ・トゥンガラ事務所 East Nusa Tenggara <a href="https://nttprov.go.id/">https://nttprov.go.id/</a>	Jl. Basuki Rahmat No. 1, Kupang 85117	Tel: (62-380) 821827 Fax: (62-380) 834481 Email: dpmp tsp.nttprov@gmail.com
投資・下流化省／BKPM ゴロンタロ事務所 Gorontalo	Jl. Tengah Desa Toto Selatan Kec. Kabilo Kab. Bone Bolango	Tel: (62-435) 8591278 Fax: (62-435) 8591277 Email: ptsp.provinsigtlo@gmail.com
投資・下流化省／BKPM ジャンビ事務所 Jambi <a href="https://jambiprov.go.id/">https://jambiprov.go.id/</a>	Jl. R.M. Noor Admadibrata No.5 Telanai Pura, Jambi 36124	Tel: (62-741) 62455 Fax: (62-741) 62455 Email: pptprovjambi@gmail.com
投資・下流化省／BKPM ランブン事務所 Lampung	Jl. Doktor Warsito No. 2 Bandar Lampung 35211	Tel: 62-721-482768 Fax: 62-721-482372 Email: dpmp tsplpg@gmail.com
投資・下流化省／BKPM マルク事務所 Maluku	Jl. Pengeringan Pantai Waihaong no.1 Ambon, Maluku, Ambon 97128	Tel: 62-911-353421 Fax: 62-911-310165 Email: ptspmaluku@gmail.com
投資・下流化省／BKPM 北マルク事務所 North Maluku <a href="https://malutprov.go.id/">https://malutprov.go.id/</a>	Jl. Lintas Halmahera Gosale Puncak, Sofifi	Tel: 62-921-3129058 Fax: 62-921-3128648 Email: info.pengaduan@malutprov.go.id
投資・下流化省／BKPM 北スラウェシ事務所 North Sulawesi	Jl. Sam Ratulangi No. 103A, Tj. Batu, Wanea, Manado, Sulawesi Utara	Tel: 62-431-860334 Fax: 62-431-860334 Email: dpmp tsp@sulutprov.go.id

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
投資・下流化省／BKPM 北スマトラ事務所 North Sumatra	Jl. K. H. Wahid Hasyim No. 8A, Merdeka Kec. Medan Baru, Kota Medan, Sumatera Utara 20154	Tel: 62-61-4572953 Fax: 62-61-4564155 Email: dpmpptsp@sumutprov.go.id
投資・下流化省／BKPM パプア事務所 Papua <a href="https://www.papua.go.id/">https://www.papua.go.id/</a>	Jl. DR. Sam Ratulangi No. 32, Jayapura 99112	Tel: 62-967-533600 Fax: 62-967-536943 Email: dpmpptsp.papua@gmail.com
投資・下流化省／BKPM リアウ事務所 Riau	Jl. Jend. Sudirman No. 460 Gdg. Menara Lancang Kuning Lt. 3, Pekanbaru	Tel: 62-761-20212 Fax: 62-761-390117 Email: dpmpptsp@riau.go.id
投資・下流化省／BKPM リアウ諸島事務所 Riau Islands	Komplek Perkantoran Gubernur B1, Lantai 2, Pulau Dompak, Tanjung Pinang	Tel: 62-771-311447 Fax: 62-771-8080031 Email: pelayanan@dpmpptsp.kepriprov.go.id
投資・下流化省／BKPM 南カリマンタン事務所 South Kalimantan	Jl. Bangun Praja. Komplek Perkantoran Sekretariat Daerah Provinsi Kalimantan Selatan	Tel: 62-511-6749344 Fax: 62-511-6749344 Email: dinaspmpptsp@kalselprov.go.id
投資・下流化省／BKPM 南スラウェシ事務所 South Sulawesi	Jl. Bougenville No. 5 Makassar, Sulawesi Selatan 90231	Tel: 62-411-441532 Fax: 62-411-450560 Email: dpmpptsp@sulselprov.go.id
投資・下流化省／BKPM 南スマトラ South Sumatra	Jl. Jend. Sudirman KM 4.5 No. 90, Palembang 30129	Tel: 62-711-411007 Fax: 62-711-411199 Email: dpmpstspprovsumsel@gmail.com
投資・下流化省／BKPM 東南スラウェシ事務所 South East Sulawesi	Jl. Mayjen S. Parman No. 2 Kendari	Tel: 62-401-13126053 Fax: 62-401-13126053 Email: info@dpmpstsp.sultraprov.go.id
投資・下流化省／BKPM 西パプア事務所 <a href="https://papuabaratprov.go.id/">https://papuabaratprov.go.id/</a> West Papua	Jl. Brigjen Marinir Abraham, Manokwari, Papua Barat	Tel: 62-986-212242 Fax: 62-986-212242 Email: dpmpstsppabar@gmail.com
投資・下流化省／BKPM 西ジャワ事務所 West Java	Jl. Sumatera No. 50 Bandung 40115	Tel: 62-22-4237369 Fax: 62-22-4237081 Email: investasi@jabarprov.go.id
投資・下流化省／BKPM 西カリマンタン事務所 West Kalimantan <a href="https://www.kalbarprov.go.id/">https://www.kalbarprov.go.id/</a>	Jl. Ahmad Sood No. 1, Pontianak, Kalimantan Barat 78116	Tel: 62-561-743491 Fax: 62-561-769472 Email: dpm-ptsp@kalbarprov.go.id

名称／URL	所在地	Tel／Fax／Email
投資・下流化省／BKPM 西ヌサ・トゥンガラ事務所 West Nusa Tenggara <a href="https://www.ntbprov.go.id/">https://www.ntbprov.go.id/</a>	Jl. Udayana No. 4, Mataram	Tel: 62-370- 631060 Fax: 62-370- 634926 Email: dpmpfsp@ntbprov.go.id
投資・下流化省／BKPM 西スラウェシ事務所 West Sulawesi <a href="http://www.sulbarprov.go.id/">http://www.sulbarprov.go.id/</a>	Jl. Abd Malik Pattana Endeng, Rangas Mamuju 915111	Tel: 62-426-2325152 Fax: 62-426-2325152 Email: dpmpfsp@sulbarprov.go.id
投資・下流化省／BKPM 西スマトラ事務所 West Sumatra <a href="http://www.sumbarprov.go.id/">http://www.sumbarprov.go.id/</a>	Jl. Setia Budi No.15, Padang	Tel: 62-751-811341 Fax: 62-751-811342 Email: dpmpfspsumbar@gmail.com
バタムフリーゾーン監督庁 (BP バタム) バタム事務所 <a href="https://bpbatam.go.id/en/">https://bpbatam.go.id/en/</a>	Jl. Jend. Ibnu Sutowo No. 1 Batam Centre Batam Kepulauan Riau, Indonesia	Tel: 62-778-462047 Email: humas@bpbatam.go.id
バタムフリーゾーン監督庁 (BP バタム) ジャカルタ事務所	Jl. D.I. Panjaitan Kav. 24, Jakarta Timur, DKI Jakarta	Tel: 62-21-8580009 Fax: 6221-858 0010 Email: prwjkt2020@gmail.com

# 海外投資環境資料のご案内

株式会社国際協力銀行では、海外の投資環境を調査し、その結果を業務参考資料として企業の皆様にご提供しています。

現在下記の資料を刊行しており、冊子形式でご提供するとともに、株式会社国際協力銀行のウェブサイト <http://www.jbic.go.jp/ja/information/investment.html> でも公開しています。資料をご希望の方は、以下の資料請求先にお申し込み下さい。

(参考)



第1章	概観(国土、民族、社会、歴史等)
第2章	政治、外交
第3章	経済概況
第4章	直接投資受入動向
第5章	日本との経済関係
第6章	外資導入政策と管轄官庁
第7章	主要関連法規
第8章	投資形態
第9章	主要投資インセンティブ
第10章	外資規制業種
第11章	許認可・進出手続
第12章	税制
第13章	用地取得
第14章	知的財産権
第15章	環境規制 ほか

NEW	インドの投資環境	(2025. 10月)
NEW	インドネシアの投資環境	(2025. 10月)
NEW	タイの投資環境	(2025. 10月)
NEW	ベトナムの投資環境	(2025. 10月)
	フィリピンの投資環境	(2024. 2月)
	メキシコの投資環境	(2024. 2月)

資料請求先：株式会社国際協力銀行 産業ファイナンス部門  
中堅・中小企業ファイナンス室 総務企画ユニット（中堅・中小企業担当）  
TEL:03-5218-3579（代表）

JBIC ホームページでは  
より充実した情報をご覧いただけます。

<https://www.jbic.go.jp/>  
最新の情報はこちらからご覧下さい。



The background image shows a wide-angle aerial view of a major city's urban sprawl, featuring a dense concentration of buildings, a river with bridges, and a clear blue sky above.

株式会社国際協力銀行（本店）

〒100-8144  
東京都千代田区大手町1丁目4番1号  
TEL: 03-5218-3100  
FAX: 03-5218-3955

東京メトロ東西線「竹橋駅」3b 出口  
東京メトロ「大手町駅」より徒歩 5 分  
(法務・コンプライアンス統括室、IT 統括・与信事務部、監査部、  
リスク管理部：  
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1 丁目 3 番 2 号 経団連会館 14 階  
東京メトロ「大手町駅」C2b 出口)



## 株式会社国際協力銀行（大阪支店）

〒530-0001  
大阪府大阪市北区梅田2丁目2番22号  
ハービスENTオフィスタワー23階  
TEL:06-6345-4100  
FAX:06-6345-4102

JR「大阪駅」西口より 徒歩約 2 分  
JR 東西線「北新地駅」西改札より 徒歩約 4 分  
阪神電鉄「大阪梅田駅」西改札より徒歩すぐ  
Osaka Metro 四つ橋線「西梅田駅」北改札より 徒歩すぐ  
Osaka Metro 御堂筋線「梅田駅」南改札より 徒歩約 5 分  
Osaka Metro 谷町線「東梅田駅」北改札より 徒歩約 6 分  
阪急電鉄「大阪梅田駅」中央改札口より 徒歩約 12 分



[主な掲載情報]  
プレスリリース  
各種お知らせ  
セミナーのご案内  
海外投資環境情報  
各種寄稿・レポート  
環境への取り組み  
各種パンフレット  
年次報告書  
投資家向け情報・・・

## インドネシアの投資環境

発行日 2008年 10月 初版  
2012年 4月 第2版  
2017年 8月 第3版  
2019年 12月 第4版  
2023年 2月 第5版  
2025年 10月 第6版

発 行 株式会社国際協力銀行  
産業ファイナンス部門  
中堅・中小企業ファイナンス室  
〒100-8144 東京都千代田区大手町一丁目4番地1号  
TEL: 03-5218-3579  
FAX: 03-5218-9686

本資料は、株式会社国際協力銀行が有限責任あずさ監査法人（以下、これらを併せて「当行ら」といいます。）との協力の下、インドネシアの投資環境に関し、網羅的ではない一般的な情報を皆様に無償ベースにて提供するものです。本資料は、当行らが信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行らはその正確性・確実性を保証するものではありませんし、本資料の記載内容について、利用者に対して如何なる法的責任も負うものではありません。本資料中の記載事項は、全て本資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。また、本資料中のいかなる内容も将来の投資収益等を示唆あるいは保証するものではありません。ご自身のご判断・責任においてご利用ください。